

ICD NEWS

LAW FOR DEVELOPMENT

法務省法務総合研究所国際協力部報

INTERNATIONAL COOPERATION DEPARTMENT
RESEARCH AND TRAINING INSTITUTE
MINISTRY OF JUSTICE

第21号
2005.5

目次

- 巻頭言** 財団事務局長の仕事振り返って
財団法人国際民商事法センター理事 金子 浩之 …… 1
- 特集**
ベトナム民事訴訟法制定
— 我が国の起草支援 —
国際協力部教官 丸山 毅 …… 5
— 成立の背景と特徴 — (第一審における審理手続を中心として)
九州大学名誉教授・弁護士
ベトナム民事訴訟法共同研究会座長 吉村 徳重 …… 10
— 日本法と比較しての特徴 — (裁判官, 監督審, 緊急保全処分など)
関西大学法科大学院特別任用教授・弁護士
ベトナム民事訴訟法共同研究会委員 井関 正裕 …… 58
— 非訟, 国際民事訴訟及び判決執行手続の概説 —
立命館大学大学院法務研究科教授・弁護士
ベトナム民事訴訟法共同研究会委員 酒井 一 …… 91
資料 第13回ベトナム民事訴訟法共同研究会議事録 …… 106
(ベトナム最高人民裁判所副長官 ダン・クァン・フォン氏を迎えて)
ベトナム民事訴訟法和訳 (仮訳) …… 126
- 国際協力の現場から**
世界を見る目, 感じる心
国際協力専門官 石田 岳史 …… 196
- E~MAIL** …… 105, 195

～ 巻頭言 ～



財団事務局長の仕事を振り返って

財団法人国際民商事法センター

理事 金子 浩之

財団法人国際民商事法センターが平成8年4月に発足して以来、事務局長を務めて参りましたが、この5月に退任するに当たり、法務総合研究所国際協力部報 ICD NEWS の巻頭言に寄稿する機会を与您いただきましたので、9年余りの事務局長の仕事を振り返り感想を書かせていただきました。

私は昭和40年4月に住友商事に入社し、ほぼ30年間（海外駐在延べ約13年間を含め）審査・管理関係の業務を主として担当してきましたが、住友商事がこの財団の設立に協力することとなり、住商から出向という立場で平成8年1月16日から設立準備委員会事務局長の仕事を開始することとなりました。アジア諸国の法制度整備支援を主たる趣旨目的として設立される公益財団の運営ということで、商社環境とは全く角度の異なる世界へ飛び込むことになりましたが、それまでの仕事柄、商社ビジネスに係わる内外の法律・諸制度に接する機会も少なからず経験しており、個人的には社会的、国際的にも重要且つ有意義な新たな一つのプロジェクトの立ち上げに向けて、その一翼を担うことに新鮮さとやりがいを感じることができました。

財団基礎財産の寄附及び役員引き受けには経済各界のご支援を得るとともに、設立準備手続き他全般に渡り法務省関係者のご協力をいただき、2ヶ月あまりで設立発起人会開催に漕ぎ着けることができました。その後、4月16日設立許可を取得（当財団設立日）し、5月22日には長尾立子法務大臣を始めとする来賓をお迎えし、設立記念式典が盛大に挙行され財団の第一歩を踏み出すこととなりました。

当財団の事業の主体は、JICA の無償援助枠にて実施されるアジア諸国に対する民商事法分野での法整備支援事業の運営事務について JICA から業務委託を受け、支援事業の実施主体となる法務総合研究所国際協力部を始めとし、学術、法曹、企業等の関係者の方々と密接な連携の基に事業の円滑な推進に寄与することにあります。当初は、ベトナムのほか対象国の司法関係者に対する本邦研修が主たる事業でありましたが、相手国との関係が密接になるに伴い、法制度改革に必要な分野での具体的支援が要請されることとなり、ベトナム民法改正、カンボジア民法、民事訴訟法草案作成等4～5年に渡る支援事業が実施され、更に最近では法曹養成の分野に重点が広がって来ております。これまで9年間に渡り来日した研修員や、

各プロジェクトに参加した立法，司法スタッフ等日本の支援事業に関係を持った相手国の関係者の人数はぼう大なものとなっており，既にこの中から現地政府や裁判所，検察庁の中樞を担う立場の方も出ており，5年，10年後には更に増加すると思われ，将来的にその様な方々と日本の法曹，学術関係者との交流が一層深まることが期待されますが，双方の間に立ち交流の場を設け，友好関係の維持・増進に寄与することも当財団の役目の一つかと考えます。

これらの事業の実施のため，日本側で研究会や作業部会が目的毎に組成され，多数の学者，法曹界の方々に参画いただいております，またベトナム，カンボジアに滞在し現地司法機関に対し指導，調整の仕事を行われる長期専門家の方々等，これらの関係者皆様の献身的なご協力があったからこそ事業目的を達成，成果を上げることが出来ているものと言え，そのご努力に対し頭の下がる思いであります。

支援対象国で法の支配が確立するためには，法制度の整備だけでなく経済・社会・教育等が全体として向上することが不可欠の要素かと思えます。そういう観点から見ますと，日本が相手国に対し経済や文化を含めた総合的な関係を深めパイプを太くすることが望ましいことであり，その一環として法整備支援を位置づけ必要法令の整備，運用システムの構築，人材育成等の支援を更にきめ細かく継続することが，支援の効果を最大限高め，それが巡りめぐって日本の国益に資するものとなると確信しております。また，アジアにおいても二国間或いは多国間の自由貿易協定の締結が動き出しており，更に共同市場経済圏形成も遠いことでないと予測され，関係各国が共通の法的基盤を持つことの必要性は益々高まり，その歴史的な流れの中で日本が法整備の分野で貢献する余地は充分あると考えられます。

当財団は JICA 事業とは別に，法務総合研究所と協力し日中民商事法セミナー，日韓パートナーシップ研修，アジア・太平洋諸国法制度調査研究，同シンポジウム等アジア諸国と民商事法分野で相互に役立つ事業を企画し，これを通じて交流・友好を深めています。

日中民商事法セミナーは，財団設立後間もなく，当財団伊藤正前会長と国务院国家経済体制改革委員会李鉄映主任との間で協力合意がなされ，これまで日本，中国を交互に開催場所として9回実施されてきました。その時々に関催地側の関心の高いテーマを取り上げており，両国にとって有意義なセミナーとして継続しております（中国政府の組織改革があり現在の中国側当事者は国务院国家発展・改革委員会に引き継がれています。）。

日韓パートナーシップ研修は，当財団小杉丈夫理事と韓国大法院トップとの人脈が一つの契機となり，法務省と韓国大法院との間で法務局業務を主体として相互に研修・研究を行う事業として平成11年からスタートしたもので，当財団も日本側共催者として支援協力しています。この事業は韓国大法院との貴重な交流パイプとなっており，この関係のもとに韓国

特許法院の元院長や知財専門判事を日本に招いての講演会開催が実現しております。

アジア・太平洋諸国法制度調査研究は、関西の学者、法曹実務家による研究会を構成いただき、ほぼ2年間単位で調査研究をお願いし、その総まとめとして対象国から講師を招きシンポジウムを開催、更に成果物を出版しているものです。これまで倒産法、担保法、ADR、知的財産権をテーマとして取り上げ、現在は企業結合に的を絞り国際会社法研究を進めてもらっています。

以上、当財団が関与しております法制度整備支援に係わる事業の概要に触れましたが、これらの事業については、関係者のご協力の下に地道に取り組み、手法に改善を加えながら継続することが肝要であり、これによる成果の蓄積と、日本と相手国関係者の交流を長期的に維持し、これを広く関係者に活用いただくことを心がけております。

当財団設立当時、既に法務省は大阪中之島合同庁舎の新築に向け、ここに法整備支援の国際的活動を行うセンターを設置する方針を定めておられ、関西を拠点とするこの構想に財団も呼応し、財団役員にも関西在住の法曹、学術関係者に何人も就任いただき協力体制をとりました。平成13年度には、計画通り法務総合研究所に国際協力部が設けられ、新装なった大阪中之島合同庁舎に教官、スタッフもそろい本格的な活動が開始されました。大局的な方針の下に、政府の中に専門部署が常設され、人材、設備、予算とも充実し法整備支援活動の中枢として機能を担われる体制ができましたことは、私ども民間の立場から見ても誠に心強いものを感じました。

日本政府のODAはここ数年総枠では減少傾向にありますが、JICAのアジア諸国に対する法整備支援事業に関しては、案件の増加に対応し支援額も増加しております。このことは、JICAとして市場経済化に邁進している諸国に対し法整備という切り口からの支援の重要性が基本戦略として確立されており、今後もこの分野への支援が重点的・傾斜的に行われるものと理解しております。

また、JETROも経済法分野の法整備について、アジア諸国に対し支援・協力事業を実施されており、最近では当財団の日中民商事法セミナー、アジア・太平洋諸国法制度調査研究、同シンポジウム等のプロジェクトには共催又は後援により協力をいただいております。今後も共通の目的にかなう事業について相互に協力する方向でお話ししております。

法制度という国の根幹に関連する支援は、対象国の政府・裁判所・検察庁等公的機関が直接の当事者となるものであり、日本の支援体制も第一義的には法務省、JICA、JETRO等の政府組織あるいは政府関連機関が相手国と基本的方針を策定し、これに国内の諸団体、法曹・学術関係者を始めとする支援者が広く力を結集し協力するのが姿かと思われれます。この10

年近くの間、かかる体制の基盤は各方面において整ってきており、それなりに支援の成果を上げておりますが、現在はこの全体を強力にまとめ、一体的、組織的な支援活動に向けてもう一步前進することが望まれるところではないでしょうか。この中で当財団も民間の立場から積極的に貢献して行くことを願っております。

9年間に渡る財団の活動を通じ、本当に多くの方々からご指導、ご協力をいただきました。何とか事務局長としての任務を果たして参りましたが、これも皆様のご支援の賜物であり、この場をお借りし心から感謝とお礼を申し上げます。

～ 特集 ～ ベトナム民事訴訟法制定

— 我が国の起草支援 —

法務総合研究所国際協力部教官

丸 山 毅

はじめに

ベトナム国初の民事訴訟法は、2004年6月15日同国国会を通過し、2005年1月1日に施行された¹。同国が民事訴訟法の起草作業を開始したのは1993年のことであり、同法の制定はまさに10年越しの大事業であった。この間ベトナムの要請に応じ、先進諸国や国際機関が同法起草支援に関わってきたが、我が国においては、国際協力機構（旧称「国際協力事業団」、通称「JICA」）がODAの技術協力の一貫として研修や現地セミナーを実施するなどの支援を実施してきた。同法起草作業が大詰めを迎えた2003年7月、JICAは、ベトナム民事訴訟法共同研究会を立ち上げ、民事訴訟法学に造詣の深い吉村徳重氏（九州大学名誉教授・弁護士）、井関正裕氏（関西大学法科大学院特別任用教授・弁護士）、酒井一氏（立命館大学大学院法務研究科教授・弁護士）を委員に委嘱して²、ベトナム現地の支援活動を日本国内から強力にサポートした。この共同研究会設立前においても、JICAの委託を受けて、我が国のそうそうたる学者・実務家がベトナムの民事訴訟法起草に寄与しており³、その功績を忘れることはできないが、ベトナム側の起草作業が進んだ時点で設立された上記研究会の活動は、従前の支援活動と趣を異にしていた。従前は、現地セミナーや日本での研修の都度、ベトナム側から必要な資料を入手して活動の準備をしていたのだが、共同研究会は、継続的に民事訴訟法草案をベトナム側から入手し、条文案のすみずみまで検討しながらベトナム側に随時助言を与えた。支援の奥行きの高さと継続性の点で、この共同研究会の支援活動は、特に意義が大きかったといえるだろう。本稿においては、ベトナムの民事訴訟法制定への取組と我が国の支援活動の経緯を概観しながら、ベトナム民事訴訟法共同研究会の活動を御紹介したい。

ベトナムの民事訴訟法制定への取組

社会主義制度を維持するベトナムは、国家の統治形態としていわゆる三権分立制度によらず、国民の代表から成る国会にすべての国家権力を集中させ、国会が行政権を政府に、司法権を裁判所に、検察権⁴を検察院に分配するという形の「権力分配」制度を採っている。民事

¹ 本誌126頁以下に同法和訳（仮訳）を掲載している。

² 本文中の三氏のほか、当部教官2名が委員に委嘱され、同研究会の会合は、大阪中之島合同庁舎内の当部セミナー室で行ってきた。

³ 後述するように、1997年以来、我が国の大学教授、裁判官、弁護士がJICA短期専門家としてベトナムに派遣され、又は我が国における研修で講師を務め、ベトナム政府の民事訴訟法起草を支援してきた。

⁴ 我が国では、検察庁が行政権に属しながら司法の役割を担っていることから、検察権を「準司法権」と説明することがあるが、ベトナムでは検察権を独立の権力と観念しており、検察官の権限と責務は（近時縮小されてはいるものの）、刑事・民事の広範囲に及んでいる。

訴訟手続については、裁判所、検察院、及び政府に属する司法省が権限を与えられ、かつてはこの三機関が手続に関する通達を別々に発していたが、事件数の増加や事件の複雑化に対応すべく通達を整理して法典化する動きが生じ、1989年に「民事訴訟解決手続に関する国会令」が国会常任委員会により制定された⁵。ベトナムは、1986年にドイモイ開放経済政策を採択して中央統制経済から市場経済への転換を図り、旧ソ連邦の法制度を基礎として構築していた法体系を見直し、市場経済化を支える新たな法制度の整備に着手したのであるが、上記1989年国会令の制定も、その一連のドイモイ政策の一つと捉えることができるだろう。しかし、国会常任委員会の定める国会令は国会の定める法律よりも格下であるし、そもそも1989年国会令は法律を制定するまでの過渡的なものという位置づけであった⁶。その後ベトナムは、法律で民事訴訟手続を規律すべく、1993年に民事訴訟法の起草作業に着手したのである。

ベトナムでは、法律の起草を行うときは、所管庁が起草委員会を設置することとされている。所管庁の長官がその委員長を務め、関係省庁の代表者や所管庁の職員が委員を務める。そして、起草委員会の作業を補佐する目的で所管庁、関連省庁の職員から成る起草班が設置され、立法資料の収集や法文の起案などの作業は起草班が行う⁷。民事訴訟法についてみると、1993年に最高人民裁判所が所管庁となって⁸起草委員会と起草班が設立され、起草作業が始まった。しかし、1994年には経済事件手続に関する国会令、1996年には労働事件手続に関する国会令が制定されている状況⁹を見ると、当時のベトナム政府は、民事訴訟法の制定をまだ遠い将来のことと考えていたのではないかと思われる。法務省法務総合研究所が2005年1月に招へいした最高人民裁判所ダン・クァン・フォン副長官によれば、当初の起草作業は、起草班のメンバーがいろいろな研究をする程度のものにすぎなかったらしい¹⁰。ベトナム政府は重要な法律の起草にあたり、先進諸国の法律を研究して参考にする手法を採るので、おそらく民事訴訟法の起草班も当初は外国法資料を収集して分析する作業から着手したのであろう。

JICA の法整備支援と民事訴訟法起草支援の進捗

ベトナムは、1994年2月、我が国に対して市場経済の導入に対応する民商事法の整備及び司法分野の人材育成支援を要請し、これを受けて、1996年12月から我が国のベトナムに対する ODA としての法整備支援が JICA によって開始された。1999年11月まで実施された最初の支援プロジェクトは「フェーズ1」と呼ばれており、同フェーズにおいて

⁵ 我が国の国内法体系は、憲法を頂点に、法律、政令と続くが、ベトナムの国内法体系は、簡略化して述べると、憲法の下に国会の定める法律、国会常任委員会の定める国会令、政府の定める政令と続く。

⁶ ベトナム最高人民裁判所民事部副部長判事ズオン・ヴァン・ビン「ヴィエトナム民事訴訟手続の現状と法律制定上の課題」（本誌第3号（2002年5月号）175頁）

⁷ 筆者がベトナムにおいて見聞したところでは、起草委員会は所管庁の長官をトップに各省庁の次官、局長クラスで構成され、起草班は局長クラスをトップに各省庁の専門官クラスで構成されていた。

⁸ ベトナムでは、最高人民裁判所及び最高人民検察院は、国会に直属する国家機関であり、法案を国会へ提出する機能を持っている。

⁹ 経済事件とは主に会社を当事者とする紛争のことである。経済事件も労働事件もともに新民事訴訟法の適用を受ける民事紛争となった。

¹⁰ 第13回ベトナム民事訴訟法共同研究会議事録（本誌本号122頁）

は、ベトナム司法省をカウンターパート機関とし、ベトナム政府の法令改正や起草作業を促進することを目標として、ベトナム政府の立法担当官らに対し、日本の民事法を中心とした法律の専門知識や経験を伝授する活動が行われた。これらの活動は、具体的には現地セミナーや日本での研修の形態で実施された。民事訴訟法に関しては、1997年9月に大学教授と裁判官をハノイに派遣して現地セミナーを実施し、同年10月から11月にかけてベトナムより研修員12名を我が国に招いて研修が行われた。さらに1998年7月に大学教授と弁護士をハノイに派遣して現地セミナーを開催した。ただし、これらの活動は、カウンターパート機関が司法省であったことから主に司法省職員を対象としていたし、我が国の民事訴訟法・民事訴訟制度に関する知識をベトナム側に説明して理解させるにとどまり、ベトナムが起草中の民事訴訟法案を題材に検討する作業は行われなかった。

1999年12月より、JICA ベトナム法整備支援プロジェクト「フェーズ2」が始まった。司法省に加えて最高人民裁判所及び最高人民検察院をカウンターパート機関としたこのフェーズ2においては、個別立法作業の促進、法体系の整備、法曹養成の3つをプロジェクト活動の目標とし、最高人民裁判所に対する支援の一つが民事訴訟法起草支援であった。2001年9月には、最高人民裁判所から研修員を我が国に招へいして、民事訴訟法第6次草案を題材とする研修を行い¹¹、2002年6月には吉村徳重氏及び井関正裕氏が JICA 短期専門家としてハノイへ派遣され、民事訴訟法第7次草案を題材に現地セミナーを行った¹²。さらに2002年9月、最高人民裁判所から研修員を我が国に招き、民事訴訟法第8次草案を題材に研修を行った。フェーズ2は2003年3月まで続いたのだが、ベトナムが起草中の具体的な民事訴訟法草案に基づいて支援活動が行われるようになったのは、このフェーズからであった。

なおベトナムは、日本以外の外国や国際機関にも法整備支援の要請をしており、民事訴訟法に関しては、筆者が知る限り、国連開発計画（UNDP）とアメリカが支援に応じていた。こういったドナーの支援を受けながら、ベトナムは外国法の調査研究を進め、民事訴訟法草案の改訂作業を進めていたと思われる。

ベトナム民事訴訟法共同研究会の活動と民事訴訟法の成立

2003年7月から2006年6月までの予定で JICA ベトナム法整備支援プロジェクト「フェーズ3」がスタートした。この新フェーズではプロジェクトの枠組みを法令起草支援活動と人材育成支援活動の大きく2つに分けており、民事訴訟法は法令起草支援活動の中で前フェーズに引き続いて主要なターゲットとされた。また、現地でのプロジェクト活動の後方支援体制を強化するため、各活動に対応する形で日本国内に研究会を設置し、学者や実務家の方々を委員に委嘱し、ベトナムに対する支援に継続的に尽力していただくという新たな試みを取り入れられた。こういった経緯で、ベトナム民事訴訟法共同研究会が2003年7月に設立されたのである。同研究会は、2003年8月に吉村、井関、酒井の三委員がハノ

¹¹ 同研修については、本誌第3号（2002年5月号）173頁以下参照。

¹² 同セミナーについては、本誌第6号（2002年11月号）73頁以下参照。

イで民事訴訟法第9次草案を検討するセミナーを開き¹³、その後、日本国内で会合を重ねてベトナム最高人民裁判所から入手した最新の民事訴訟法案を検討し、最高人民裁判所の質問事項ごとに意見書を作成してベトナム側に交付する作業を続けていた¹⁴。

ベトナムの立法手続の規定によれば、重要な法律については法案を国会常任委員会で審査した後、国会で2会期にわたって審議することを要する。ベトナムの国会は、毎年春と秋の2回開催されるのであるが、法案の所管庁は法案をまず1回目の国会審議のため提出し、その審議を経た後に最終法案を作成し、それを2回目の国会に提出して可決成立を図るのである。民事訴訟法案は、2003年10月に第10次草案が国会常任委員会に提出され、常任委員会の審査の後に修正された第11次草案が同年11月に国会に提出されて1回目の審議を受けた。なお、前述のフォン副長官によれば、民事訴訟法第9次草案までは起草班が改訂していたが、第10次草案からは起草委員会が直接関与することとなり、外国法の調査研究結果を踏まえて、レベルの高い改訂作業が行われるようになったらしい。ベトナム民事訴訟法共同研究会が発足して活動を始めたのはちょうどこの時期にあたり、客観的にもいいタイミングであったと言える。

その後、同研究会においては、吉村、井関の両委員が2004年3月上旬にハノイで民事訴訟法第12次草案を検討するセミナーを開催し、同月下旬にテレビ会議システムで大阪とハノイを結び同セミナーのフォローアップを行って、民事訴訟法の最終草案が2004年5月に国会へ提出されるまで、できる限りのアドバイスを試みた。以上の一連の支援活動の甲斐あって、ベトナム民事訴訟法は2004年6月15日に国会を通過し制定されたのである。

民事訴訟法起草支援の手法

法令起草支援に限らず、およそ支援・援助には相手がいるのであり、その手法は相手方の受け入れ態度や相手方を取り巻く環境に応じて変えざるを得ない。ベトナムの場合は、立法作業に外国人を直接関与させず、ベトナム人官僚が他国の法令資料や経験を調査研究した上でベトナムの実情に最も適する内容の法律を作るという原則を守っている。我が国は、ベトナムのこの立場を尊重し、法令起草支援においては、我が国の専門家が条文案を作成することをせず、ベトナム国内の立法過程においてベトナムに真に役立つ参考資料や助言を提供しようとしている。具体的には、まず我が国の法令や法制度、運用の経験を説明し、ベトナム側が起草した草案を入手して検討し、ベトナム側の提起する質問に答え、場合によっては重要と思われる問題点について見解を示してベトナム側の問題認識を促すという手法である。民事訴訟法起草支援においても、この手法により支援を続けてきた。この手法は、相手国側の信頼を得、相手国の担当職員的能力向上に役立ち、成立した法律が実質的に運用されることが期待できるなどの長所もあれば、時間のかかる支援方法であり、支援の効果を数値基準で測ることが難しいという短所もあるので、賛否両論があらうかと思われる。手法の評価は本稿の目的ではないので、ここではベトナム民事訴訟法起草支援でこの手法が採られたこと

¹³ 同セミナーについては、本誌第13号（2004年1月号）5頁以下参照。

¹⁴ ベトナム語に翻訳して最高人民裁判所に手交した意見書は、合計8通である。

を述べるにとどめたい。

民事訴訟法起草支援の遺産

民事訴訟法共同研究会の支援活動で特筆すべきは、上述の吉村、井関、酒井の委員において、タイトなスケジュールの中で大量の条文を英訳で読み込みながら検討していただいたことである。フェーズ2までは民事訴訟法草案を和訳して検討する時間的余裕があったのだが、フェーズ3になると草案が改訂されるピッチが早まり、全てを和訳することが事実上困難となり、英訳で対応せざるを得なかった。それもネイティブスピーカーによる翻訳ではないため、所々趣旨の分かりづらい訳文もあったのであるが、最初から最後まで各草案の訳を読んで検討いただいた上でセミナーの開催や意見書の作成をしていただいた。こうしてフェーズ3では継続的な民事訴訟法起草支援が可能になり、その支援効果は高かったと思われるが、副産物として、我が国にベトナム民事訴訟法に関する知見が蓄積された。というのは、今や吉村、井関、酒井の三委員ほど、成立したベトナム民事訴訟法の内容を熟知している外国人は少ないと思われるからである。成立した条文は和訳されているので、日本語で参照することはできるが、法律の内容は条文を読んだだけでは分からないことがある。その点、この三委員におかれては、草案起草の段階から支援に関与され、ベトナム側の具体的な質問に応答し、議論することを通じて、ベトナム側が民事訴訟法に盛り込んだ内容に精通し、かつ、同法が内包している課題も把握しておられる。

このたび、三名の先生方のご賛同を得て、ベトナム民事訴訟法の内容を解説する論文を執筆していただき、本誌に掲載できることになった。これは同法起草支援活動の大いなる遺産であり、本誌を通じて多くの方とこの財産を共有できることは、同法の起草支援に携わった関係者にとって大きな喜びである。ベトナム民事訴訟法の研究者のみならず、ベトナムの研究者、法整備支援の研究者においても貴重な資料として活用されることを切に望みたい。

なお、民事訴訟法には民法の規定と関連する部分があるが、ベトナム国会が2005年5月19日に民法改正を決議した。後掲の各論文はベトナム民法に言及されているが、それは改正前民法の規定であることをご理解いただきたい。改正民法の規定を入手して論文の資料としていただきたかったのであるが、ベトナムの特殊な手続上の理由により、改正民法は、2005年5月末日現在その内容が未だ公表されていない。

また、委員の先生が論文執筆の資料とされたベトナム民事訴訟法の条文は、Vietnam News Agency傘下のVietnam Law & Legal Forum発行にかかるベトナム官報2004年7月16日号英語訳に登載された英文訳と、本誌126頁以下に登載している和訳（仮訳）である。英文訳には誤訳が散見されたので、和訳はベトナム語原典からできる限り正確に行うよう試みたが、この翻訳は非常に困難な作業であり、なお完成にはほど遠く不十分な点が多々残っている。読者諸賢のご指摘を待ちたい。

— 成立の背景と審理手続の基本的特徴 —

(第一審手続を中心として)

九州大学名誉教授・弁護士

吉村徳重

I はじめに

ベトナム民事訴訟法は、2004年6月15日ベトナム社会主義共和国第11期国会において可決制定され、2005年1月1日から施行されることになった。国際協力機構(JICA)による法整備支援の一環として、ベトナム民事訴訟法の立法支援活動に従事してきた者として、その立法の背景と法典の内容について、特徴的な側面を概観することにする。支援活動において分担してきた分野である第一審の審理手続を中心に取り上げる。

II ベトナム民事訴訟法成立の背景とその特徴

1 成立の背景

(1) 民事訴訟法成立の契機は、1986年のドイモイ開放経済政策の採用によって市場経済が導入され、ベトナム経済が国際化への門戸を開いたことに遡る。市場経済導入によって市民間や国際間の商取引が一般化するようになると、これを規律する法制度の整備が要請されるようになった。とりわけ、商取引をめぐる紛争が生ずる場合には、これを解決する基準となる民法や商法の実体法とともに、これを解決する手続を規律する民事訴訟法の整備が必要とされるようになった。

(2) このような状況に対応するために、さしあたっての民事裁判手続を規律する法令として次の四つの国会令が制定された。従来の民事裁判手続はこの諸手続法令によって実施されてきた。

- ① 民事訴訟解決手続に関する法令(1989年制定)(民事手続法令と略称)
- ② 経済訴訟解決手続に関する法令(1994年制定)(経済手続法令と略称)
- ③ 労働訴訟解決手続に関する法令(1996年制定)(労働手続法令と略称)
- ④ 行政訴訟解決手続に関する法令(1996年制定)

これらの手続法令のうち民事・経済・労働手続の3法令を統一するために民事訴訟法が制定されることになった。その結果、この3法令は廃止され、別に行政事件訴訟法が制定される予定である。

(3) 民事訴訟法制定の立法政策(注1)

まず、「民事、経済、労働の手続法令を統合し、一貫性、統一性のある事件処理を保障するため、その実施状況の総括を基礎として、理解し易い、詳細かつ具体的な民事訴訟法を制定する」ことが立法政策の一つであったことは明らかである。ついで、同時に開放経済政策導入以来、市場経済が益々浸透するとともに、ベトナム経済の国際化が進展することを展望して、これに対応するためにも民事訴訟法を制定することが

必要とされた。ベトナム経済の国際化の一コマとして、ベトナムは2000年にアメリカ合衆国と通商条約（Agreement of Trade Relations）を締結した。この協定の定める内容の民事訴訟法を利用できるようにするという合意を実現する必要にも迫られていた。また、準備中の世界貿易機構（WTO）加盟にも適合する民事訴訟法を制定する必要があった。

（4）民事訴訟法の立法経過

すでに、1993年にベトナム最高人民裁判所（SPC）を中心に民事訴訟法編纂委員会が設置され、その補佐機関として起草班が設けられた。1995年に第1次草案起草以降、第3次草案まで、起草班が中心となって順次草案を作成した。当時の起草班は主として中国や旧ソ連邦の民事訴訟法を参照して起草したようである。（注2）

外国の法整備支援は、日本のほかは、国連開発計画（UNDP）、アメリカのスタープロジェクトなどの専門家によるワークショップなどによって行われた。1997年1月に第4次草案についてUNDP派遣の専門家によるワークショップが行われた。

日本の国際協力事業団（JICA）による法整備支援が開始されたのは、支援プロジェクトのフェーズ1（1996・12～1999・11）からであったが、当時のカウンターパートは司法省であった。最高人民裁判所がそのカウンターパートとなったのはフェーズ2（1999・12～2003・3）以降であり、それからは民事訴訟法草案がその主要な立法支援活動の対象となった。

2002年6月に第7次草案についてのハノイの現地セミナーが開催されてからは、2003年7月にベトナム民訴法共同研究会が組織されたことを経て、2004年6月の民訴法制定に至るまで、JICAの立法支援はチームとして継続的に実施された。（注3）

2 ベトナム民事訴訟法成立の基本的特徴

（1）従来の三つの民事訴訟手続法令の特徴

従来の三つの民事訴訟手続に関する国会法令は、相互に若干の相違はあるが、その基本的な特徴は共通である。これらの手続法令の基本的な特徴として以下のような審理原則を指摘できる。

第1に、当事者の自己決定権が認められていたことである。当事者は自己の権利保護を求めて裁判所に訴えを提起する権利がある（提訴権：民事手続法令1）。また、訴えを提起した者は請求を取り下げ、変更する権利をもち（訴えの取下げ・変更：同2，20-1）、被告は原告の請求に対して自らの請求を行う権利を有する（反訴：同20-1）。さらに、当事者は当事者間において和解をする権利を有する（和解：同2）。

第2に、当事者は自己の権利・利益を立証するため証拠を提出する権利と義務を負うとともに（同3，20-2）、裁判所は必要に応じ適切な解決を図るため証拠を収集する権利をもち義務を負う（同3，38-1）。結局、当事者の証拠提出責任と裁

判所の証拠収集義務が並存し、いかなる場合に裁判所が職権によって証拠収集を行うべきかは不明であった。その結果、実務上は、当事者は訴えを提起したまま何もせず、裁判所が事案の適切な解決を図るためには証拠の収集をせざるを得ないという、職権による証拠収集への依存的状況が一般的となったといわれる。(注4)

第3に、検察院は、民事訴訟手続における遵法性について監督する責任を負う(同9)。検察院は、社会的利益が侵害されるなど一定の場合には訴えを提起する権利を有するとともに(提訴権：同28-1)、提訴した事案だけでなく、その他の事案についても、必要とみなすいずれの段階からでも訴訟手続に参加できる(立会権：28-2)。さらに、検察院は第一審の判決・決定に対して控訴する権利をもつだけでなく(同58-2)、法的拘束力をもつ判決・決定に対して監督審及び再審を申し立てる権利も認められた(同72-1, 80)。

第4に、祖国戦線委員会やその所属組織等の社会団体もまた、自ら訴えを提起する権利が認められた(同8)。

第5に、原告・被告のほかにも、当該事案につき権利、利益及び義務を有する利害関係人も当事者とよばれ、当事者として平等の手続上の権利を持つほか、独立の請求をするか、原告または被告の側に立って手続に参加することができることとされてきた(同19, 20-1)。訴えを提起した原告と提起された被告だけではなく、一定範囲の利害関係人の手続参加を求めて統一的・包括的な紛争解決を図ろうとしたものと評価できる。

また、確定判決・決定の拘束力を対世的な広がりにおいて認めるように解しうる規定がされていることも(経済手続法令10)、上述した利害関係人の当事者化や社会団体に提訴権を認めていることなどとともに、統一的・包括的な紛争解決を図ることを目指してきたのではないかと考える。

(2) 民事訴訟法成立過程の特徴

民事訴訟法の立法過程において、第7次草案まではこれらの特徴が基本的にはそのまま維持されていた。外国の法整備支援活動がまだ十分には反映されなかったためと思われる。しかし、第9次草案以降は日本側の提案をかなりの程度反映した改革がなされた。すなわち、第9次草案～12次草案を経て成立した民事訴訟法典においては、審理原則としての当事者主義(自己決定の原則や弁論主義)をより徹底するなどの進展が見られた。また、検察院の手続関与権については、提訴権を廃止し、立会権を一定の場合に限定するなど、かなりの程度の進展がみられたが、控訴権と監督審・再審への異議権を中心に、一定の範囲で従来の特徴が維持されることになった。この点については、国会の審議において賛否夫々の立場からかなり厳しい議論があったようである。(注5) さらに、婦人会などの社会団体の提訴権や利害関係人の当事者化と判決・決定の対世的効力による統一的・包括的紛争解決のシステムも一定の範囲で維持された。

(3) 民事訴訟法の基本的特徴

民事訴訟法は、その第1条に、「社会主義体制の擁護に貢献し、社会主義法制を高め、・・・、人民が真摯に法を遵守するように教育する」ことをその任務として規定している。他方、民事訴訟法は、同時に、市場経済の浸透と国際化の進展に対応するという立法政策に基づいて制定された。前者の民事訴訟法の任務からは、裁判所・検察院・国家機関・社会团体・利害関係人などの積極的手続関与が要請されるが、後者の市場経済へ対応という立法政策からは市場経済の前提である私的自治の原則を反映する当事者主義の貫徹と当事者の手続権の平等な保障によって当事者主導による紛争の相対的解決が要請される。民事訴訟法の以下の基本的特徴はこの対立する2つの要請を手続の夫々の側面において調整した結果であるといえる。その具体的な内容は以下の通りである。

第1に、当事者主義の貫徹として、当事者の自己決定の原則が、訴え提起やその取下げ・変更、和解をする権利だけでなく（5-1・2）、当事者の「申立ての範囲内でのみ事件を解決する」という申立主義を採用することによってさらに徹底化された（5-1）。

第2に、当事者の証拠提出の権利・義務が原則となり、裁判所の証拠収集は民訴法の定める場合に限ることとし（6）、裁判所は当事者の申立てによってのみ証拠収集ができることとなった（85）。さらに、当事者の自白法理が認められた（80-2）。

第3に、検察院の提訴権は廃止され、手続立会権も非訟事件などの一定の場合に限定して認められることになった（21, 313-2）。しかし、検察院の控訴権と監督審・再審異議権は維持された（250, 285, 307）。

第4に、一定の住民・社会团体の提訴権を法定の場合に認めるとともに（4, 162）、関連する権利、義務を有する者もその申立てや他の当事者の申立てによるだけでなく、申立てがなければ裁判所の参加命令によって手続に参加することを強制され（56：当事者化）、さらに、確定判決・決定に対世的効力を認めること（19）によって統一的・包括的な紛争処理のシステムは維持された。

(注1) 「第13回ベトナム民事訴訟法共同研究会議事録」ICD NEWS 本号108頁以下の、立法政策をめぐる議論参照。

(注2) 同上「議事録」ICD NEWS 本号123頁参照。

(注3) 以上の立法過程と法整備支援の経過およびその評価につき、吉村徳重「ベトナム民事訴訟法の成立と法整備支援の評価」ICD NEWS 20号（2005, 3）39頁、特に、43頁以下、森永太郎「ベトナム民事訴訟法制定について」ICD NEWS 16号（2004, 7）34頁など参照。

(注4) 民事手続法令下の実務の状況につき、前掲「議事録」ICD NEWS 本号110頁参照。

(注5) 検察院の手続関与権限定の立法過程につき、ダン・クワン・フォン「ベトナム民事訴訟法の制定と施行におけるベトナム最高人民裁判所の役割」ICD NEWS 20号

35頁, 前掲「議事録」ICD NEWS 本号119頁参照。なお, その背景事情につき, クアッ・ヴァン・ガー「ベトナム司法制度改革の現状と課題」ICD NEWS 16号(2004, 7)42頁, 特に49-50頁参照。

III 規定範囲の広範性と基本原則の多様性

1 規定範囲の広範性(第1部総則第1章1条)

(1) 民事訴訟法の規定範囲は広範であり, 以下のような多様な分野にわたっている。

第1は, 訴訟事件である。民事紛争, 婚姻家族紛争, 営業・取引紛争, 労働紛争を解決するための訴えによる事件である(25・27・29・31)。訴訟事件に関する第一審手続(第2部:161~241), 控訴審手続(第3部:242~281), 監督審・再審手続(第4部:282~310)を規定する。

第2は, 非訟事件である。民事, 婚姻家族, 営業・取引, 労働上の要求を解決するための申立てによる事件である(26・28・30・32)。非訟事件解決に関する通則(第5部20章:311~318), 行為能力喪失制限宣告・捜索通知発付・失踪宣告・死亡宣告・商事仲裁活動の各則手続(319~341)を規定する。

第3に, 判決・決定の執行手続(第7部:375~383), 外国の判決・決定・仲裁判断の承認執行手続(第6部:342~374), 涉外民事事件・非訟事件の解決手続・司法共助(第9部:405~418)などの各種の個別手続がある。

また, 第1部総則規定の中に, 緊急保全処分手続(第1部8章:99~126)が規定されている。

(2) このように, ①訴訟事件手続(第2部~第4部), ②非訟事件手続(第5部), ③その他判決・決定の執行手続などの各種個別手続(第6部~第9部)に分類して規定されている。第1部総則規定(1~160)はこれらの広範な各則の個別的手続に共通する基本原則と手続規律を定めたことになる。

2 基本原則の多様性(第1部第2章3~24条)

(1) 基本原則の規定は, このように広範な全ての各則手続の領域について共通に適用される総則として, 審理手続上の基本原則を定めたものである。その規定内容は多岐にわたり多様である。多様な基本原則を, 規律対象となる主体別に分類すれば下記の通りである。

(A) 当事者等の権利義務に関する基本原則

第1は, 処分権主義の原則によって, 当事者の訴え提起権と自己決定の原則, 特に申立主義, 訴えの取下げ・変更, 和解の権利を規定する(5)。ただ, 訴えの提起権は, 自己の権利を擁護するためだけでなく, 他人の権利を擁護するためにも認められる場合がある(4)。また, 裁判所は, 本法の規定に従って和解手続を進める責任を負う(10)。

第2に、当事者は証拠提出と証明の権利及び義務を有するとして、証拠提出・証明責任の原則を明らかにするとともに、裁判所の証拠収集は、本法の定める場合にのみ認めることにした（6）。

第3に、当事者が民事手続上の権利義務において平等であるとともに（8後段）、自らの防御権又は弁護士等による防御を依頼する権利を保障している（9）。

第4に、当事者以外の個人、機関及び組織についても、裁判手続において一定の権利義務をもつことを規定している（7、8前段、23）。すなわち、当事者以外の者も、当事者や裁判所の請求によって、その占有・管理する証拠を提出しなければならない（7）。また、一般的にも、法律の下、裁判所でも平等であり（8前段）、法律の定めに従って民事手続に参加し、事件の解決に貢献する権利義務を有する（23）。

(B) 裁判所、手続機関、訴訟審理に関する基本原則

第1に、民事裁判には人民参審員が参加し、公判では裁判官と同一の権限をもつ（11）。公判においては裁判官及び人民参審員は独立して法にのみ従う（12）。

第2に、公判審理は公開することを原則とし（15）、合議体による審理を行い、多数決によって決定する（14）。

第3に、民事手続を行う者及び機関は、法律上その任務及び権限を遂行する義務を負うとともに、法律に違反した場合には、法令の規定に従って責任を問われることがある（13）。民事手続を行う者、又は民事手続の参加者は、公平でない可能性があれば手続に関与してはならない（16）。

第4に、裁判は二審制で行い、一審の判決又は決定に対しては控訴又は異議申立てができる（17）。厳正で統一的な法適用を保障するため、上級裁判所は下級審裁判の裁判を監督し、最高裁判所は全審級裁判所の裁判を監督する（18）。

第5に、法的効力を有する判決、決定は、全ての市民、機関及び組織が執行し、遵守しなければならない（19）。

(C) 検察院の権限に関する基本原則

人民検察院は、民事手続における法遵守を検察し、法令の規定に従い訴え、又は異議申立てをする権利を行使し（21-1）、一定の事件についての公判期日に立会う（21-2）。

(2) 審理手続の基本原則の特徴

第1に、これらの多様な基本原則の特徴は、当事者、裁判所、検察院それぞれの審理手続上の権限と責任が規定されていることである。

まず、当事者の審理手続上の権利が、自己決定権（5）、証拠提出・証明の権利と義務（6）、防御権（9）、平等権（8後段）など多面的に規定されている。

ついで、公判期日における裁判官と人民参審員の独立・平等・法遵守義務（11・12）や公判審理の合議制・多数決・公開の原則（14・15）など公正な手続維持の任務が規定されている。

また、裁判の二審制を保障し（17）、上級裁判所の下級審裁判の監督権と最高人民裁判所の全審級裁判の監督権を認めた（18）。これが最高裁判所長官や上級裁判所長官の監督審・再審への異議権が認められる根拠である（285・307）。

さらに、人民検察院の民事手続における法遵守の検察権限を前提として、検察院の提訴権と控訴・監督審・再審への異議権を法定の場合に認めるとともに（21-1）、公判期日への立会権を非訟事件のほかは、これらの提訴事件や異議事件と裁判所の証拠収集に当事者が不服申立てをした場合とに限定した（21-2）。

第2に、これらの基本原則は、一方で、当事者の審理手続上の権限と責任を強調するとともに、他方で、裁判所の公正な審理手続維持の任務と検察院の法遵守検察権限を規定しているが、このことが民事訴訟法の立法政策と任務規定の対立する二つの要請を反映したものであることは前述したとおりである。（注6）

ただ、従来の手続法令の特徴と対比すれば、当事者の権限と責任を徹底化し、裁判所や検察院の監視権限を制限する方向にあることは明らかである。裁判所や検察院の権限を制約した例として、裁判所の証拠収集権限を民訴法の規定する場合に限るとし（6-2）、検察院の提訴権や異議権を法定の場合に限るとしたこと（21-1）などがある。しかも、裁判所の証拠収集権は当事者の申立てである場合に限って認め（85）、検察院の提訴権は法定しないことによって認めなかったのである。

第3に、この基本原則は第1部の総則規定であるから、第2部以下の各則における訴訟事件、非訟事件、執行事件手続などの広範かつ多様な手続に共通の通則として、特則がない限り適用されることが原則である。例えば、公判の合議体・多数決・公開の原則は、非訟事件において、単独裁判官によって解決される申立事件では（55-2）、合議体・多数決の規定（14）の適用はないが、法廷審理公開の規定（15）は適用される（313-1）。ただ、総則としての基本原則自体が法定の場合に限ると規定されている場合には、例えば、検察院の権限については、特別の規定のない提訴権は認められないが、特別の規定のある控訴権、監督審・再審への異議権は認められることになる（243・285・307）。

第4に、基本原則の中で、当事者主義（自己決定原則と証拠提出責任）を原則とし（5、6-1）、裁判所の職権主義（裁判所による証拠収集）を法定の場合の例外として規定した（6-2）。従って、日本法が人事訴訟や非訟事件手続において例外として認めている処分権主義の制限や職権探知は（日本人訴19・20、非訟11、家審7）、特別の法規定がなければ認められないことになる。ベトナム民事訴訟法の規定対象はこれらの事件をも含む広範なものであるが、非訟事件手続については、後述のように、一定の範囲で処分権主義を制約する特則はあるが、裁判所の職権探知を認める特則はなく、当事者の証拠提出責任は維持されているものと解される。（注7）

(注6) すなわち、市場経済の浸透と国際化の進展に対応するという立法政策と社会主義体制の擁護と社会主義法制遵守のための人民教育という任務規定の二つの要請である。本稿Ⅱ－2－(3)「民事訴訟法の基本的特徴」参照。

(注7) 前掲「議事録」ICD NEWS 本号116頁参照。裁判所の職権探知を認めることになると、当事者は裁判所に頼りきりになり、裁判所が全てを探知せざるを得なくなり收拾がつかなくなるという政策判断があったといわれる。なお、後述本稿Ⅴ－4「当事者主義の原則と職権主義の適用領域の問題」－(3)参照。

IV 民事裁判権と管轄 (第1部第3章)

1 民事裁判権の範囲 (第3章第1節)

(1) 民事裁判権の範囲に関する規定は、「裁判所の管轄権」として、民事、家事、営業・商事、労働の事件ごとに訴訟事件と非訟事件を区別して、各事件に属する具体的事件類型が列挙されている。これは民事訴訟法が民事・経済・労働事件に関する三つの手続法令を統合して立法された経緯に由来するといえる。

具体的には次の通りである。

- ① 民事事件と民事非訟事件 (25・26)
- ② 家事事件と家事非訟事件 (27・28)
- ③ 営業・商事事件と営業・商事非訟事件 (29・30)
- ④ 労働事件と労働非訟事件 (31・32)

(2) これらの規定は、日本法が裁判権の及ぶ範囲として「裁判所は、・・・一切の法律上の争訟を裁判し、その他法律において定める権限を有する」(裁判法3条1項)と規定することと顕著な違いである。ベトナム国内における裁判所間の裁判権の配分である管轄の問題ではなく、裁判権一般の範囲について具体的事件類型を列挙して規定することが合理的であるかは問題である。

ただ、この一般的な民事裁判権の範囲に関する規定(25～32)を前提として、国内の裁判所間の管轄配分である事物管轄や土地管轄についてはこれらの規定条項を引用して規定されている。ことに、第一審手続についての県級裁判所と省級裁判所との事物管轄を訴額によって決めるのではなく、事件類型の難易度によって決めるベトナム民事訴訟法では、この方式も立法技術の1つといえなくはない。いずれにしても、これでは規定内容が煩雑となって、分かりにくくなっていることは否めない。民事裁判権に関する規定条項の引用ではなく、事物管轄に必要な限りで、具体的事件類型を列記すれば足りるのではないかと考える。(注8)

具体的事件類型の列挙により裁判権の及ぶ範囲を規定することの最も重要な難点は、列挙された類型の事件ではないが、「法律上の争訟」に当たる事件が訴えられた場合に、裁判所は裁判ができるのかという問題であろう。現に、ベトナム民事訴訟法の管轄に関する論文において、例えば、商事紛争に当たる全ての事件類型を列挙することは無理であるという指摘がなされている。(注9) そのような場合への対策と

して、夫々の事件類型の管轄規定に「法令が定めるその他の事件」という条項が付加されているが、これとても夫々の事件類型に属することを前提とすることになる。

従って、そもそも民事裁判権の及ぶ範囲を規定するについて、民事、家事、商事、労働の各事件を分類して、夫々に属する具体的事件類型を列挙する必要があるか否かが問題である。仮に、管轄権のある同一裁判所内で夫々の事件につき専門的部門が決まっているとしても、それは同一裁判所内の事務分掌の問題であって管轄の問題ではなく、ましてや民事裁判権の問題ではない。(注10)

2 事物管轄 (第2節33・34条)

(1) 第一審手続についての「異なる審級の裁判所の管轄権」として、県級裁判所と省級裁判所間の事物管轄については事件類型の難易度によって配分するという原則に立っている(33・34)。日本法のように訴額によって一律に事物管轄を決めるのではない以上(日裁判所法24条1号, 33条1項1号参照), 事件の難易度を判断できる事件類型を基準とする必要がある。具体的事件類型の分類に従って民事裁判権の範囲を定めた一般的規定の条項を引用して事物管轄の規定がなされた所以である。その具体的な内容は以下の通りである。

(2) 県級裁判所の管轄 (33)

第1に、県級裁判所は、民事事件については、民事・家事事件規定(25, 27)の婚姻家族事件, 商事事件規定(29-1-a~i)の営業・取引事件, 労働事件規定(31-1)の個別労働事件について管轄権を持つ(33-1)。

第2に、県級裁判所は、非訟事件については民事非訟事件規定(26-1~4)の非訟事件, 家事非訟事件規定(28-1~5)の婚姻家族非訟事件について管轄権を持つ(33-2)。

(3) 省級裁判所の管轄 (34)

第1に、省級裁判所は、民事事件については、県級裁判所の管轄する事件(33-1)以外の民事, 婚姻家族, 営業・取引または集団労働事件について管轄権を持つ(34-1-a)。

第2に、省級裁判所は、非訟事件については、県級裁判所の管轄する非訟事件(33-2)以外の民事, 婚姻家族, 営業・取引又は労働非訟事件について管轄権を持つ(34-1-b)。

第3に、県級裁判所の管轄に属する民事事件, 非訟事件であっても、渉外的要素をもつ事件は省級裁判所の管轄に属する。(34-1-c)

第4に、省級裁判所は、県級裁判所の管轄に属する民事事件, 非訟事件であっても、これを取り上げて解決することができる(34-2)。

(4) 事物管轄規定は、民事事件, 非訟事件の事件類型による事件処理の難易度を基準として分配されたものである。従って、事件処理の容易な訴訟・非訟事件を県級裁判所の管轄と規定した上で、それ以外の事件を省級裁判所の管轄としたといえる。

ここでも、具体的事件類型を列挙している民事裁判権に関する規定を引用しているところから、その類型に含まれない事件はいずれの類型の事件としていずれの級の裁判所に属するかが不明となり、事物管轄が決められないという問題が生ずる。この難点を避けるためには県級裁判所の管轄に属する事件類型を列挙したうえで、それ以外の事件はその事件類型にかかわらず「法律上の争訟」及び「その他法令が定める事件」であればすべて省級裁判所の管轄とすると規定すべきであろう。

3 土地管轄（第2節35・36条）

(1) 土地管轄は第一審の裁判所として管轄権をもつ同級裁判所のうち、どの地域の裁判所が特定事件につき管轄権を持つかという問題である。一般的に、被告の住所（ないし最後の住所）や主たる営業所の所在地（ないし代表者の住所）によって決まる普通裁判籍による管轄が認められ（日本民訴法4条）、さらに、これとは別の事由による特別裁判籍によって管轄が競合して認められる場合には（同5条）、原告は裁判所を選択して訴えを提起できることになる。ベトナム民事訴訟法の土地管轄に関する規定である35・36条も、まず、民事事件については、被告の住所・就業地や本店所在地の裁判所に管轄権を認める規定をおき（35-1-a）、ついで、原告の選択による管轄として、様々な管轄原因を規定しているのは（36-1）、同様の趣旨であるようにも解される。しかし、仔細に検討するとその趣旨は必ずしも一貫しない。

(2) 具体的な規定の内容は次の通りである。（注11）

第1に、民事事件について、被告の住所・就業地や本店所在地の裁判所に管轄を認める（35-1-a）。しかし、同時に、原告の住所・就業地や本店所在地の裁判所についても、当事者の同意による管轄を認めると規定する（35-1-b）。さらに、不動産に関する紛争については、不動産の所在地の裁判所に土地管轄を認めると規定する（35-1-c）。

第2に、原告の選択による管轄として、民事事件について、多数の管轄原因を列挙している（36-1-a~i）。

第3に、非訟事件についても、個別的な事件類型ごとに、当事者の住所地・就業地や本店所在地などによる管轄を認めるとともに（35-2-a~m）、36条2項は、選択的管轄として、一定の管轄原因による管轄を認めている（36-2-a~c）。

(3) ところで、ベトナム民事訴訟法の管轄規定35・36条は、民事裁判権が及ぶ範囲に属する事件である限りはどこかの裁判所の管轄を認めるべきであるという趣旨の普通裁判籍（35）とこれとは競合する特別裁判籍（36）を規定したものと解することができるであろうか？ そのように解するには次のようないくつかの問題点がある。

まず、そのような趣旨の普通裁判籍であれば、被告の住所、それが知れないときは最後の住所、又は被告の本店所在地、それが無いときは代表者の住所によって決まると規定すべきであろう（日本民訴4条2・4項参照）。ベトナム民訴法35条1項aは、被告の住居地・就業地又は本店所在地の裁判所の管轄を認めるが、36条1項a

は、原告がこれらの場所を知らないときは、被告の最後の住居・就業地又は最後の本店所在地の裁判所を原告の選択による管轄として認める。しかし、両者は選択できる競合関係ではなく、補充関係に立って、普通裁判籍を構成すべき要件である。

ベトナム民法35条1項は、さらに、原告の住居・就業地又は本店所在地に合意管轄を認め（35-1-b）、不動産に関する紛争につき不動産の所在地の管轄を認めている（35-1-c）。これらはいずれも特別裁判籍に関する規定と解されるが、35条1項aの普通裁判籍との関係はどのように解すべきであろうか？ 競合関係にあつて、原告の選択に委ねられるとすれば、36条1項との関係はどうなるのか？ この点も明確にすべきである。（注12）

原告の選択による管轄として36条1項が列举する管轄には2個以上の裁判所が列举されていることも多いが、例えば、契約履行地の裁判所の管轄のように1個だけの場合もある。この場合には35条1項aによる普通裁判籍の管轄と競合し、原告はそのいずれかの裁判所を選択できるという意味と解される。36条1項が2個以上の管轄原因を規定している場合にも、原告は普通裁判籍の管轄裁判所をも含めて選択できるという趣旨であると解されるが、必ずしも明らかでない。その趣旨であればその旨を明確にする解釈指導が必要である。

4 事件の移送と管轄についての紛争の処理（37条）

（1）事件の移送

裁判所が受理した事件がその管轄に属しないときは、その裁判所は事件記録を管轄裁判所に移送する決定をし、事件記録簿からその事件を削除する。移送決定の送付を受けた当事者・組織は、決定に対する不服申立てをすることができ、移送決定をした裁判所の長官は不服申立てを解決する（37-1）。

（2）管轄についての紛争の解決

同一省内の県級裁判所間の管轄に関する紛争は、省級裁判所が解決する（37-2）。異なった省の県級裁判所又は省級裁判所間の管轄に関する紛争は最高人民裁判所長官が解決する（37-3）。

5 事件の併合と分離（38条）

裁判所は別々に受理した2つ以上の事件を併合し（38-1）、異なった訴えを含む1つの事件を2つ以上に分離することができる（38-2）。

（注8）同様の指摘は法整備支援過程において一貫して行ってきた。その報告書「ヴェトナム民事訴訟法現地セミナーの結果について」の「第3 管轄の規定について」ICD NEWS 第6号（2002.11）81頁参照。

（注9）ファン・チ・ヒュウ（Phan Chi Hieu）「民事訴訟法における商事事件、商事非訟事件の管轄権」12頁参照。同論文は、その解決策として、商事紛争を民事紛争の特別

種類として、商事事件の類型に含まれないときは民事紛争として処理すべきであると提案している。

(注10) ヒュウ：前掲論文11頁も同趣旨の指摘をしている。そして、事件類型の帰属についての判断に誤りがあることを根拠に、控訴、抗告の理由にし、監督審、再審における破棄、取消の理由とする従来やり方を続けるべきではないと論じている。

(注11) 新民訴法の土地管轄規定は、複雑で錯そうしていた草案段階に較べれば、大幅に整理されているといえる。ことに管轄原因が共通でも、事件類型ごとに重複していた土地管轄規定が整理統合されて分かり易くなった。その点につき、前掲ICD NEWS 6号81頁参照。なお、吉村徳重「ヴェトナム民訴法第7次草案の検討」ICD NEWS 6号(2002, 11)136頁参照。

(注12) 選択的管轄であるとすれば、36条1項に規定すべきであろう。もっとも、経済手続法令では、不動産所在地の土地管轄は専属管轄であると規定し(同法令14後段)、民事手続法令では、契約紛争について管轄の合意があれば専属的合意管轄であると規定していた(同法令14-5)。いずれにしても、専属的管轄か選択的管轄のどちらの趣旨であるかを明確にする解釈指導が必要である。ヒュウ：前掲論文8～9頁も同趣旨の主張をしている。

V 審理原則としての当事者主義と職権主義との関係

1 ベトナム民事訴訟法は、当事者主義を徹底して処分権主義(自己決定の原則)と証拠提出責任を原則とし(4, 5, 6-1)、裁判所の証拠収集権限を法定の場合に限って認めるとしたが(6-2)、裁判所は当事者の申立てがあった場合に証拠収集ができると規定した(85-2)。

旧民事手続法令のもとでも、当事者の自己決定の原則が規定されていたが(同法令1, 2, 20-1)、新民訴法は新たに申立主義の規定を追加した(5-1)。また、旧手続法令のもとでは、当事者の証拠提出責任とともに裁判所の証拠収集の権利・義務が規定されていたため(同法令3, 38-1)、当事者は訴えを提起したままで何もせず、裁判所の証拠収集に依存するという傾向があった。新法の下では、裁判所は当事者が自分では証拠収集ができない証拠を指定して申立てをしたときに証拠収集ができることになったから(85-2, 94-1)、まずは、当事者が証拠収集活動をすることが必要となった。また、新法は新たに自白法理を認める規定をおいた(80-2)。

2 処分権主義(自己決定の原則)

(1) 提訴権(5-1前段, 161)

民訴法は、当事者は訴えを提起する権利をもち、裁判所は訴えの提起を受けたときにのみ事件を受理し解決すると規定する(5-1)。他方、個人又は組織・機関は自己又は第三者の権利保護のために訴えを提起する権利をもつと規定する(4)。

処分権主義(自己決定の原則)からすれば、当事者は自分自身の権利について訴え

を提起する権限をもつことが原則であって（５－１，１６１），他人の権利について訴えを提起する権利を認めることはないはずである。ただ，例外的に，個人又は組織・機関が他の者の権利であっても社会的・公的利益に関するなどの理由によって，法が特別に認めるときには訴えを提起する権限を認めている場合がある（１６２）。具体的には，住民・家族・児童機関・婦人団が法定された家族関係事件につき提訴権をもち（１６２－１），労働組合が法定された労働事件につき提訴権をもち（１６２－２），機関・組織が所管する領域内の公益・国益を擁護するために任務の範囲内で提訴権をもつ場合に限定した（１６２－３）。

同様の趣旨から，検察院が訴えを提起できるのは法令の定める場合に限るとし，（２１－１），法令に特別の規定を設けないことによって，訴え提起権を認めないことになった。

（２）申立主義（５－１後段）

当事者主義の原則としての自己決定の原則（処分権主義）を徹底して申立主義を認める規定が新設された。「裁判所は，・・訴えの提起又は書面による申立ての範囲内でのみその事件を解決する。」（５－１後段）。ただ，訴え又は申立ての範囲を特定して，裁判所の審理・判決の対象を決めるためには，訴状や申立書によって審判の範囲を特定するに足る記載事項を規定すべきである（日本民訴１３３－２－２参照）。この点についての具体的規定の提案は採用されず，不十分のままである（１６４－２－g）。

（注 １３）

（３）訴えの取下げ・変更（５－２，５９－１－b，２１７～２１８）

当事者の自己決定原則によって，原告が訴えの全部又は一部を取り下げ，訴えの内容を変更することも認められる（５－２，５９－１－b）。被告の反訴や関連する権利，義務を有する者の独立請求の取下げ，変更も認められる（２１７－２・３）。訴えの取下げ・変更・補足を認めるかどうかは公判期日における裁判長による原告，被告及び独立請求者の尋問手続を経て処理される（２１７）。合議体は，訴え・反訴・独立請求の変更・補足が，元の訴え，反訴，独立請求の範囲を超えないときにこれを認容する（２１８－１）。訴えの取下げが任意になされた場合には，訴え取下げの申立てを認め審理を中止する決定をするが（２１８－２，１９２－１－c），再起訴が許される（１９３－１）。

訴えの取下げ・変更についてこれだけ慎重な手続がとられるのは，訴えの取下げが任意にではなく，強制的に行われることを防止するためであるといわれる。また，訴えの変更は元の訴えの範囲を超えないときに限って認められるという要件が付されている（２１８－１）が，その趣旨は訴訟費用を免れる手段として訴えの変更が使われることを防止するためであると説明されている。（注 １４）

（４）反訴，独立請求（６０－１－c，１７６～１７８）

被告の原告に対する反訴は，原告の請求を排除するために提起された場合，又は原告の請求に関連しており，同一事件で解決すれば，事件の処理がより正確かつ迅速で

ある場合に認められる（60-1-c, 176）。また、関連する権利、義務を有する者が、独立した請求を提起するための要件も、独立した請求が継続中の事件に関連しており、同一事件で解決すれば、事件の解決がより正確かつ迅速である場合である（177）。

反訴又は独立した請求の提訴手続は、その要件を備えておれば、原告による訴えの提起と異なるところはないから、その手続に従うことになる（178）。（注15）

（5）訴訟上の和解（5-2後段, 58-2-e, 180~188, 220）

裁判所は、第一審の準備手続中に和解期日を開いて事件について合意に達するよう和解を行わなければならない（180-1）。和解をするに当たっては、裁判官は事件解決に係る法令の概要を当事者に説明し、自発的に合意に達するように努める（185）。当事者の任意の合意を重んじ、強制力を行使してはならず、その合意内容は法令及び社会倫理に反してはならない（180-2）。当事者間の合意が成立すれば、和解調書を作成する（186）。当事者は合意調書作成後7日間以内であれば合意を撤回することができるが、その期間が経過した後に、裁判官は合意が事件全体を解決するものであった場合にのみ合意を承認する決定をする（187-1・2）。この合意を承認する決定の効力は、決定発付後、控訴又は異議の申立てがなければ、直ちに効力を生ずる。

第一審の公判期日においても、裁判長は当事者が合意に達することができるかどうかを尋ねる。当事者が合意に達し、合意が任意で法令又は社会倫理に反していない場合には、合議体は事件解決に関する合意を承認する決定をする（220）。

（6）請求の放棄・認諾（59-2, 60-1-b）

請求の放棄と認諾が日本法のように認められているかは明らかでない（日民訴266参照）。被告が請求を認諾することは、被告の権利として認められているが（60-1-b）、これを裁判所が承認する手続と承認した場合の効果についての規定がない。

請求の放棄については、原告が裁判所から2回の召喚を受けたのに出頭しなかった場合には、訴えを放棄したものとみなすと規定するが（59-2）、これは訴えの取下げとみなすと解すべきであろう。この場合、訴えの取下げと同様に、手続は中止され再起訴が許されることになる（192-1-e, 193-1）。

しかし、請求の放棄や認諾は、審判の要求である訴えを維持しながらその内容である請求自体を一方的に放棄するか又は認諾することによって紛争を解決しようとする訴訟行為である。訴訟上の和解が訴えの内容である請求について相互に互譲することによって紛争を解決しようとする行為であることと異ならない。訴訟上の和解については詳細な規定を置いているのであるから、基本的には同様の手続的対応をして紛争を解決できるように規定すべきである。（注16）

3 弁論主義

（1）自白法理（80-2）

一方当事者が相手方当事者の主張した事実関係、事件を認め、又は否認しないときは、相手方当事者は証明を要しないと規定した（80-2）。自白ないし擬制自白された事実は証明を要しないという自白法理が認められたものといえる。これは第9次草案によって新設された規定がそのまま維持されたものである。ただ、証明を要しないとする規定だけでは、裁判所がこれと異なった心証を持ったときにも、なお拘束される効力を生ずるかについては疑問が残る。

一般的な自白法理を認めたのであれば、裁判所は自白に反した認定はできないから、この場合にも拘束力を受けることになる。もっとも、自白した当事者が自白を錯誤による真実に反するものとして撤回するか、あるいは、当初は争わなかったが結局は否認して擬制自白とならなかったときは、裁判所は拘束されないことになる。この点は今後の解釈による運用によって処理されるものと思われる。（注17）

（2）当事者の主張責任と証拠提出・証明責任（6，79，84-1）

また、弁論主義の法理によれば、当事者は主要事実を主張する責任を負い、当事者の主張しない主要事実を裁判所は認定できない。第9次草案はこの当事者の主張責任についての規定を新設していたが（同草案7-1，69-1・2）、新民訴訟典では削除されている。すなわち、同草案69条1項2項は「当事者は請求の基礎となる具体的事実を主張し、裁判所に提出する義務を負う」と規定していたが、これに相当する民訴訟法58条には同趣旨の規定がない。その結果、主張責任及び事実と証拠の区別が不明確となったといえる。従って、当事者が請求や防御の基礎となる具体的事実を主張していないが、裁判所が証拠によってその事実を認定できる場合に、その事実を判決の根拠にすることができるかは不明である。（注18）

しかし、他方では、「一方の当事者がもう一方の当事者の提示した事実関係、事件を認め、又は否認しないときは、もう一方の当事者は証明しなくてもよい」（80-2）とする自白法理を明記していることからみて、事実と証拠を区別しないという趣旨ではないと理解すべきであろう。この点もまた今後の解釈による運用に任されたものといえよう。（注19）

他方、民訴訟法は、「自己の権利及び利益の擁護を裁判所に申し立てる当事者は、その請求に十分根拠があり、適法であることを証明する証拠を提出しなければならない」と規定する（79-1）。また、「他の者の請求に対して防御する当事者は、その防御に十分根拠があることを証明し、それを証明する証拠を提出しなければならない」と規定する（79-2）。さらに、「証明のための証拠を提出する義務を負う当事者が、証拠を提出せず、又は適切な証拠を提出しなかったときは、証明不能又は不適切な証拠の結果に対する責任を負う」とも定める（79-4，84-1）。これは当事者の証拠提出・証明責任及びその分配法則を明記した規定であるといえることができる。もっとも、ここでも事実と証拠が明確に区別されていないために、証明の対象が事実であることは明記されていない。（注20）

しかし、この規定が、原告は自己の請求を根拠づける請求原因事実を証明する証拠

を提出する責任を負い、被告は請求に対する防御を根拠づける抗弁事実を証明する証拠を提出する責任を負うという趣旨であることは明らかである。最高人民裁判所はそのような運用基準を提供することになると思われる。(注21)

(3) 当事者の証拠提出責任(6-1, 79)と裁判所の証拠収集(85-2)

民訴法典は、このように、当事者の証拠提出・証明責任の原則を明記し(6-1, 79-1・2・4)、裁判所の証拠収集は本法の定める場合に限るとしている(6-2)。そのうえで、当事者が自ら証拠を収集できず、証拠収集の申立てをした場合には、裁判官は証拠を収集するため、以下の措置をとることができるとして、当事者・証人の陳述聴取など多様な証拠収集手段を規定している(85-2)。この当事者の証拠収集の申立てが個別的に証拠を指示した証拠収集の申立てを前提とするものかは必ずしも明確ではない。

他方、第三者の所持する証拠の提出命令の申立てについては(7, 94)、当事者が個別的に証拠を指示して裁判所に対して証拠収集の申立てをすることが前提とされている(94-1)。この点については、立法を担当した責任者であるフォン最高人民裁判所副長官との疑問点についての討論において、当事者の裁判所に対する証拠収集の申立ては、94条1項の規定するとおり、証明すべき点、収集すべき証拠、自ら収集できない理由などを明記した申立書を提出して行わなければならないという趣旨であるとの説明があった。

また、証人尋問について、「裁判官は、当事者が請求する場合又は必要と思われる場合には、裁判所の事務所内外で証人を尋問することができる」と規定する(87)。この規定にある「必要と思われる場合」とは当事者の申し立てた証人についてさらに尋問が必要な場合であると解すべきであるということであった。

そのような趣旨であるとすれば、これらの点は立法技術の問題であると思われるから、既に、法解釈や運用上不明確な点については、最高人民裁判所が民訴法解釈についての指導基準を作成して、明確化するように努めているということであった。(注22)

4 当事者主義の原則と職権主義の適用領域の問題

(1) 当事者主義の原則としての処分権主義(自己決定の原則)と弁論主義に関する上述の規定は、民訴法第1部の総則規定であるから、一般的な審理原則を定めたものであるといえる。従って、各則における民事事件手続や非訟事件手続などの個別手続について、処分権主義の制限や裁判所の職権探知を認める特則があれば、例外が認められることになろう(6-2参照)。

(2) まず、民事事件手続(第2部~第4部)については、提訴権、控訴権、監督・再審への異議権について当事者以外の第三者、検察院、上級裁判所の権限が認められている範囲で処分権主義を制限する特則がある(162, 243, 285, 307)。これらの規定以外については総則と異なる特則は規定されていないようである。

従って、民事事件の第一審手続については、上記の例外以外は処分権主義（自己決定の原則）と弁論主義、とくに当事者の証拠提出・証明責任の規定によって規律されるものと思われる。裁判所の証拠収集についても、当事者が自分では特定の証拠を収集できないとして証拠収集の申立てをした場合に、裁判所はその証拠の収集手続を行うことになる。準備手続段階においては、当事者が自らの陳述書や収集した書証や物証などの証拠を提出するほか、裁判所の関与を要する当事者や証人の供述聴取、鑑定人の召喚、財産査定の決定、現場検分・検証などは当事者の申立てによって準備裁判官が収集手続を行うことになるものと思われる（85-2）。準備手続裁判官はこれらの証拠収集の結果を事件記録として作成する（173）。公判期日においては合議体裁判所がこうして収集された証拠について公開・対審・直接・口頭による継続的な審理を行うことになる（197）。合議体裁判所は、この公判期日において原告・被告及び利害関係人（当事者）の請求、防御、その根拠（事実）、及びこれを証明する証拠の提示を受けた後（221）、当事者・証人・鑑定人の尋問を初めとする証拠調を行うことになる（222～231）。

- (3) ついで、非訟事件手続については（第5部）、申立提出権自体は、自己又は他人の権利の承認ないし権利、義務の発生根拠事実の承認・不承認を申し立てる権限であるから（311）、関連する権利、利益を有する第三者に委ねられることが多い（319, 324, 330, 335など）。また、検察院は、非訟事件手続期日の開始決定と同時に手続関与権を保障されるとともに（313-1・2）、決定に対する異議申立権も認められる（316）。処分権主義は非訟事件の性質上大幅に制約されることになる。

ただ、証拠収集と証拠調手続については、まず、申立人は申立書に申立ての根拠を証明する書類及び証拠を添付すべきであり（312-3）、ついで、期日においては、申立人（又は代理人）は、申立書に記載した、裁判所に申し立てた特別事項、申立ての理由、目的及び根拠を提示する（312-2-d, 314-1-c）。そのうえで、「裁判所は、必要な場合は、証人、鑑定人、・・・を期日に出頭するよう召喚できる」とし（313-4）、期日では、「証拠を取り調べる」、「証人が証言をし、鑑定人が鑑定の結果を提示し、不明確又は矛盾している事項を説明する」と規定するだけである（314-1-dd・e）。

非訟事件の公開期日における証拠調手続についてのこれらの規定が、総則に規定する当事者の申立てによる証拠収集手続の特則を規定したものとして裁判所の職権による証拠収集を認めたものといえるかは甚だ疑問である（6-2）。裁判所は申立人をはじめ、関係者やその代理人、証人、鑑定人又は通訳など期日に出頭すべき者を召喚できるのが一般であって（313）、特別の規定ではない。やはり、総則の規定する当事者の申立てによる証拠調手続を前提とする規定であると解せざるを得ない。

（注23） その意味では、非訟事件手続でも申立人の証拠提出責任が貫かれ、裁判所の職権探知は認められないことになる。社会的、公的な利益にも絡む非訟事件の解決手続としては問題を残したと思われる。（注24）

5 当事者主義の徹底化の背景

第1に、ベトナム民訴法が当事者主義を一般原則として徹底化した背景が、改革開放政策による市場経済の浸透と国際化の進展に対応するものであることは前述したとおりである。市場経済の浸透に伴い私的取引が一般化し、私人間の権利・利益をめぐる紛争が増大するにつれ、その紛争解決のための民事事件の審理手続も私的自治を反映した当事者主義の原則によって規律される必要があった。また、当事者主義によって当事者の手続権を保障する審理手続が行われることになれば、訴訟結果の予測可能性を確保することによって、国際化による投資の促進にも対応できるからである。

第2に、民訴法が当事者主義の原則を徹底化したことの、より直接的な背景は、裁判所の負担軽減と効率化を図る必要があったことであると思われる。市場経済の浸透に伴い私的権利をめぐる紛争が増加すれば、裁判所はこれまでのように職権主義によって全面的に面倒を見て紛争を解決する余裕がなくなってくる。従来の民事手続法令のもとでも、当事者による証拠提出責任が原則であって、裁判所は必要に応じて職権探知を行うと規定されていたが、当事者は訴えを提起するだけで、すべてを裁判所の職権探知に委ねるといふ依存的状況があったといわれる。(注25) 民事紛争の増加に伴い裁判所に持ち込まれる事件が激増するようになると、裁判所の従来のような対応は不可能になるからである。

第3に、私的権利・利益をめぐる私人間の紛争については当事者が最もよく事情を知っているのであるから、特に、審判の資料となる事実や証拠の提出責任を当事者に負わせる審理手続が最も真実に近づき易く合理的であるという政策的配慮もあったといえよう。(注26) 弁論主義の根拠についての手段説といわれる見解は、さらに、当事者は私的紛争につき最も強い利害をもつところから、自己に有利な資料を最大限の努力を払って収集しようとする筈であるから、当事者に提出責任を負わせることが真実発見の最良の手段であるとする。いずれにしても、このような政策的配慮が当事者主義徹底化の背景となったものと思われる。

(注13) 吉村・前掲「ヴェトナム民訴法第7次草案の検討」ICD NEWS 6号138頁以下、
「ベトナム民事訴訟法起草支援現地セミナー記録」ICD NEWS 13号(2004, 1)
21頁などによって、訴状の記載事項として何度も具体的な提案をしてきた。

(注14) 民訴法立法担当責任者であるフォン最高人民裁判所副長官の説明である。フォン
前掲講演 ICD NEWS 20号36頁

(注15) 吉村徳重「民事訴訟法典の適用範囲と当事者の自己決定原則との関係」及び前掲
「現地セミナー記録」ICD NEWS 13号92頁及び20頁等において提案してきたこと
が一部反訴については採用されたことになる。

(注16) 前掲「現地セミナー記録」及び吉村・前掲「ペーパーコメント」ICD NEWS 13
号21頁、93頁において提案してきたことは、採用されなかったことになる。

(注17) なお、この点については、本稿VI「民事訴訟法における証拠及び立証」-2「不

要証事実」において後述するところを参照。

- (注18) 吉村徳重「民事手続における当事者の事実・証拠提出責任と証拠収集過程における裁判所の介入」ICD NEWS 13号94頁, 及び前掲「現地セミナー記録」22頁以下は, 9次草案の主張責任規定を前提として, 証拠提出・証明責任の分配規定を具体的に提案したものである。しかし, 新民訴法では, 主張責任に関する規定自体が設けられず, 削除されることになった。
- (注19) フォン副長官の説明によれば, 9次草案までは主に法律専門家が外国の経験などを集めて彼らなりのレベルの法案を作ったが, その後編纂委員会が関与するようになり, 10次草案からは非常に高いレベルで改正するようになった, ということである。前掲「研究会議事録」ICD NEWS 本号122頁参照。要するに, 細部にわたる理論的なことまでは規定せず, 最高人民裁判所の指導文書による運用に委ねるという趣旨と思われる。
- (注20) 前掲「現地セミナー記録」及び吉村・前掲「ペーパーコメント」ICD NEWS 13号22頁以下, 及び94頁以下は, 当事者の証拠提出・証明責任の分配について具体的な規定の提案をしている。しかし, この提案も結局前注のフォン副長官の説明のような理由によって採用されなかったものと思われる。
- (注21) ここでも最高人民裁判所の裁判官評議会の議決による指導文書として, これらの解釈基準が編纂されることになろう。前掲フォン「ベトナム民事訴訟法の施行における最高人民裁判所の役割」ICD NEWS 20号38頁参照。
- (注22) 以上のフォン副長官の説明は, いずれも「ベトナム民訴法共同研究会」の討論におけるものである。前掲「研究会議事録」ICD NEWS 本号124頁参照。
- (注23) フォン副長官の説明によれば, 当事者の申立てなしに裁判官の職権探知を認めるとすれば, 濫用される可能性もあるし, 裁判所の集めた証拠が一方に有利だと他方が反対することになって收拾がつかなくなるということであった。前掲「研究会議事録」ICD NEWS 本号118頁参照。
- (注24) 家族事件や非訟事件などのように, 当事者の主導による証拠収集の申立てだけに委ね得ない一定の事件については, 裁判所の職権による証拠収集を認める法定の例外規定をおくべきであるとする日本側の提案が採用されなかったことになる。そうした提案として, 前掲「現地セミナー記録」及び吉村「ペーパーコメント」ICD NEWS 13号25頁以下, 及び96頁参照。
- (注25) その結果, 裁判所が証拠を収集することになると, 今度は一方当事者寄りだとい批判を受けることになるなどの問題もあったとされる。前掲「研究会議事録」ICD NEWS 本号118頁参照。
- (注26) トン・ズイ・ロン (Tuong Duy Luong) 「証拠及び立証—ベトナム民事訴訟法における認識の変化」7頁にそのような指摘がある。

VI 民事訴訟における証拠及び立証（第1部第7章）

1 民事訴訟における証拠の概念（81・82・83条）

（1）証拠の定義（81）

民事訴訟法は、証拠の概念について規定している（81・82・83）。証拠の一般的な定義として、「証拠とは、この法律の定める順序、手続に従って当事者、個人、機関若しくは組織が裁判所に提出し、又は裁判所が収集した事実に関するものであって、当事者の請求又は防御に十分根拠があり適法であるか否かを決定し、・・・事件解決に必要なその他の事実関係を決定するために裁判所が使用するものをいう。」（81）と規定する。

ここでも、事実と証拠が明確に区別されていないために、証拠を「事実に関するもの」と定義するだけであってその内容は明確でない。証拠が「事実に関するもの」であるとしてもいかなる意味で事実に関するのかが明らかでない。「当事者の請求又は防御が十分根拠をもち適法であることを証明する」（79-1・2）ためには、請求の内容である権利を発生させる法律要件に該当する事実（請求原因事実）又は防御の根拠となる権利発生の障害・抑制ないし消滅の効果を生ずる法律要件に該当する事実（抗弁事実）を証明する証拠を提出する必要がある。「当事者の請求又は防御に十分根拠があり適法であるか否かを決定するために・・・裁判所が使用するもの」（81条中段）とする規定の内容も「請求原因・抗弁事実（主要事実）を認定するための証拠」という意味で「事実に関するもの」とであると解すべきであろう。

また、「事件の解決に必要なその他の事実関係を決定するために裁判所が使用するもの」（81条後段）という規定の「その他の事実関係」の意味も不明である。主要事実と間接事実が必ずしも明確に区別されていないからである。ここでは一応、上述の請求原因・抗弁事実（主要事実）を推認することを可能にする間接事実を意味すると解釈することにする。すなわち、この場合の証拠とは、間接事実を証明するための間接証拠という意味で「事実に関するもの」ということになる。

さらに「当事者、個人、機関若しくは組織が裁判所に提出し、又は裁判所が収集した」（81条前段）証拠が準備手続、あるいは、公判手続のいずれの段階において提出・収集したものかも明確でない。例えば、「証拠の出所源」としての「当事者の供述と証人の証言」（82-3・4）は、「証拠の認識」としては、「本条2項の定めに従って書面、録音テープ等に記録された場合又は公判廷において口頭でなされた場合に証拠と見なす」（83-4）と規定されている。当事者や証人の供述でも、準備手続段階と公判手続段階では証拠としての存在形態や意味が全く異なってくるのである。このように、同じ証拠の用語が多義的に使用されているところから、その違いを明確に認識する必要がある。

この点では、公判手続の裁判所（民事事件では裁判官・人民参審員の合議体、非訟事件では裁判官）が当事者の請求又は防御について審判をするのであるから、公判手続段階における証拠の存在形態によって証拠の種類が決まると解すべきであろう。従

って、公判廷における当事者や証人の証拠調は尋問手続による人証であり、その供述や証言内容が証拠（資料）となるのが原則であって、準備手続段階において当事者や証人尋問の内容を録取した記録はあくまで書面（文書）であって、公判廷では証人の欠席や証言内容が矛盾するなどの一定の場合に限って書証として開示されるに過ぎない（227-1）。すなわち、証拠の出所源としては証人の証言であっても、公判手続段階における証拠方法は証人と文書であり、尋問調書である文書の証拠能力は一定の場合に限定して認められ、裁判所の証拠調も人証としての尋問手続と書証の方法によることになり、その結果として裁判所の得た証拠資料は証言内容と文書の記載内容であり、これが持つ要証事実にとっての証拠価値（証拠力）を評価して事実認定がされたときに証拠原因となるのである。このように証拠の用語は、証拠方法、証拠能力、証拠資料、証拠価値（証拠力）、証拠原因など多様な意味に使われていることを留意すべきである。

（2）証拠の出所源（82）と証拠の認識（83）

「証拠の出所源」として列挙されているものも多様であり（82）、その夫々について、「証拠の認識」として一定の要件の下に証拠と見なすと規定されているが（83）、これがいかなる意味で証拠となるのかも多義的である。

第1に、「判読可能な資料は、適法に公証若しくは認証され、又は権限のある機関若しくは組織によって提供及び認定された原本又は謄本である場合に証拠と見なす」（83-1）と規定する。「判読可能な資料」とは、日本民訴法の文書に相当するものであるが（日民訴219条参照）、適法に公証・認証され、又は権限ある機関等により提出・認定された原本又は謄本に限って文書の証拠能力を認めたことになる。日本法も民訴規則に同趣旨の規律をしている（同143条参照）。

第2に、「可聴、可視資料は、その資料の源を証明する書類、又は録音・録画に関連する書類とともに提出された場合に証拠とみなす」と規定する（83-2）。「可聴、可視資料」とは、録音テープ・ディスクや録画テープ・ディスクなどの新種証拠を意味することになるが、その作成の源を証明する書類や録音・録画に関する書類とともに提出することを要求している。これらの新種証拠の証拠能力についても一定の制限を付したことになる。日本民訴法の準文書に対応するものであるが（日民訴231条参照）、書証のみではなく、検証を要する場合もありえよう。

第3に、「証拠とみなすものは、原物で・・・なければならない。」（82-2、83-3）。証拠物は、検証の対象となる証拠方法である。原物である証拠物が証拠方法として証拠となることはいうまでもない。しかし、民訴法は、「証拠物、写真又は証拠物を認証する記録も、公判期日に証拠調のために提示することができる」と規定している（229前段）。公判期日において証拠物が提出できないときは、写真又は証拠物を認証する記録も証拠方法として証拠調の対象となると解せざるを得ない。「事件に関連していなければならない」ことは当然である。

第4に、「当事者の陳述と証人の証言」については（82-3・4）、前述したとお

り、公判手続においては、尋問手続によって供述された内容は証拠資料として、その証拠価値につき裁判所の評価を受ける。準備手続における尋問の結果が書面、録音テープ・ディスク又は録画テープ・ディスクに記録された場合には、公判廷では一定の条件の下に、文書ないし準文書として開示され、書証乃至検証として証拠調べを受けることになる（83-4）。従って、この場合の文書、準文書としての証拠は証拠方法であり、「公判廷において口頭でなされた場合」の証拠は証拠資料である。

第5に、「鑑定結果は、鑑定が法令の定める手続に従って行われた場合に証拠とみなす」と規定する（82-5，83-5）。鑑定は鑑定人の専門的な知識に基づく意見を述べることによって裁判官の判断を補充する証拠調べである。この場合にも、公判廷における鑑定人尋問によって鑑定結果を供述した内容が証拠資料となって、その証拠価値を裁判所が評価して事実判断の基礎とするのが原則である。従って、準備手続段階で鑑定人が提出した鑑定結果としての鑑定書や鑑定人尋問による尋問調書は、鑑定人が公判期日に欠席した場合に公開され、公判手続では文書を証拠方法とする証拠調べが行われ、文書の記載内容が証拠資料となるに過ぎない（230-3）。いずれにしても、鑑定結果は、鑑定が法令の定める手続に従って行われた場合に証拠資料として証拠となる。

第6に、「現場検証の記録は、検証が法令に定める手続に従って行われ、検証の参加者が署名した場合に証拠となる。」と規定する（82-6，83-6）。現場検証は、関係機関の立会いのもと、当事者の立会権を保障したうえで、裁判官が行ない記録を作成する（89-1）。ここでも、公判手続において裁判所が証拠物の検証を行うときは、当事者とともに行う現場検証についても、検証の結果自体が証拠資料となる（229後段）。しかし、準備手続において行われた現場検証の記録は、公判手続においては記録文書であって、検証が法令の定めた手続に従って行われ、参加者が署名した場合に、証拠能力を備えた証拠方法として証拠となる。

第7に、「習慣は、その習慣が存在する地方公共団体が認証した場合に証拠と見なす」と規定する（82-7，83-7）。この習慣を古くから繰り返行われている慣行であると理解すると、そのこと自体は証拠ではなく、事実上行われてきた慣行として一種の事実関係であろう。例えば、こうした習慣に従って一定内容の契約を締結したということが争点になったとき、習慣は契約成立の主要事実を証明する間接事実に当たり証拠ではない。ただ、事実たる習慣を証明することによって、契約成立の事実を推論することは可能である。むしろ、地方公共団体が習慣の存在を認証した公文書があれば、事実たる習慣を証明することができる。従って、この場合には、慣習の存在を認証した公文書が証拠方法として証拠となると解すべきである。

第8に、「財産の査定結果は、査定が法令の手続に従って行われ、又は査定官の作成した書類が本条第1項の規定を遵守している場合に証拠と見なす。」と規定する（82-8，83-8）。財産の査定は鑑定的一种と考えられるが、民訴法は裁判所の決定による価格評議会を設立して査定を行わせるほか、当事者の参加や意見陳述権

を認めるなどの慎重な手続を定めている（92）。従って、財産の査定結果は、査定がこうした法令の定める手続に従って行われた場合には、価格評議会の構成員、当事者及び証人の署名がなされた査定調書に記載されることになり、この査定調書が証拠能力のある証拠方法として証拠となる。また、査定官の作成した書類については、本条1項の規定する文書に要求される一定の認証・認定を受けた原本又は謄本が証拠能力のある証拠方法として証拠となる。

2 不要証事実（80）

（1）概説

民事訴訟法は証明を要しない事実関係、事件として、一定の場合を列挙している（80）。日本民訴法が証明を要しないとする事実と同趣旨の場合とそうでない場合とがある（日民訴179・159条参照）。そのすべての場合について、証明を要しないとされている「事実関係、事件」が何を意味するのか、「事実関係と事件」とがどのような基準によって区別されるのかも明らかでない。主要事実と間接事実ないし事情とが明確に区別されていないことの結果であろうと思われる。以下では、特別に断らないときは、両者を含めて事実という。

本条は9次草案においてはじめて導入され民訴法に定着した規定であるが、特に、不要証事実として自白と擬制自白を認めたことによって（80-2・3）、当事者の主張する事実と証拠とを区別する視点が明記されている点で注目すべきである。（注27）

（2）自白及び擬制自白（80-2・3）

民訴法は、「一方の当事者がもう一方の当事者の提示した事実関係、事件を認め又は否認しないときは、もう一方の当事者は証明しなくてもよい」と規定する（80-2）。この自白法理については前述したが、日本民訴法の自白及び擬制自白の規定（同179条前段、159条1項）と同趣旨である。弁論主義の原則と理解すれば、自白法理は主要事実に限りに、間接事実（事実関係）については適用されないことになりそうである。ことに裁判所に対する拘束力の点では、間接事実の自白が裁判所の心証とくいちがっているときは、拘束されないと解すべきであろう。

自白法理を認めたことによって、当事者が証明の対象とすべき事実は相手方の否認によって争点となった主張事実に限られることになった。公判期日の集中審理における立証の焦点を限定できることになる。

また、「当事者が手続に参加する代理人を有している場合において、当該代理人が認めたときはその当事者が認めたものとみなす」（80-3）と規定するのも、当事者の事実主張を証拠と区別していることに対応するものと解される。証拠としての当事者の供述であれば、代理人による代行を認めるべきではないからである。

（3）公知の事実と裁判所が認めた事実（80-1-a）

まず、「明白でだれでもが知っている事実関係、事件」（80-1-a）が、公知の事

実として、歴史上の大事件や大災害など一般的に知れ渡っている事実を指すことは明らかである。

ついで、「裁判所が認めた事実」(80-1-a)が、何を指すかは必ずしも明らかではないが、職務上顕著な事実を意味するものと解する。裁判官が職務上知りえた事実であって、他の事件についてみずからした判決や他の裁判官がした破産宣告などが存在するという事実である。

いずれの場合にも、日本民訴法が裁判所に顕著な事実は証明を要しないと規定する場合に相当する(同179後段)。弁論主義の下では、顕著な事実であっても主要事実については当事者の主張がなければ裁判の基礎にすることはできないと解すべきである。

(4) 確定判決・決定又は権限ある国家機関の決定によって認定された事実(80-1-b)

まず、確定判決・決定によって認定された事実は証明を要しないということは、当事者を異にする他の訴訟事件における確定判決・決定によって同じ事実が認定された場合も含むものと思われる。そうであるとすれば、一方当事者が他方の主張事実を争い争点となっているのに、証明なしに裁判の基礎とされるということは、判決・決定における事実の認定が客観的にも主観的にも絶対的な拘束力をもつことが前提となる。後述するように、ベトナム民訴法では確定判決の対世的効力を認めて紛争の統一的包括的解決を図っていると解されるところがあり(19参照)、そのことが前提となっているのかもしれない。(注28) しかし、民事裁判は当事者間の請求につき当事者の提出した資料だけに基づいて審判した結果としての判決・決定であるから、その理由中での事実の判断が当事者を越えて一般的に対世的効力を生ずることは問題である。このことは確定判決・決定の効力との関係で後に問題とする。少なくとも日本民訴法では、判決・決定理由中の事実の判断に拘束力が及ぶことはないし、当事者を越えて対世的効力を生ずることもないのが原則である(日民訴法114・115条参照)。

つぎに、権限のある国家機関の決定によって認定された事実は証明を要しないということも問題である。民事訴訟の審理手続において争点となっている事実について、他の国家機関の決定によって事実認定がされているとしても、裁判所が証明なしに事実認定ができるということにはならない。他の国家機関の決定による事実認定に、訴訟当事者の手続関与が保障されているわけではないから、訴訟当事者を拘束するなんらの根拠もないからである。

(5) 書類に記載され、正当に公証され又は認証された事実(80-1-c)

公証人が作成した公正証書によって公証され又は認証された事実であっても、訴訟上の審理手続において争点となっている以上は、証明を要しない事実とすべきではない。裁判手続は公開対審による審理手続として当事者の手続権が最もよく保障された手続であるから、公証された事実でも裁判手続による認定事実に代わりうるものではない。むしろ、事実を公証した公正証書があるとするれば、それを有力な証拠として事実の証明をすれば足りる筈である。例えば、公正証書遺言によって遺言が有効に行わ

れたという事実の証明をする場合がそうである。

3 証拠提出責任と証拠収集権限（6，7，79，84-1，85，94）

(1) 当事者の証明・証拠提出責任と裁判所の証拠収集権限については、当事者主義と職権主義との関係の一項目として既に詳論した。(注29) 結論を要約すれば、当事者は自己の請求を根拠づける請求原因事実を、その相手方当事者は請求に対する防御を根拠づける抗弁事実を証明し、そのための証拠を提出する責任を負う(6-1，79，84-1)。裁判所は、本法の定めた場合に限り証拠を収集することとし(6-2)、当事者が自ら証拠を収集することができず、裁判所に証拠を特定してその収集を申し立てたときに証拠を収集することを原則とする(85-2，94-1・2)。非訟事件手続においても、この総則上の原則に対する特則を規定しているとはいえず、当事者の申立てがなければ裁判所の証拠収集はできない。

(2) 第三者の証拠提出責任(7)と申立てによる裁判所の証拠提出命令の申立て(94)

民訴法は、当事者以外の第三者が事案解明に必要な証拠を占有・管理している場合にも、当事者の申立てによって証拠を収集できる手続を新設した(7，94)。まず、第三者は、当事者や裁判所の請求により、その占有・管理する関係証拠を提出する義務を負うと規定した。すなわち、「個人、機関及び組織は、当事者、裁判所の請求により、自己が占有し、又は管理する事件に関する証拠を、自己の任務及び権限の範囲内で、当事者及び裁判所に提出する義務を有する」(7)。

そのうえで、当事者が必要な証拠を占有、管理する第三者の氏名、住所を明記した証拠収集の申立書を裁判所に提出すれば、裁判所は第三者にその証拠を提出するよう請求し、第三者は請求を受け取ってから15日以内に証拠を提出する責任を負うと規定する(94-2・3)。さらに、裁判所の提出命令を受けた第三者が、これに従わないときは「裁判所は、決定により警告し、罰金を科し、又は証拠提出を強制することができる」ことにした(389-1)。

これは日本民訴法の文書提出命令に対応する手続を、文書に限定せずに、証拠一般に拡張して認めたことになると評価できる(日民訴法221～225条参照)。ただ、この提出命令の相手方に証拠を占有する対立当事者が含まれていない点で日本法と異なっている。しかし、これでは相手方当事者が自己に不利な証拠を占有して提出しない場合には、これに対処する手続上の手段がないことになって問題がある。もっとも、民訴法が規定する「証拠を占有若しくは管理している個人、機関及び組織」の中に相手方当事者を含むと解釈することができないわけではない。もしそのような趣旨であれば、最高人民裁判所の指導文書によって明確化する必要がある。

4 証拠収集手続としての各種証拠調べ等(85～93)

(1) 総論

民訴法は、当事者主義を徹底して、当事者が第一次的に証拠を収集し裁判所に提出

する責任を負うことを強調している。従って、当事者が収集し裁判所に提出した証拠では、「当該事件の解決の十分な根拠にならないと思われる場合には、裁判官は当事者に追加の証拠提出を求める」（85-1）。そのうえで、「当事者が自分自身で証拠を収集できず、証拠収集の申立てをした場合は、裁判官は証拠を収集するため、次の措置の一つ、又はいくつかを採ることができる。」として、各種の証拠調べ手続を規定する（85-2, 86~92）。

これらの証拠調べは、財産の査定（92）以外は、いずれも裁判官が行うものとして規定されているから、準備手続段階における裁判官による証拠収集手続を想定した規定であると思われる。しかし、公判期日において公開対審手続による証拠調べ、特に人証の尋問が行われる場合には（222~226, 230）、準備手続において収集された陳述書、鑑定書、尋問調書などは、手続参加者が期日に欠席したり、供述内容が矛盾したりする場合などに公開され（227-1, 230-3）、既に述べたように、書証としての証拠調べが行われるものと思われる。（注30）

他方、「各証拠は、平等に公開し、使用しなければならない」（97-1）とも規定されているから、公判期日においては尋問調書などが一定の場合に限って公開されるとする規定（227-1, 230-3）との関係が問題となる。公判期日の手続は総則に対する特則であるから、公判廷においては人証の尋問による供述内容が直接証拠資料となるのが原則であって、準備手続において収集された尋問調書などは一定の場合に例外的に公開され、書証として証拠調べの対象になるものと解すべきであろう。準備手続において収集された人証以外の証拠物又はその証拠調記録や調書は、総則規定によって一般的に公開され、公判期日においても証拠調べの対象になるものと思われる（228・229参照）。（注31）

（2）各種証拠調べ

民訴法が規定する各種証拠調べ手続は以下の通りである。

① 当事者尋問（85-2-a, 86）

当事者の尋問は、当事者が自分で陳述書を作成していないか、陳述書の内容が不十分又は不明確である場合にのみ行われる。裁判官の尋問は、当事者が自ら陳述書を作成できないときに、裁判所の事務所内外で行い、供述の内容を調書に記載する。調書には当事者、尋問者、聴取者が署名するほか、裁判所の事務所外で作成された調書は、証人、調書を作成した機関等が認証する。

② 証人尋問（85-2-a, 87）

「当事者が請求する場合又は必要と思われる場合には、裁判官は、裁判所の事務所内外で証人を尋問することができる。」（87-1）。「必要と思われる場合」とは当事者の申立てによる証人の尋問が不十分であって、さらにその証人を尋問する必要があると思われる場合であると解すべきことについては既に述べた。（注32）証人尋問の手続は当事者尋問の手続と同じである（87-2）。

③ 対質（８８）

「当事者が請求する場合又は当事者や証人の供述に齟齬があると思われる場合には、裁判官は、当事者間、当事者と証人間、又は証人間において対質を行なわせる」（８８―１）。

④ 現場見分・検証（８５―２―d, ８９）

裁判官が現場見分・検証を行うが、検証を要する証拠物の所在地の社級人民委員会等の代理人の立会いの下、当事者も立ち会うことができるように事前に通知するなどの手続が保障される（８９―１）。現場見分・検証の結果などは調書に記録され、調書には見分・検証を行った者、立会った機関の代理人、当事者等が署名する（８９―２）。

⑤ 鑑定（８５―２―b, ９０, ９１）

当事者の合意又は請求によって、裁判官は、鑑定請求の決定をする。鑑定人の氏名、鑑定対象、鑑定事項などの記載された鑑定要求の決定を受け取った鑑定人は、法令の規定に従って鑑定を実施する（９０―１・２）。

⑥ 財産の査定（９２）

裁判所は、当事者が請求した場合、又は当事者が訴訟費用削減等の目的で合意した場合に、係争財産を査定する決定をする（９２―１）。裁判所の決定によって設定された価格評議会がその構成員全員の出席のもとで査定を行う。当事者は、事前に通知を受け査定に参加して意見を述べる権利を有する（９２―２）。査定は調書に記録し、価格評議会の構成員、当事者及び証人は査定調書に署名する（９２―４）。

⑦ 証拠収集の囑託（９３）

裁判所は、別の裁判所又は権限ある機関に、当事者・証人を尋問し、現場検証・財産査定を実施し、又は証拠を収集し事件の事実関係を確認するその他の措置をとることを囑託決定することができる（９３―１）。

（注２７）不要証事実としての自白と公知の事実・裁判所に顕著な事実については、日本側の提案が採用されたことになる。吉村：前掲「ヴェトナム民訴法第７次草案の検討」ICD NEWS 第６号１４１頁以下、及び、「ヴェトナム民事訴訟法セミナーの結果について」同８５頁以下参照。

（注２８）後述本稿Ⅹ―２「確定判決の効力範囲、特にその対世的効力」参照。

（注２９）前述本稿Ⅴ―３―（３）「当事者の証拠提出責任と裁判所の証拠収集」参照。

（注３０）前述本稿Ⅵ―１―（１）「証拠の定義」・（２）「証拠の出所源と証拠の認識」参照。

（注３１）後述本稿Ⅸ―５「証拠物等の物証としての証拠調べ」―（１）「総説」参照

（注３２）前述本稿Ⅴ―３―（３）「当事者の証拠提出責任と裁判所の証拠収集」参照。

Ⅶ 第一審手続における事件の提訴及び受理手続（第２部１２章）

１ 民事事件の提訴手続

(1) 提訴権 (4, 5-1, 21-1, 161, 162条)

第一審手続は訴えの提起によって開始される。処分権主義（自己決定の原則）によれば、当事者が自己の権利・利益の擁護のために訴えを提起する権限をもち、裁判所は当事者の訴え提起を受けたときにのみ事件を受理することが原則である（5-1, 161）。しかし、例外的に、他者の権利・利益についても、それが社会的・公的利益に関するときには、一定の権限ある個人、機関及び組織にも提訴権を認めることとしたが（4, 162）、従来、民事手続法令によって検察院にも提訴権を認めてきた慣例は廃止することになった（21-1）ことは、既に詳しく述べたところである。（注33）

(2) 提訴の範囲 (163)

処分権主義（自己決定の原則）によれば、訴えの提起によって裁判所の審判の対象と範囲を決める必要がある。その審判の範囲については、「裁判所は、・・訴えの提起又は書面による申立ての範囲内でのみその事件を処理する」（5-1 後段）として、申立主義を明記したことは前述した。（注34）しかし、この規定は、当事者としては原告側と被告側が単一であり、審判の対象も単一の権利関係である場合を前提とし、これらのいずれかが複数である場合についてまで想定して規律したものとはいえない。

そこで、当事者や審判の対象のいずれか又は双方が複数となる場合にも、訴えの提起によってこれらの範囲を特定することができるかが問題となる。日本民訴法では訴えの客観的併合（請求の併合）及び主観的併合（共同訴訟）と呼ばれている場合に対応する（日民訴136・38～41条参照）。この場合にどの範囲で請求の併合や共同訴訟を認めるかは、一方での紛争の統一的包括的解決の要請と、他方での審判手続の迅速かつ効率的運用の要請とをいかに調整するかの立法政策の問題である。

ベトナム民訴法は、当事者が原告側も被告側も単一の場合について、「同一事件の解決のため、単一又は複数の相互に関連する法律関係に関して、・・訴えを提起することができる」（163-1）と規定する。訴えの客観的併合である請求の併合については、「同一事件の解決のため、複数の相互に関連する法律関係に関して」であることを条件として認めたことになる。

訴えの主観的併合である共同訴訟をどの範囲で認めるかに関しても、基本的には同一の条件、つまり「同一事件の解決のため、単一又は複数の相互に関連する法律関係に関し、・・訴えを提起できる」と規定する（163-1・2）。ただ、原告が単一の場合には複数の当事者を被告として（163-1）、また、原告が複数の場合には単一の被告に対して（163-2）、同一の条件によって、訴えを提起できると規定している。従って、共同訴訟においては、審判の対象が、複数の原告又は被告の夫々につき別個に主張される法律関係として複数である場合と、複数の原告又は被告にとっても単一の法律関係である場合とがあることになる。

また、一定の個人、機関又は組織が他者の権利・利益を保護するために訴えを提起

する場合にも（162）、審判の対象となる原告の権利関係につき、やはり同一の条件によって、単一又は複数の当事者を被告として訴えを提起することができる」と規定する（163-3）。従って、この場合にも、まず、同一の条件によって、請求の併合が認められ、ついで被告側を複数とする共同訴訟が認められることになる。

（3）訴状の形式・記載事項等（164～166）

訴えの提起手続については、訴状の形式・記載事項、添付資料、裁判所への提出について規定している（164～166）。

訴状には、受訴裁判所、原告、被告、関連する権利、義務を有する者、証人などを特定する名前や住所を記載するほか、審判の対象を特定すべき「申立てられた具体的な事項」（164-2-g）、と「提訴に十分根拠があり、適法であることを証明する書類及び証拠」（164-2-i）を含まなければならない（164）。申立主義によって裁判所の審判の対象が訴状によって特定された請求の範囲に限られるのであるから、訴状の記載事項として、審判の範囲を特定するに足る具体的事項を規定すべきである。「申立てられた具体的な事項」というだけでは不十分である。少なくとも「請求の趣旨と請求原因事実」を記載して請求を特定すべきであろう（日民訴133-2-②、同規則53-1参照）。（注35） 最高人民裁判所の評議会決議によって、この点の訴状の記載内容についても指導基準の提示が必要である。

訴状には「自己の請求に十分根拠があり、適法であることを証明する書類及び証拠を添付して」裁判所に提出しなければならない（165・166）。

2 事件の受理手続

（1）訴状の移送・返却・補正（167, 168, 169）

訴状を受理した裁判所は、事件が裁判所の管轄下にあるかなどの形式的要件を備えているかどうかを検討する。その結果によって、訴状を管轄裁判所に移送するか、訴状を訴訟人に返却するか、事件受理手続を進めるかの決定をする（167）。

訴状の提出が提訴期間を徒過しているとき、申立人に提訴権がないとき、提訴事項が既に確定判決・決定、又は権限を有する国家機関の法的効力をもつ決定によって解決済であるとき、裁判所の裁判権に属しないときなどには、訴状を訴訟人に返却する（168）。

ただ、訴状の記載事項が十分に記載されていないときは、30日以内で裁判所の定める時間内に訴状を補正すべきことを命じ、補正がなされたときは事件受理を継続する。期間内に訴状の補正がないときは訴状、関係資料を訴訟人に返却する（169）。訴訟人は訴状の返却に対しては裁判所の長官に不服申立ができる（170）。

（2）事件の受理・通知（171, 174）

訴状提出が形式的な要件を備え、事件が裁判所の管轄下にもあると考える場合には、訴訟費用を前納すべき事件については、その手続をとったうえで、前納領収書が提出された後に、裁判所は事件を受理する（171）。

事件を受理した裁判所は、被告、関連する権利、義務を有する者、及び同級の検察院に事件受理に関する書面の通知を送付しなければならない。この通知書面には、通知作成日、受訴裁判所の名称、訴訟人が処理を求める特別な事項、訴状とともに提出した書類・証拠一覧、訴訟人の請求に対する意見書、通知を受けた者のそれに対する意見書の提出期限などが含まなければならない（174）

（3）通知を受けた者の権利、義務（175）と答弁書提出規定の後退

「通知を受けた者は、通知を受け取った日から15日以内に、訴訟人の請求及び添付書類、証拠に関する意見があれば、書面で裁判所に提出しなければならない」（175-1）。この規定は9次草案において初めて導入され12次草案でも維持された被告の答弁書についての規定に対応するが、やや後退した感がある（9次草案206-2参照）。

例えば、12次草案は「通知を受け取った被告は、通知を受け取った日から15日以内に、原告の請求に対する答弁書とこれを支持する書類又は証拠を裁判所に提出しなければならない」（12次草案177-1）と規定していた。これは日本側の提案に従って導入された規定であって、さらに、答弁書には請求原因事実に対する被告の認否とともに抗弁事実を記載すべきであると規定することを提案してきた（日民訴規則80-1参照）。（注36）この点についても最高人民裁判所の指導基準の提示が必要であると考えられる。

3 反訴・独立請求の提訴手続（176～178）

（1）被告の反訴提起（176）

民訴法は、「被告の原告に対する反訴は、次の場合の一において受理される。a 原告の請求に対する責任を排除するために反訴を提起した場合、b 反訴が受理された場合に、原告の請求の一部又は全部の受理を破棄することができる場合、c 反訴と原告の請求との間に相関関係があり、これらの請求が同一事件で解決された場合に、事件の解決がより正確かつ迅速である場合」（176-2）と規定する。

被告の反訴の提起は、原告の請求が係属中に被告の請求を提起することであるから、「両請求が相互に関連しており、同一事件で解決できれば、事件の解決がより正確かつ迅速である場合」に、反訴が受理されるのは良く理解できる。しかし、反訴が認められれば、原告の請求が排除されたりする場合は、日本法によれば、原告の請求に対する被告の抗弁とすべき場合であると思われる。

例えば、原告の被告に対する100万円の売買代金請求に対して、被告の原告に対する同額又は一部の額の貸金債権が反訴として請求されたとき、被告が相殺の抗弁を提出するのでなければ、原告の請求の全部又は一部が当然に排除されることはないはずである。

しかし、ベトナム民法では、「両債務の履行期が到来すれば互いに履行しなくとも両債務は終了する」と規定され（民法386条）、民訴法では、被告は、「原告に対して、

その請求に関連する反訴を提起すること，又は原告が請求する義務の相殺を提案すること」が，その権利として規定されている（60-1-c）。相殺の提案が請求に対する抗弁としてではなく，反訴請求と同列の予備的提案と位置付けられているのかもしれない。ベトナム民訴法では，請求に対する反訴ではなく抗弁として相殺を主張する概念が理解されていないことの結果であると思われる。（注37）

(2) 独立請求の提起（177）

「関連する権利，義務を有する者が原告側又は被告側について手続に参加しない場合は，次の条件が満たされたときに，その者は独立した請求をする権限を有する。

1. 事件の解決が当該者の権利，義務に関連している。2. その者の独立した請求が，解決中の事件に関連している。3. その者の独立した請求が同一事件で解決された場合に，当該事件の解決がより正確かつ迅速である。」（177）。

関連する権利，義務を有する者の独立請求の提起が認められる要件は，反訴提起が認められるための第三の要件と類似したものであり，合理的な要件であると思われる。これは日本民訴法の独立当事者参加に対応した制度であるが，その要件はより緩やかである（日民訴47条1項参照）。この場合の独立請求の提起者は原告と同様の権利，義務をもつことになる（61-2）。（注38）

(注33) 前述本稿V-2-(1)「提訴権」参照。

(注34) 前述本稿V-2-(2)「申立主義」参照。

(注35) 前注(13)参照。

(注36) 日本側の提案として，前掲「現地セミナー議事録」及び吉村「ペーパーコメント」ICD NEWS 13号21頁，93頁参照。

(注37) グエン・ゴック・カイン (Nguyen Ngoc Khanh) 「民事訴訟法における当事者の自己決定の原則」4頁は，原告に対する義務相殺を目的とする反訴として抗弁と解すべき事例を挙げて説明している。

(注38) 民訴法61条の規定する「関連する権利，義務を有する者の権利，義務」として認められた「独立した請求を行う権利」を前提とした制度である（61-1-b）。後述本稿X-1-(2)参照。

VIII 準備裁判官による公判審理のための準備手続（第2部第13章）

1 準備裁判官の指名（172）と準備手続終了後の公判開始決定（179，195）

裁判所が訴状の提出による訴え提起の適法要件を審査して正式に事件を受理してから3日以内に，裁判所長官は準備裁判官として事件を解決する裁判官を指名する（172-1）。準備裁判官は，事件によってその受理の日から原則として2か月又は4か月の公判準備期限内に準備手続を終了し，裁判所はその期限内に事件に応じて次の決定の一つをするとされている（179）。すなわち，訴訟上の和解が成立したときは調書作成など

を経て当事者間の合意を承認する決定（187）、当事者が死亡してその相続人がいない場合などの事由により事件の解決を停止する決定（189）、訴えが取下げられた場合などの事由により事件解決を中止する決定（192）、公判を開く決定（195）のいずれかである。

公判を行う決定には、公判が行なわれる事件、裁判所、原告・被告・関連する権利、義務を有する者等の氏名、裁判官・人民参審員等の氏名、公判期日の日時・場所などが記載される（195-1）。決定は当事者及び同級の検察院に送付しなければならない（195-2）。

2 準備裁判官による証拠収集手続と事件記録作成（173，84～94）

準備裁判官の主な任務と権限は、事件の受理を通知するほかは、当事者に書類及び証拠を裁判所に提出するように求めるとともに、当事者の証拠収集の申立てによって、証拠を収集するため、各種の証拠調べ手続をすることである（173，85-2，86～94）。各種の証拠調べについては既に詳しく論じた。（注39）

このようにして当事者が提出し、準備裁判官が収集した文書や証拠物あるいは証拠調べの記録・調書などは、準備裁判官によって事件記録として編綴・作成される。準備裁判官の作成した事件記録は、証拠として、「国家機密，国民の醇風美俗，職業上の秘密，企業秘密又は当事者の正当な請求により私生活の秘密に関連する証拠」でないかぎり、「平等に公開し，使用しなければならない」と規定されている（97）。しかし，公開対審手続の保障された公判審理手続において，自ら裁判をする裁判所（合議体又は裁判官）が証拠調べを行う場合には，特に当事者，証人，鑑定人の尋問手続については，その供述内容を証拠資料として裁判の基礎とするのが原則でなければならない。従って，公判期日では，供述内容が矛盾するか，証人・鑑定人が欠席するなど一定の場合に限って事件記録・書類の開示を認めるに過ぎない（227-1，230-3）。

3 非公開・非対審による証拠収集手続の問題点

（1）問題点

準備裁判官による証拠収集手続は，裁判所内外において非公開・非対審の手続によって行われるのが原則である。例外的に現場見分・検証や財産の査定手続については当事者に参加の機会を保障する手続が規定されているに過ぎない（89-1，92-2）。従って，準備裁判官による証拠収集のための証拠調べは，当事者の申立てによるものではあるが，非公開手続によるだけでなく，当事者の対席もなしに行なわれるのが原則である。準備手続段階における当事者の手続保障は，上述の例外規定以外は，全く配慮されていない。

準備裁判官が非公開・非対席の手続によって収集した証拠がそのまま公判期日において裁判の基礎となるのであれば，折角，公判期日の審理手続につき公開対審手続を保障した意味がなくなることになる。特に，公判期日での当事者，証人，鑑定人の尋

問手続においては、参加人の欠席や供述内容の矛盾などの例外的場合にしか準備段階で収集された事件記録を開示しないことにしたのはこのためである（227-1, 230-3）。

しかし、準備裁判官が公開期日における合議体の裁判長となる慣行はこれからも維持されるとすれば、なお問題が残ることになる。すなわち、合議体の裁判長は準備段階での人証の供述内容をはじめ、すべて証拠調べの内容を知り尽くしたうえで公判期日に臨むことになるからである。合議体の他の構成員である人民参審員は公判期日においてはじめて審理をするのであるから、その限りでは意味がないわけではない。しかし、従来から指摘されてきた公判審理の形骸化や尋問手続の重複性などの問題点は依然として解消されたとはいえない。

（2）改革案

この問題を解消するためには、いくつかの改革案が考えられる。そのうちのいくつかは、既に立法過程において、日本側の提案として指摘してきたが結局は採用されなかった点である。（注40）

第1は、合議体の裁判長を準備裁判官とは別の裁判官とすることである。そうすれば、公判審理の形骸化や尋問手続の重複性などの問題は解消される。しかし、合議体による公判手続を継続的、集中的に行うためには重要な争点に審理を集中して進める必要があるが、準備手続に全く関与しない裁判官では効率的な運用を期待できないという難点がある。準備裁判官が公判期日における合議体の裁判長になるという従来の慣行を変えることは容易ではないと思われる。

第2に、準備段階の証拠調べ手続に当事者の対席の機会を与える手続的手当てを規定することである。既に現場検証や財産の査定については当事者の立会権を保障する手続を規定しているのであるから、その他の証拠調べ、特に人証の尋問手続にその手続を規定することは可能と思われる。ただ、このことによって当事者の手続権を保障したことにはなるが、尋問手続の重複性や公判審理の形骸化の問題を解消することはできない。

第3に、準備手続では当事者対席の下での尋問手続を進めることができないとすれば、人証の尋問手続は当事者対審手続の保障される公判手続に留保することである。すなわち、準備手続においては、準備裁判官は人証以外の当事者の陳述書を含む文書、準文書、その他の証拠物の提出を求め、第三者の所持・保管するこれらの証拠については当事者の申立てによる提出命令によって提出させ、さらに必要な限りで、現場検証や財産の査定などの証拠調べを行う。しかし、人証尋問については準備段階では当事者の申立てを受け付け、争点・証拠の整理に基づいて必要な当事者、証人、鑑定人尋問を決定し、公判審理手続において、初めてこれらの人証尋問をするという提案である。

そこで、準備裁判官は準備手続で収集した文書、証拠物、検証記録などの証拠調べ調書を参考として当事者対席の下で争点・証拠の整理をすることによって公判審理の準備を整える。公判期日では、審理をする裁判所（合議体）が、準備手続の事件記録

を引き継いだうえで、絞り込まれた争点について人証尋問を中心として必要な証拠調べを集中的に行う審理をするという改革案である。(注41)

(注39) 前述本稿VI-4「証拠収集手続としての各種証拠調べ等」参照。

(注40) 前掲吉村「ベトナム民事訴訟法の成立と法整備支援の評価」ICD NEWS 20号49頁参照。

(注41) 基本的には、日本民訴法による争点・証拠整理のための弁論準備手続(日本民訴法168～174条)を経た集中的証拠調べ手続(同182条)のモデルによった提案であった。もっとも、ベトナム民訴法では準備段階と公判段階とが単独裁判官手続と合議体手続に分離されている点で異なるから、公判廷では人証以外の物証の証拠調べも行うのが原則である。

IX 合議体による公判審理手続(第2部第14章)

1 合議体の構成:裁判官と人民参審員(52, 198)

民事事件の第一審公判手続は、裁判官1名及び人民参審員2名で構成する合議体によって審理判決をすることを原則とする。ただし、特別な事件の場合には、第一審合議体は、裁判官2名及び人民参審員3名で構成することができる(52)。

審理合議体の構成員である裁判官、人民参審員又は裁判長が継続して公判に参加できない場合に、補充の裁判官又は人民参審員が最初から公判期日に出席しているときには、その者が交代して公判を継続できる手続を規定している(198-1)。審理合議体の構成員である裁判官、人民参審員又は裁判長に交代する補充の者がいない場合は、事件は最初から再審理する(198-2)。

2 公判審理の公開・対審・直接・口頭・継続審理の原則(15-1, 197, 199～203)

裁判所は、公判期日においては、審理合議体を構成し、公開の法廷で、当事者対席の下、直接主義、口頭主義に基づき、継続的な審理を行う。審理合議体の構成員は、上述した合議体の構成員交代の場合を除き、最初から最後まで事件を審理する(15-1, 52, 197-2)。そのうえで、裁判所は、公判期日における弁論及び審尋の結果、並びに公判期日における証拠調べによる証拠に基づいてのみ判決を言い渡す(197-1後段)。このようにして、公判手続においては、審理合議体が公開・対審・直接・口頭主義の原則によって審理を行い、その公判期日における審理の結果に基づいてのみ判決を言渡すという基本原則を宣言したことになる。このことは新民事訴訟法の基本的な審判原則の規定として特筆すべきである。

さらに、その具体的な審理内容として、裁判所は、まず、原告、被告、関連する権利、義務を有する者、適法な代理人、当事者の弁護人、及びその他の手続参加者に質問しその陳述を聴取することによって、事件の事実関係を直接確認し、ついで、収集された書

類及び証拠を取り調べて確認しなければならない。さらに、裁判所は、公判期日に検察官が参加している場合には、事件解決について検察官の意見を尋ねなければならない(197-1前段)。

また、裁判所は、当事者対席の下に審理を進めることができるように、原告、被告、関連する権利、義務を有する者、及び当事者の弁護人が期日に出席するよう、期日への召喚状を送付し、これらの者が正当な理由で1回期日に欠席した場合には、期日を延期しなければならない(199-1, 200-1, 201-1, 203)。もっとも、2回にわたり召喚を受けて欠席した場合には、原告及び独立の請求提起者は請求を放棄したとみなし(199-2, 201-3)、その他の当事者やその弁護人についてはそのまま審理を続行する(200-2, 201-2, 203)。

3 審判手続の進行と当事者の冒頭陳述 — 当事者尋問手続との区別

(1) 審判手続の進行(213~241)

公判期日における審理は、裁判長が公判期日を開始し、事件の公判を開く旨の決定を読み上げることによって開始される(213-1)。その審理・判決手続は、裁判長の質問に対する当事者の冒頭陳述から始まり(217~221)、その終了後に当事者尋問、証人尋問、その他の証拠調べ手続に進み(222~231)、最終弁論を経て(232~234)、合議体による審議及び判決の言渡しに至る(236~241)。

このように、公判期日における審判手続は、公判期日の開始後に、当事者の冒頭陳述、当事者の尋問を初めとする証拠調べ手続、及び最終弁論の3つの段階に明確に区別される審理手続を経て、合議体による審議及び判決言渡しに至ることになった。当事者の冒頭陳述と最終弁論は、ともにその訴訟主体としての口頭弁論であって、冒頭と最終の2つの段階に分かれて弁論の機会が保障されたことになる。従来 of 民事手続法令では、この審理手続における3つの段階の区別が明確でなかったことからみれば、新民訴法の特徴として特筆すべきであるといえる。

(2) 当事者の冒頭陳述(217~221)

民訴法が当事者の冒頭陳述と当事者尋問を区別して規定したことは特筆に価する。当事者の訴訟主体としての地位と審理・証拠調べの客体としての地位とが明確に区別されたことになるからである。従来 of 手続法令だけでなく、第9次草案にいたるまではその点の区別が未だ明確でなかったことに較べれば格段の進展であると評価できる。(注42)

当事者の冒頭陳述は訴訟手続の主体としての陳述であるから、審理の客体としてではなく、訴訟主体としての立場の表明である。すなわち、原告側では訴え提起による請求、その根拠となる請求原因事実の主張及びそれを証明する証拠の提出、被告の側では訴えによる請求に対する応答、請求原因事実に対する認否と抗弁事実の主張及びそれを証明する証拠の提出のいずれについても、訴訟主体としての立場の表明である

訴えと請求の提起とそれに対する応答，事実の主張，証拠の提出を行う訴訟行為である。従って，裁判所はそのような当事者の申立てないし主張に対して，一定の対応をする必要がある。

第1に，訴えと請求の提起に関しては，訴えの取下げ・請求の変更・補足と訴訟上の和解について，裁判長が当事者の訴訟主体としての立場について質問をして，審理合議体はその意向を確認のうえ，要件を備えておればこれを承認し必要な手続をとる。訴えの全部又は一部の取下げについてはその部分に関する審理を中止する決定をし，訴訟上の和解については合意を承認する決定をする。これは原告の訴え，被告の反訴，関連する権利，義務を有する者の独立請求のいずれについても共通である（217，218，220）。

原告がその訴えを取り下げたのに，被告が反訴を継続するときには，被告が原告になり原告が被告になる。また，同様に，原告が訴えを取り下げ被告も反訴を取り下げたのに，関連する権利，義務を有する者がその独立の請求を継続する場合には，独立請求の提起者が原告になりその相手方が被告になる（219）。

第2に，当事者が訴えと請求をそのまま維持する場合には，当事者とその弁護人が請求に関する陳述（申立てと主張）をする内容について規定している（221）。すなわち，「当事者がその請求を維持する・・・場合は，審理合議体は次の順序で当事者の陳述を聴取し，事件の審理を開始する。

- a. 原告の弁護人が原告の請求を提示し，その請求に根拠があり，適法であることを証明する証拠を提示する。原告は追加意見を陳述する権限を有する。
- b. 被告の弁護人は，原告の請求に関する被告の意見（答弁），被告の反訴，提案を提示し，その提案に根拠があり，適法であることを証明する証拠を提示する。被告は追加意見を陳述する権限を有する。
- c. 関連する権利，義務を有する者の弁護人は，原告及び被告の請求及び提案に関するその者の意見（答弁），並びに関連する権利，義務を有する者の独立した請求及び提案を提示し，その提案に根拠があり，適法であることを証明する証拠を提示する。関連する権利，義務を有する者は，追加意見を陳述する権利を有する。」（221-1）。

また，これらの者が「弁護人を有しない場合は，自己の請求及び陳述並びに当該請求及び陳述に根拠があり，適法であることを証明する証拠を自分自身で提示する」（221-2）。

民訴法221条の規定では原告の請求，それに対する被告の答弁と反訴請求及び独立請求提起者の答弁と独立請求についての陳述内容が，同時に規定されているため複雑な条文になっている。特に，被告と独立請求者の陳述内容は，原告の請求に対する答弁と反訴・独立請求を根拠付ける陳述とが重なり合って規定されているために分かりにくい。そこで，まず反訴と独立請求の部分切り離して，原告の請求と被告の答弁だけについての当事者の陳述である申立てと主張から説明する。

第1に、原告側は、「原告の請求を提示し、その請求が十分に根拠があり、適法であることを証明する証拠を提出する。」そのために、原告は請求の根拠となる請求原因事実を主張し、その事実を証明する証拠を提出して、その証拠についての証拠調べの申立てをしなければならない。訴状の記載事項として述べたところであり、原告は公判期日では訴状に従ってそのように陳述すべきことになる。(注43)

第2に、「被告は、原告の請求に関する被告の意見(答弁)・・・を証明する証拠を提出する。」そのために、被告は原告の請求に対して請求棄却の申立てをし、その根拠として請求原因事実の認否の主張をし、さらに抗弁事実を主張して、これを証明する証拠を提出してその証拠調べの申立てをする。答弁書の記載事項として述べたところであり、被告は答弁書に従ってそのように陳述すべきことになる。(注44)

第3に被告が原告の請求に対する答弁とともに反訴をも提起する場合は、「原告の請求に関する被告の意見(答弁)、反訴、提案を提示し、反訴、提案に根拠があり、適法であることを証明する証拠を提示する。」と規定する。この「提案」の意味が明らかではない。この部分をのぞけば、反訴もまた被告の訴え提起であるから、独立請求の提起とともに「原告の訴え提起の手續に関するこの法律の規定に従う」(178)のであり、被告は、訴状に準ずる反訴状に従って、原告の訴え提起における同様の陳述をすれば足るはずである。

そこで、この「反訴、提案」とは、反訴提起の要件とされる「反訴が受理された場合に、原告の請求の一部又は全部の受理を破棄することができる場合」(176-2-b)などに、反訴として自己の反訴請求の認容を申し立てるとともに、予備的請求として、仮に原告の請求にも理由があるとすれば、原告の請求の一部又は全部を排除することを予備的提案として申し立てる場合が考えられる。(注45) 独立請求の提起があった場合も事情は全く同様である。

4 当事者・証人・鑑定人尋問(222~226, 230)と事件記録開示の制限(227, 230-3)

(1) 総説

当事者、証人及び鑑定人の証拠調べは、いわゆる人証として尋問手續によって行なわれる。既に、準備手續において当事者の申立てに基づき準備裁判官による尋問手續が行われ、その尋問調書が事件記録として編綴・作成されている場合が多いと思われる。しかし、公開・対審の公判手續における口頭主義・直接主義による審理の要請を充たすためには、審理合議体の下での尋問手續が不可欠である。

公判手續における人証尋問の準備としては、当事者以外の証人、鑑定人についても、準備段階における当事者の申立てによって、証人、鑑定人とされた者には期日への召喚状による呼出しがなされ、その出席が確保される(204, 205)。ことに鑑定人については、準備段階において、準備裁判官が当事者の申立てによって鑑定要求の決定をし、鑑定人は法令にしたがって鑑定を実施しなければならない(90)。

(2) 当事者尋問

公判期日における当事者の尋問については、その尋問順序が法定されている。「各人への尋問は、裁判長、人民参審員、当事者の弁護人、当事者及びその他の手続参加者の順に実施する。検察官が公判期日に参加する場合は、その尋問は当事者に続く」(222)。裁判長や人民参審員だけでなく当事者やその弁護人、その他の手続参加人にも尋問が認められる点で、交互尋問に一步近づいたと評価することができる。(注46)

当事者に対する尋問としては原告、被告、関連する権利、義務を有する者の尋問が規定されているが、基本的にはその規定内容は共通である(223~225)。

まず、当事者が1名以上いる場合は、1名ずつ別々に尋問する(223-1)。つぎに、尋問事項は、当事者やその弁護人の陳述が不明確であり、以前の証言と矛盾し、相手方やその弁護人の以前の陳述と矛盾するような事項に関してのみ尋問するとして限定されている(223-2)。

さらに、いずれについても当事者本人だけでなく、その弁護人が答弁することができる(223-3)と規定する。ただ、当事者尋問における供述は、当事者の主張ではなく、証拠調べの客体として自己の見聞などによる認識内容を証言するものであるから、弁護人が本人に代わって供述するのは疑問である。また、実務上も、当事者尋問が証人台に立って行なわれるのではなく、当事者席に立ちながら行われている状況である。当事者の主張と証言が区別されないことは、こうした実情からくる制約なのかもしれない。

(3) 証人尋問(226)

証人尋問については、その客観性を保障するための一定の手続が規定されている。証人が1名以上いるときには別々に尋問するだけでなく(226-1)、裁判長は、前もって一定の措置を取ることができる(216)。すなわち、裁判長は、証人を尋問する前に、「証人が証人同士の証言を聞くことができず、証人が関係者と連絡を取れないように必要な措置を採る決定をすることができる」(216-1)。また、当事者の証言と関連する場合には「裁判長は証人を尋問する前に当事者を証人から隔離する決定をすることができる」(216-2)。

さらに、証人尋問については裁判長だけによる尋問が規定されている(226-3)。

当事者やその弁護人による尋問が認められなかったことは、交互尋問に近づいた当事者や鑑定人に対する尋問に較べて不徹底である。一般第三者である証人の立場に対する配慮や交互尋問の能力がまだ備わっていない実務の実情を踏まえた立法政策的配慮によったものと思われる。

(4) 鑑定人の尋問(230)

鑑定尋問においては、まず、「裁判長は、鑑定を課された事項に関する結論を提示することを鑑定人に求める。鑑定人は、陳述中に鑑定結果及びその鑑定結果の根拠に関して追加説明をすることができる」(230-1)。鑑定人が、公判期日において鑑定

結果についての尋問に対して供述できるためには、前述のように、予め鑑定要求の決定を受けて、鑑定を実施しておくことが前提となる（90-1・2）。

鑑定尋問においては、さらに、当事者やその弁護人を含む「手続参加者は、鑑定結果に関する意見を陳述し、鑑定結果中の不明確な若しくは矛盾している事項、又は事件のその他の事実関係と矛盾している事項について尋問する権利を有する」（230-2）。この点については当事者尋問についてと同様の評価ができよう。

（5）事件記録開示の制限（227，230-3）

公判手続における人証の尋問手続については、準備手続段階において収集された人証尋問調書などの事件記録は、供述内容が矛盾するなどの一定の場合にしか公開しないこととして（227，230-3）、証拠は公開するという一般規定（97）の例外を認めた。これは公開・対審による口頭・直接の審理手続を保障している公判期日においては審理合議体による人証の尋問手続が必要であると解されるためである。非公開・非対審による準備手続における尋問調書をそのまま公判期日における証拠調べの対象とすることは明らかに公判期日の審理原則に反するからである。

ただ、当事者、証人及び鑑定人を含む手続参加者が公判期日に欠席した場合、あるいは、公判期日の供述が従前の供述と矛盾する場合には、例外的に従前の陳述や供述を記録した事件記録についても証拠調べを認めざるをえないとしたのである（227-1-a・b.）。ただ、「審理合議体が必要と考え、又は検察官若しくは手続の参加者が請求したその他の場合」（227-1-c）にも、開示を認めるべきかについては問題のあるところであると思われる。

5 証拠物等の物証としての証拠調べ（228，229）

（1）総説

公判期日の証拠調べについては、人証以外の物証としては、証拠物の取調べと録音テープ・録画ビデオ等のいわゆる新種証拠の取調べについて規定している。証拠物が何を意味するかは必ずしも明らかではないが、民訴法の定める「証拠の出所源」（82）と「証拠の認識」（83）としての分類によれば、検証の対象となる「物」を指すように思われる。新種証拠の取調べについては、その意味内容を対象とする書証に相当する部分とそれ以外を対象とする検証に相当する部分とがあるが、公判廷での聴取・映写などによれば、検証の方法に類似する新種の証拠調べということになる。そうであれば、公判廷の証拠調べの規定としては、文書の証拠調べである書証の規定を欠くようにも思われる。

しかし、準備裁判官の証拠調べによって収集された証拠のほとんどは証拠調べ調書として編綴して事件記録となっており、公判期日においては文書として証拠調べの対象となるはずである。もっとも、人証による尋問調書については公判期日では例外的にしか開示されない（227，230-3）。しかし、それ以外にも元々文書として裁判所に提出された証拠はもちろん、財産査定の調書、現場見分・検証記録、例外的

であっても開示される尋問調書など、公判期日における文書の証拠調べが必要とされる場合も多いはずである。民訴法は、第1部総則において、「証拠の出所源」(82)と「証拠の認識」(83)として「判読可能資料」である文書とその証拠能力について規定するとともに、証拠が国家機密等の一定の秘密事項に関する場合を除き、「各証拠は、平等に公開し、使用しなければならない」(97-1)と規定している。従って、民訴法は、公判期日における文書の証拠調べを当然の前提としているものとして、証拠物の証拠調べ(229)には、検証物のみならず、文書の証拠調べをも含むと解釈すべきことになろう。ただ、そうであるとすれば、ここでの証拠物の証拠調べには、「判読可能資料」の証拠調べをも含むとする指導文書が必要であると思われる。

(2) 証拠物の証拠調べ(229)

「証拠物、写真又は証拠物を認証する記録は、公判期日で取調べのために提示することができる」(229-1)。ここでの証拠物は書証又は検証の対象であるから、証拠物としての文書又は検証物が裁判所に提示され、公判廷で合議体による書証又は検証の対象になり、その結果が証拠資料として判決の基礎として評価されることになる。証拠物自体でなくその写真が提出されたときにも、写真が書証又は検証の対象となる。検証物を認証する記録は、検証ではなく、書証として証拠調べされることになろう。

「必要な場合に、審理合議体は、当事者ととも公判期日に運ぶことができない証拠物の現場検証に行くことができる」(229-2)。準備裁判官による現場検証の検証記録を書証として証拠調べをするよりは、審理合議体が当事者ととも直接現場検証をしたほうが、直接主義の要請に沿うことになる(89参照)。

(3) 録音テープ・録画ビデオ等の証拠調べ(228)

録音テープ・録画ビデオ等のいわゆる新種証拠の証拠調べについては、国家機密等の一定範囲の秘密事項を除き、「審理合議体は、検察官若しくは手続の参加者の請求により、又は審理合議体が必要と考える場合に、公判期日で聞く録音テープ、ディスク、公判期日で映写するビデオテープ、ディスクを準備することができる」(228)。この場合には、これらの新種証拠の証拠調べをするためにテープやディスクの内容を聴取又は映写する機械設備を公判廷に導入することが予定されているようである。

(注47)

また、ここで、「審理合議体が必要と考える場合に」とは、当事者の申立てがあることを前提としていると解すべきであろう。もともと、この種の新種証拠も当事者自らが提出するか、その申立てによって準備裁判官が収集したものであり(83-2・4, 85-2参照)、公判期日においても、当事者の冒頭陳述において証拠として提示されているのであるから(221)、証拠調べの申立てを含むものと解しうるからである。こうした新種の証拠については、当事者の申立てを前提として、その請求があるときだけでなく、審理合議体が必要と考えた場合にも、公判廷での証拠調べを実施することができるという趣旨であろう。

6 最終弁論手続（232～235）

証拠調べ手続終了後に、最終弁論手続に移行する。当事者の冒頭陳述も弁論であるから、この段階では、最終弁論と呼ぶほうが適切である。この段階の弁論については、従来の民事手続法令においても1か条だけの規定があったが（同法令51条）、民訴法はより充実した規定をした。

まず、弁論の順序は、原告（組織の訴え提起のときは、その組織）、被告、関連する権利、義務を有する者の順に、各々その弁護人（組織の代理人）が陳述をする。各々の順序に従って、弁護人について本人（組織の訴え提起のときは、利益帰属主体）が追加陳述をする。夫々に弁護人がついていないときは、本人がこの順序に従って自分自身で陳述をする（232）。

ついで、弁論の内容は、証拠調べについての意見を陳述する場合と事件の解決に関する自己の意見を陳述する場合にわたる。いずれの場合にも、「弁論に参加する者は、公判期日において収集し、取り調べ、確認した書類及び証拠並びに公判期日の尋問の結果に基づいて陳述しなければならない。弁論の参加者は、他の者の意見に対し、答弁することができる」（233前段）。

さらに、「裁判長は、弁論時間を制限してはならず、弁論に参加する者が十分に自分の意見を陳述できる状況を作らなければならないが、事件に関係しない意見の陳述は中断できる」（233後段）。

これらの規定は、従来、裁判長が当事者双方に弁論のために十分な時間を与えない場合や時間を与えてもその弁論内容にあまり関心を示さない場合があったことに対処する規定であるといわれる。また、裁判長自身は事前に用意した意見を当事者だけではなく審理合議体のその他の構成員にも押し付けた場合もあったといわれる。（注48）

もっとも、このことは、従来のベトナムの経済状況などのために、国民の法律の理解程度が十分でなく、弁護人の活動も組織化されず不十分であったことなどによって、公判期日における弁論があまり重視されていなかったことの結果であった。しかし、ベトナムにおける市場経済の浸透と国際化の進展に伴い、法制度の客観性、民主性、公開性、透明性をより高めて、市民の権利を保障するための改革が必要であるという認識が一般化しつつあるようである。公判期日における当事者の弁論権の拡充強化もその流れに沿った立法政策の結果であるといえる。（注49）

7 審議と判決の言渡し（236～241）

（1）審理合議体の評議（236）

弁論の終了後、審理合議体は評議室に入って事件について評議するが（236-1）、審理合議体の構成員のみが評議に参加することができる（236-2前段）。従来の民事手続法令にも、同趣旨の規定はあったが（同法令53-1）、すべての裁判所がこれを正しく実施していたわけではなく、実際には、検察官等合議体の構成員以外の者が評議に参加することがあったといわれる。（注50）

また、審理合議体の構成員は、評議中、事件の全争点について個別的に多数決で処理しなければならないが、人民参審員が最初に投票し、裁判官が最後に投票する（236-2後段）。人民参審員の審理過程への参加及び能力を強化するために、最初に投票することを規定したといわれる。（注51）さらに、評議は、公判期日で取り調べ、検討した書類及び証拠、公判期日における尋問の結果並びに手続の参加者及び検察官の意見をすべて十分に検討した結果に基づかなければならない（236-3）。

(2) 判決の言渡し（238～241）

判決書の記載内容について、「判決には、導入、事件の内容、裁判所の認定及び主文を含む」（238-2）と規定し、更に詳細な記載内容を列挙している（236-3・4・5）。判決の言渡しは、判決の全文を読み上げて行われる（239）。裁判所は、判決の言渡しの日から10日以内に、当事者、訴えを提起した機関又は組織及び同級の検察院に判決書を手渡し又は送付する（241-2）。

(注42) 吉村徳重「公判期日における尋問と弁論手続における当事者対立主義的特性の強化」ICD NEWS 13号94頁以下、及びこのペーパーレポートに基づく「現地セミナー記録」同40頁以下は、当事者の冒頭陳述と当事者尋問を区別すべきことを強調した提案をしたものである。その提案がかなりの程度反映して民事訴訟法となったといえる。

(注43) 原告の冒頭陳述として、訴状に沿った口頭弁論をすることになる。

(注44) 被告の冒頭陳述として、答弁書に沿った口頭弁論を展開することになる。

(注45) 被告が反訴を提起するときは、被告としての答弁書の弁論とともに、反訴請求を根拠付ける弁論及び予備的提案の弁論をすることになるのであろう。

この点につき、前述VII-3「反訴の提起」参照。そこでの設例：反訴とともにその請求内容の債権による相殺の抗弁を提出した場合には、日本法では次の通りとなる。すなわち、反訴請求を主たる請求とし、もし、原告の請求にも理由がある場合には、予備的に相殺の抗弁を主張し、原告の請求の棄却乃至一部棄却を求める場合である。

(注46) 交互尋問の提案が一部充たされたことになる。吉村・前掲「ペーパーレポート」ICD NEWS 13号99頁参照。

(注47) ファム・スアン・ト（Pham Xuan Tho）「第一審公判 — 司法改革の精神に基づく弁論権の拡大における突破口」10頁参照。

(注48) 同上論文11頁参照。

(注49) 同上論文12頁参照。

(注50) 同上論文13頁参照

(注51) 同上論文13頁参照。

X 関連する権利、義務を有する者の当事者化と確定判決・決定の効力範囲

1 関連する権利、義務を有する者の当事者化（第6章第1節56，58～61）

（1）民事事件の当事者（56）

民訴法は、原告、被告の他に関連する権利、義務を有する者をも当事者として（56-1）、係属中の訴訟の原告、被告と同一の訴訟手続に参加させ（56-4）、基本的には原告、被告と同一の訴訟上の権利、義務を持つこととして（58，58～61）、包括的・統一的な紛争解決を目指しているという特徴がある。すなわち、

まず、「民事事件の当事者とは、原告、被告及び関連する権利、義務を有する個人、機関、組織をいう。」（56-1）と規定して、民事事件の当事者には、原告、被告だけでなく、関連する権利、義務を有する者も含まれることを前提とする。

ついで、「民事事件に関連する権利、義務を有する者とは、訴えを提起した者又は訴えられた者ではなく、民事事件の解決が自己の権利、義務に関連しており、それ故、関連する権利、義務を有する者として手続に含まれることを自分自身で、又は他の当事者が申し立て、当該申し立てが裁判所に受理された者である。」（56-4前段）

さらに、「民事事件の解決がある者の権利、義務に関連しているが、その者を関連する権利、義務を有する者として手続に含むことをだれも請求しなかった場合には、裁判所は、当該者を関連する権利、義務を有する者として手続に含まなければならない。」（56-4後段）

このようにして、民事事件に関連する権利、義務を有する者は、自分自身の申し立て又は他の当事者の申し立てによって手続に参加するときだけでなく、さらに、そのような申し立てがないときには裁判所によって訴訟に引き込まれて手続に参加することによって、原告、被告とともに当事者に含められることになったのである。その結果、関連する権利、義務を有する者は、原告、被告に共通の当事者としての訴訟上の権利、義務をもつだけでなく（58）、参加した訴訟手続における地位によって原告や被告に特有の訴え取下げや反訴提起などの訴訟上の権利、義務をも持つことになって（59～61）、広範囲な利害関係人の間における包括的・統一的な紛争解決が図られることになったのである。

（2）関連する権利、義務を有する者の権利、義務（61）

関連する権利、義務を有する者は、原告、被告に共通の当事者としての訴訟上の権利、義務（58）を有するとともに（61-1-a）、独立した請求を行うこと、又は原告側若しくは被告側について手続に参加することを許可される権利、義務を有する（61-1-b）。このことを前提として、関連する権利、義務を有する者は、それぞれが参加した地位に応じて、原告又は被告としての訴訟上の権利、義務を有すると規定する（61-2～4）。

これは、関連する権利、義務を有する者が、自らの申し立て、又は他の当事者の申し立て、若しくは裁判所の命令によって手続に参加する場合（56-4）、それぞれの方式に対応する手続参加の形態と訴訟上の権利、義務について規定したものであると解される。

第1は、関連する権利、義務を有する者が自ら手続に参加することを申し立て、受理された場合に対応する参加形態としては、独立の請求を行うこと、及び原告側について手続に参加することを許可されることがその典型であろう。いずれの場合にも、この者は関連する権利を主張して独立当事者となるか共同原告として手続に参加することになる（61-2・3前段）。これらの場合には、参加者は関連する権利については原告と同じ訴訟上の権利及び義務を有することになる（61-2・3後段）。

しかし、関連する権利、義務を有する者が、自ら被告側について手続参加を申し立てる場合も考えられる。例えば、主債務の支払請求の訴訟係属中に、保証債務者が被告である主債務者側について、共同被告として、主債務が消滅したため自らの保証債務も消滅したことを主張するために参加する場合が考えられる。

第2に、他の当事者が関連する権利、義務を有する者の手続参加を申し立て受理された場合に対応する参加形態としては、被告側について手続に参加することが許可された場合が典型である（61-4）。例えば、債権者が原告となって主債務の支払を求める訴訟の係属中に、保証債務の支払いを求めて関連する義務を有する保証債務者の手続参加を申し立て許可された場合が考えられる。この場合の参加者は、共同被告として、関連する義務については被告と同じ訴訟上の権利、義務を有することになる（61-4後段）。

しかし、係属中の訴訟の原告の申立てだけでなく、被告の申立てによって関連する権利、義務を有する者が原告側について手続に参加することを許可される場合も考えられる。たとえば、共有者の1人から家屋明渡しの訴訟を提起された被告が、自己には家屋を明け渡す義務がないことを他の共有者についても明確にするために、他の共有者にも原告側に参加することを求めて許可された場合が考えられる。

第3に、61条は、さらに、「関連する権利、義務を有する者は、・・・権利のみを有する場合には、この法律第59条の定める原告の権利、義務を有する」（61-3後段）、「関連する権利、義務を有する者は、・・・義務のみを負う場合には、この法律第60条の定める被告の権利、義務を有する」（61-4後段）と規定する。関連する権利、義務を有する者が係属中の手続に参加することもなしに、原告や被告の訴訟上の権利、義務を有するとは考えられないから、これは、手続関与の申立てがない場合に、裁判所がこれらの者を手続に関与させた場合の訴訟上の権利、義務について規定したものと解するべきであろう。

このように解することができるのであれば、関連する権利、義務を有する者が、独立した請求を提起する場合は、日本法の独立当事者参加に類似した制度を認めたことになり（日本民訴法47条参照）、原告側又は被告側に参加した場合は、夫々の場合に共同原告又は共同被告となって、共同訴訟的参加と呼ぶべき制度を認めたことになる（同52条参照）と解することができる。しかし、これらの制度が認められる要件は日本法とは比較にならないほどに緩やかであり、従って、適用される範囲は極めて広範に及ぶことになる（注52）。

(3) 共同訴訟（163）と共同訴訟的参加（61）

ところで、民訴法は、前述したように、多数の者が共同原告となり、又は共同被告となって、関連する単一又は複数の法律関係について共同して訴えを提起したり、提起されたりする共同訴訟をも認めると規定している（163）。（注53）そこで、共同訴訟と共同訴訟的参加との相互関係が問われることになる。共同訴訟が訴え提起段階から共同して訴え又は訴えられた場合であるのに対して、共同訴訟的参加は訴訟係属中の参加によって共同訴訟となる場合であることはいうまでもない。

ただ、いずれの場合にも、共同訴訟の対象が単一の法律関係である場合はもちろん、複数の法律関係であって、共同原告又は共同被告の相互に関連する夫々の権利、義務であっても、訴え取下げや請求の認諾などによる場合以外には、いわゆる共同訴訟人独立の原則による相対的解決が妥当することはないものと解される（日民訴法39参照）。いずれの場合にも、当事者としての共通の訴訟上の権利、義務を持つと規定されているからである（58・61-1）。一種の類似必要的共同訴訟が認められていることになろう（同40条参照）。共同訴訟や共同訴訟参加によって紛争の統一的解決を図るという趣旨によるものであると思われる。

(4) 裁判所の参加命令による共同訴訟参加の問題（56-4）

関連する権利、義務を有する者が、自らの又は他の当事者の申立てによって訴訟に参加しないときには、裁判所の参加命令によって訴訟に参加させられる（56-4）。関連する権利、義務を有する者が、自己又は当事者の申立てによって参加しないときには、参加命令によって訴訟へ引き込まれることを認めたことになる。

これは関連する権利、義務を有すると主張される者もまた訴訟に引き込んで広い範囲での紛争の統一的解決を図ろうという趣旨によるものと考えられる。しかし、このことは新民訴法が当事者の自己決定の原則を徹底し、訴え提起権や審判の対象の決定を当事者に委ね、当事者の提出した事実や証拠だけを基礎にして審判をする原則を貫こうとしていることと矛盾するように思われる。（注54）

2 確定判決の効力範囲、特にその対世的効力（19）

(1) 総説

上述したような関連する権利、義務を有する者の共同訴訟参加への引込みや共同訴訟人独立の原則の排除は、同時に確定判決の効力範囲をいかに規律するのかと不可分の関係にある。ことに、確定判決の効力の主観的範囲を当事者として訴訟を進行した原告と被告に限定することなく、訴訟に関与しない第三者にも拡張する対世的効力を認めることになれば、係争事件に関連する利害関係をもつ者にも訴訟に参加する機会を保障することが必要になる。従って、自ら又は他の当事者の申立てによって参加しない場合には、裁判所の参加命令による訴訟への引込みを必要とする場合も考えられる（日人訴法15、24-1参照）。そこで、新民訴法が確定判決の効力の範囲をどのように規定しているかが問題となる。

(2) 確定判決効力の主観的範囲 — 対世的効力か(19)?

民訴法は、確定判決・決定の効力について、「法的効力を有する判決、決定は、すべての市民、機関及び組織が執行し、遵守しなければならない。判決、決定を執行する義務を負う個人、機関及び組織は、それを厳正に執行しなければならない」(19前段)と規定している。民訴法19条後段は、もっぱら判決、決定を執行する任務を課された裁判所や機関の任務遂行責任を規定するだけである。従って、この規定が確定判決や決定の執行力について規律していることは明らかであるが、この規定のほかには、既判力を含む一般的な確定判決・決定の効力に関する規定は見られない。(注55)

しかし、確定判決・決定の執行力も既判力を含む一般的な効力を前提にするものであることが原則でなければならない。そうであるとすれば、確定判決・決定の効力の主観的範囲については、対世的効力を前提にしているのではないかと解される。

そうであるとすれば、係争事件に利害関係を有する者に訴訟手続に参加する機会を保障するために、裁判所の参加命令による訴訟への引込みが必要となる場合がある。しかし、他方では、市場経済の浸透に対応して私的権利利益をめぐる紛争については私的自治を反映した自己決定の原則を徹底しようとしていることといかに調和するかが問題になるように思われる。

(3) 確定判決効力の客観的範囲

民訴法は確定判決効力の客観的範囲についても明確な規定をしていない。しかし、原告が訴えの提起によって審判の対象を特定し、裁判所もその申立ての範囲についてのみ判決をする自己決定の原則を前提とする以上(5-1)、確定判決の客観的範囲も限定されざるをえないはずである(日民訴法114参照)。

民訴法が判決効力の客観的範囲に関して規定するのは、判決理由中の事実判断を不要証事実とするものだけである(80-1-b)。この規定が判決・決定の効力の客観的範囲だけでなく、主観的範囲についても問題であることは既に論じたところである。

(注56)

(4) いずれにしても、民訴法の規定に関する限りは、判決・決定の効力については、一旦裁判所において審理判断された以上は、客観的・主観的範囲を問わず、絶対的な効力を生ずることが前提となっているといわざるをえない。そうだとすれば、その背景には裁判所における真実発見に基づく審判の原則があるものと思われる。当事者の自己決定の原則も証拠提出責任の原則も、私的自治の反映というよりは、裁判所よりは事情を良く知っている当事者に委ねたほうが、より真実に近づきやすいという配慮によるということになる。その視点からすれば、実情を知っているのは訴えを提起した原告や被告に限らず、関連する権利、義務を有する者も含まれることになる。それらの関連する権利、義務を有する者がすべて当事者となって審理手続に参加して事実や証拠を提出して真実を解明することによって、真実に基づく統一的な紛争解決が可能になると考えられているように思われる。

3 裁判による統一的紛争解決指向の背景と当事者主義との関係

(1) 統一的紛争解決指向の背景

民訴法が、一方で、民事事件に関連する権利、義務を有する者をも原告や被告とともに当事者として訴訟に関与させ、他方で、確定判決の対世的効力を認めていることは、その限りでは、裁判による統一的・包括的な紛争解決を目指しているといわざるをえない。しかし、その根拠となっている背景が何であるかは一概にはいえない。

第1に、社会主義社会における裁判の理念は、裁判所における真実発見に基づく審判によって人民を説得できるものでなければならないということであった。従来は裁判所の職権探知によって真実発見が図られたが、これからは原告・被告だけでなく、同様によく事情を知った関連する権利、義務を有する者をも含めた当事者の証拠提出責任を強化して真実を発見し、統一的な紛争解決を図るという配慮が背景になっていると考えられる。

第2に、儒教的伝統に根ざした共同体思想が、社会主義的共同体として受け継がれてきた背景があると考えられる。革命期における人民裁判においては、裁判が人民の参加による社会主義理念の教育の場とされてきた背景がある。地域社会における多くの利害関係人が当事者として訴訟に関与して、共同体としての視点から紛争を統一的に解決するという背景があるのではないかと考える。

(2) 当事者主義との関係

元々、新民訴法が市場経済の浸透と国際化の進展に対応して、当事者自治の反映としての自己決定の原則や当事者の証拠提出責任を徹底強化してきたことは疑いを入れない。市場経済のもとで私人の自由な処分に委ねられる私的権利をめぐる紛争は、その権利の保護をめぐる争っている原告・被告間の自己決定に委ねられるべきである。当事者主義の原則はそのような理念に基づいている。従って、当事者主義の下では、私的権利関係をめぐる紛争は原告・被告間の相対的解決に委ねられるのが原則である。

これに対して、民事事件に関連する権利、義務を有する者を原告・被告とともに当事者として常に訴訟に関与させ、統一的な紛争解決を図ることが、自己決定の原則とは矛盾した理念に基づいていることは明らかである。原告・被告だけではなく、広範な利害関係人の手続関与を求めることによって、真実の発見による絶対的な紛争解決を図ること、あるいは共同体的な包括的・統一的な紛争解決を図ることは、これからの市場経済社会においては維持することの困難な要求とならざるをえない。ベトナム社会が社会主義社会から市場経済社会への移行期にあることを反映して、相互に矛盾する理念に基づく審理手続原則が民訴法の中にも並存しているといわざるを得ない。

この問題の解決策は、民訴法の広範な適用領域のうち、本来の民事事件として当事者主義原則によって相対的解決を図るべき領域と職権主義乃至必要的共同訴訟の原則によって絶対的・統一的解決を図るべき領域を区別した審理原則を適用することであると考える。日本民事手続法は、民事訴訟法において当事者主義による審理原則に

よって相対的解決を図る手続を原則として規定し、その特別法として人事訴訟法や家事審判法によって家事事件における統一的な解決を図る特則を規定し、さらに非訟事件手続法によって多様な非訟的事件についての特則を規定するなどによって対処している。ベトナム民訴法の立法過程においてもそのような提案をしてきたが、十分に理解をうることができなかつた。今後の改革の方向として検討すべき課題であると考ええる。

(注52) 「関連する権利、義務を有する者」の範囲が明確でなく、極めて広範に解される可能性があるだけでなく、共同訴訟参加については、自らの申立てだけでなく、他の当事者の申立てによっても認められることや、これらの申立てがないときは裁判所の参加命令によって引き込まれることなど、日本法とは全く異なつた制度であることは言うまでもない。

(注53) 前述、VII-1 「民事事件の提訴手続」 — (2) 「提訴の範囲」 参照

(注54) 「関連する権利、義務を有する者」というだけで、参加命令によって訴訟への引込みを認めるべきでないとして提案してきた理由であつた。前掲吉村「ベトナム民事訴訟法の成立と法整備支援の評価」ICD NEWS 20号22頁以下参照。

(注55) 確定判決・決定の効力範囲についても規定を置くべきであると提案してきたが採用されなかつた。前掲吉村「ヴェトナム民訴法第7次草案の検討」ICD NEWS 6号143頁以下参照。

(注56) 前述本稿VI-2 「不要証事実」 — (4) 「確定判決・決定・・・によって認定された事実」 参照。



ベトナム民事訴訟法現地セミナー(2002年6月ハノイにて)

— 日本法と比較しての特徴 — (裁判官, 監督審, 緊急保全処分など)

関西大学法科大学院特別任用教授

弁護士 井 関 正 裕

一 はじめに

ベトナム社会主義共和国¹では、2004年6月15日に国会が民事訴訟法²を制定し、2005年1月1日から施行³された。私たちは民事訴訟法草案作成についての支援を担当したので、新しい民事訴訟法の内容と支援の内容とを紹介する。この紹介では、私が支援を担当した分野を中心に、民事訴訟法が日本法と異なる点を重点的に説明する。最高人民裁判所裁判官評議会は近く民事訴訟法の解釈につき指導通達を発する由である⁴が、私たちは現時点でそれを入手していないので、法文が明確でない部分については正確な紹介ができないことをお断りしたい。

二 従前の法令

今回の民事訴訟法典が公布されるまでに施行されていた民事訴訟(刑事訴訟以外の訴訟)に関する法規文書には次のものがあつた。

- ① 民事訴訟解決手続に関する法令⁵ (1989年制定, 「民事訴訟法令」と略称)
- ② 経済訴訟解決手続に関する法令 (1994年制定, 「経済訴訟法令」と略称)
- ③ 労働訴訟解決手続に関する法令 (1996年制定, 「労働訴訟法令」と略称)
- ④ 行政訴訟解決手続に関する法令 (1996年制定, 「行政訴訟法令」と略称)

日本でいう民事訴訟は、ベトナムでは民事、経済、労働、行政、刑事の事件に分類されていた。民事事件とは、所有、契約、家事などに関する事件であり(民事訴訟法令10条)、経済事件とは経済上の契約から生ずる事件などであり(経済訴訟法令12条)、労働事件とは労働者と使用者との雇用、賃金などの事件であり(労働訴訟法令11条)、行政事件とは同法に規定された行政処分に関する事件である(行政訴訟法令11条)。刑事事件とは刑罰法規に反する行為による不法行為を原因とする損害賠償事件であり、刑事被告事件と併合して審理される。これら各法令はそれぞれ約100条であつた。

¹ 本論文で引用する法規は、特記しない限り、ベトナムのものである。民事訴訟法は条文だけで引用する。

² No.24/2004/QH11

³ 民事訴訟法の施行に関する2004年6月15日の国会決議 No.32/2004/QH11

⁴ ダン・クエン・フォン(最高人民裁判所副長官)発言, 本誌本号114頁。

⁵ 法令(国会令と訳されることもある。)とは、憲法91条により、国会の委任を受けた事項につき国会常任委員会が定める法規である。現実には国会が定める法律が成立するまでの間の暫定的な法規として法令が制定されることがある。ベトナムにおける法とその制定過程については、河津慎介(ベトナムへの長期専門家)「ベトナムにおける立法制度とその限界について」本誌第8号(2003年3月号)19頁。

ベトナムでは、この4種類の事件ごとに独立した法規が作られていた。日本の行政事件訴訟法や人事訴訟法のように、民事訴訟法の特則だけを定める方法はとられていなかった。これらの法令は、個々の手続についても異なるところがあった。

今回成立した民事訴訟法典は、民事、経済、労働の3事件に適用されるものとなり、民事・経済・労働訴訟法令は廃止された⁶。行政事件訴訟については差し当たり、国会常任委員会の法令の大幅改正を行う予定の由である。

三 改正の動き

改正の経緯はダン・クワン・フォン（最高人民裁判所副長官）「ベトナム民事訴訟法の制定と施行における最高人民裁判所の役割」本誌20号32頁に詳しい。

なお、ベトナムは2000年7月13日にアメリカ合衆国との間で **Agreement on Trade Relations** (以下B T Aと略称)⁷を締結した。この中には両国が協定に定める内容の民事訴訟を利用可能とするとの規定がある。ベトナムはこのような内容の民事訴訟法を制定する義務を負った(Chapter 2, Article 12 & 13)。

四 日本側の支援

この民事訴訟法の草案作成は最高人民裁判所が担当した。従前からの訴訟法令の基本的な構造を継続的に維持する方針であった。草案作成は最高人民裁判所が主体的に行い、日本やアメリカからの助言は受けてもそれを採用するかどうかは自ら決定した。外国の法制のうち特に、日本、中国、ロシア、フランスの法制が参考とされたようである。

日本側の支援は、ハノイでのセミナー、日本での研修、テレビ会議で行われた⁸。

これらにおいてベトナムから関心を持つ論点につきコメントや日本法の紹介を求められた。しかし日本側の支援はそれに限られることなく、草案の全分野につき問題点を指摘しながらコメントを行った。ベトナム側提示の問題点につき費やした時間よりも、それ以外の問題点の検討・指摘に費やした時間の方がはるかに多い。

私たちが支援をした最後は2004年3月であった。国会常任委員会は国民コメントを求める手続に付し、最高人民裁判所は最終草案を同年5月に第11回国会第5期本会議に提出した⁹。国会では議論の上、原案を一部修正して、同年6月15日に民事訴訟法を制定した。国会での議論については、森永太郎「ベトナム民事訴訟法の制定について」本誌16号36頁を参照されたい。

⁶ 注3の国会決議

⁷ その英語正文は、<http://usembassy.state.gov/vietnam/www/bta.html>

⁸ 具体的には本誌本号5頁掲載の丸山毅教官の論文参照

⁹ ベトナムでは、日本と異なり、最高人民裁判所は国会に法案を提出することもその職務となっている(2002年の裁判所構成法19条)。

五 民事訴訟法の目的

ベトナム民事訴訟法の目的は国民の権利保護だけではない。同法1条は、民事訴訟法の目的を次のとおり示している。

- ① 社会主義体制の擁護に貢献すること
- ② 社会主義法制を高めること
- ③ 個人、機関、組織の合法的権利及び利益を擁護すること
- ④ 人民が真摯に法を遵守するように教育すること

民事訴訟法は体制維持、国民教育の目的をも有している。具体的には、合議制、人民参審員、検察官の民事手続検察、控訴審、監督審は社会主義体制の擁護と社会主義法制を高める目的にも基づいているのであろう。公判の公開、判決書、控訴制度は人民の教育の目的をも有していると理解される。

日本とは大きく異なっている。

六 裁判をする主体

1 合議制

憲法131条2項は、「人民裁判所の裁判は集団審議の方法をとり、その判決は過半数の意思に依拠するものとする。The People's Court shall try their cases collegially and their decision shall be in conformity with the will of the majority. 」と定めている。その理由は、3人よれば文殊の知恵の考え方のほかに、権力を一人だけに任せるのに不安を持つ点、複数制の方が腐敗に対抗しやすい点に基づくようである。従前の法令の時代でも3人制が採られていた。2002年の裁判所構成法6条も憲法と同様の規定を置いている。民事訴訟法14条も、同様の規定を置いた。

憲法はすべての裁判が合議体でされなければならないとしているものではなく、公判とそれに基づく裁判は合議体でされるべきことを定めているらしい。民事訴訟法でも、和解承認決定(187条)、公判前の緊急保全処分(100条)、それに対する不服の裁判(125条)、訴訟終了決定(194条)、非訟事件決定(314条)は、単独裁判官でされることとなっている。

ベトナムでは、県級人民裁判所、省級人民裁判所、最高人民裁判所の三級の人民裁判所がある(2002年の裁判所構成法2条)。第一審は県級人民裁判所又は省級人民裁判所であり(33, 34条)、控訴は直近上級裁判所が管轄権を有する(242条)。一審、控訴審とも3人の合議体で審判される(52, 53条)¹⁰。監督審も3人の合議体で審判されるが、最高人民裁判所裁判官評議会が審判するときは全評議員(17名以下)の3分の2以上の参加でされる(54条)。

2 人民参審員

憲法129条は法律の規定に従い人民参審員が裁判に関与するとしている。人民参審

¹⁰ 特別の場合は、一審では裁判官2名と人民参審員3名とで構成される。

員を関与させることの長所として、人民参審員の参加により判決が人民の感覚から遊離せず、説得力のある判決をすることができること、専門的な知識を有する人民参審員を参加させることができることが挙げられ、短所として、人民参審員の独立性を保つのが難しいこと、職業を持った参審員を審理に継続的に参加させるのが難しいことが挙げられている¹¹。

人民参審員は地方議会が作成した名簿に登載された者から、具体的な事件ごとに選定される。日本の参審員選任方式ではなく、調停委員の選び方に近い。名簿登載者を決定するのは、裁判所ではなく地方議会である。

人民参審員は、第一審に限り、裁判官と共に合議体を構成する（52条）。一審裁判所が省級人民裁判所の場合でも同様である。一審裁判所での合議体は、裁判官1名と人民参審員2名とで構成される（52条）。従前は3人の合議体のうち、人民参審員は、民事事件では2名、経済事件では1名であった。草案段階では裁判官2名、人民参審員1名との案があり、経済事件と民事事件とで人民参審員の数を別にするかの議論もあったそうである。しかし、国会では議論のうえ、民事・経済・労働訴訟のいずれについても、人民参審員2名、裁判官1名とし、合議体の構成員を人民参審員の方を多くした。

控訴審・監督審では人民参審員が関与することはなく、裁判官だけで合議体が構成される（53、54条）。

3 単独制の検討と断念

合議制には多くの長所が存する。しかしそのためには多数の裁判官を必要とする。人口約8,000万人のベトナムには2004年時点で3,435人の裁判官がいる¹²。人口約1億2,000万人の日本では、裁判官は簡裁判事を含めて定員3,191人である¹³。経済規模をも考慮すると、ベトナムは日本と比べて多数の裁判官を抱えていることになる。一方、ベトナムでも民事訴訟の中には、「返さなければいけないが、お金がないから返せない。」と被告が言う事件が多いという。従前の民事訴訟法令では、このような事件でも、裁判官と参審員との3人の合議体で公判を開き、本当に借りたのか、返していないのかを証拠に基づき審理して判決していた。

法案起草班は、簡単な事件は簡易に処理し、省力化を図る方法がないかを検討し、日本側に情報の提供を求めた。私は、簡易裁判所制度、簡易裁判所判事制度、簡易裁判所と地方裁判所における単独裁判官による審判、簡易裁判所における簡易な手続、少額裁判制度、督促手続、調停、欠席裁判、自白などの制度を説明した。起草班はこれに強い関心を示し、第9次草案には日本の督促手続に似た手続を単独の裁判官で行う制度と、

¹¹ ズオン・ヴァン・ビン（最高人民裁判所判事）「ヴェトナム民事訴訟手続の現状と法律制定上の課題」本誌第3号（2002年5月号）175頁

¹² グエン・タイン・ビン「ベトナム法曹教育の課題」本誌第18号（2004年11月号）52頁。検察官は7,319人、弁護士は2,360人という。

¹³ 裁判所データブック2004年版16頁（平成16年度の定員）

合議体で行うが争いのない事件では簡易な手続で判決できる制度の案が現れた。前者の単独裁判官による督促類似手続の合憲性について質問したところ、担当者は、憲法は公判(trial)を合議体で行わなければならないと定めているが、これは公判を行わないから憲法に違反しないとの説明をした。しかし、この案は11次草案では削除され、民事訴訟法でも採用されなかった。ただ、民事訴訟法で、立証は当事者の責任とされ(6, 79条)、自白制度が採用され(80条)、県級人民裁判所の一審管轄が拡張された(33条)ことは、裁判所の省力化を助けることになるだろう。

4 事務分配

具体的事件を担当する裁判官、参審員は裁判所の長官が決定する(40条)。外に、準備裁判官は長官が指名するとの規定(172条)、控訴審では控訴審裁判所の長官又は最高人民裁判所の控訴審裁判長が合議体を設立し、裁判長を指名するとの規定(257条)、監督審では裁判所長官が説明書作成裁判官を指名するとの規定(294条)がある¹⁴。

個々の事件ごとに長官が担当裁判官を指定する方式について、カンボジアのモン・モニチャリヤ最高裁判所判事は、「いままでの事件の分配の仕方は、官僚主義や派閥主義をもたらし、当事者が自ら担当裁判官を選ぶ機会を与えてしまう。また多数の事件を担当する裁判官と担当する事件が少ない裁判官ができ、事件の解決が進まない原因になる。」と述べている¹⁵。ベトナムでそのような疑いを受けないためには、長官が事件分配のルールをあらかじめ定めて、そのルールに従って担当裁判官が定まる制度が望ましいと日本側では考えてその旨のコメントを行った。しかし、このコメントは採用されなかった。

5 裁判所長官

日本の裁判所長・長官は、行政官であって、裁判官として仕事をするときでも通常の裁判長以上の権限を持っていない。ベトナムでは、裁判所長官は、通常の裁判官としての権限のほかに、担当裁判官・人民参審員にどの事件を担当させるかの決定(40条)、公判前の裁判官等忌避申立てに対する判断(51条)、裁判官のした緊急保全措置に対する不服の判断(125条)、監督審請求(285条)など、他の裁判官よりも上位の権限を有している。

6 忌避

46条、47条は、裁判官、人民参審員、書記官、検察官が職務を行うことができない場合を規定している。その中には「任務を遂行するに当たり公平でない可能性がある」と信じる明白な根拠がある場合」との規定もある(46条)。そして公判では、裁判長は当事者に対し、忌避権を説明しなければならない(213条)。

¹⁴ 日本の立法技術では、40条1項bの一般的な規定があれば、172条、257条、294条の規定は不要と考えるが、ベトナムでは総則に規定があっても同様のことを各則で規定する場合が多い。そうした方がわかりやすいとの考えのようである。

¹⁵ 本誌第11号(2003年9月号)154-155頁

7 裁判官・人民参審員の独立

憲法130条は、「公判において裁判官と人民参審員は独立であり、法のみ拘束される。」と規定している。民事訴訟法12条前段にも同様の規定があり、後段は裁判官の任務遂行を妨害する行為を厳禁している。

日本国憲法にも同様の規定があるが、拘束される「法」がベトナムと日本とで異なっている。日本では「法」が何かを解釈するのは「司法権」に属し、それを個々の裁判官が行使するとされている。ベトナムでは、憲法は勿論法律についても「解釈」権は国会常任委員会に属し（憲法91条3号）、裁判所には属していない。

しかし、裁判においては、抽象的な規定である法規を具体化する作業が日常的に必要であり、それは法律の解釈と言える。その法規の具体化が判例として後の裁判を拘束する考えはベトナムでは存していない。

8 裁判官の責任

裁判官や人民参審員が違法な行為を行い国民に損害を与えたときは、裁判所はその損害を賠償しなければならない。裁判官や人民参審員は裁判所の支払った賠償金を返済しなければならない（13条）。緊急保全処分については103条に定めがある。

裁判官の事務上の決定や行為について、上訴とは別に、裁判所の長官に対し不服申立てをする手続がある（391-404条）。

裁判官が違法と明確に知りながら違法な判決をすると、結果の大きさによって1年以上15年以下の禁錮刑に処せられる（1999年の刑法295条）。

9 裁判官の取扱い

日本では司法権の独立の名の下に、裁判官が職権を行使するについて広い権限を与えているのに比べると、ベトナムでは個々の裁判官の職権行使に多くの制限を課している。

七 検察官

1 検察院の検察権

ベトナムでは民事訴訟に検察院が関与し、重要な役割を果たしている。ベトナム民事訴訟の大きな特徴である。憲法137条は、「人民検察院は、・・・その他政府機関・・・及び人民が法を遵守するよう検察し管理する。」と定め、2002年の検察院構成法3条は、「人民検察院は訴訟事件の解決を検察する」としている¹⁶。検察院は人民裁判所に指示・命令することはできないが、訴訟の各段階に関与し、影響を及ぼしている。具体的には、公判への立会いと意見陳述、控訴・監督審・再審申立てなどである。ベトナム式 **Check and Balance** である。これらの検察院関与は当事者主義と矛盾するところがある。民事訴訟法では従前にあった検察院の訴訟提起権限を削除し、公判立会も制限的にした。ベトナムでは民事訴訟法制定過程で検察官が民事訴訟にどの限度で関与すべきかについて

¹⁶ ベトナム検察院については、クアッ・ヴァン・ガー（最高人民検察院次長検事）「ベトナムの司法制度改革の現状と課題」本誌第16号（2004年7月号）42頁

て大きな議論がされたようである¹⁷。民事訴訟法で定められた検察院の権限は以下のとおりである。

2 訴え提起

従前の法令では検察院が労働者、未成年者、精神障害者に替わって訴えを提起することができた（民事訴訟法令28条）が、民事訴訟法ではこれを削除した¹⁸。ただ、労働組合や児童機関、婦人団が本人に替わって訴えを提起できる（162条）。

3 公判立会

2002年の検察院構成法21条は、検察官は民事事件の全ての公判に立ち会い、事件の処理につき意見を述べるとされていた。しかし、民事訴訟法はこれを変更し、検察官が公判に立ち会うのは、裁判所の証拠収集につき当事者が不服申立をした事件、非訟事件、検察院が不服申立をした事件に限られることとなった（21条）。検察官の公判立会いは縮小された。

裁判所の証拠収集につき当事者が不服申立をした事件につき検察官の立会いを要求しているのは、証拠収集手続への関心が高いことを示している。

非訟事件は身分関係など公益性が強いことが考慮されたのであろう。

検察院が不服申立をした事件では検察院は当事者であるから立会いを認めるのは当然である。

4 控訴

検察官は裁判に対し上級裁判所への控訴申立や裁判所長官への不服申立をすることができる。当事者が原裁判に満足している場合でも控訴できる。当事者主義と反するものである。

5 監督審・再審申立て

法的効力が生じた裁判に対し、最高人民検察院長官は監督審・再審申立をすることができる。控訴と監督審申立とは検察院の検察機能の中心をなすものである。

八 代理人・弁護人

1 従前の法令は、弁護人と代理人の両制度を持っていた。民事訴訟法はこの点につき従前通りの制度を維持した。訴訟において弁護士の活動を保障することは公正な裁判のために重要である¹⁹。その上、本人や代表者が自ら裁判所に出頭して訴訟手続を行わなくとも良いことも、重要な事項である。この点は民事訴訟法で保障されている。

2 弁護人

弁護人は、当事者の利益を守るため、当事者から依頼され、裁判所から受け入れられた者である（63条）。

¹⁷ フォン前掲，本誌第20号（2005年3月号）57頁

¹⁸ この点につきベトナムでされた議論につき，本誌第20号（2005年3月号）81頁

¹⁹ BTACapter 2, Article 12も参照

弁護人の権限は法定されている(64条)。訴訟に関与すること、証拠を収集し提出すること、和解・公判に関与し、当事者の利益を守ること、裁判官等を忌避すること、当事者を法律問題で助けることである。ほかに各則で公判で弁論をすることができる規定が置かれている(232, 271条)。弁護人が独自で、訴状や控訴状を提出し、又は和解をすることは許されていないそうである。その点では日本の民事訴訟における訴訟代理人とは異なり、刑事被告事件における弁護人にやや似ている。

弁護人になれる者には2種類ある(63条)。1は弁護士であり、2はベトナム国民で欠格事由のない者である。弁護士を特別扱いしていないのが特徴である。弁護士以外の人が弁護人になれる欠格事由が定められているが、弁護士には資格を取得し維持するための欠格事由があるから、同じことになる。外国の弁護士の資格を有するがベトナム弁護士の資格を有しない者は弁護人になることができない²⁰。

具体的な事件につき弁護人になるためには裁判所の許可が必要である(63条)。弁護人候補者が弁護士の場合でも裁判所の許可を必要とする。日本側は、資格のある弁護士については、裁判所の許可は不要とすべきであるとコメントしたが受け入れられなかった。経済事件と労働事件では、従前法令では、弁護士が弁護人となるのに裁判所の許可が要らなかったのに、新法ではこれが必要となった。他の分野でも新法は、経済法令、労働法令のやや進んだところを採用せず、民事法令の方に統一したところが見られる。ただ、実際には、裁判所はその者が正当な弁護士資格を有するか、利益相反がないかなどを審理し、問題がなければ許可をする扱いのようである²¹。

3 代理人

代理人とは委任を受けた任意代理人である(73条)。離婚事件では代理は許されない。代理人は本人のできる手続、例えば訴状の提出、控訴状の提出、和解、法廷への出頭などもできる。代理人の権限の範囲は委任により定まる(74条)。日本民訴法55条3項のような規定はない。

弁護士でなくとも代理人となることができる。1つの事件につき弁護人と代理人の双方になることもできるそうである。そうすれば日本における弁護士の代理人と同じことになる。外国弁護士は弁護人・代理人のどちらにもなれないそうである。ただ、会社の内部の人なら外国人でもその会社の代理人になることができる²²。利益相反があるときは、代理人になることはできない(75条)。

九 迅速な裁判

1 超迅速審理の原則

ベトナムの民事訴訟は、迅速を重視し、それを実現するために個々の訴訟上の行為が

²⁰ 最高人民裁判所フォン 副長官の2005年1月18日の日本国法務省での質問回答。

²¹ 同上

²² 同上

されるべき期間を細かに規定している。民事といえども社会に紛争が長く存在するのは望ましくないとの考えに基づいているようである。またこのような規定を置かなければ、裁判官が事件を放置することを心配しているのであろう。

2 個々の期間制限

民事訴訟法は、従前の法令の規定をほぼそのまま承継し、訴訟の各段階がいつまでにされなければならないかを、個々に細かく規定している。日本法はそれを裁判官の裁量に任せているのに比べると、大きな考えの差がある²³。

民事訴訟法では、訴状が提出されてから5日以内に訴状受理手続へ進行、移送、訴状却下するかを判断し(167条)、訴状受理直後に出される手数料納付命令から15日以内に原告は訴え提起の手数料を納付し(171条)、その直後に訴状受理、訴状受理から3日以内に所長は準備裁判官を指名し(172条)、訴状受理から3日以内に被告に訴状受理を通知し(174条)、訴訟通知から15日以内に被告は答弁書と書証を提出し(175条)、訴状受付から4か月(経済・労働事件では2か月)以内に和解ができなければ事件を公判に付する決定をし(179条)、その決定から1か月以内に公判を開催し(179条)、公判は継続して開催し(196条)、公判終結後直ちに合議をして即日(難件のときは5日以内に)判決書を作成して言い渡し(236条)、判決言渡しから3日以内に判決書を交付する(241条)となっている。以上を合わせても訴状提出から判決まで6月余となる。

緊急保全処分は申請後3日以内に決定しなければならない(117条)。その決定に対する不服申立期間は3日であり(124条)、不服に対する決定は3日以内に出さねばならない(125条)。

旧法令以上に細かく裁判官を拘束する規定がおかれた。民事訴訟法では、以上の期間遵守について例外を認めていない。

3 当事者主義と時間

訴訟の迅速と公正さは相矛盾するところがある。日本ではかつてに比べると迅速になってきたものの、公正な裁判のためにはある程度の時間を要するのはやむを得ないと考えている。この点において日本とベトナムは大きく考え方が異なる。

民事訴訟法は、特に立証の点で当事者主義を導入した。当事者主義による訴訟は職権主義よりも時間を要するが、民事訴訟法が訴訟の進行速度の面で、考慮をしたところは見受けられない²⁴。

一〇 期限

1 期間の計算

期間の計算については民法の規定が準用される(158条)。民法による期間の計算

²³ 定められた期間を守らなかった違法は、控訴審で判決取消理由となるベトナム裁判官の発言があった。

²⁴ 日本側では、当事者が攻撃防御の準備をし、裁判官が慎重な検討をするためには、ある程度の時間が必要であるが、従前の法令に規定されている期間のうちには短すぎるものがあるとのコメントを行った。

はほぼ日本法と同じである。民事訴訟法では期間を、日、月、年で数えるものが多い。日で数えるにしても労働日のみを数える場合もある（例：緊急保全措置に対する不服申立期間124条）。

訴えの提起(166条)、控訴の提起(245条)の文書を郵送する場合に、期間遵守の関係では、発信主義をとって、郵便局の受付印が押された時点で提出があったとみなしている²⁵。しかし、緊急保全措置に対する不服申立て(124条)、監督審請求(293条)、再審請求(308条)にも申立期間の制限があるが、発信主義はとられていない。

2 裁判所の行為期限

民訴法には、当事者が申立てなどをする期間を制限する規定があるほかに、裁判所側が行うべき期間を定めている規定が多く存することは前述した。

3 出訴期間

日本の消滅時効はベトナムの出訴期間に相当する。ベトナムでは出訴期間が経過すると債務は消滅し、権利者は訴えを提起する権利を喪失する（民法²⁶164条、民訴法159条）。

出訴期間が何年かについて民法には規定がなかった²⁷。民法168条は、時効は合法的な権利と利益が侵害された時点から開始するとし、民事訴訟法159条は、合法的な権利利益が侵害された日から2年とした。労働・経済事件については出訴期間が従前よりも長くなった。この期間は日本に比べて短い。早期に紛争を解決してしまおうとの政策である。

出訴期間の始期は、「権利利益が侵害されたとき²⁸」である。ベトナムでは権利利益が侵害されることが訴権の発生要件とされているようである。所有物の「占有が奪われる」、債権が「弁済期に支払われない」ことを「侵害」と考えている²⁹。債権についてはその弁済期が出訴期間進行の始期となる。この点は日本法と同じである。

特徴的なのは、物権訴訟についても出訴期間の制限があることである³⁰。物権については出訴期間が経過しても物権が消滅することはない。消滅時効に関する民法164条は債権についての規定であるし、物権については民法255条に取得時効の規定があるからである。そうすると物権訴訟について出訴期間が経過すると、物権は消滅しないのに、その物権を保護するための訴権は消滅することになる。つまり、訴権によって保護

²⁵ 日本の民事訴訟では着信主義がとられているが、発信主義をとるものに行政不服審査法による不服申立がある（同法14条、52条、56条）。

²⁶ ベトナム民法の条文と解説については、鈴木康二「ベトナム民法」ジェトロ（1996年）。

²⁷ 従前は、経済事件では6か月（経済訴訟法令31条）、労働事件は1年（労働訴訟法令32条）との規定があったが、民事訴訟法令には出訴期間を定めた規定はなかった。

²⁸ この始期の定め方は草案段階では、「紛争の生じたとき」とする案もあった。

²⁹ このことは債権につき弁済がないことを、訴えを提起した債権者の立証責任に属させる考えにつながって行く。

³⁰ 最高人民裁判所起草班の説明。民法にもそれを前提とする規定がある。

されない物権が生じることになる³¹。

時効（出訴期間制限）は、国の債権、国の財産の返還請求³²、侵犯された身分権の保護の請求³³には適用されない（民法189条）。

出訴期間が経過した訴えは、訴状受理手続で、訴状が返還される（167条）。日本法は時効を権利の消滅事由としているので、訴状却下や訴え却下の事由とはならないが、ベトナムでは訴状受理段階で判断がされる³⁴。

民法に時効に関する規定があったが、今回の民法改正により時効に関する定めが変更された可能性がある。

一一 訴訟停止

1 訴訟手続の進行を停止する事由として、個人である当事者³⁵の死亡、当事者である法人の合併、分割、分離又は解散、当事者の訴訟能力の喪失、法定代理人の終了を定めている（189条）。これは日本法と同じであるが、特徴的なのは承継すべき者がいないことをも停止の条件として定めていることである。日本側は、承継人がいるかどうかを調査するのは大変であるし、なお訴訟を継続するかどうかは承継人の判断にまかせるのが相当であるとの考えから、承継人の有無にかかわらず、訴訟は停止し、それを進行させるのは承継人の申し出によるとの制度の提案をしたが、採用はされなかった。なお、このように手続的な決定をするかどうかの要件につき、相続人がいないというようなすぐには判らないことを要件とする規定は民事訴訟法中にほかにもある。真実は常に裁判所に明らかであるとの考えであろうか。

更に、法令の要求に従って、事件を解決する前に他の機関又は組織が解決しなければならない別の関連する民事事件又は非訟事件の解決の結果を待たなければならない場合も、訴訟手続は停止される。日本法でも破産宣告があったときに同様の規定がある。

訴訟進行停止は、裁判所の決定によりされる。

2 訴訟進行停止事由が消滅したときは、手続を進行させる。停止は決定によりされるから、進行の再開も決定によりされるのであろう。

3 訴訟の進行停止に関する189条は、総則ではなく、第二部第一審裁判所の事件解決手続、13章和解及び公判準備に置かれ、控訴審（259条）、非訟手続（259条）につ

³¹ 日本側のコメントはこの問題点を指摘したが採用されなかった。

³² 国（全人民）の財産の保護は私人の財産と保護とは異なるとの考えである。国の財産に対する損害賠償訴訟は一部を免除して和解することも許されない（181条）。なお296条も国の財産を特別扱いしている。

³³ 民事訴訟法には、この出訴期間だけではなく、特定の債権を他とは異なって保護する規定が、仮執行（375条2項）、無担保での仮払い仮処分（102、120条）などにつき存している。

³⁴ 日本側は、出訴期間が経過しているかは、弁済期の猶予があったか、権利の侵害が起こった時期はいつかなど、訴状だけでは判断できない事実の有無にかかっていることがあるし、民法は出訴期間経過を債務消滅原因としているので、公判での審理事項としてはどうかとのコメントを行った。

³⁵ 当事者とは原告、被告だけでなく、利害関係のある第三者をも含む（56条）。

いては189-191条を準用している。しかし、第一審公判、監督審、再審については、189条の準用がない。立法の技術的誤りであろうか。

一二 訴訟費用

- 1 ベトナムでは、費用として、訴訟費用（訴え提起の手数料）、手数料（送達等の費用）とその他の費用（証拠調べの費用など）がある（127条）。訴訟費用と手数料は、訴え（控訴）を提起した者が予納しなければならない（130条）。日本と異り、手数料を予納した者が勝訴したときは、予納金を裁判所から返還して貰える（128、131条）。
- 2 鑑定、評価、証人調べのための費用は、その証拠調べを申し出た者が前納し、鑑定、評価が不利な当事者が、裁判所の決定によりその費用を負担する。証人費用についても証言内容により費用負担者を定めている。個々の証拠方法ごとに最終的費用負担者を定める点は日本法と異なっている。前納者以外の者が負担すべきとなったときは、予納者は負担すべき者から償還をうける（以上、135-143条）。
- 3 弁護士費用を訴訟費用として相手方に負担させるかどうかは、ベトナム側が検討したところであった。私は、ベトナム側の求めで、日本やその他の外国の立法例を紹介した。結局、民事訴訟法は、別段の合意をしたときを除き、弁護士を依頼した者が負担するとした（144条）。別段の合意があるときは相手方が負担することになる。

一三 和解

- 1 ベトナムでは話し合いによる紛争解決は重要と考えている³⁶。ベトナムには、訴訟外の制度として、村において村の有力者により行われる和解手続がある。和解は裁判所及び当事者の時間、労力、金銭を削減できるのみならず、裁判機関を含めた国家機関の威信強化に重要な意味を持つ³⁷。民事訴訟法の基本原則として、裁判所は当事者が合意に達することができる状況を作る責任を負うと規定している（10条）。そして裁判所が和解手続を行わなかった違法は判決取消原因となるという。

2 訴訟提起前のADR

ベトナム側は日本のADR諸制度について説明を求めたので、私は示談の効力、訴訟提起前の調停制度、即決和解制度、各種ADR、訴訟上の和解の運用について説明をした。これらについてベトナム側は強い関心を示し、訴訟外の示談を尊重すべきこと、裁判上の和解勧誘を人民参審員に行わせることを内容とする草案が現れたが、最終草案には盛り込まれなかった。

3 和解できない事件

この点はベトナム側で慎重な検討がされ、草案の各段階で変更がされた。民訴法で和

³⁶ ベトナムにおけるADRにつき、佐藤安信「ベトナムのADR最新事情1-7」JICAジャーナル49巻10-12号、50号1-4号、フォン前掲、本誌第20号（2005年3月号）59頁。

³⁷ 司法学院 Le Thi Ha 氏の2004年12月のセミナーでの発言

解できない事件として定められたのは、国家財産に対する損害の賠償事件と法令または社会倫理に反する契約から発生した民事事件の2つである(181条)。

前者は、国家の損害は全額取り立てるべきであるとの考えと、担当公務員が相手方と通じて国に不利益な和解をすることを防ぐ趣旨とによるそうである。

後者は違法、非倫理契約による利益の実施を一切禁止しようとする考えに基づいている。契約により約束された行為が、違法又は倫理に反する行為例えば泥棒や売春であるときは理解できない訳でない。しかし、無権代理による契約も「法令に反する」契約であって、和解が許されない事件なのだろうか。

個人間のベトナム国籍に関する紛争(25条)、親子関係の確定に関する紛争(27条)、会社の設立合併等に関する紛争(29条)、非合法的な婚姻の取消事件(民事訴訟法令43条にあった)は和解禁止事件とは規定されていない。

4 和解実施原則

和解を行うにあたり裁判官は、事件の解決に関係する法令の定めを当事者に説明しなければならない(185条)が、合意に達するように強制してはならない(180条)。一方の当事者にあなたは敗訴するかも知れないと告げることは、禁止された脅迫にあたるという。

5 一審公判準備での和解手続

一審公判準備段階では、和解してはならない事件を除き、必ず和解期日を開かなければならない(180条)。日本法では調停前置事件はあるが、和解を行うかどうかは裁判所の裁量に委ねられているのとは異なる。和解手続を行わなかった違法は、控訴審で判決取消理由となるという。

6 和解の成立と合意の撤回

当事者間で和解合意が成立すると和解調書を作成する(186条)。和解は代理人が行うことができる。

和解をした当事者は和解から7日以内なら和解合意を撤回することができる(187条)。これは安易に家族や取締役会に相談せずに和解合意をした場合に対応する規定であるそうである³⁸。付言すると、民法では契約合意を撤回できる規定がない³⁹。また従前は民事訴訟法令44条には和解合意を撤回できる規定があったが、経済・労働訴訟法令にはそのような規定はなかったから、労働・経済事件では新たな定めとなる。

7 和解承認決定

和解調書作成だけでは訴訟終了の効力も当事者への拘束力も生じない。裁判官が和解

³⁸ 最高人民裁判所フォン副長官の発言、本誌本号109頁。

³⁹ 日本側は、1995年の民法では契約はその時点から効力を生じること、和解合意撤回を認めると和解が成立しにくくなることを理由に、和解合意の撤回を許す規定に反対のコメントをした。最高人民裁判所作成草案ではそうだったが、国会で合意撤回規定が復活した。上記フォン副長官発言。なおベトナムでは訴訟上の和解は、契約ではないと考えているようである。

承認決定をすることにより訴訟が終了し、当事者を拘束する効力が生じる(187条)。裁判官が和解承認決定を拒否できるのは、和解合意が脅迫に基づくとき、又は和解内容が法令又は社会倫理に反する場合(180条)に限られる。和解内容が社会倫理に反する例として、債務を支払わなければ、債務者の家に火をつけるとか、債務者の配偶者とデートするとの条項⁴⁰が挙げられる。しかし、和解内容が予測される判決内容と大きく異なることは和解不承認の理由とはならない⁴¹。それは当事者の自己決定権の問題である(5条)。

事件の一部和解は承認できない(187条)。一部和解と残部についての判決とが内容において一致しないことを心配したようである。和解や判決の効力に対する考え方の相違に基づいている。

和解承認決定に対しては控訴できる(188条)。

8 公判, 控訴審などにおける和解

日本法では和解勧告, 和解期日指定は訴訟のどの段階でもできるが, ベトナムでは和解期日を指定するのは一審公判準備の段階だけである。

一審公判期日では最初に裁判長は当事者に和解合意に達しているかを尋ねなければならない。和解合意に達しているときは合議体は和解承認決定を行う(220条)。

控訴審公判(控訴審では公判準備手続がない。)では, 当事者が和解に達していれば, 判決をもって一審判決を変更し, 和解を承認する(270条)。日本では控訴審で和解があると, 控訴審和解調書と一審判決(当然に効力を失うというが)とが並存するのに比べると, ベトナムの方が分かりやすい。従前の民事訴訟法令(65条)では控訴審でも和解手続を行うことができたが, 民事争訟法ではそれを廃止した。控訴審では一審勝訴当事者が譲歩しないので和解が成立しにくいそうである⁴²。

監督審や再審での和解に関する規定はない。

非訟事件については, 総則規定である10条は和解が可能であることを前提としている。しかし, 311条に非訟事件につきこの法律の他の規定を適用するとしている以外には, 和解に関する規定がない。

和解に関する181条ないし188条は, 第1部総則ではなく, 第2部第一審裁判所の事件解決手続第13章和解及び公判準備の章に置かれている。そのため他で準用されない限りこの規定は公判準備以外の手続に181条は適用されないことになってしまっている。ところが, 和解をしてはならない事件を定める181条, 一部和解を承認しないとする187条などは控訴審での和解にも適用されるべき内容である。

⁴⁰ この例はフォン副長官があげられたものである。

⁴¹ 日本側では和解不承認の要件を制限列举的に規定するようにコメントした。

⁴² 日本では, 平成15年度に高等裁判所での民事控訴事件既済16,661件のうち5,311件が和解で終了している(平成15年度司法統計年報36表)。

一四 証拠調べを妨害する行為への制裁

1 従前の法令

民事訴訟法は当事者が立証の義務を負うとした。権力を持たない当事者は全ての証拠を手に入れることができるものではない。そこで、裁判所は、証拠調べに協力せず、又は妨害する行為に対し、強制力を行使し、制裁・不利益を与えて真実を発見する必要がある。

ところが、従前の法令はこの点で不十分であった。例えば、証人不出頭に対する制裁や勾引はなく、証拠提出命令には制裁がないので命令を受けた役所は従わなかったという。

民事訴訟法は各種の制裁・不利益を定めた。民事訴訟を適切に運営し、また裁判所の権威を高めることができる考える。

日本側はこの点につき積極的に日本法の紹介とコメントを行った。

2 証人

2-1 証人の出頭義務

証人は裁判所の呼出しに応じて出頭する義務がある。裁判所より召喚を受けたのに、正当の理由なく出頭しないときは、勾引され、又は警告を受け、罰金を科せられる（66、99条）。

これは全く新しい規定である。従前はこのような規定がなかった。紛争の当事者ではない証人にあまり負担をかけるのは適切ではないとの考えのようであった。今回導入された証人の勾引は2004年6月末日まで効力を有した旧刑事訴訟法にすらなかった新しい制度である。

2-2 証人の宣誓と供述

証人は宣誓の上、証言する義務がある。ただし、証言が国家秘密、職業上の秘密、若しくは個人的な秘密に関連する場合、又は自己の陳述が自分に近い親族である当事者に不利益若しくは悪影響を与える場合には証言を拒否できる（66条）。従前は証言拒否できる場合の規定がなかった。望ましい改正である。

証人は証言するだけでなく、自己が入手した書類、物を裁判所に提出する義務もある（66条）。日本法にはない規定である。

証人が証言を拒否したときは、裁判所から警告を受け、罰金を課され、行政制裁として身体拘束を受け、又は刑事事件として立件される（385条）。

2-3 証人の偽証

証人は誠実に証言する義務がある（66条）。証人が真実を語ってくれることは、真実発見のために非常に重要である。刑法307、308条は、偽証に対し3月から3年の収監を定めている⁴³。また偽証により他の者に損害を与えたときは、その損害を賠償す

⁴³ 日本法は懲役3年以上10年以下であるから、日本法よりも軽い。ベトナム刑法の抜粋訳が本誌5号166頁に掲載されているが、偽証罪の部分の掲載はない。

る責任がある（66条）。

3 当事者

3-1 出頭

原告と被告とも公判に出頭しなければならないとされている（199, 200条）が、不出頭に対する制裁・不利益は原告と被告とによって異なっている。

原告が公判に2回欠席したときは、訴訟終了決定をする（199条）。日本の休止満了、訴え取下げ擬制と同じ扱いである。

被告が公判に2回欠席したときは、被告不在のまま審理を継続する。被告は防御の機会を失うことになる。民事訴訟法80条2項は擬制自白の規定をおいたから、被告が公判欠席のときは原告の主張を認めたと見なされる不利益もある。ここまでは当事者主義による不利益である。

さらに被告又は利害関係人が公判に正当の理由なく2回欠席したときは、場合に応じて裁判所から警告を受け、又は罰金を課せられる（384条）。被告は取調べの対象でもあるとの思想に基づくのであろう。

3-2 当事者の虚偽陳述

当事者の陳述も証拠の一つである（82条）が、その陳述が不実であったことを理由とする制裁の規定はない。

4 証拠提出命令

民事訴訟法94条は、裁判所は申請により、証拠を管理・占有している個人、機関、組織に対し、その証拠を提出するように請求することができ、請求を受けた者は15日以内に提出する義務を負うとしている⁴⁴。この原則は総則にも民事訴訟の基本原則として規定されている（7条）。証拠提出命令の相手方には当事者であるものも含まれるようである。従前の法令でも、裁判所が証拠の提出を求めることができる規定があった（民事訴訟法令38条、経済訴訟法令35条、労働訴訟法令35条）が、請求を受けた役所が請求に応じないことが多かったそうである⁴⁵。

民事訴訟法は、この請求に応じない者に対し、警告し、罰金を課し、又は証拠提出を強制⁴⁶することができ、請求に応じない個人、又は組織の長に対し、懲戒し、刑事責任を追求できるとした（389条）。極めて強力な規定となった⁴⁷。

ベトナムの民事訴訟における事実認定では、日本以上に書証が重要な役割を果たすようであるから、書証を十分取得することが正しい事実認定のために重要であろう。

なお、この証拠提出命令については、証言拒否事由のように、提出拒否をできる場

⁴⁴ B T A Chapter 2, Article 1 2 - 2 A は、裁判所が当事者の申立により、相手方当事者の持っている証拠の提出を命令できるようにすべきことを定めている。

⁴⁵ 最高人民裁判所フォン副長官、本誌本号114頁

⁴⁶ これを強制する手続規定がない。

⁴⁷ 日本側は、証拠提出命令を強化することが裁判所の権威の為にも、ベトナムの国益のためにも必要であるとコメントした。

合が定められていない。国家秘密、企業秘密、個人秘密の記載のある文書でも提出義務は免除されないが、それを開示することは97条により禁止されるのだそうである。

5 虚偽証拠と証人、鑑定人、通訳人の正当な行為の妨害

証拠物、書証を偽造し、破壊した者、あるいは証人、鑑定人、通訳人に対し、詐欺、脅迫、買収、強制力行使により、虚偽の証言、鑑定、通訳をさせようとした者には、裁判所から警告を受け、罰金を課され、行政制裁として身体を拘束され、又は刑事事件として立件される(385条)。証拠破壊の防止については前記のとおり証拠保全の制度があるが、刑法には証拠破壊に対する罪はない。

6 法令

384—389条の罰則を課する手続、権限、罰金額は別に国会常任委員会が定める(390条)。最高人民裁判所は民事訴訟妨害行為の処罰に関する法令案を国会常任委員会に提出するそうである⁴⁸。

一五 判決合議と判決書

- 1 判決は原則として審理終結直後の合議に基づき、即日、難件のときは5日以内に判決書を作成して言い渡さなければならない、判決書は言渡し後は訂正することができない(236, 239, 240条)。従前と異なり、判決は公判期日における弁論及び尋問の結果に基づいて、並びに公判期日に取り調べて確認した証拠に基づいてのみ言い渡す(197条)こととなり、従前に比べると公判中心主義がとられた。審理終結から判決言い渡しまで5日あれば、合議と判決書作成に十分であるという。
- 2 合議は公判終了直後に行われる。裁判官は人民参審員よりも先に意見を述べてはならない(236条)⁴⁹。評議は調書に記載され、少数意見者は意見書を記録に加えることができる(236条)。この限度で合議の秘密はない。
- 3 判決書の記載事項については詳しい規定がおかれた。判決書は、導入部、事案の内容、裁判所の認定、主文から構成される(238条)。
- 4 ベトナムの判決書の特徴は、手続的記載事項が多いのに比べ、裁判所がその主文に至った理由の記載に乏しい点にある。例えば、事実認定の理由がほとんど記載されないし、どの証拠を認定に用いたかも記載されない。適用する法条は示されるが、裁判所の理解した法の内容も記載されない。
- 5 日本はベトナムにおける判決書改善のため判決書マニュアルの作成を支援している。

一六 判決以外の訴訟終了

- 1 判決以外により訴訟が終了するには裁判所の決定を必要とする。日本法が、和解、訴え取下げ、控訴取下げ、擬制取下げの場合に、裁判所の裁判を経るまでもなく、訴訟が

⁴⁸ 本誌第20号(2005年3月号)84頁

⁴⁹ 日本でも戦前の裁判所構成法の時代には、裁判長は最後に意見を述べるとの規定があった。

終了し、それにつき争う者があれば、弁論期日の指定を申し立てて裁判所がそれに対する判断をするとしているのと異なる。日本でも刑事訴訟では、被告人死亡、公訴取消のとき、裁判所が公訴棄却決定をして訴訟を終了させる（日本刑事訴訟法339条）のに似ている。

2 訴訟終了決定の事由は、日本の判決以外による訴訟終了事由と大きい違いはない。訴訟終了事由となっているのは、a 原告または被告が死亡し、相続がされないとき、b 法人が解散、破産し、承継者がいないとき、c 訴えの取り下げ、dd 和解、e 原告が公判に2回不出頭、g 当事者である会社・協同組合の破産、訴状却下である（192条）。

3 訴訟の終了に関する192条も、総則ではなく、第二部第一審裁判所の事件解決手続、13章和解及び公判準備に置かれている。控訴審（260条）、非訟手続（311条）には192条の準用があるが、監督審、再審には準用規定がない。

一七 控訴審

1 控訴審の特徴

ベトナムにおける控訴は、控訴人の救済手続であるだけでなく、適正な裁判を実現するための手続である。それは、当事者が一審判決に満足しているときでも、検察院が控訴できる点に現れている。当事者の自主決定権は訴訟を開始、終了する点に限られている（5条）。

ベトナムの上訴は1回限りであり、上訴の道が途絶えたとき判決は法的効力を生じる。控訴審の構造は続審であり、事実審でもある。控訴審では人民参審員は関与しない。

なお、上訴ではないが監督審、再審の手続があり、ある種の決定に対してはその裁判所の長官に対する不服申立の手続がある⁵⁰。また憲法84条、91条によると、国会は憲法、法、国会決議と矛盾する最高人民裁判所の文書を破棄できる。

2 二審制

民事訴訟法は二審制をとり（17条）、当事者の不服申立権を保障している。上訴は1回だけであって、控訴裁判所の判決に対し更に上訴（上告）することはできない。上訴の道が尽きたとき初めて裁判は法的効力を生じる。ただ、法的効力の生じた裁判を取消す監督審・再審制度があるので、その限度で裁判の確定効は弱くなっている⁵¹。また、一審判決で法的効力が生じていないものでも、扶養、給与、賃金、労働者の復職、退職金、社会保険、生命・身体の侵害に対する損害賠償・慰謝料は直ちに執行でき（375条）、そのことは判決に明記される（238条）。

控訴裁判所は第一審裁判所の直近の上級裁判所である（242条）。控訴裁判所は、一

⁵⁰ 移送決定（37条）、訴状返却（170条）、裁判官のした緊急保全措置の決定（124、125条）。同じ裁判所の裁判官が判断する点では日本の異議に近いが、すこし上級の機関とされている裁判所の長官が行う点では日本の抗告に近い。

⁵¹ そのため判決の「確定」という言葉を用いないほうが良いのだろう。

審が県級人民裁判所であるとき(33条)は省級人民裁判所であり、一審が省級人民裁判所であるとき(34条)は最高人民裁判所となる。

3 当事者の控訴権

当事者は控訴権を有する(243条)。当事者とは原告、被告、関連する権利、義務を有する者である(56条)。ベトナムでは、判決主文で勝訴していても、理由付けに不満のある当事者は控訴ができるのが取り扱いらしい。その根拠としてベトナム裁判官より当事者が控訴権を有するとの法令の条文(民事訴訟法令58条)を示されたことがある。これは控訴の利益の問題であるが、ベトナムでは判決の効力が主文に包含される事項以外にも及ぶとされるからであろう。判決の効力については本号掲載の吉村徳重教授の論文を参照されたい。

4 検察院の異議権

検察院も控訴権を有する(250条)。このことは控訴は当事者である控訴人の正当な利益を保護する為のものに留まらず、民事手続における法遵守を検察する為のものであることを示している。ベトナムの民事訴訟が日本と大きく異なる点である。検察官の控訴権は当事者主義に明らかに反するものではある。なお、憲法137条は最高人民検察院は政府機関が法を遵守するよう監督すると定め、2002年の検察院構成法22条は監督のために控訴を行うことを認めている。

検察院の控訴は「異議申立て」と呼ばれる。当事者のそれが「控訴」と呼ばれるのとは異なる。検察院の控訴権は当事者が一審判決に満足しているときでも行使できる。当事者が一審判決に満足していても、法に従っていない判決を存続させていてはならないとの考えである。

5 控訴期間

当事者の控訴期間は、判決言渡しから15日間⁵²である(245条)。検察院の控訴については、判決言渡しの日から起算して15日、但し上級検察院が控訴する場合は30日。いずれも判決言渡しに立ち会わなかった者については、判決書送達の日から起算する。

控訴期間を経過した控訴でも、控訴状提出遅延に正当な理由があるときは救済される(247条)。

6 控訴審の構造

続審である。従前の法令の下でも続審として運用されていた⁵³。民事訴訟法に控訴審が続審であることを直接に規定した条文はないが、一審で記録を作成すべきとする規定、控訴のあったとき記録を控訴裁判所に送付するとの規定(255条)、控訴状には追加の書類証拠を添付すべきとする規定(244条)、公判で追加の証拠を提出できるとの規定(271条)、控訴審で証明及び証拠の収集が十分に補足された場合には一審の証拠調べ

⁵² 従前の控訴期間は、民事訴訟では15日(民事訴訟法令59条)、経済訴訟、労働訴訟では控訴期間は10日間(経済訴訟法令61条、労働訴訟法令61条)であった。ここでも民事訴訟法令の方に統一された。

⁵³ 民事訴訟法令の控訴を「覆審」と日本語訳したものがあるが、訴訟構造が覆審であったのではない。

が不十分でも差し戻しはしないとする規定(276条)は、控訴審が続審であることを前提としている。

したがって、控訴審で追加の証拠を提出することができる。

7 一審判決取消事由

事実認定の誤り、法規適用の誤り、訴訟手続違反は原判決取消の理由となる。特に証明及び証拠の収集が十分に実施されなかったことが独立して判決取消理由とされている(276, 277条)。これをも含めた訴訟手続違反を理由とする取消が多いそうである。

私は、裁判の公正さを、日本では判決の内容で評価しようとし、ベトナムでは手続の公正さにより評価しようとしていると感じている。

8 控訴裁判所の審査範囲

控訴は一審判決の一部についてだけ不服を申し立てることもできる(244条1項c, 251条1項c)。民事訴訟法は、一部控訴のあったとき、控訴裁判所は控訴のあった一審判決部分、及び控訴に関連する一審判決部分のみを再検討する(263条)とした。この点について草案段階では、①日本法同様に控訴の範囲に限り審理するとする説、②控訴の範囲は拘束力がなく、控訴の範囲を超えても審理判決できるとする説、③控訴の範囲は拘束するが、例外的に第三者の利益、国家の利益を害するときは控訴の範囲を超えて審理判決するとの説があり、③説は草案にも現れた⁵⁴。民事訴訟法では「控訴と関連する一審判決部分」をも再検討できるとしており、これが具体的に何を意味するのか明らかではない。控訴のなかった一審判決部分は法的効力を生じるとしている(254条)ことからすると、①説をとったとも考えられる。従前の民事訴訟法令の当時は、被告だけが控訴した損害賠償控訴事件で、損害額を一審判決よりも高額に定めた控訴判決があったそうである。

9 控訴審手続

控訴審の手続は原則的には一審手続と同じである(272—274条)。

控訴状は一審裁判所に提出される。控訴状には、控訴の理由を記載し、追加の書類証拠があるときはそれを添付しなければならない(244条)。控訴状に添付しなかった証拠でも公判で提出できる(270条)。控訴答弁書に関する規定はない。一審記録は控訴状と共に控訴裁判所に送付される(255条)。

控訴審では、一審のように準備調査は行われぬ。記録検討のための準備期間があるだけである。和解期日が指定されることもない。控訴審でも緊急保全措置の申請をすることができる(261条)。

控訴審でも公判を開いて判決する。公判では弁論と追加的な証拠調べを行う(271条)。弁論や証拠調べ手続は一審におけると同様である(272—273条)。

控訴審では和解のために期日を定めることはないが、当事者間で和解が成立すれば原判決を変更して和解合意を承認する判決をする(270条)。この場合は7日間の和解合

⁵⁴ 監督審・再審ではこの考えが採られている(296, 310条)。

意撤回はできないように条文上は見える⁵⁵。

控訴の趣旨は縮小、拡張できるが、控訴期間経過後はもとの控訴の範囲を超えてはならない⁵⁶（256条）。

控訴は自由に取り下げられる（256条）。

訴えの取下げは、一審では被告の同意なくともできる（5条、218条）が、控訴審では既に一審判決がされていることを考慮して、被告の同意がないときは取下げの効果が生じないとしている（269条）。

10 控訴判決

控訴判決では日本と同様に、控訴棄却、原判決変更、原判決取消差戻の判決がある。一審判決が違法であるが、一審において証明および証拠の収集が適法にされた場合、又は一審において証明および証拠の収集が適法にされなかったが、控訴審において十分に補足された場合は、事件を一審に差し戻すことなく控訴審で一審判決を変更する判決をすることができる⁵⁷。

一審判決取消差戻の判決をすべきなのは、証明及び証拠の収集が法に反し又は十分に実施されず、控訴審でそれを補足できない場合、又は一審の審理に重大な手続上の違反があった場合である（277条）。

検察院だけが控訴した場合でも、控訴判決の効力は当事者に及ぶ。

最高人民裁判所長官の2002年の国会への報告によると、「最も起きやすい過誤は、事件の調査、証拠及び書面の収集についてであり、不正確、不十分で、客観性が欠如し、無権限に行われる場合がある。」とされている。

省級人民裁判所での民事・家事控訴事件で2001年に既済となった9,871件のうち、控訴棄却4,401件、原裁判変更3,370件、原裁判取消差戻119件、その他903件だそうである⁵⁸。原裁判取消変更が控訴棄却を上回っていることが注目される。日本では2005年に高等裁判所で既済となった通常控訴事件16,661件のうち、控訴棄却判決は7,330件、原判決取消変更判決は2,353件である⁵⁹。

11 抗告

決定⁶⁰に対する上訴は、公判を開かずに決定する（280条）。

⁵⁵ 和解合意撤回を定めた187条は一審手続きの章にあり、控訴審に準用されていないからである。

⁵⁶ 日本法では控訴の範囲はいつでも拡張できるが、その反面で控訴の範囲に含まれない部分の原判決は確定しないと考えている。ベトナムではその部分の原判決が法的効力を生じるとしている。

⁵⁷ ここに変更する判決とあるが、結論が同一のときは、原判決を取り消したうえ、一審判決と同じ判決をするのだろうか。

⁵⁸ 2002年の最高人民裁判所長官の国会への報告。

⁵⁹ 平成15年司法統計年報36表

⁶⁰ ベトナムでも判決と決定の区分がある。判決は訴訟事件につき一審と控訴審で公判を開いて判断される裁判である。非訟事件（315条）、緊急保全事件（123条）についての終局裁判、公判前の訴訟終了確認の裁

一八 監督審

1 監督審の特徴

ベトナムの民事訴訟には監督審というものがある⁶¹。この制度は従前からあったが、民事訴訟法でも維持された。監督審は、上訴ができなくなった裁判に法適用の誤りがあることを理由にそれを破棄する手続である。ベトナム民事訴訟法の大きな特徴である。上告とは異なり当事者に申立権がなく、最高人民裁判所長官と最高人民検察院長官にだけに申立権があり、申立期間も3年と長いものである。日本人からすると、当事者の法的安定性と当事者主義の見地から違和感がある。

2 目的

「厳正で統一的な法適用を保障する」ために裁判を監督する（18条）のが監督審の目的である。憲法134条は、最高人民裁判所は下級裁判所の司法業務を監督するとしている。

統一的な法適用は、どこの国でも追求されることである。これがなければ、法の下での平等は守れず、国民もどのように行動してよいか分からないし、国家が分裂してしまう危険すらある。日本ではこの目的を判例の拘束性と上告制度とによって維持している。ベトナムでは、最高人民裁判所への上告制度も、判例拘束性の原理も持たず、代わりに確定した判決を各個撃破するという手間がかかり効果も疑わしい制度で実現しようとしているように見える。

3 監督審の対象となる裁判

法的効力が生じた裁判が対象となる（282条）。判決だけでなく決定、例えば和解承認決定（188条）も対象となる。最高人民裁判所の裁判も対象となる。しかも、最高人民裁判所各部が監督審としてした決定に対しても、更に監督審申立が許される⁶²。しかし、最高人民裁判所裁判官評議会は最高機関であるからその裁判に対する監督審申立は許されない（285条）。

4 監督審申立権者

監督審申立権を有するのは、最高人民裁判所長官と最高人民検察院長官である。県級人民裁判所の裁判については、省級人民裁判所長官と省級人民検察院長官も請求権がある（285条）。

判（192条）は決定でされる。監督審・再審の終局裁判は公判を経てされるが、形式は決定である（301、310条）。

⁶¹ ラオス人民民主共和国では、1990年の民事訴訟法72-77条では監督審の制度があったが、2004年の民事訴訟法で監督審が廃止され、上告制度（109-114条）ができた。

⁶² 従って、一つの事件につき一審、控訴審、監督審、再度の監督審と4回の裁判がありうる。

当事者には監督審申立権はない。当事者が判決に満足しているときでも監督審申立権者は申立ができる。日本側は、当事者が申し出をした場合に限り、監督審・再審申立権者が監督審・再審申立をできるとの制度⁶³を示唆し、この制度は最高人民裁判所の草案に採用された。しかし、国会は審議の結果この案を採用しなかった。替わって当事者、個人、機関は、裁判に法的な誤りがあると考えるときは、監督審申立権者に通知することができるとの規定（284条）が置かれたが、当事者に特別の地位は与えられていないし、できるのは単なる通知であって、通知を受けた者には応答する義務すらない。

5 監督審申立期間

監督審申立期間は、裁判が法的効力を生じた日から3年以内である（288条）。従前は民事・家事事件3年（民事訴訟法令73条）、経済事件9月（経済訴訟法令77条）、労働事件6月（労働訴訟法令75条）であり、12次草案では民事2年、経済・労働事件2年であったが、国会はどの種類の事件についても同一の期間を定めた。日本側は遙かに短い期間を示唆していた⁶⁴。

6 監督審担当裁判所

監督審事件につき管轄権を有する機関は、異議を申し立てられた裁判をした裁判所の区別に従い次のようになっている（291条）。

- ① 県級人民裁判所の裁判については、省級人民裁判所の裁判官委員会。
- ② 省級人民裁判所の裁判については、最高人民裁判所の民事・経済・労働裁判所⁶⁵。
- ③ 最高人民裁判所の控訴・民事・経済・労働裁判部の裁判については、最高人民裁判所裁判官評議会。

最高人民裁判所裁判官評議会は、同裁判所長官、副長官（複数）、国会常任委員会が定める数の同裁判所裁判官（合計17人以内）で構成され、裁判に関する最高の機関である（2002年の裁判所構成法21条）。上記のとおり最高人民裁判所の裁判といえども裁判官評議会の監督審手続により再審理されるからである。最高人民裁判所裁判官評議会は最高機関であるからその裁判に対する監督審は許されない（285条）。

この点で最高人民裁判所裁判官評議会は法統一機能を果たすべき最高の機関であるが、その裁判が判例として拘束力を有しているわけではないし、その裁判を収録した判例集

⁶³ これは監督審制度存続を前提に、当事者主義をこの限度で取り入れようとの案であった。裁量上告制度に少し似ている。

⁶⁴ その理由としたのは次の点である。①判決当事者を長い期間にわたり判決が取り消されるかも知れない不安定な地位に置くのは良くないこと、②監督審請求理由は法律問題に限られるから、請求理由があるかどうかの検討に3年もの長い期間は必要でないこと、③民事訴訟法は他の手続きについては迅速に行うべきことを具体的に規定しているが、監督審請求期間はそれらと調和がとれないこと、④出訴期間2年（159条）、判決執行期間3年（383条）と比べても長いこと。

⁶⁵ 日本の感覚でいうと、控訴部、民事・経済・労働訴訟部と呼んだ方がわかりやすい。

が発行されてもいない⁶⁶。ただ、最高人民裁判所裁判官評議会は法の運用について通達を発して法の統一的な適用を指導しており⁶⁷、その指導は印刷物になっている。この通達が法解釈の指針となっている。

7 監督審申立理由

監督審申立理由は次のとおり法令適用の誤りである（283条）。

- ① 裁判の結論が事件の客観的事実関係と矛盾しているとき。
- ② 法律手続に重大な違反があるとき。
- ③ 法律適用において重大な過誤があるとき。

①は貸した金は弁済されたとの事実を認定しながら、被告に貸金返還を命じたような場合をいうらしい。③の一場合であろう。

従前の民事訴訟法令71条は「調査が適正を欠いている」をも監督審申立理由としていたが、立証は裁判所ではなく当事者の責任とされたため、この監督審申立理由は民事訴訟法では採用されなかった。

8 審理手続

公判を開いて審理しかつ評議を行う（295条）。評議を密室で行うのではない。

当事者が公判に出席し弁論することは権利とはされていない。裁判所が必要と考える場合は、当事者を召喚でき（292条）、召喚された場合は公判で意見を陳述できる（295条）が、裁判所は必ず召喚せねばならないわけではない。従前の法規も同様であった⁶⁸。民事訴訟における基本原則である防御権（9条）は監督審では保障されていない。日本側は、監督審決定により裁判取消の効力を受けるかも知れない当事者には、一審、控訴審公判と同様に、公判への出頭・弁論権を保障すべきであるとのコメントを行ったが採用されなかった。

公判を公開するとの規定は監督審の18章にはないが、総則の15条が適用されて、公開となる。従前の民事訴訟法令76条は監督審・再審公判は非公開としていたので、日本側は監督審・再審公判も公開とすべきとのコメントをしていた。

9 監督審の審理範囲

異議申し立ての対象である裁判部分と異議申立の内容の審理に関連する部分は監督審の審理範囲となる。この点は控訴審の場合と同じである。

しかし、監督審では、そのほかの部分も、国益に関係し、または第三者の利益を侵害しているときはその部分を審理することができる（296条）。

⁶⁶ ただ、最高人民裁判所裁判官評議会の最近4年間分ほどの決定を収録した本が発行される予定である。

⁶⁷ 憲法134条は、最高人民裁判所は地方人民裁判所の司法業務を監督し指導するものとする定め、2002年の裁判所構成法22条1項bは、最高人民裁判所裁判官評議会は裁判所が統一的に法を適用するように指導するとしている。

⁶⁸ 経済訴訟法令79条、労働訴訟法令77条。民事訴訟法令には当事者の召喚、意見陳述に関する規定はな

10 監督審の決定

監督審の裁判は判決ではなく決定の形式でされる（301条）。

監督審では、原裁判が不当なときは、原裁判を破棄して差戻しをする。ただ、原裁判が不当なときに、原裁判で取消変更されていた裁判を維持する決定は行うことができる。

監督審手続に当事者は関与する権利はないが、その決定は当事者に効力を及ぼす。

監督審の決定について控訴することはできない。監督審決定にさらに監督審申立てをすることはできるが、最高人民裁判所裁判官評議会のした決定については審査する機関が存しないから更に監督審請求はできない。

古い統計ではあるが、2001年に最高人民裁判所民事裁判所だけで、監督審として、254件の裁判を破棄している。日本に比べて破棄数が多い⁶⁹。

一九 再審

1 再審の特徴

ベトナムの民事訴訟にも再審がある。再審は新証拠の発見などを理由に裁判を破棄する手続である。しかし監督審と同様に、当事者に申立権がなく、最高人民裁判所長官と最高人民検察院長官だけに申立権がある。請求期間の始期は原裁判効力発生時ではなく、申立理由が判明した日であるので、原判決から長く経過したのちに再審申立てがされる可能性がある。再審事由は極めて広く、裁判による紛争の解決による安定よりも、裁判が真実に基づいたものであることをより重視している。

2 目的

新事実の出現を理由として、法的効力の生じている裁判の再審理をする手続である。日本の再審に似たところもある。

3 再審事由

再審事由は日本法に比べると非常に広い。次のとおり規定されている（305条）。

① 「事件の解決において当事者が知りえなかった事件の重要な事実関係が新たに発見された」

日本法ではこれは再審事由にならない。証拠は控訴審弁論終結までに探し出さなければ、もう使えないというのが日本法である。ベトナムでは判決の確定による安定よりも、新証拠をも用いた真実の発見により高い価値を置いている。

「事実関係」とは日本法的にいえば「証拠」である。遺言書がその後に発見された例があげられている。

「事実関係」は、訴訟に提出されなかったことだけでなく、当事者がその存在を知らなかった場合でなければ、再審事由とならない。

かった。

⁶⁹ 日本で2003年に最高裁判所で破棄された判決は、118件(民事79, 行政34, 刑事5)である(司法統計年報平成15年版)。

当事者全員が存在を知らなかった場合でなければならないのかの問題がある。例えば、相続人の一人が遺言書を隠していたため、他の相続人が遺言書の存在を知らなかったとき、再審事由となるのかである。

新たに発見された事実関係は、重要なものであり、裁判の内容を実質的に変える可能性があるものでなければならない(304条)。

② 「鑑定人の結論または通訳人の通訳に虚偽があり、又は証拠が偽造されたことを証明する根拠がある。」

証拠が虚偽であることを理由とするものである。日本の民事訴訟法には388条5、6号に同様の規定があるが、同条2項によりその行為につき処罰がなければ再審事由とならないため5、6号の適用範囲は狭くなっている。

ここで「証拠」とあるのは、書証を意味するものであろう。民事訴訟法で「証拠」との言葉は書証、検証、供述を含むものとして使われる(例：82条)ほかに、書証だけを意味するものとして使われる(例：94、95、98、117条)ことがある。

証人の偽証は、従前の民事訴訟法令79条、経済訴訟法令82条では再審事由とされていたが、民事訴訟法では削除された。

③ 「裁判官、人民参審員又は検察官が事件記録を意図的に変更し、又は故意に不法な結論を出した。」

後段は広い規定である。どのように運用されるのであろうか。

④ 「裁判所が事件の解決のために根拠とした裁判所の決定又は国家機関の決定が既に破棄された。」

日本民事訴訟法331条1項8号と同趣旨である。

4 再審申立期間

再審申立権者が申立て根拠を得た日から1年間である(308条)。

特徴的なのは、期間の始期が、原裁判が法的効力が生じた時ではなく、再審申立権者が再審事由を知ったときであることである。これだと判決が法的効力が生じてから20年たっても申立てができることになり、不安定な状況が長く続くことになる。日本法が再審申立は判決確定後5年までしかできないのと対照的である。

5 再審申立権者

監督審と同じであり(307条)、同じ問題がある。

当事者ほかは再審申立権者に対し、新しい事実関係を通知することができる(306条)。通知事項が事実関係であり、再審申立権者は事実関係について情報がないから、この通知制度は監督審の場合よりも実効性がある。現に当事者の情報なしに再審申立てをした例はないとのベトナム検察官の発言があった。

6 再審の対象となる裁判

7 再審担当裁判所

8 再審の審理範囲

これらは監督審と同じである(310条)。

9 審理手続

再審審理手続は監督審と同じである(310条)。再審事由は事実問題であるので、再審事件審理手続には監督審手続よりも大きい問題が存する。

第一に、再審事由を認定するための手続規定がない。79—98条(証明及び証拠)は総則規定であるから、再審手続にも適用されるのであろうが、再審手続は対審構造を持っていないので、どのように審理できるのか明らかでない。特に、再審事由である「当事者が知りえなかった」、「鑑定の結果が虚偽」、「証拠偽造」、「故意に不法の結論を出した」は容易に認定できる事項ではなさそうに見える。

第二に、当事者に公判立会い、立証、弁論の機会が保証されていないことは、争点が事実認定にかかわる再審公判においては、監督審の場合以上に問題が多い。

10 再審の決定

再審決定では、原裁判を破棄したとき、自判はしない(309条)。

二〇 緊急保全処分

1 緊急保全処分

民事訴訟法における緊急保全処分は日本法の仮差押、仮処分にあたる。その目的は、当事者の緊急な利益を保護し、又は判決の執行を保全することである。緊急保全処分の内容は法定されている。それは仮差押にあたるもの、係争物に関する仮処分にあたるもの、要保護性の強い権利の仮実現を図るもの、相手方に行為を命じまたは禁止することと分類される。仮の地位を定める仮処分についての規定が乏しい。緊急保全措置の要件は定められているが、被保全権利の立証を必要としないものもある。担保と不当保全処分申請者の損害賠償に関する規定がある。従前の法令に比べると大幅に整備された。

2 従前の法令

従前の法令も、日本法の仮差押、仮処分にあたる保全緊急措置に関する規定を置いていた(民事訴訟法令41—42条, 経済訴訟法令41—43条, 労働訴訟法令43—44条)。しかし、その規定は2, 3条しかない極めて簡単なものであった。処分発付の要件, 担保, 損害賠償責任, 不服申立の規定もなかった。

3 アメリカとの通商協定

Chapter II, Article 113では、知的財産権についてであるが、両国は協定発効(2001年12月11日)から2年以内に、裁判所に緊急保全処分についての権限を与えることを約束している。その内容は同協定を参照頂きたいが、緊急保全処分の実体的要件(日本法での被保全権利の疎明と保全の必要性に近い。), 担保, 申請人だけの審尋による発布が可能であること, 緊急保全処分に対する不服申し立ての機会, 訴え提起前の緊急保全処分の許容, 本案不提起による緊急保全処分の取消, 違法申請者の損害賠償義務と担保の提供など, 詳細な規定を置いている。ベトナムはBTAにより、このような内容の緊急保全処分を認める法を制定する義務を負ったことになる。

なお、この規定は知的財産権だけに関するものであるが、最高人民裁判所の民訴法起

草班は、この協定に定める内容の手続を民事事件一般に適用されるものとして民訴法に定めるつもりであると説明した。

4 日本側のコメント

緊急保全処分に関する日本側のコメントは多岐にわたった。それは現行法令の規定が極めて簡単であり、規定に不十分なところが多いこと、BTA に合致する法律を作成する必要があると考えたことによる⁷⁰。

5 民事訴訟法

民事訴訟法は、99-126条まで28の条文を置いて緊急保全処分に関する規定を整備した。従前は不明確であったところが明確になったことは望ましい。これらの規定は総則にあるので、訴訟の控訴審段階でも緊急保全処分を命じることができる。

6 緊急保全処分の類型

民事訴訟法102条は、13の種類の緊急保全処分を定めた。これは制限列举であろうから、この類型以外の処分はできない。これらは4つに分類できる。

① 特に要保護性の強い権利につき仮の履行を命じあるいは仮の地位を定めるもの

未成年者の世話、養育、保護及び教育をする者を任命すること(1号)

扶養義務を一部事前に履行させること(2号)

生命、健康が害された個人に対する損害賠償義務を一部事前に履行させること(3号)

労働者に給与、報酬、労災事故疾病の補償金を使用者に一部事前に履行させること(4号)

労働者の解雇の効力停止(5号)

これらはベトナムでは特に保護の必要性が高いと考えられるので、取り出して定めたものである。仮の地位を定める仮処分である。

② 係争物に関する仮処分

係争財産の差押え(6号)

係争財産の処分禁止(7号)

係争財産の現状変更禁止(8号)

収穫、付属生産物の売却の許可(9号)

9号の収穫・売却許可の保全処分は7、8号の処分禁止、現状変更禁止を一部解除す

⁷⁰ 主なコメントは次のとおりである。①保全緊急措置は訴え提起前でも認められるようにすること。②保全緊急措置発付の要件として、保全権利の疎明と保全緊急措置を必要とする特別の事情とを定めること。③保全緊急措置の種類の列挙を整備すること。④列挙されているうち「一方の当事者に行為を命じ、または行為を禁止すること」は広すぎるので、その中から知的財産権による行為の禁止ほか予測されるものを取り出して別に規定すること。⑤違法保全緊急措置についての担保の規定を整備すること。⑥保全緊急措置債務者に反論、立証の機会を与えるために、異議申立ののち異議決定までの期間(3日)を長くすること。⑦本案の判決では保全緊急措置の取消、認可をするものとする。⑧保全緊急措置の効力を明らかにすること。⑨申請人が申請につき損害賠償義務を負う要件を規定すること。⑩証拠保全は権利保全のための保全緊急措置と性格、効果、損害賠償などの点で大きく異なるので、この両者は別々に規定するのが望ましいこと。

るものであろうか。

③ 仮差押

銀行等預金口座の凍結(10号)

債務者の財産凍結(11号)

④ 特定の行為を命じ、または禁止すること(12号)

これは極めて広い範囲の規定である。知的財産権に基づく差止めもここに含まれよう。日本側はBTAの規定もあるので、本条に知的財産権に基づく差止めに関する号を追加するようにコメントしていたが、実現しなかった。

⑤ 法令が定めるその他の緊急保全処分(13号)

この表現の文言の規定が付加される例は民事訴訟法で多く見られる(例25-32条)。

7 緊急保全処分発付の実体的要件—保全の必要性

緊急保全処分の実体的要件は、日本法では被保全権利の疎明と保全の必要性であるが、ベトナム民事訴訟法では統一的な規定はおかず、103条ないし115条で各類型ごとに具体的に定めた。「後見人を有しない(103条)」、「生命に影響を及ぼす(104、107条)」、「財産の分散損壊を行っている(108-110条)」、「収穫時期にある(111条)」など具体的に規定するものもあるが、「必要である(105、106、112-114条)」のように抽象的に規定するものが多い。特定の行為の禁止、命令の処分については、「事件の処理又は他の者の合法的権利利益に影響を与える根拠のある場合」としている(115条)。

8 緊急保全処分の実体的要件—被保全権利

緊急保全処分の実体的要件として被保全権利の存在(の証明)を必要とされたのは、102条1-5号の処分である(103-107条)。「申立(請求)が十分に根拠がある」、「解雇が違法」との文言で規定されている。

102条6-11号の緊急保全処分については、被保全権利の存在は要件とされていない。損害賠償責任と担保により、不当保全処分を防ぎ、不当保全処分による損害を補填する趣旨と考えられる。

102条12号の行為禁止等保全処分については、その実体的要件を「事件の解決又は他の者の合法的権利・利益に影響を与える根拠のある場合」と規定している(115条)。

この文言からすると、他の者(原告)が合法的権利・利益を有することも要件のように読める。この緊急保全処分については担保を要求していないのは、非保全権利の疎明を要求するからとも考えられる。また、BTA Chapter II, Article 13-2⁷¹は知的財産

⁷¹ 2項の全文は次のとおり。

Each Party shall authorize its judicial authorities to require any applicant for provisional measures to provide to the judicial authorities any evidence reasonably available to that applicant that the judicial authorities consider necessary to enable them to determine with a sufficient degree of certainty whether:

権に基づく緊急保全処分につき被保全権利の疎明を要求していた。

9 担保

民事訴訟法では担保の規定が置かれた。担保は、「相手方の利益を擁護し、申立人による緊急保全処分適用の申立権濫用を防ぐ」のが目的である（120条）。

担保の提供が必要なのは、民訴法102条6,7,8,10,11号の処分、つまり仮差押と係争物に関する仮処分に限られる（120条）。

102条2-5号の緊急保全処分については、生活困窮を救う為に発せられるものであるから、担保提供を要求することができない。代わりに被保全権利の立証を必要とすることにより「相手方の利益を擁護し、申立権濫用を防ぐ」目的を達しようとしたものであろう。

同条12号の緊急保全処分、つまり行為の禁止または行為命令については担保提供を必要としていない。知的財産権による行為禁止の処分⁷²につき、担保が要求されず、被保全権利の立証も必要でないというのであれば、問題である。

担保の額は、相手方が履行すべき財産義務と同額であり、具体的金額は裁判所が決定する。その担保は申立後48時間内に現金・貴金属・証券を銀行口座に預ける方法でされる。その口座は凍結され、口座から引き出すことはできない（120条）。

しかし、保全緊急措置により損害を受けた者がこの預金に対してどのような権利を有するのか、それを実行するにはどうすれば良いのか、その担保はどのようなときに開放されるのかについての規定はない。

10 緊急保全処分に対する損害賠償責任

緊急保全処分申請人は、その申請を不適切にしたため、緊急保全処分が発付されたときは相手方の損害を賠償しなければならない（101条）。申請を「不適切に」したとはどのような場合は規定されていない。BTAでは、緊急保全処分が取り消されたとき、又は知的財産権の侵害、そのおそれがあったことが裁判所により明らかにされた場合としている。

通常不法行為による損害賠償請求権の発生には加害者の過失が要件とされている（民法609条）が、この損害賠償請求権にも過失が要件かどうかは明らかでない。この損害賠償請求権と提供された担保との関係についての規定はない。

11 緊急保全処分の手続的要件—本案訴訟の提起

従前の法令では本案訴訟が係属していることが要件であった。民事訴訟法では、本案

-
- A. the applicant is the right holder;
 - B. the applicant's right is being infringed or such infringement is imminent; and
 - C. any delay in the issuance of such measures is likely to cause irreparable harm to the right holder, or there is a demonstrable risk of evidence being destroyed.

Each Party shall authorize its judicial authorities to require the applicant to provide a security or equivalent assurance sufficient to protect the interests of the defendant and to prevent abuse.

なおこの条約で”provisional measures”とは権利保全と証拠保全の双方を含んでいる（1項）。

⁷² 知的財産権に関する紛争についても民事訴訟法が適用される（25, 29条）。

訴訟が係属している場合のほか、緊急の場合は本案の訴状の提出と同時に緊急保全措置申立書を提出することができるとした⁷³(99条)。緊急保全処分が本案訴訟に付随する手続との従前からの原則を守った。草案段階では訴え提起前の緊急保全処分を認めるとしていたが、民事訴訟法では本案訴訟提起前の緊急保全処分は許さないことになった。

緊急保全処分は、訴状提出後なら訴状受理手続、公判準備、公判、控訴審などどの段階でも発付することができる。

1.2 緊急保全処分の手続的要件—申請

本案訴訟の原告は緊急保全処分の申請をすることができる(99,118条)。検察官は申請できないこととなった。

裁判所は原告が緊急保全処分の申請をしないときでも、102条1-4号の処分については、職権で発付することができる(119条)。これらの号に記載する権利の要保護性が高いところから、裁判所の後見的な関与を認めたものである。職権で発付された緊急保全処分が不適切であったときは、裁判所が損害賠償責任を負う⁷⁴(101条)。

1.3 手続

申請書には求める緊急保全処分の内容の記載が必要であり、証拠を提供する必要がある(117条)。

緊急保全処分事件を担当するのは、公判開始前なら裁判官、公判開始以降は本案の審理合議体である(100条)。

審理において相手方を審尋する必要はない。相手方の意見、立証は不服申立手続で行われる。

緊急保全処分を発するかどうかの判断は極めて迅速にされる。申立書受理から3日以内の決定をしなければならない。担保を提供すべき場合には担保が提供されてすぐに、審理合議体が判断すべきときは申立後すぐに決定する。訴状提出と同時に緊急保全処分申立がされたときは、申立書受理から48時間以内に決定しなければならない。決定は直ちに効力を生じる(123条)。

決定は書面でされ申立人、相手方に通知される(117条)。

1.4 不服申立て

当事者は裁判官のした緊急保全処分、その申立を却下する決定に対し、その裁判所の長官に不服申立をすることができる。検察官も不服申立ができる(125条)。

不服申立期間は決定の通知を受けてから3営業日である。長官は不服申立から3営業日以内に判断をしなければならない。極めて迅速である。日本人法律家からすると、審尋の機会も与えられずに発せられた緊急保全処分の通知を相手方が受けて、不服申立をして十分な反証と意見提出をするには、時間が不十分ではないかと心配をする。ベトナムでは緊急保全処分は本案に付随した簡易な手続と考えているのであろう。

⁷³ この点はベトナムで最も多くの議論がされたそうである(本誌第20号(2005年3月号)83頁)。

⁷⁴ そのために裁判所は職権で緊急保全処分を発することに消極的になるであろう。

裁判所長官がした決定に対して更に不服申立をすることができない。

公判期日中は、緊急保全処分に関する決定に対する不服申立を審理合議体が判断する。審議合議体の判断に対し不服申立をすることができない(125条)。

なお請求債権の消滅を理由として緊急保全処分を取り消す簡易な取消手続がある(122条)。

1.5 担保提供による緊急保全処分取消手続

相手方の担保提供による緊急保全処分取消が認められている。緊急保全処分相手方が担保として財産を預け、又は他の者が義務履行を担保する措置をとった場合は、緊急保全処分は取り消される(122条)。日本の仮差押解放金、仮処分解放金の制度(民事保全法22,25条)に似ている。

解放金額を定める基準、担保に対する原告の権利についての規定がない。

1.6 緊急保全処分と本案判決

本案判決、特に原告の請求を棄却する判決があったときに、緊急保全処分の効力が消滅するかどうかについての規定は置かれなかった。日本側では本案判決で緊急保全処分を取消・認可することにしてはどうかと示唆していた。

1.7 緊急保全処分の執行と効力

保全緊急措置の執行は判決の執行と同様に行うとされた(126条)。差押などの緊急保全処分の効力についての規定はおかれなかった。

1.8 証拠保全

緊急保全処分は証拠保全のためにも行えるとの規定がある(99条)。しかし緊急保全処分の類型を規定した102条には証拠保全に使える類型はないし、緊急保全処分に関する諸規定は権利保全を前提にしているようである。緊急保全処分により証拠保全を行うことはできないと思われる⁷⁵。

他方、98条1項は、証拠が現に破壊されつつあるか将来破壊される危険があり、または将来証拠として用いることが困難となる可能性があるときは、申請により、裁判所は封印、保管、撮影、録音、調書作成などの決定を行うことができるとした。

この規定はその保全の方法からすると、82条1,2号の書証と物についての規定のように見える。証人尋問や鑑定を行える規定がなく、物が破壊されないように保存し、その現状を記録する方法だけが規定されているからである。したがって、証人が外国に行ってしまうそうなときに証人尋問し、物が壊れそうなときに壊れるまでに鑑定をする方法はないことになる。

この証拠保全は、訴え提起の前は許されず、訴訟継続中にのみ出来る。またこれには担保も必要でない。

更に、証人に対し証言しないように又は偽りの証言をするように脅迫や買収をしてい

⁷⁵ 日本側は、証拠保全は権利保全とは性格も異なるから、保全緊急措置の部分ではなく、証拠の章に定めるべきであるとのコメントをしたが、これが取り入れられたものである。

る者に対し，そのような行為を止めるよう命令することができる(98条2項)。385条には証拠調べ妨害に対する制裁の規定がある。

二一 法廷秩序維持

従前は法定秩序維持に関する規定はなかった。日本側は日本の法廷等の秩序維持に関する法律を紹介した。

民事訴訟法は，公判期日の内部規則を破る行為に対し，裁判長が，その程度に応じて，警告をし，罰金を課し，法廷から退去させ，行政制裁として身体を拘束することができる(387条)。

公判期日内部規則としては，16歳未満の者の入廷禁止，合議体入廷の際の起立，合議体に敬意，秩序維持，裁判長の指示遵守，発言の際の起立が定められている。最高人民裁判所長官は，公判期日の秩序維持のため，内部規則を発することができる(209条)。

追記：知的財産権法案がコメントのために2005年の国会に提出され，それには知的財産権に基づく緊急保全処分の類型，発付要件，担保などに関する具体的な規定が置かれている由である。民事訴訟法102条12号の緊急保全処分の持っていた問題点は知的財産権に基づくものに限っては解決されることになる。



ベトナム民事訴訟法共同研究会委員の協議風景

— 非訟、国際民事訴訟及び判決執行手続の概説 —

立命館大学大学院法務研究科教授

弁護士 酒井 一

本稿では、第5部民事非訟事件、第6部外国判決及び外国仲裁判断の承認・執行、第7部民事判決の執行及び第9部国際民事訴訟と司法共助に関する諸規定を条文に沿った形で概観し、紹介したい。

第5部 民事非訟事件の解決手続

第5部では、非訟事件に関する手続が規定されている。第5部の冒頭に総則規定（第20章311条～第318条）を置き、適用範囲、期日、裁判などに関する通則を定める。各論として、行為無能力・制限行為能力の宣告（第21章319条～323条）、不在者の搜索手続（第22章324条～329条）、失踪宣告手続（第23章330条～334条）、死亡宣告手続（第24章335条～339条）及び国内仲裁手続に対する関与手続（第25章340条～341条）に関する規律を配する。総則規定とは別に各章においても、申立て、期日及び裁判の効果に関する規定が置かれている。続いて、第25章に、国内商事仲裁に関する規定があり、管轄と仲裁法の規定に従うべき旨が規定されている。

1. 総則規定（第20章）

- (1) ベトナムにおいては、民事事件及び民事非訟事件が裁判所の管轄に属するものと規定されている（21条）。これを受けて、本章が民事非訟事件の範囲を規定する。すなわち、民事非訟事件とは、当事者間に紛争はないが、民事・家事・商事・労働に関する権利・義務の根拠となる法律事実の承認又は不承認に関する事件をいうものとされる（311条後段）。この定義からすると、我が国でいう真正争訟事件は、ベトナムの民事非訟事件の範囲から除外されることになる。

ベトナム民事訴訟法（以下、単に「民事訴訟法」という場合、ベトナム民事訴訟法を指す。また、特に断らない限り、条文数もベトナム民事訴訟法のそれである。）第26条は、行為能力喪失及び制限の宣告（1号）、不在者の搜索及び財産管理の宣告（2号）、失踪宣告（3号）、死亡宣告（4号）その他を非訟事件と規定し、婚姻家族関係の非訟事件として、婚姻取消し（28条1号）、財産分与事件（同条2号）、親権者変更（同条3号）、親権の制限（同条4号）、養子縁組解消（同条5号）等を挙げ、それ以外にも、仲裁その他に関する商事非訟事件（30条1、4項）及び労働非訟事件（32条）があることを規定する。後2者は、我が国では家事審判事件及び労働審判事件に属する事件類型である。ベトナムでは、外国判決の承認・執行（26条5号、28条6号及び31条1号）や外国労働仲裁判断の承認・執行（31条2号）もまた非訟事件の範疇にあるものと規定されている。これに対して、我が国では外国判決の承認・執行は訴訟事件と

捉えられており、対照的である。

非訟事件に関する総則手続である第20章は、非訟事件のうち、外国判決及び仲裁判断の承認・執行に関する事件を除き、適用されることが予定されている(311条前段)。

- (2) 裁判所に対する申立ては書面によることが必要とされ(書面主義, 312条), 申立書には裁判所, 関係人その他を記載しなければならない(同条2項), 申立てを根拠づける証拠を添付しなければならない(同条3項)。
- (3) 第5部が規律の対象とする非訟事件は単独裁判官によって解決される(55条2項)が, 決定に対する控訴及び異議は3名の合議体によって解決される(同条1項)。改正点のひとつである。
- (4) 期日は公開される(313条1項)。検察院の関与が規定され, 裁判所は, 事件記録を検察院へ送付するものとされている。期日には, 検察官の立会いが必要とされ, 検察官が欠席した場合には期日が延期される(同条2項)。期日に当事者が欠席した場合には, 期日が延期されるのを原則とするが, 当事者の申立てがある場合には, 裁判所は期日を実施することができる(同条3項)。当事者が2度欠席すると, 裁判所は, 当事者が申立てを取下げたものとみなす決定をすることができるが, 取下げにより再度の申立ては妨げられない。
- (5) 決定には, 関係人のほか, 主文及び理由等が示されなければならない(315条1項)。決定は, 関係人のほか, 検察院, 執行機関に送達される(同条2項)。

決定に対しては, 申立人及び関係人は, 決定の日から7日以内に控訴することができ, 検察は異議を申立てる権限を有する(316, 317条)。当事者が期日に欠席した場合には, 当事者が決定の送達を受けるか, 告知又は掲示された日から控訴期日は起算されるが, 不可抗力により控訴期間を遵守できなかった場合, 不可抗力が存在した間は控訴期間から控除される(358条1項, 372条1項)。

2. 行為能力の喪失・制限(第21章)

- (1) 人が自己の行為を認識し, 制御することができない精神病その他の病気を患っている場合には, その者の行為能力の喪失が宣告され, 薬物・興奮剤の中毒になっている者に対しては, 行為能力の制限が宣告される(319条3, 4項)。319条3, 4項は, 行為無能力又は制限能力を宣言する要件を規定する実体規定である。申立権は, 利害関係を有する者に限らず, 関連諸機関・組織にも認められている(同条1項)。
- (2) 申立書の提出後30日以内の期間での準備期間が規定されており, 準備期間終了後15日以内に期日が開かれなければならない(320条1, 4項)。準備期間中に裁判所は, 関係人の請求により, 被申立人の健康状態を検査することができる(同条2項)。この場合, 裁判所は, 検査結果を待って, 期日を開くことができる。
- (3) 制限無能力の宣言をする場合, 裁判所は, 法定代理人を指定し, 代理権の範囲を定めなければならない(321条2項後段)。無能力を宣言する場合について, 民事訴訟法に規定はないが, 代理人及び代理権については, 民法の規定に従って定まるものとされる。

- (4) 行為能力喪失・制限の宣告をされた者が能力を回復した場合、能力喪失・制限の決定の取消しを申立てることができ（322条）、その手続は、行為能力喪失・制限の宣告手続に準じる（323条）。

3. 不在者の搜索通知（第22章）

- (1) 利害関係人は、住所に6か月以上不在である者に対し搜索通知を発付し、不在者の財産管理のための措置を取ることを裁判所に申立てることができる（324条）。
- (2) 申立書には、6か月間不在であることの証拠を添付しなければならない（324条3項）、財産管理の措置を申立てる場合には、申立人は、不在者の財産状況、財産の管理に関する書類及び親族の一覧表を添付しなければならない（同項）。
- (3) 申立書が受理されて20日間の準備期間を経て、期日の開始決定がなされるが、期日は開始決定から10日以内に開かれなければならない（325条）。
- (4) 搜索に関する通知の告知は、中央の日刊紙に3回連続して掲載し、かつ、中央のラジオ局又はテレビ局で3日連続して3回放送される（328条1項）。
- (5) 搜索に関する通知の決定は、被搜索者が帰還した場合には、自動的に失効する（329条）。

4. 失踪宣告

- (1) 失踪宣告の申立てに際しては、失踪者が2年以上連続して不在で、その生存又は死亡に関する信頼できる情報がないこと、及び、申立人が十分な搜索通知の措置を採ったことの証拠を添付しなければならない。前章の不在者の搜索に関する通知が発せられた場合には、その謄本が添付されなければならない（330条3項）。
- (2) 裁判所は、申立書の受理後20日以内に搜索に関する通知を発する（331条1項）。搜索通知期間は、最初の通知公開日又は放送日から4か月である（同条2項）。失踪者が帰還した場合にも、その申し出をもって手続は終了する（同条3項）。
- (3) 搜索通知期間満了後15日以内に期日が開かれ、失踪宣告が下される。失踪宣告が下される場合に、申立てにより、民法の規定に従って、失踪者の財産管理に関する特別措置が採られる（332条）。
- (4) 失踪者が帰還するか、生存の確実な情報がある場合、失踪宣告が取消される（333条1項）。取消しの申立てに際しては、証拠の添付が必要とされる（333条3項）。

5. 死亡宣告

- (1) 利害関係人は、民法の規定に従い（民法91条）、死亡宣告を申立てることができる。申立書が受理されて30日を超えない期間において準備がなされ、期日決定が発せられ、決定の日から10日以内に期日が開かれなければならない（336条）。
- (2) 死亡宣告は、搜索に関する通知なしに発せられる。
- (3) 死亡の宣告を受けた者が生存していることが確認された場合、死亡宣告は取消される（338条）。申立書受理から15日以内に期日が開かれ、決定が下される（339条）。

6. 商事非訟

商事非訟事件として、ベトナム商事仲裁に関する事件が規定されており、仲裁人の指名・変更、保全処分、仲裁判断の取消しその他を挙げる（340条）。

7. 改正点と解釈に委ねられる問題

民事訴訟解決手続に関する国会令では、戸籍登録等に関する不服申立て、投票任命簿の記載に関する不服申立て及び報道機関に対する名誉毀損に関する不服申立てをも非訟事件に含めていた。民事訴訟法の草案段階では、これら行政事件あるいは民事訴訟事件の範疇に含まれるべき事件類型が依然として非訟事件として列挙されていた。しかし、最終的には、上記の5つに整理されることになった。

手続に関しても、各章で繰り返し詳細な手続規定を置くことをやめ、冒頭に総則規定を配することにより、規定が整理されている。

第21章から第25章まで類型ごとの各論的手続規定を置いているが、家族関係事件及び労働事件に関する規定が欠けており、総則規定だけで対応することになる。

残された解釈あるいは運用上の問題としては、例えば離婚訴訟に付随して親権者の指定が行われる場合のように、訴訟事件と非訟事件の異なった性質の手続が併合して処理できるのかどうかである。我が国では、人事訴訟法17条や32条で相応の手当がなされているが、ベトナム民事訴訟法では規定が見当たらない。また、協議離婚手続は非訟事件のひとつとされるが、協議が整わなかった場合、訴訟に移行するのであるだろうか。理論的には、非訟事件を終結し、離婚訴訟を提起すべきことになろうか。

将来の課題としては、民法の改正規定との調整である。例えば、無能力者の代理人や不在者の財産管理に関する規律について、規定の棲み分けをも考慮しつつ、実体法の諸規定と整合性を保つよう、再度部分的改正がなされる必要がある場合もあろう。また、仲裁に関して、国内仲裁と国際仲裁で、民事訴訟法と仲裁法で分けて規律するが、できるだけ統一した規定を持つのが望ましいであろう。

第6部 外国裁判所の民事判決又は決定、外国仲裁判断の承認及びベトナムにおける執行手続

第6部は、外国判決及び仲裁判断の承認・執行に関する規定を置く。承認・執行の対象となる外国判決には、民事・家事及び商事判決のほか、刑事訴訟手続の付帯私訴手続において下された判決も含まれる（342条）。

特徴的であるのは、外国仲裁判断の範囲である。前提となるのは、仲裁判断の承認・執行に関しては、民事訴訟法及び仲裁法が、それぞれに規律することである。すなわち、外国仲裁判断の承認・執行についての規定は民事訴訟法に置かれ、国内仲裁に関しては仲裁法が規定する。民事訴訟法が承認・執行の対象とする外国仲裁判断とは、外国で言渡しがなされるか、または、外国仲裁人が下した仲裁判断をいうものとされる（342条）。

1. 法源と管轄

承認・執行の法源としては、条約及び民事訴訟法がある。条約がなくとも、外国がベトナムの判決を承認・執行する場合、「相互性の原則に基づいて」ベトナムもまた当該外国の判決を承認・執行する（343条3項）。

承認・執行の申立てに関しては、債務者が個人であるならば債務者の住所又は就業場所がベトナムにある場合、団体であるならば債務者の本店がベトナムにある場合、若しくは、債務者の財産がベトナムに存在する場合に、ベトナムの管轄権が認められる（344条1項）。財産の所在の有無は、申立て時を基準として判断される（同条2項）。

2. 承認の効果

外国判決の承認に関しては自動承認の原則が規定され、執行に関しては、裁判所の執行判決を要するものとされる（343条4、5項）。承認された外国判決は、ベトナムの判決と同一の効力を有する（346条1項）。いわゆる等置説によるものであろう。仲裁判断も外国判決と同様に、ベトナムの判決と同様の効力が認められる（346条2項）。

外国判決の承認・執行に関して裁判された場合、その結果は、ベトナム司法省を通じて、判決国裁判所、関係人・機関に対して通知がなされる（347条）。我が国の知らない制度であるが、我が国の立場からするならば、相互の保証（日本民事訴訟法118条4号）の存否を知る重要な手がかりとなりえるであろう。

ベトナムにおける外国判決又は仲裁判断の実効性を確保するため、執行によって取得された資金及び財産の外国への送金・送付が保障されている（348条）。為替管理にも関係する規定であり、通常、民事訴訟法には見られない規定である。経済開放政策との関係が看取されよう。

3. 不承認の申立て

当事者その他の利害関係人は、外国判決が送達されて後、30日以内に、外国判決不承認の申立てをすることができる（360条1項）。

(1) 不承認の申立ては、書面によるが、証拠書類が添付されなければならないが、外国語の書面には公証又は認証されたベトナム語訳が付されていなければならない（361条）。

(2) 不承認の申立ては合議体によって審理される。不承認申立てに関する審理は、承認・執行の申立てに準じて行われる（362条1項）。

4. 承認・執行の手続

(1) 承認・執行の申立書は、司法省に提出されなければならない（350条1項）。申立てに際しては、法源となる条約又はベトナムでの執行が明記されている場合を除いて、執行債務者への判決の送達に関する書類が添付されなければならない（351条1項）。欠席判決にあっては、執行債務者が適法に期日の呼び出しを受けたことに関する書面が必要とされる（同項2文）。

(2) 司法省は、申立書を受理した後7日以内に管轄裁判所に事件記録を送付する（352

条)。事件記録を受け取った裁判所は、7営業日以内に、検察院に通知をしなければならない(353条1項)。事件記録は、期日の15日より以前に検察院に送付される(354条2項)。裁判所は、釈明権を有するが、司法省を通じて釈明は行われる(353条2項)。

(3) 裁判所が申立書を受け取ってから4か月以内に、期日開始決定がなされ、開始決定の日から1か月以内に期日は開かれる(354条1項c号, 2項)。

審理は、3人の合議体で審理される(355条1項)。検察官の期日への出席が必要であり、検察官が欠席した場合、期日は延期される(同条2項)。債務者の出頭も必要とされ、欠席した場合には期日が延期される(同条3項)。但し、債務者が反対の申立書を提出するか、2回の召喚を受けたにもかかわらず欠席した場合には、債務者欠席にもかかわらず、期日が開かれる。

(4) 実質再審査は禁止され、承認執行の要件のみが検討される(355条4項)。

5. 承認拒絶事由

承認拒絶事由に関しては、民事訴訟法356条に規定されている。

- ① 判決国において有効な判決であること。
- ② 債務者が期日の呼出しを受けず、期日に欠席したこと。
- ③ ベトナム裁判所の専属管轄に属しないこと。
- ④ 同一事件に関してベトナム裁判所の判決があるか、又は、ベトナム裁判所が承認した判決が存在すること。
- ⑤ 執行期間の渡過
- ⑥ ベトナム法の基本原則に反しないこと

我が国の外国判決の承認拒絶事由(日本民事訴訟法118条)と対比してみた場合、①は確定判決要件(日本民訴法118条柱書)に、②は敗訴当事者の手続保障(同2号)に、⑥は公序(同3号)に相当する。

(1) 承認管轄

③は、国際裁判管轄を承認要件とする規定であり、我が国民民事訴訟法118条1号に相当する規定であるが、内容は相当に異なっている。すなわち、ベトナムでは、ベトナム裁判所の「専属管轄」が認められる事件に関してのみ承認が拒否されるのである。ベトナム裁判所の専属管轄に関しては、民事訴訟法411条が列挙する。したがって、411条が規定する以外の事件に関して、国際裁判管轄を有しない国の裁判所が下した判決もまた承認を拒否することができなくなり、外国の過剰管轄に対応できないことになろう。この点に関しては、6号に手続公序を読み込み、承認管轄が認められない国の裁判所の判決は手続公序に反するものとして承認を拒否するなどの解釈的努力が必要となろう。

(2) 公序

6号は、我が国の公序に相当する承認拒絶事由である。しかし、文言から見た限り、本号が実体的公序に限られるのか、いわゆる手続的公序をも含むのかは明らかではな

い。後者も含むと解釈されるべきであろう。

(3) 相互の保証

我が国民事訴訟法は、承認拒絶事由のひとつに相互の保証の欠如を規定する（日本民事訴訟法118条4号）。ベトナム民事訴訟法には、相互性を要件とする規定はない。ベトナムにおいては、「相互性」が承認を積極的に根拠づける原理として理解されており（343条3項）、相互性の理解それ自体に問題が残されている。

(4) 執行期間

我が国では、保全命令に関しては2週間の執行期間を規定する（日本民事保全法43条2項）が、民事執行法は判決の執行期間を知らない。ベトナムでは、3年の執行期間が定められており（383条）、外国判決の執行についても、3年以内に執行が申立てられなければならないことになる（356条5号）。

(5) 判決の抵触

判決の抵触を承認拒絶事由に数える4号も特徴的である。我が国では、解釈によって同様の結論を導く見解と既判力抵触の一般論によるべきとの見解に分かれている。ベトナムは、立法的に解決したものと評価できる。

6. 決定の送付と控訴

- (1) 承認・執行に関する決定は、直ちに当事者及び検察院に送付される（357条）。外国所在の当事者に対しては司法省を通じて送付される。
- (2) 利害関係人は、決定から15日の間は控訴することができる（358条1項）。検察院及び最高人民検察院は、決定から15日（検察院）又は30日（最高人民検察院）の間に異議を申し立てることができる（358条2項）。

7. 手続の終結

申立人による取下げ、債務者の任意履行、債務者が死亡した場合に債務が相続されなかった場合、債務者の解散、破産の場合には、承認手続は終了する（354条1項）。取下げは問題がないが、債務の任意履行など実体的理由によって承認手続が終結することは問題があろう。債務者の破産の場合については、破産法で手当がなされることになるのだろうか。

また、司法省が管轄違いの裁判所に事件を送付した場合、事件は司法省に返送される（同条2項）。

8. 外国仲裁判断の承認・執行

外国仲裁判断の承認・執行に関して、第29章が規定する（364条～374条）。

(1) 手続

外国仲裁判断の承認・執行手続は、外国判決の承認・執行手続と大略同様である（364条～369条、371条～373条）。但し、検察院の通知期間が3営業日以内とされ（367条1項）、期日開催決定までの期間が2か月とされる（368条）な

ど、全体的に期間が短縮されている。

(2) 承認・執行拒否事由

外国仲裁判断の承認・執行拒否事由が、370条に列挙されている。

- a) 当事者の無能力
- b) 有効な仲裁合意
- c) 債務者の手続保障
- d) 仲裁付託
- dd) 適法な手続
- e) 有効な仲裁判断
- g) 仲裁判断が取り消されたこと

以上が、承認・執行拒絶事由である。

さらに、2項 a) ベトナム法による仲裁適格性及び b) ベトナム法の原則に反しないことが認められた場合、承認・執行はされないことが規定されている。

以上の承認・執行拒絶事由は、UNCTRALモデル法36条の規定内容と等しく、規定の形式もほぼ同じである。

(3) 承認・執行の停止・決定の取消し

外国仲裁判断の承認・執行に関しては、外国判決の承認・執行にはない規律として、承認・執行決定の破棄の制度がある(374条)。

民事判決執行機関の長は、外国の管轄裁判所において仲裁判断の取消しを審理している旨の書面が司法省から提出された場合、外国仲裁判断の執行を停止する。停止決定は、承認を許可した裁判所に送付される。債権者の申立てにより、執行機関の長は、執行を続行することができるが、その際、必要な担保の提供を命じることができる。

承認・執行を許可した裁判所は、外国の管轄裁判所によって仲裁判断が取り消された旨の書面を司法省から受け取った場合には、承認・執行の決定を取り消し、判決執行機関に取消決定を送付する。決定を受け取った執行機関の長は、執行を停止する。

(4) 若干の検討

仲裁に関しては、UNCTRALモデル法が国際標準を形成しつつある。国際仲裁の承認・執行要件については、モデル法を受容したと評価できる。問題としては、国際仲裁と国内仲裁の規律の相違であり、仲裁法がモデル法と相当程度乖離している点である。民事訴訟法と仲裁法の規律対象あるいは棲み分けの問題でもあり、将来の改正をも視野に入れた検討が必要とされよう。

第7部 裁判所の民事判決又は決定の執行

第7部には、民事判決及び決定(以下、特に断らない限り、「判決」の語を判決と決定の両者を包含した意味で用いる。)の執行に関する手続規定が置かれている。条文数もわずか9箇条にとどまり、必要な規定を欠いていることは明白である。民事訴訟法の規定のみでは実務に耐えられず、解釈・理論や運用に委ねられた部分が少なくないことになる。

判決の執行に関しては、現在ベトナムにおいて、民事及び刑事双方の判決を統合した形の「判決執行法」の制定が企図されている。民事と刑事判決双方の執行を一つの法律にまとめるといふ立法形式の当否は当面のところ措くとして、新たな立法が急がなければならないであろう。詳細な規定は、民事（判決）執行法の制定を待って、ベトナムの執行法制が確立されることになろう。例えば企業家が安心して資本を投下するためには、安定した民事執行制度は不可欠であり、近代的民事執行制度なしに外国企業の誘致は考えられない。ベトナムが継続的かつ安定した経済発展を遂げるためには、重要な課題である。

1. 債務名義と執行文

(1) 債務名義となる判決

執行の基礎となる判決は、確定判決であり、a) 控訴の提起されていない第一審裁判所の判決、b) 控訴審裁判所の判決、c) 監督審決定及び再審決定、d) 執行許可決定の付された外国判決である。また、未確定の状態であっても、扶養、報酬、再雇用された労働者の賃金・退職金、社会保険及び身体・生命の棄損若しくは精神的損害に対する損害賠償の判決は、執行することができる。我が国でいう仮執行宣言付き判決に数えられようが、一部の判決が限定的に列挙され、かつ、当然に仮執行が許される点において特徴的である。また、保全命令も執行され得る（375条）。

以上の6種類の判決がベトナムにおける債務名義とされる。

(2) 債権者は、債権の任意の履行を受けられない場合、執行機関から債務名義となる判決に判決執行決定を得た上で、執行機関に対して執行を申し立てる（377条）。我が国の執行文に相当する制度であろう。

(3) 我が国も債務名義と執行文という構成を採る。しかし、債務名義の執行力に対する不服申立て方法は、明確でない。残された課題である。

2. 執行機関

執行機関についての規定は、民事訴訟法の中には見られない。執行共助機関として、人民委員会の委員長が関係機関の調整を指揮し、軍区の司令官が関係機関の調整を行い、治安当局が秩序維持、執行妨害に対処する責任を負う（378条）。また、人民検察院は、適時かつ適法な執行を保障すべく、検察する（379条）。

3. 執行手続

(1) 判決裁判所は、債権者及び債務者に対して、「執行のために」との表題を付した判決（謄本）を交付する（380条前段）。また、裁判所は、当事者に執行期限や関係法令について説明しなければならない（同条後段）。

(2) 確定判決は、30日以内に執行機関に送付されなければならない（381条2項）。仮執行付判決については判決が効力を生じたときから10日以内に、保全命令については直ちに、執行機関に対して、判決又は決定を送付する（同条1項）。

判決の送付に際して、裁判所は、証拠物や仮差押えの記録等を添付する（同条3項）。

- (3) 当事者及び関係人は、裁判所に、判決の不明確な点についての説明を求めることができる。この申立ては書面によることを要する。裁判所は、15日以内に説明書を作成し、申立人、関係人及び検察院に送付する(382条1項)。

4. 執行期間

- (1) 債権者は、判決が効力を生じてから3年間、執行決定の申立てをすることができる(383条1項)。将来請求に関しては、3年の期間は、履行期から算定される。
- (2) 本条の執行期間は「申立時効」期間と捉えられている。

第9部 渉外的要素を含む民事事件及び非訟事件の解決手続における司法共助

第9部は、総則規定である第34章、国際裁判管轄に関して規定する第35章と司法共助に関する規定である第36章の3つの章から構成されている。

1. 総則規定

(1) 渉外訴訟—第9部の適用範囲

第9部の規定は、通常の民事訴訟事件(以下では、特に断らない限り、訴訟事件と非訟事件の双方を包含する意味で「訴訟事件」との用語を使用する。)に対する特則として、渉外的民事訴訟事件について適用される。

渉外民事訴訟事件とは、①当事者のうち少なくとも1人が外国人である訴訟事件、②準拠法が外国法であるか法律関係を変動させる事実が外国で生じた訴訟事件、及び、③関連する財産が国外に所在する訴訟事件と定義されている(405条)。主体、客体又は準拠法のいずれかに渉外的要素が認められる場合を指すのであろう。

(2) 外国人の地位

- i) 外国人は、相互主義のもと、ベトナム人と同様の権利が認められる(406条)。相互性の留保の下で、内外国人平等の原則を規定する。
- ii) 権利能力及び訴訟能力については、ベトナム国籍又はベトナムに住所若しくは就業場所(以下「住所等」という。)を有する場合にはベトナム法が、外国籍を有するものは本国法が、無国籍者については居住地又は就業地の法が、準拠法となる(407条1項a号、b号)。重国籍者については、住所地法が準拠法となる(同c号)。また、準拠法上、無能力者であっても、ベトナム法によれば訴訟能力者とされる場合には、訴訟能力者と扱われる(同条2項)。ベトナムでは、18歳以上の者が訴訟能力者とされており(57条)、我が国では未成年者も訴訟能力者と扱われることがある。以上の規定内容は、我が国の民事訴訟法の規定と大きくは異ならない(日本民事訴訟法33条)。我が国におけると同様に、ベトナム民事訴訟法に関しても、訴訟能力の準拠法が外国法である場合、当該外国法の訴訟能力に関する規定によるのか、行為能力の規定によるのかについては、明文規定がなく、解釈論に委ねられた問題となろう。もっとも、ベトナム民事訴訟法で注意すべきは、407条1項d号の規定である。すなわち、

同号は「民事手続行為がベトナム領土内で行われる場合はベトナム法に従う」と規定するため、ほとんどは、ベトナム法が準拠法となる。この帰結は、文理解釈に忠実であるが、果たして立法者の意図した結果であろうか。実務の運用を見守りたい。

iii) なお、団体の権利能力については、設立準拠法主義による（408条）。

（3）国際裁判管轄

i) ベトナム裁判所の国際裁判管轄の有無は、第35章に特別の規定がない限り、第3章の規定による。ドイツ式の二重機能論を立法的に採用するものと評価できよう。もっとも、第3章のうち国際裁判管轄の有無を決する際に使用することができるのは、土地管轄に関する第35、36条のみである。

訴訟事件に関しては、被告がベトナムに住所等又は本店を有している場合（35条1項a号）、原告がベトナムに住所等又は本店を有しており、ベトナム裁判所を合意管轄裁判所とした場合（b号）及びベトナム領土内の不動産関係訴訟である場合（c号）に、ベトナムの国際裁判管轄が認められる。また、非訟事件に関しては、無能力または制限能力の宣言、捜索通知の発付、失踪宣告等について、本人（申立てられた人）がベトナムに住所等を有する場合に、ベトナムの国際裁判管轄権が肯定される（35条2項a～c号）。また、外国判決及び仲裁判断の承認・執行については、債務者がベトナムに住所等を有している場合に、不承認の申立てについては申立人がベトナムに住所等または本店を有する場合に、ベトナム裁判所の管轄権が肯定される（d～e号）。ベトナムに登録がある婚姻解消、離婚に伴う監護・財産分与や未成年者に対する面接交渉権制限の申立てについては当事者の1人がベトナムに住所等を有する場合、離婚後の親権者変更については申立人がベトナムに住所等を有する場合、養子縁組の解消は養子がベトナムに住所等を有する場合に、それぞれベトナムに国際裁判管轄権が認められる（g号～m号）。

民事、婚姻関係事件、商事関係事件及び労働関係事件については、原告が被告の住所地等を知らない場合には被告の最後の住所地等に、支店の経営に関する紛争の場合には、被告の最後の住所地又は財産所在地がベトナムであるならば、原告はベトナム裁判所に訴えを提起することができる（36条1項a, b）。①扶養に関する事件（c号）、②契約外の損害賠償事件（d号）、③労働関係事件（dd号）に関しては、原告の住所等がベトナムにある場合、ベトナム裁判所の管轄権が認められる。また、契約事件に関しては、履行地管轄の規定がある（g号）。

文理解釈からするならば、主観的併合事件においては、被告のいずれかがベトナムに住所等又は本店を有する場合には、ベトナムの国際裁判管轄権が認められることになる（同h号）。立法者がこの点を意識していたのかは明らかでないが、主観的併合事件の国際裁判管轄に関する我が国での議論は周知のとおり分かれており、ベトナムにおいて何らかの制限的解釈が行われる可能性も否定できない。将来の運用及び解釈が注目される。

非訟事件に関しては、申立人がベトナムに住所等を有する場合に原則としてベトナム裁判所の管轄権が認められているが（同条2号a, b号）、未成年者の親権又は面接

交渉権の制限に関する事件については、子の住所がベトナムにある場合に、ベトナムの国際裁判管轄権が認められることになる（同項 c 号）。

ii) 訴訟事件及び非訟事件に関して、第 35 章に国際裁判管轄権に関する特則が置かれている。

外国会社等がベトナムに本店を有する場合のほか、被告がベトナムに経営代理店又は支店、代表事務所を有する場合にもベトナムに国際裁判管轄権が認められる（410 条 2 項 a 号）。アメリカの *doing business* に基づく *jurisdiction* に類似した規定である。過剰管轄をもたらす可能性もあり、ベトナムでの運用及び解釈の展開は興味深い。

外国人の被告がベトナムに永住する場合に、ベトナムの国際裁判管轄が認められることが規定されている（b 号）。本号を文理解釈すると、ベトナムに国際裁判管轄権が認められる要件として、被告の住所がベトナムにあるだけでなく、その住所が永住のための住所でなければならないものとされよう。しかし、解釈論としては、本号は被告住所地管轄を規定するものとするべきであり、要件を過重して捉えるべきではなかろう。

扶養及び認知請求については、原告の住所地がベトナムにある場合に、ベトナムの国際裁判管轄権が肯定される（c 号）。

また、ベトナム法を準拠法とする場合（d 号）、及び、準拠法が外国法であっても当事者全員がベトナム国籍を有し、原告ないし被告がベトナムに住所等を有する場合（dd 号）にもまた、ベトナムの国際裁判管轄が認められている。これらの管轄原因は、いわゆる過剰管轄と受け取られるおそれが高く、この規定に基づいて管轄権を行使し、下されたベトナムの判決は外国で承認されない可能性が高いであろう。離婚事件において原告又は被告がベトナム国籍である場合のベトナムの国際裁判管轄権（g 号）に基づいて下された判決もまた、外国での承認が危ぶまれる。

履行地管轄（e 号）も第 35 条と重ねて規定されている。

iii) 第 411 条は、ベトナム裁判所の専属管轄を規定する。本条は、審理管轄（一般的・直接管轄）の根拠規定としてより、承認管轄（間接管轄）を制限する点において、より重要な意味を持つ規定である。

ベトナム領土内の不動産関係事件（1 項 a 号）、ベトナムに本店を有する運送業者の運送契約から生じる事件（b 号）及び当事者がベトナムに住所等を有するベトナム人と外国人の間での離婚事件（c 号）が規定されている。我が国では、争いはあるものの、不動産関係事件に関する専属管轄を肯定する見解があり、a 号の規定は立法論としてはあり得る選択である。しかし、b 及び c 号に関しては、専属管轄とした点に問題があろう。ベトナム社会の特殊な事情・背景に基づくものと思われ、即断はできないが、将来の改正課題のひとつとなるであろう。

第 411 条 2 項は、次の 5 つの非訟事件に関する専属管轄を規定する。ベトナムで発生した法律効果の前提事実の確定（a 号）、外国人がベトナムに居住する場合の行為能力喪失及び制限に関する事件（b 号）、ベトナムに居住していた外国人の失踪及び死亡宣告事件（c 号）、ベトナム人の失踪及び死亡宣告事件で、申立人が外国人である場合（d 号）、ベトナム所在の財産の放棄及びベトナム領土内の不動産が放棄された場合

に現実の管理者に所有権を付与する事件（dd号）である。c号は、ベトナムにおける権利・義務に関わる限度で専属管轄が認められ、d号に関しても当該外国人の権利義務に関わる限度に制限されている。

条文の規定振りからすると、本条の専属管轄は、限定列举であるものと解するのが素直であろう。しかし、このような解釈は、専属管轄に関する基本姿勢を失い、偏った結果につながるおそれもある。例えば非訟事件について、外国人の失踪・死亡宣告について、一定の範囲で制限する形での専属管轄を規定する一方で、ベトナム国民に対する失踪・死亡宣告に関しては、申立人が外国人である場合に、当該外国人の権利義務に関わる限度で専属管轄を認めている。それゆえ、この2類型以外の非訟事件は、ベトナムの専属管轄が認められないとするのであるならば、ベトナム国民に対して、ベトナム人が失踪又は死亡宣告を申立てた場合、ベトナムには専属管轄権が認められないことになる。理論的に観ても、c、d号がこれらの事件に関して限定的に、専属管轄を規定する実質的根拠は不明確である。この問題は、ベトナムにおける「専属管轄」概念の混乱に起因するのではなからうか。ベトナムの立法担当者等とのセミナー等を通じた回答から忖度するに、ベトナムの理解によると、ベトナム国民に対する死亡宣告、失踪宣告事件等に関しては、ベトナムの国際裁判管轄権が認められ（35条）、それは当然に専属管轄となる、と解釈されているようである。したがって、第411条2項は、ベトナム裁判所の直接管轄権を拡大する点に意味があることになる。この推論が正しいのであるならば、誤解がないように、早期に立法的解決が図られるべきであろう。

（4）管轄恒定

ベトナム裁判所が事件を受理した後に、管轄の変動を生じる事実が発生した場合にも、ベトナム裁判所の管轄権は影響されない（412条）。国際裁判管轄についても管轄恒定を肯定するのである。ドイツや我が国の通説的見解によると、国際裁判管轄に関する判断の基準時は口頭弁論終結時であり、管轄恒定は認められておらず、ベトナムの規定は、これらと対照的であり、特徴的である。

（5）訴訟競合

- i) ベトナム裁判所が、外国裁判所において既に判決等を下している事件を受理した場合に、条約に基づいて、訴状もしくは申立書が返却されるか、又は、事件解決が中止される（413条1項）。訴え又は申立てを却下する意味であろう。一見したところ、外国判決等の自動承認に基づく既判力による処理とみることもできるが、条約の根拠を必要とする点において制限的であり、本項が適用される場面はほとんどないであろう。
- ii) 同一事件について、外国裁判所が既に事件を受理していた場合、外国判決等を承認・執行することを要件として、訴状若しくは申立書の返却又は事件解決の中止をする（同条2項）。国際二重起訴に関する規律であり、いわゆる承認予測説を採用したものと理解できる。しかし、承認・執行に関する解釈問題とも関係することから、問題は複雑になる。例えば我が国裁判所で同一事件に関して先に訴訟係属が生じた場合に、本項によって、ベトナムの裁判所が訴えを却下するのか否かは、予断を許さない。我が

国とベトナムの間には、判決等の承認・執行に関する2国間・多国間の条約はなく、ベトナム判決を承認・執行する実務慣行が定着しているとも断言できない状況にあって、ベトナムが我が国に「相互の保証」があるものと判断するとは限らないからである。

3. 司法共助

(1) 法源

司法共助は、条約及びベトナム法に従い、国家相互の独立、礼讓、内政不干涉、及び平等・相互性の原則に基づいて実施される（414条1項）。国際法上も当然の原則を宣言した規定である。

(2) 条約がない国との間での司法共助は、「相互主義」に基づいて実施される（414条2項）。ベトナムにおける相互性の理解は、一般に理解されているような消極的・抑制的原理ではない。むしろ、相手国がベトナムに対して協力する場合の積極的・協力的原理である。ベトナムの理解によれば、例えば外国がベトナム判決を承認・執行するならば、「相互主義に基づいて」、ベトナムもまた当該外国の判決を承認するものとされる。本項の「相互主義」もまた同様に理解されているのであろう。したがって、ベトナム裁判所は、外国裁判所がベトナム裁判所に対して実施されるのと同じ内容・程度の協力を行うべきことになる。

ベトナムにおいては、相互主義という言葉の使い方が、我が国をはじめとする一般的な理解と異なっており、外国からは理解しにくい規定となる。誤解されないように、規定の整備が行われるべきであろう。将来の課題である。



ベトナム民事訴訟法現地セミナー（2003年8月ハノイにて）



E~MAIL

To : icdmoj@moj.go.jp

From : Asia

「キムチいろいろ」

韓国を代表する食べ物といえば、やはりキムチでしょう。

韓国に行くと、実に様々な種類のキムチがあることに驚きます。比較的ポピュラーなペチュキムチ（白菜キムチ）、カトゥギ（大根キムチ）、オイキムチ（胡瓜キムチ）などはもちろん、エゴマの葉のキムチやネギのキムチなど、日本ではあまり見ることのないキムチもあり、ありとあらゆる野菜がキムチにされているという印象を受けます。また、野菜以外にも、ケジャン（蟹のキムチ）やチャンジャ（鱈の内臓のキムチ）など海産物のキムチもあります。

ソウルのロッテ百貨店のデパ地下あたりに行くと、実に様々な種類のキムチが並んでおり、見ていて飽きません。また、韓国の食堂で料理を頼むと、信じられないほどたくさんのキムチが前菜として出てくるので、色とりどり（もっとも、あくまでも赤色がベースですが）のキムチが見られます。

韓国人は、朝食から、当然のようにキムチを食べます。まだ眠いのか、それとも二日酔いなのか、無言のまま、無難に韓国海苔あたりをパクついている日本人を尻目に、彼らは、朝から、あたかも喧嘩をしているような勢いでおしゃべりをしつつ食事をしており、まさにキムチパワー全開、といった感があります。

そんな日本人にお勧めなのは、ムルキムチ（水キムチ）。辛くなく、酸味が爽やかで、キムチというよりは、冷製野菜スープといった感じです。

それでは二日酔いが醒めないというアナタには、ちょっと冒険して、唐辛子のキムチがお勧め！食べた瞬間にきつと「매워요！」（辛い！）と叫ぶことでしょう。

（法務総合研究所国際協力部教官 伊藤 隆）

第13回ベトナム民事訴訟法共同研究会議事録

日時：平成17年1月13日（木）午後1時30分から5時30分まで

場所：法務総合研究所国際協力部4階セミナー室

出席者：九州大学名誉教授・弁護士	吉村 徳重（座長）
関西大学法科大学院特別任用教授・弁護士	井関 正裕（委員）
立命館大学大学院法務研究科教授・弁護士	酒井 一（委員）
国際協力部長	相澤 恵一
国際協力部教官	廣上 克洋（委員）
国際協力部教官	丸山 毅（委員）
（日越民事訴訟制度共同研究招へい専門家）	
ベトナム最高人民裁判所副長官	ダン・クァン・フォン
ベトナム最高人民裁判所司法理論研究所副所長	ゴー・クオン
ベトナム最高人民裁判所司法理論研究所法律専門官 （事務局）	チャン・ゴック・タイン
財団法人国際民商事法センター	松本 茂雄
国際協力専門官	石田 岳史
立命館大学大学院法学研究科研修生	那須 主謙（記録）

（丸山）

今日の会合では、ベトナム民事訴訟法の立法の経過につきまして、日本側からお伺いしたいと考えております。

（フォン）

まず、ベトナム最高人民裁判所の代表として、また今回の来日メンバーの代表として、日本の皆様、特に国際協力部、吉村先生、井関先生、酒井先生、また、長期専門家、短期専門家としてベトナムを訪れられた先生方に対して、私たちにこのような機会を与えてくださって心から感謝したいと思います。今回の私の来日には特別な意味があります。以前と違う意味と言いますと、私は以前、日本の民事訴訟法、民法、破産法等の調査のために日本を訪れ、日本の経験、法律等を勉強させてもらいましたが、今回の来日の目的は、皆さんから協力いただいた結果を報告させていただくために来ました。つまり、皆さんの協力の結果によって、ベトナム国会において、民事訴訟法及び破産法が通過しました。そういうことで、ベトナム最高人民裁判所としては、民訴法及び破産法の責任者として命じられているわけですが、法律を起草・編纂する際には、私も明日の発表の中で触れることになるのですが、我々ベトナム側の関係省庁だけでは、最後まで起草活動はうまくいかなかったでしょう。うまくできているのは、協力してくださった各国の専門家、日本の専門家、JICAの専門家の方々の協力があったことだと思います。また、皆様の協力がなければ、もっと時間がかかったかもしれません。この場をお借りして、ベトナム最高人民裁判所の代表として、日本国の皆様、

JICA, また, 日本の法務省, 特に国際協力部, そして先生方の協力があって, ベトナム民事訴訟法が2004年6月15日に国会で成立することができました。心から感謝したいと思います。

もう一つの大きな意義としては, 皆様とお会いできること, そして, ここで法律のいくつかの規定についてお互い話し合えることです。ベトナム民事訴訟法は, 法律としては制定されましたが, あくまで一般的規定として設けられ, 実際その規定がどう運用されるのか, 今後, ベトナム最高人民裁判所の指導の役割は非常に大きいです。我々がその中で織り込んだ考えの実施, また, 国際的通例等にもマッチしなければならないと思います。ここでの我々の話し合いというのは, 既に法律として成立しているのです, 条項を修正する意味での話し合いではありません。あくまでもお互いの法律に対する統一的理解がここで得られ, また, 日本側の皆さんがベトナム民事訴訟法の内容をよく理解し, 将来的に日本のビジネスマンが, ベトナムでの経済・商業・労働等の活動によって紛争が生じる場合には, 皆さんから適切なアドバイスができるのではないかと思います。私としては, 今日このような機会を設けている皆さんのアイデアに対して高く評価しております。また, 国際協力部の皆さんに感謝したいと思っています。私としては, 日本の専門家の皆さんは, 私たちと最初からこの民事訴訟法と関与してきました, 最後の段階でも, 国会で審議されている最中でも我々は話し合ってきました。そういう意味で, 時間の節約の意味もありまして, すべて日本の専門家の皆さんが, 民訴法に対してまだ理解しにくいところがあれば, どんどん質問してください。なぜそのような問題が出てくるのか, お互い理解できるまで話し合いたいと思います。

(吉村)

それでは, 私からベトナム民訴法共同研究会を代表しての簡単な挨拶と本日の研究会の進行役をさせていただくことにします。まず, 私と井関先生が初めてベトナム法整備支援の一環としてハノイの現地セミナーに参加したのは, 2002年6月でございました。その後, 2003年7月には, さらに酒井先生と法総研国際協力部の教官の方々に委員として加わっていただき, 正式にベトナム民訴法共同研究会が発足しチームとして支援活動に従事してまいりました。最後のテレビ会議が行われたのが2004年3月でしたので, 全体としては2年足らずの間支援活動に参加させていただいたこととなります。その間ベトナム側の民事訴訟法立法担当者の方々といろいろな議論をしてきたわけですが, 結果的にベトナム民事訴訟法がこのような形で成立したことを大変嬉しく思っております。フォン副長官がおっしゃったように, これからはこの民事訴訟法をうまく解釈・運用できるようにしていくということが課題になると思いますので, 私どももその運用の状況などをお伺いして, 今後とも興味を持ち続けていきたいと思っております。

結局, 日本側の現在のチームがベトナム法整備支援に関与いたしましたのは2年足らずでして, 全体の立法過程をフォン副長官の明日の報告レジュメなどを拝見しますと, 10年以上かかったこととなりますから, その中で最後の段階におけるほんの少しの期間において関与したこととなります。そういうことで, いろいろなことが分からないまま関与してきたところがございます。特に立法過程の背景が, どういうふうになっていたのかということにつ

いても暗中模索の状態です。支援活動をしてきました。

そこで、今日は、立法過程の中で我々がよく分からなかった部分、つまり、立法過程の背景と申しますか、そういうものについていろいろとお伺いしたいと思います。私どもは、ベトナム民事訴訟法共同研究会ということで先ほどメンバーを紹介しましたが、この法律の成立後も定期的に会合を持って、ベトナム民訴法の解釈運用の背景となる立法過程なども含めて議論をしております。そこで、フォン副長官にこういう機会を与えていただくことが決まった後に、メンバーがそれぞれにどういうことをお聞きしたいかについて質問事項を提出しまして、それを今日ペーパーにまとめたものがありますので、それに沿って質問させていただきたいと思っております。ただ、その質問の中には、既にフォン副長官の明日の報告レジュメを拝見させていただきましたが、これで大体窺い知れるところもありますけれども、確認の意味もありますので、まとめたものに従って質問させていただきます。

まず、今回の民事訴訟法の基本的な立法政策についての質問でございます。おそらく二つの立法政策があったと思います。一つは、開放経済政策が採用された後、次第に市場経済が国内でも浸透していき、他方、国際化も進展していきますので、それがどんどん今後も進展していくだろうということを展望して、つまり、10年ないし20年の将来展望に立って、それに適合するような民事訴訟法を作ろうという目的が一つあったと思います。しかし、同時に、従来からありました民事・経済・労働の各手続法令を統一した法典を作ろうということもありまして、そのような法令の下で行われてきた実務の状況を踏まえて、それらを統一するという当面の目的もあつたらうと思っております。実務状況を踏まえた上で、当面の運用可能な範囲の民事訴訟法を作ろうという、後者の目的はそういうことだろうと思っております。その両者の関係を、基本的にどういうふうにご考慮しておられたのか。どちらに重点を置いて立法してこられたのかということをお聞きしたいと思います。

(フォン)

今、先生がおっしゃった二つの目的というのは、民事訴訟の実際問題であつて、また、民訴法なりの価値に関係あると思っております。また、今、先生がおっしゃった二つの目的は、非常に直接的な目的でありまして、私の明日のペーパーの2ページに、民事訴訟の成立の要請について触れています。その中の項目としては、d, e, gが具体化した内容となるわけです。この二つの目的は、きちんと認識していなければ、お互い矛盾しているように見えるかもしれません。つまり、短期的な目的を選ぶと、実際には合わない部分もあるかもしれないし、逆に長期的な目的を選ぶと、今の段階のベトナムには合わないかもしれません。例えば、民事訴訟法ができる前の国会法令の規定の中の一つに、当事者の代わりに裁判所が証拠収集したり、証明したり、確認したりできるものがありますが、今回その規定をそのまま民事訴訟法に組み入れることは許されません。そういうことで、先ほどの部分は、民事訴訟法に組み入れる場合には、当事者の権利と義務として規定することになるわけです。また、先生のおっしゃる二つの目的のどちらに重点を置くかといいますと、やはりケースバイケースでありまして、例えば、ある規定は、5～7年先の時勢には合わなくなるかもしれない。しかし、現時点でのベトナム国民のレベル、または、現時点での国際的レベルにはやむを得ない場合

には、それをそのまま認知し、認識としては5～7年後には、きちんと合うように修正しなければならないという意識を持っています。また、非常に新しい内容の条項も組み入れられている部分もあります。例えば、ベトナムが今から国際統合を目指しているための幾つかの条項ですけれども、先生方も御記憶にあるかと思いますが、組み入れられていながら躊躇するような入れ方であると思われるものもあります。例えば、99条2項、つまり、訴えを提起する前の保全措置、この条項に関しては非常に熱い議論がされていて、また、ベトナム国会内での審議でもいろいろと議論された内容であります。この条項についてですが、最終的に民事訴訟法が通過する2日前に、やっとその部分だけ作られました。皆さんがこの条項を読まれば分かると思いますが、非常に慎重な姿勢が窺えるということは、確かに保全措置の適用を申し立てられるのと同時に、訴えの提起の申立書も出さなければならない。もちろん、まだ受理されていないから、実際的には効力がない申立書ですけれども。そこに非常に慎重な姿勢が窺えるわけです。

(吉村)

分かりました。おそらく、二つの立法政策のどちらかに立場を決めるということはなかなか難しいだろうと思いつつ質問させていただきました。そこで、民訴法成立後5～7年経過して、民訴法手続の内容が市場経済の進展や国際化に合わなくなったときには変えるのだとおっしゃいましたが、ベトナムでは、法改正についてはそのように数年ごとに法律を改変するという状況は考えられるのでしょうか。

(フォン)

修正に関しては、よくなることがあるかもしれないが悪くなることはない。修正されればされるほど、より拡大され、より国際的に適用しやすいようになる。円滑に運用することができるようになると思います。非常にセンシティブな問題で、例えば、外国投資関係の問題で、ベトナムは何回も投資法を改正しています。最初、外国投資家も非常に心配していましたが、しかし、何回か修正をして、その内容を見まして、やはり投資家のためによくなるような修正がなされています。私も新聞報道で見ましたが、中国がWTOに加盟した後、80もの法律を改正したらしいです。我々も、この民事訴訟法を立法する際に、ベトナムが早ければ2005年にWTOに加盟できると考えています。我々は編纂しながら、そういうことも頭に入れて法律を作っているのですが、仮に2005年にベトナムがWTOに加盟した後、すぐに修正しなければならない部分もあるかもしれません。

(吉村)

どうもありがとうございました。今の全般的な問題との関連で、他の委員からも質問が出ていますので、それぞれの委員からも質問させていただきたいと思います。

(フォン)

私からですが、特にそういう順番でなくても結構です。どんどん私に質問してください。例えば、ひょっとすると日本の専門家からの質問としては、弁護士費用はどうするか。ひょっとすると、ベトナムの弁護士費用の規定は、国際的通例にマッチしていないかもしれません。でも、今のベトナムのレベルでは、そこまでしかできない。例えば、日本では負けたら

弁護士費用を負担しなければならないですが、ベトナムでは依頼したら弁護士費用を負担しなければならない。なぜかと言うと、今のベトナムのレベルでは、そこまでしかできないからです。そこで、例えば、WTO 加盟後は、直ちに修正しなければならない条項だと思います。外国人がベトナムで同じグラウンドで参加しているのに、勝っているにもかかわらず弁護士費用も負担しなければならないのは、やはり彼らとしては納得しないでしょう。

(井関)

弁護士費用の負担については、今の日本の法律では、負けた方が相手方の弁護士費用を負担するというにはなっておりません。アメリカも日本と同じです。ですから、ベトナムが WTO に加盟された後も、相手方の弁護士費用を負担しなければならないという法律を作らなければいけないわけではないと思います。

(フォン)

もしもですね、例えば、アメリカがそういうふうに要求すればです。例えば、日本がそういう前例があるならば、日本は恐れることはないということです。

(井関)

新しい民事訴訟法と従前の民事、経済法令とを比べてみますと、民事訴訟法は、従前の法令のうち民事訴訟法令の規定を基本に作られたものだと思います。例えば、訴訟の中で和解の話合いが成立した場合、従前の民事法令ですと、15日以内に話合いの合意を撤回できるという規定がありましたが、経済法令では、合意を撤回できるという規定がなかったと思います。ところが、新しい民事訴訟法では、7日以内に和解合意が撤回できるということになりました。

また、監督審を請求できる期間ですが、従前の民事法令では判決の効力発生から3年間、経済事件の方では9か月となっております。ところが、新しい民事訴訟法ではすべて3年間となったわけです。

この二つの例で見ますと、新しい民事訴訟法は、経済法令の考え方よりも民事法令の考え方の方が望ましいというふうにお考えになったのかなと思いましたが、そのようなお考えがあったのでしょうか。

(フォン)

それは100パーセント正確ではないと思います。和解の一例だけ見ましても、新法では、以前の法令と比べて完全に内容を変更しました。例えば、以前の法令のこの部分では、いずれの段階でも和解が勧められます。新法では、訴状を受理して、関係当事者が証拠を提出してから裁判所が和解の期日を設けることになっています。そこで合意まで至らなければ、それはそこまでのことで、あとは関係当事者が引き続き和解するかどうかは別問題です。

もう一つ、先生がおっしゃる、和解に関する合意が成立してその合意内容を承認するには7日かかる。これも国会で非常に議論されたところです。なぜかと言いますと、我々としては、合意があったときには直ちに調書にして、その合意調書を承認するように言いました。しかし、法律で7日間という規定になったのは、説明させていただきますと、今のベトナムの事情からきているものです。国民の知的レベル、もう一つ、弁護士の能力です。7日間と

というのは、例えば法人で言えば、法人には board があります。家族で言えば、御主人がいます。それぞれの主体の代表として訴訟に参加し、和解に対しては、おそらくその期日に参加するまでには、ある程度のレベルまでは合意できるようにお互い理解できるわけですが、実際に期日のときには、どうもよくなるどころもあれば、あまりよくない部分もあるので、そこでどうしても躊躇してしまう部分もあるし、また、その同意した結果を持って帰ったりすると反対されたりすることがあるので、7日間というのは、合意した内容を会社等に持ち帰って、もう一度最終的に考える期間です。

ベトナムは、あまり弁護士の数多くないです。私の友人で企業を経営している人がいますが、もちろん友人関係ですので、訴訟に関係しても私としては何も相談してあげられないですけど、事件が終わってから聞いた話ですが、和解合意すると、会社としては4,000万ドル損することになります。しかし、最後まで訴訟にかかわっていくと、もっと大きな金額のお金がかかることになります。しかし、会社の board ならば、訴訟に参加するのならば最後まで参加する必要があるということを書いていました。また、以前の法令では、和解調書は検察院にも送ることになっていましたが、新法では検察官の役割が省かれて、当事者間だけの問題となります。報告させてもらいますと、経済事件を解決する法令に基づいて合意されている和解は、特に主体別に申し上げますと、株式会社の和解は非常に少ない。和解が成立するのは、個人経営の場合が多く、大きな会社は少ないです。つまり、自分で即決できる主体に限ります。もう一つ、民事事件の和解ですが、15日後に変更や撤回ができるように決めてあるわけですが、変更するパーセンテージは非常に少ないです。猶予期間を使う人は非常に少ないです。

(吉村)

ありがとうございました。今のお話を聞いて、ベトナムの人々を取り巻く様々な社会的状況などをいろいろと考慮して立法されているということがよく分かりました。

それでは、続いて酒井先生お願いします。

(酒井)

今回、ベトナムでは、新民事訴訟法の制定と言いますか、改正がなされたわけです。日本でも約10年前に民事訴訟法が全面改正されました。その改正前の民事訴訟法は、約100年前に作られたものでした。最初に日本で民事訴訟法ができたのは、日本国家の近代化を旗印として、不平等条約を改正するという目的を持って、近代法の整備の一環としてなされたわけです。その後、この民事訴訟法が約100年間民事訴訟制度を動かしてきました。100年もの長い間、何とかやってこられたのは、裁判官や弁護士など実務家の方々の努力があったからです。しかし、100年前の古い法律では社会の変化に対応しきれなくなったため、約10年前に全面的に改正がなされました。改正の原動力となったのは、やはり実務的な要請です。日本の民事訴訟法には歴史がある訳ですが、ベトナムで今回行われた民事訴訟法の全面改正—と言うより、新たに民事訴訟法が制定—のきっかけはどこにあったのでしょうか。とくに何が改正の原動力となったのでしょうか。

(フォン)

日本は、確か以前の民事訴訟法はドイツ型でしたね。確かに当時ドイツは繁栄していた国であって、日本の皆様も模索しながら民事訴訟法を制定したことだと思います。そしてそれを運用してきたと思います。

ベトナムの場合は、計画経済の時代は紛争そのものが非常に簡単なものでした。すべて国会が強制しているので、物も配分制ですので、民事訴訟関係は89年からあったものの、やはり結果として何も変わらなかった。しかし、市場経済に移行してからは、紛争は非常に複雑になり数も多くなります。国会令では対応しきれなくなりました。なぜかと言うと、国会の規定は、大まかなことしか規定していませんでした。そこで、ベトナムなりの民事訴訟法を制定する要請が出てきました。

ベトナムのメリットと言えば、もう模索しなくともいい時代になっていたことです。なぜかと言いますと、我々の時代になりますと、皆さんの経験があるからです。国際機関及び日本の皆さんの技術的協力があつたからこそ、民事訴訟法が早い段階で成立することになりました。それがなければもっと時間がかかったと思います。今回の民事訴訟法は、そういう意味で、より国際的通例にマッチすることができますし、非常にメリットがありましたが、ただ、その中でも、ベトナム国家の事情が反映されている部分もあります。例えば、まだバイクに乗っている人を、新幹線や速い車に乗せて同じ距離を走らせるわけにはいきません。100年前の日本と10年前の日本は全然違うと思います。成長した日本は100年前の服を着るわけにはいかない。新しい服を作らなければいけないので、10年前に改正しなければならなかったと思います。我々も今の時代に入りまして、市場経済が浸透し、国際統合も目指しているのです。以前の国会令だけでは対応できないので、我々としては全面的に民事訴訟法を制定しなければならないことになりました。

(酒井)

10年前の日本の民事訴訟法改正で最も大きな目標とされたのは、訴訟の短期化です。適切な期間内に訴訟を終えるということが大きな目標とされたわけですが、ベトナムでは、どういうことに重点が置かれて今回の民事訴訟法が改正されたのですか。

(フォン)

同じ目的があります。訴訟期間の短縮、関係当事者の処分権に委ねるような訴訟手続で、すべての行為に時限が置かれていまして、日本の場合はいくつかの期間は裁判所によって決められていますが、今回のベトナムの法律はすべて法典化されています。日本の三権分立と違って、ベトナムの裁判所が日本の裁判所のように期間を延長すると、ベトナムの裁判所は国会によって批判されます。

(酒井)

先ほどフォン副長官がお話しされたように、約100年前、日本はドイツ法を手本として民事訴訟法を制定しました。今回のベトナム民事訴訟法は、一つは国際的なスタンダードを参考にしたというお話でしたが、主として、大きく分けてドイツを含む大陸法系の民事訴訟法を参考にされたのか、それとも英米法系の民事訴訟法体系を参考にされたのか、どちらを中心的に考えておられたのでしょうか。もしありましたら、お答え願えないでしょうか。

(フォン)

非常にセンシティブな問題かもしれませんが、まだソ連が崩壊する前のベトナムの法体系は、すべてロシアでした。ただ、ロシアもロシア独自のものではなくて、彼らも周りの国の法を参考に作ったものです。ベトナムの法体系は大陸系ですね。コモンローではないですね。しかし、今回の法典は、どこの国でもないと思われたいと思います。そこで、世界各国の経験を勉強し、選択し、ベトナムにマッチしているような内容を今回の民事訴訟法に組み入れました。ある部分では日本の民事訴訟法の影響も受けていると言えたいと思います。ただ、今の日本の民事訴訟法の条項では、ベトナムにとってはあまりにもモダン過ぎて、マッチしないものもあるので、入れなかったものもあります。

(吉村)

今までは総括的な質問をさせていただきましたが、もう少し個別的な原則について質問させていただきます。

まず、私から質問いたします。今回のベトナム民事訴訟法においては、基本的に当事者主義と呼んでいいかと思いますが、自己決定の原則であるとか、あるいは、当事者の証拠提出責任であるとか、当事者の権限と責任を前提とした手続が原則になっておるのではないかと思います。これは市場経済が導入されて、私的な権利・利益がどんどん一般的に認識されるようになり、それを巡る紛争が増えてきますから、それに対応する手続としては当然の傾向であると考えております。このことは、私どもの日本を含め市場経済を前提とする世界の国々に共通の基準と一致した傾向であると思いたいと思います。市場経済の基本的な原則は、自分の権利や利益については、自分で自己責任を持って処分できる。私人間で契約を締結することによって、いろいろな取引が進展していくわけですが、そういう取引原則を私的自治の原則だといっています。そのような一般的な私的自治の原則を訴訟手続にも反映したものが当事者主義であるということができます。だから、当事者主義の原則が妥当するのは、その訴訟で問題になっている権利や利益が、私的な権利・利益であるという場合であると思いたいと思います。

例えば、ベトナム民事訴訟法の中に、当事者の証拠提出責任が原則だという規定があります。それとともに、裁判所が証拠収集をする権限を持つのはどういう場合なのかということが、両者の関係として問題になると思いたいと思います。新しい民事訴訟法は、この法律が定めた場合に限って裁判所は証拠収集ができるとしています(6条2項)。具体的にどういう場合かというところ、当事者が自分では証拠収集ができないので、裁判所に証拠を集めてほしいという申出をした場合だという規定を設けています。85条の2項ですが、そういう場合には裁判所は証拠調べの手続を採ることができると規定しています。この規定によれば、具体的にはどういう場合に当事者は証拠収集できないのかということが問題となるかと思いたいと思いますが、94条の2項に、その証拠を他の第三者が管理して持っている。そういう場合には証拠収集ができないので、裁判所に申立てをして、裁判所に所有者に提出命令をさせるという手続があります。フォン副長官は、明日の講演のレジюмеにおいて、二つの条文を一まとめにして、当事者が提出できないというのは、要するに、そのような第三者が証拠を管理しているから提出できないので、したがって、具体的にこういう証拠があるから提出させてくれという申立て

をする。そういう場合しか裁判所は証拠収集できないという考えを述べられているように思われます。つまり、裁判所が証拠収集できる場合というのは、第三者が渡さないから集められないので、その場合に申立てをする場合に限ると理解されているようにみえますが、これは立法担当者の解釈として、そういう結論に達したということになるのでしょうか。

(フォン)

違います。そういう理解ではないです。このような証拠が第三者や機関に保持されていても、まだ法律の規定がなかったころ、仮に裁判所から命令があっても、その第三者や機関は絶対渡してくれないです。ここでは、いわゆるコンプライアンスの問題、法律を守るか守らないかという認識の問題があるかと思います。94条の規定というのは、あくまでも、その証拠が第三者に保持されていて、当事者としては提出させる権限がないので、裁判所が命令を出す。個人、団体、組織に証拠を提出するよう要請するという条項です。裁判所がどのようなときに収集するのかと言いますと、85条の2項に書いてあります。94条は、あくまでも85条の2項のeを反映しているだけです。例えば、85条の2項のところで、aというところがあります。例えば、証人がいるけれども、当事者が言ってもなかなか陳述しないので、裁判所として尋問することによって証人が喋ることになります。例えば、鑑定請求ですが、このボトルの商標は私のものだとします。そうすると鑑定が必要です。例えば、賠償金額で折り合いがつかない場合、そういう場合は、ボトルの価値を裁判所が査定しなければなりません。dのところですが、例えば、住宅の欠陥で、原告は欠陥が少ない、被告は欠陥が多いと主張している。また、逆の場合もあるかもしれない。そういう場合は、どちらかが鑑定を請求するわけです。

(吉村)

そういう場合に当事者の申立てというのは、一つ一つのボトルの鑑定をしてくれということとを裁判所に申し立てた場合に、裁判所が鑑定人に命じて鑑定をさせるというふうに理解してよろしいですか。

(フォン)

はい。

(吉村)

この条文を見ると、どうも当事者の申立てというのが個別的な証拠を指示しても、この証拠について自分では集められないから裁判所が証拠調べをしてくれという申立てをすることなのか。あるいは、何でもいから裁判所が集めてくれという一般的な申立てをすれば、裁判所はいろいろなやり方で集めることになるのか、はっきりしないです。

(フォン)

そこですね、今回の私の発表では、後ろの部分で、最高人民裁判所の民事訴訟法施行における役割が、そこで反映されることになるわけです。最高人民裁判所の裁判官の評議会の決議を成立させ、法律を指導することになります。まだ先生方は覚えておられると思いますが、民事訴訟の国会令の第1条では、必要があれば裁判所が証拠を調査し、確認し、収集するという規定があります。そこで訴状を提出するだけで、あとはすべて裁判所に任せるわけ

です。そうすると、裁判所としては、被告の方の証拠も収集することになってしまって、そこで、例えば、原告にメリットのある証拠を収集するようになると、逆に被告の方が裁判所は原告寄りだとか、いろいろな意見がありました。先生がおっしゃるとおりです。そこで今回、裁判官評議会の決議の方で、細かく指導するようにしました。

(吉村)

是非そのような評議会決議による指導をやってもらいたいです。85条2項だけを読みますと、当事者の証拠収集の申立てというのは、抽象的な申立てで、あとは、裁判所がaからeまでのどれでも自分で選んで証拠収集ができるという規定に読めます。だから、ベトナム民訴法立法担当者との議論の中で、私はそれでは危険だから、当事者がそれぞれの証拠を指定して、この証拠は自分では集められないから裁判所に証拠収集してほしいという申立て、つまり、証拠を特定して申立てをした場合に、裁判所は証拠調べをすることができるという規定にするべきだという提案をしたことがあります。

(フォン)

そうですね。申立書の中に、どの証拠が欲しいのか、その証拠はどこにあるのか、どういう条件なのか。法律では、ひょっとすると十分表現できていなくて、いろいろと散らばっているかもしれないですが、今度、裁判官評議会の議決で十分に分かるようにしたいと思います。例えば、訴状を提出して、証拠を収集できない理由が病気であったとします。そうすると、単なる病気だけでは許されないで、その代わりに代理人を出廷させるとか、代理人に証拠収集させたりするとか、そういう場合でも第三者が証拠を出さない場合には、そこで初めて裁判所が命令をします。

(吉村)

是非、最高人民裁判所は、85条2項の趣旨は「当事者が証拠を特定して、その証拠を集めることはできないから、このaからeのいずれかの証拠調べの申立てをした場合には、裁判所は証拠収集のために証拠調べができるという意味である」ということを決議で指導していただきたいと考えます。

今のお話を聞きますと、基本的には当事者が特定の証拠の収集ができないから、申立てをすれば、裁判所が証拠収集のために証拠調べをする。そういう手続になるわけですね。基本的には、すべて当事者の申立てに基づいて裁判所は証拠調べをするということになります。これは当事者主義が徹底した制度だろうと思います。

(フォン)

ある場面では、裁判所が積極的に証拠収集する場面もあります。例えば、証人尋問とか。例えば、当事者が既に尋問を受けて供述しているのですが、裁判所としては明確さが不十分である場合、裁判所は自ら証人を召集し、尋問することもあります。

(吉村)

それは申立てがなくてもですか。

(フォン)

そうです。

(吉村)

87条に、「当事者が請求する場合又は必要と思われる場合には、証人尋問ができる」と書いてあるから、先ほどの原則とこれは矛盾するのではないかと思っていましたし、ベトナムでやられた新民訴法についての実務家による討論の内容を英文で読みましたが、その中にもこれは矛盾するのではないかという意見がありました。これは、体系的には先ほどの申立てに基づく証拠調の原則とどう関連するのですか。

(フォン)

あくまでも当事者が申し立てられた証人を更に尋問するという意味です。つまり、当事者が申し立てた証人が出廷し、そこで尋問を受けたけれども、どうも陳述が不十分であると感じて、そこで申し立てられた証人に対して、裁判所が更に尋問するわけです。例えば、87条2項を御覧になれば、証人調べの手続も当事者の尋問と同じように規定しているわけです。そういう意味でそういうふうに規定しているわけです。今の先生の御質問、本当にありがたく思っております。民事訴訟法が施行されてから地裁レベルの裁判官の研修を行っていて、5日間の研修を行いました。先生と同じ質問をする裁判官がいました。「必要な場合とは、どんな場合なのか。」という質問が出まして、そこが最高人民裁判所の評議会の役割がそこに出てくるわけです。

(吉村)

以上のお話で、当事者が個別的に証拠調べの申立てをしたときにしか裁判所は証拠調べをしないという原則がよく分かりましたが、他方で、当事者が申し立てなくても裁判所が証拠収集をする必要がある場合があるのではないかと。それを職権探知と日本では呼んでいますが、そういう場合があるのではないかと思います。どういう場合かと言いますと、既に述べましたように、当事者主義の原則によれば、私的な権利を巡る争いについての訴訟の場合には、当事者の申立てだけに基づいて証拠調べをするということが貫徹されるべきだと思います。ところが、必ずしも訴えの対象が私的な権利だけではなくて、もっと社会的な利益、あるいは、公的な利益が絡んでいるような事件があります。例えば、団体や機関が他人の権利のために訴えを起こすことができるという規定が162条にあります。162条の規定を見れば分かるように、公的な利益について訴える場合ですね。そういうように私人だけに任せておれないような権利・利益をめぐる争いについて私人による訴え提起があった場合などには、当事者の申立てがなくとも、裁判所が証拠収集をする必要がある場合があるのではないかと思います。日本法では、そのような場合として、例えば、非訟事件であるとか、家事審判事件については裁判所が職権探知をすることができるという規定を置いています(非訟11条、家審7条)。そういうことは考えておられないのですか。

(フォン)

やはりベトナム民訴法が考えているのは、当事者が申し立てることが大原則で、それを貫徹する予定でありまして、仮に組織・団体が、ある個人のために訴えるとしても、結局、そこで権利と義務が侵害されることを証明する証拠とかも、その組織・団体が収集することになります。例えば、環境庁ならば、環境関係の証拠を調べることができます。例えば、労働

組合ならば、労働関係がよく分かるとか。それでも訴えた後に自分の分野でない証拠について、証拠を収集できない場合には、その団体も裁判所に申し立てて、裁判所がそこで初めて関与して証拠を収集することになるわけです。最終的には申立てがなければいかなる場合でも駄目です。

(吉村)

そうすると、日本法では非訟事件は職権探知をすることができるという規定があり、家事審判事件についても職権探知ができる規定がありますが、例えば、失踪宣告の場合などにはベトナムでは職権探知は認めないということですか。

(フォン)

ベトナムで考えている非訟事件は、民事事件と別の手続を考えています。例えば、失踪宣告の場合、両当事者がいないわけです。ある人がそれを申し立てているわけですから。その後、受理してから裁判所が調べます。それは非訟事件としての職権探知ですから。例えば、330から334条までです。

(吉村)

職権探知できるという規定はあるのでしょうか。

(フォン)

具体的な規定はありません。ただ、いろいろな具体的な規定に則って適用します。しかし、具体的な規定がなければ、総則を使います。

(吉村)

総則は、法定の場合しか裁判所は証拠収集をすることはできないということになっていますね。

(フォン)

民訴法の中の非訟事件を処理する手続の章がありまして、その中の最初の規定では、非訟事件はこの章の規定しているところを適用するような規定がありまして、規定がない場合に、一般的な民訴法の規定を適用するという規定があります。

(吉村)

そうすると職権探知はできないですね。

(フォン)

原則的には、裁判所は職権探知できないです。逆に質問したいと思います。職権探知できるとしたら、裁判所はいかなる場合にできるのでしょうか。

(吉村)

例えば、日本の家事審判手続では、一般的に職権探知を認めていますが、具体的には両親が離婚するときに親権者をだれにしたらいいのかというようなときには、職権探知の規定によって家裁調査官がいろいろと調査をして、その調査報告書に基づいて裁判所が親権者を定めることができます。

(フォン)

ベトナムの場合では、やはり当事者が申し立てる。例えば、離婚で親権者は母親である。

そして、なぜ父親ではないのか。母親曰く、彼は酒飲みで賃金も低い。では、証拠はあるのかと裁判所が聞くと、その母親には証拠収集できないので、主人の暮らしている家に来て、周りの人に聞いてみてください。そういう申立てがある場合に、裁判所が証拠収集することができます。日本と違って職権探知の規定はないです。

(吉村)

当事者の申立てがなければ裁判所の証拠収集はできないということですね。そういうふうに当事者主義を徹底しているのも、立法政策の選択肢の一つであったのであろうと今感じております。

(フォン)

やはり日本のようにその規定を設けると、濫用される可能性があります。たぶん日本の場合には、そういう規定があっても、何もかも裁判所が自分からやるということはないでしょう。まず当事者が出すでしょう。でもベトナムでそのような規定をしてしまうと、よく使われるようになります。逆に裁判所が収集したもので、片方に有利であれば、片方は絶対反対します。

(井関)

それに関係した質問ですが、日本ですと当事者がいろいろなことを言いますと、例えば、裁判官が「それだったら、それに関係する書類はないのか。そのことを知っている証人を調べてみたい。」というようなことを言うわけです。日本では、弁護士がほとんどすべての事件に付きますが、弁護士が付いている日本においてもこういうことをしているわけです。ベトナムでは、今申し上げました、裁判官が、ある書類はないのかとか、だれか知っている人を調べてみたいというようなことを言うことは許されないという考えですか。

(フォン)

許されます。例えば、裁判官が「あなたはそう言いますが、あなたの近所はそれを知っていますか。」と聞きます。そこで、例えば、ある当事者として何らかの契約を結んだ。そこに母親を自分の味方として付けた場合には、「そういうことをしていますよ。」、場合によっては否定することもあります。そういうふうに陳述するかもしれない。そういう場合には、それが定かであるかどうかを裁判所から聞いてみてくださいと当事者から言うわけです。

(井関)

私がお尋ねしたいのは、裁判所はこのお母さんに聞きたいから、証人にするように申請したらどうですか、というサジェスションをすることは許されるのでしょうか。

(フォン)

当事者に有利である場合、それも原告に対しても被告に対しても有利な場合、原告に有利かもしれないけれども、被告には不利かもしれない場合、また逆の場合もあります。母親の例で言えば、証人として呼んで来ても、場合によっては原告には有利であるから、進んで申し立てる。逆に原告に対して不利な場合、被告の方が申し立てる場合があります。

(吉村)

それでは、少し休憩をとりたいと思います。

—休憩—

(吉村)

時間が押し迫ってきましたので、是非、聞いておきたい問題から優先的に質問させていただきます。井関先生お願いします。

(井関)

今回成立しました民事訴訟法を SPC がお作りになりました第 11 次草案と比較しました時、いろいろな相違点が見つかります。このように変わっていききましたのは、主として国会の議論で変わっていったのでしょうか。あるいは、国会以外の意見が取り入れられたのでしょうか。国会等ではどのような議論がされて、SPC の草案とは異なる決定がされたのでしょうか。いくつかの例を挙げて御説明いただけないでしょうか。

(フォン)

私としては、11 次草案と今回成立した法案では、あまり変わらないと思います。どちらかと言いますと、9 次草案から 10 次草案までは、かなり変更があったように思います。確かに 93 年から編纂作業に入りましたが、いろいろなことを考えながらも、当時の草案というのは、起草班のメンバーがいろいろな研究をして、その研究の結果を反映したものに過ぎなかったわけです。民事関係のものを編纂しようとしながらも、結果として、96 年、97 年に経済事件、労働事件を解決する国会令が成立した。つまり、当時、民事訴訟法は、まだ遠い将来のものだという見解があったからです。やっと 97 年、98 年に UNDP のプロジェクトが実施されて、初めて外国の経験に接触することができるようになりまして、2001 年、私が初めて編纂委員会の副委員長になって、そこで初めてスピードアップされたわけです。ただ、吉村先生がおっしゃるように、最終段階にしか関与していないと言いつつも、結局そこが一番密度の濃い時期であるわけです。いろいろなセミナー、東京の研究会、デンマークの支援とかもありまして、それらによっていろいろな知識が集積され、私も深く理解できるようになって、第 10 次草案は、以前と比べていろいろなところが新しくなりました。

そこで、SPC が国会に提出して、いくつか国会に承認されていなかった点について申し上げますと、まず和解です。和解に関して、我々の法案では、お互いの当事者の合意を直ちに裁判所が承認する決定を下すというものがありませんでしたが、結論として 7 日間となりました。それは、ベトナムの今のレベルには必要だということです。

もう一つ、井関先生、吉村先生が熱の入った議論をされたところではありますが、訴訟に関する検察官の役割です。我々としては、事件の訴えにも、期日にも、検察官は関与しないと考えておりました。しかし、検察院側としては、すべての民事事件に関与したい、司法を監視する役割を果たしたい。そこで SPC の案では、検察官が関与するにしても、いくつかの事件に限るもので、例えば、子供関係の事件であるとか、家事関係事件であるとか、以前の民事手続国会令と比べて、範囲はかなり狭くなったわけです。そこで国会でいろいろ議論されていて、国会で最高人民検察院長官からも「検察官としては民事事件の立件は行わない。又

は、民事事件には関与しない。ただし、当事者の申立てがある場合は除くと。」私がいろいろと説得した点であって、我々としてはよかった点です。

もう一つ言及されたものとしては、保全措置です。我々の案では、保全措置の場合には、適用の申立てがあれば認めるということですが、国会では、ある議員によって激しく議論され、例えば、裁判所が間違っただけを出して、申し立てられた人に対して損害を与えるおそれが十分にあるかもしれない。そこで妥協案として、保全措置の申立てと同時に事件の訴状を提出しなければならないというようになりました。また、事件の種類によってはSPCとしても区別しておりまして、例えば、一般的な民事事件と商事関係事件とは性質が違うので、例えば、監督審の申立ての期間は、民事事件では2年に短縮し、経済事件では1年に短縮することを考えていたところ、国会では、民事事件でさえ3年でも不服申立てを満足いくまで解決処理できないのに、短縮するのはよくないし、民事事件と経済事件を区別するのはよくないという意見もありますので、結局、民事事件も経済事件も監督審を申し立てる期間が3年になりました。

もう一つ、実際我々が考えていることで、あまり受け入れられなかった部分として、損害賠償のところで、裁判官の責任ではなく国家の責任であるべきだということなのです。ただ、そういう賠償問題はそういうふうになっているのですが、私としては、たぶん裁判官が賠償するという場面は、民事訴訟法の規定に則っていれば出てこないと思います。例えば、我々も今後裁判所に対して指導することになりますが、当事者の申立てがなければ絶対決定を下さないこと、102条の1～5項に限ってしか、我々も、絶対間違っただけを下さないように、今後裁判官に対して指導します。例えば、奥さんが主人に対して20万ドルの扶養を請求しているところ、御主人の方は10万ドルしかこたえられない場合には、裁判官としては10万ドルまでしか決定を出さないように指導しますので、絶対間違いは起こらないです。その他は、当事者が申し立てている場合に限ることになります。当事者が申し立てている場合ということは、保証金を納めなければなりません。そういう場合には、それで賠償することになります。もちろん、今後、更にいろいろと補充することになると思いますが、ただ、私としては、賠償しなければならない場面は生じてこないと思います。4つの点が主に国会で審議されて、基本的には変わらないのですが、彼らとしても、いろいろな機関からいろいろな意見を反映しています。

(相澤)

追加で関連の質問ですが、307条で、再審の申立てをだれがするのかということ。元々のSPCの原案ですと、再審の申立ては当事者の申立てがあった場合に限るという規定であったようですが、完成した法律ですと、当事者の申立てがなくとも、最高人民裁判所長官と最高人民検察院長官は再審手続に従って異議を申し立てる権限を有する。ここが相違点だと思います。ここもどういう経過で変更されたのか御説明していただきたいと思います。

(フォン)

確かに草案では、当事者の申立てがあって、その申し立てる期間は非常に短く、それを過ぎたら再審申立てができないという規定がありました。そこで、当事者の申立てができること

いうふうに規定すると、100パーセント再審を請求します。つまり、民事では両方が満足するということはないです。どちらかが絶対不満です。そこで、当事者が申し立てる権限があるとすると、逆に相当な制裁を受けなければならない。例えば、手数料を払わなければいけません。そして、当事者に申し立てる権利を認めるとしたら、逆に裁判所の責任までも規定しなければなりません。つまり、申立てに対していろいろと審議しなければなりません。そうすると裁判所としては実施不可能です。例えば、当事者は裁判所に対して金利を安くしてほしいという再審申立てをします。そうすると、膨大な申立書が裁判所に来て、解決できなくなります。でも、そこで分類して、類型でこういうような事件では再審の申立てができる、こういうような事件ではできないという規定を設けると、そこで不平等が発生します。場合によっては、両当事者とも申し立てない、場合によっては第三者が申し立てることになるかもしれません。一例を挙げますと、私とAさんとの間で債務債権関係があると同時に、私とBさんとは別の債権債務関係があるとします。私とAさんの事件を解決するのに、裁判所としては私の財産を差し押えて、Aさんへの弁済に充てたとします。Bさんはそれを知らなかったのです。それに対して再審の申立てをすることが許されることになります。そこで我々が考えているのは、再審の申立ては、当事者の権利ではないです。あくまでも、検察院や裁判所の方で、どうもその決定が、ある人の権利を侵害しているので、裁判所に対して、ある国民がそれに対して妥当でない点を発見するように裁判所や検察院に提案して、そこで初めて、その内容を裁判所や検察院が見極めて、監督審の異議申立をすることになります。284条の監督審、そして308条は、新しい事実を発見する場合の再審。実際、法律は制定されているのですが、実社会としては、まだ過去の名残として証拠が十分保存されていないものもあるし、契約もあるものはあるけれども、実際紛失されてしまったりとか、遺言にしても、遺言は確かにあったものの今どこにあるのか分からない。その時点では、例えば相続の事件として、裁判所としては相続分をこのように配分したけれども、判決の後に当事者が遺言を発見して、そこで新しい事実が発見されたので、当事者としては判決を破棄するように申し立てて、新しい判決によって相続を100パーセント受け継ぐことになります。

(相澤)

307条の規定が変わった理由は、どこか他の機関から反対意見があったのか。あるいは、国会の議論で反対の意見が出たからなのか。それともSPC自身が考えを変えたのか。3つのうちのどれでしょうか。

(フォン)

国会の法律委員会がありまして、法律委員会がいろいろと審議して、やはり今のベトナムの事情にはこういうふうに修正した方がいいという提案を国会に提出し、それに国会が同意しまして、そういうふうに変更されました。

(井関)

ベトナムはアメリカ合衆国との間に通商条約を締結しております。その条約の中で、ベトナム国とアメリカ合衆国双方は、ある内容の法律を作るということを約束しております。今回の民事訴訟法の改正によって、条約上の義務はすべて果たされたということになるのでしょうか。

(フォン)

端的に言いますと、アメリカは100パーセント満足しております。スターというプロジェクトがあるのですが、スターの専門家も、民事訴訟法の条項とBTAとを比較して、こたえていると考えています。その中で一つ挙げられるのは、訴えを提起する前の保全措置があると思います。今後、民事訴訟法の実施における指導文書の作成に関しても、スターは非常に積極的に協力してくれています。

(井関)

もう一つですが、通商協定の中には知的財産権の行政訴訟の規定に関するものがあります。ベトナムには行政事件訴訟に関する法令がありますが、これの改正は今後予定されているのですか。

(フォン)

知的財産権紛争を解決するには二つの道があります。仲裁と訴訟です。民訴法の25条と29条がありますが、25条は、一般的な問題、例えば、著作権の侵害、29条のところは、どちらかと言いますと、取引に係る知的財産権の問題ですが、一般の国民が政府に対しての知的財産権のいろいろな事件を処理するための国会令がありますが、今後、行政手続で解決することになりますが、今、我々が、今年の6月ごろに国会に提出できるよう編纂しております。民事訴訟法制定の際に、先生方と我々との間にやりとりがありましたが、いくつかの事件の形態として、例えば、戸籍登録や選挙人名簿関係の事件は、やはり、どちらかと言いますと、民事訴訟法で取り扱える部分ではないです。やはり行政事件として取り扱わなければならないので、行政事件を扱う国会令を改正しなければならないです。規定範囲はかなり議論されているのですが、国会の中でも、行政絡みの事件も民事訴訟法の中にそのまま規定するような要請もあったのですが、私たちとしては、国民と政府機関との争いですので、一般的民事事件として扱うべきではないと考えています。ストライキでも我々はかなり議論をしていて、法律委員会も民事訴訟法の中に是非入れたいと言いましたが、結局、一生懸命戦って別の国会令で規定することになりました。

(吉村)

先ほど、フォン副長官が、9次草案から10次草案に移ったときに大きな変化があったとおっしゃいましたが、どういう変化で、何が原因で、どういう背景がそういう大きな変化をもたらしたのか。それをお聞かせください。

(フォン)

その時点で、やっとそれまで累積してきた外国の経験を集めることができました。そして、第9次草案までのところは、主に法律専門家が関与していて、彼らは彼らなりのレベルまでしか法案を作れないので、第9次草案で初めて編纂委員会が関与するようになりまして、きちんといろいろな作業ができるようになりました。どちらかと言いますと、1から9次までの草案は、大体同じレベルで修正されてきましたが、9次草案から10次草案は非常に高いレベルで改正されるようになり、その過程においても、きちんと編纂委員会が関与してきて、それを改正するようになったわけです。

(吉村)

一例を挙げていただけますか。

(フォン)

一言で申し上げられないほど多く変わりました。全体の構成だとか、証拠の部分など。

(吉村)

裁判所の職権による証拠収集は法定の場合に限るというのも、10次草案で出てきましたね。

(相澤)

今お話があった編纂委員会というのは、明日プレゼンテーションしていただく資料の冒頭のところに、「1993年、民事訴訟法典編纂委員会は、～」とありますが、これと同じものですか。

(フォン)

実際、編纂委員会は出来たものの、作業は別のところに任せていて、作業をしていなかったのです。そのころは、希望としては、一日も早く民事訴訟法を制定しようという気持ちはありましたが、まだ機が熟してなくて、つまり、必要十分条件が整ってなくて、その後、経済事件の国会令等が制定されて、徐々に機が熟して今ようになりました。それまでは専門家がいろいろ研究して作っていたのですが、それほどのレベルではありませんでした。97年にUNDPやDANIDA、日本の皆さんの協力があって、いろいろな知恵を集めることができて、やっとできるようになったのです。正直に言わせていただきますと、97年時点でさえ、我々の手元にあったのは、旧ソビエト各国の古い民事訴訟法及び中国の古い民事訴訟法しかなかったのです。97年で、やっと日本の民事訴訟法や中国の新しい民事訴訟法やヨーロッパの民事訴訟法が手に入り、翻訳して深い研究ができるようになりました。

(相澤)

第9次草案から第10次草案に移ったのは、2002年以降だと思いますが。

(フォン)

そうですね。

(相澤)

私の関心は、第9次から第10次への変更が2002年に行われた。第10次草案から編纂委員会が関与した。こういう事実経過でいいのでしょうか。

(フォン)

そのとおりです。

(相澤)

そうすると、編纂委員会と起草班というのは、いずれもSPC、その他関連機関から参加している。その点は同じだけれども、レベルが違うということですか。

(フォン)

そうですね、起草班というのは一般的な専門家で、やりたいことがあるかもしれませんが、自分からは何かはやれないです。気持ちはあるかもしれませんが、そこまでの権限がないのです。また、事情も変わりました。そのときにはベトナムは大分国際化が浸透しており

まして、例えば、BTA が締結されたので、すぐに直さなければならないようになったのです。
(相澤)

第9次草案から10次草案への変更というのは、国際的な累積の積み重ねに合わせるというよりも、ベトナムの現状に合わせる方向での変更であるように思われますが、そこはどのように理解されていますか。

(フォン)

それも一つの原因です。

(吉村)

それでは、私どもの予定していた質問はまだたくさん残っているのですが、明日の法整備支援連絡会の調整に移りたいと思います。

(フォン)

今日は非常に有意義な機会でした。というのは、明日になっても統一的な見解がとられていないのであれば、全然効率的ではないですから。例えば、日本の先生方からは、「どうもベトナムでは、そこまで規定していないのではないか。」という質問が出るかもしれませんが、そういう場合は、先生方が「いや、既に日本側としては提案してあるのですが、ベトナムの事情から、まだそこまで反映できない。」というような説明の仕方も可能かと思います。また、ひよっとすると、内容は全く同じなのに、お互いの立法技術が違うというところで、ひよっとしたら翻訳の関係もあって、どうも違った見解になるかもしれませんが、本質的な内容は同じ部分もあります。

(吉村)

今日議論をいたしました当事者の申立てと裁判所の証拠調べがそうですね。条文だけでは解釈の内容がはっきりしていなかったところが、はっきりしましたから。

(フォン)

やはり立法技術の問題だと思います。

(吉村)

その点で、最高人民裁判所が裁判官評議会の決議によって各裁判所に解釈を統一するような指針を提示されるという話を聞いて、それは良かったなと思います。

(フォン)

それぞれの部分の決議の草案を3つほど、例えば、証拠の部分に関する草案、保全の草案、手続に関する草案、これは指導文書のことですが、裁判官評議会では、既に意見を頂戴しています。

(吉村)

民事訴訟法の解釈についての指導文書と理解していいですか。

(フォン)

そうです。そういう意味では、本日、国際協力部に対して感謝しております。私は、実際、法律を作っているの、主観的になりがちでして、だれもが自分と同じように考えていると

思いがちになりますので、今日のような機会です。いろいろな新しい観点を与えてくださって、今後、より具体的に指導文書等にも反映できると思っています。例えば、吉村先生がおっしゃる87条の「必要だと思われる場合」ですが、では、どんな場合が必要と思われる場合なのか、きちんと規定しないとイケないとも思います。

(吉村)

それでは、今日予定しておりましたおおよそのアウトラインは議論できたと思います。

この2年近くの間、ベトナム民事訴訟法の立法に関与させていただきまして、私たち自身も非常に有意義であったと思っています。その過程の中で、ベトナム民法草案について意見交換ができることを楽しみにして、ハノイにおけるワークショップや、日本での本邦研修においてベトナム側の立法担当者の皆さんと議論をしてきましたので、非常にやりがいのある仕事をしたと思っています。今後とも新しい民事訴訟法が、現実にどのように運用されていくのかということを目撃しながら見ていきたいと思っています。そのうちに、井関先生とも話しているのですが、ある程度運用が軌道に乗ったころにハノイに行って、運用の実際を見させていただきたいと思っています。どうもありがとうございました。

(フォン)

本当に今のお言葉嬉しく思っています。是非いらしてください。先生方にお会いして、大いに勉強になりました。例えば、仕事に対して慎重な姿勢、真面目な姿勢は、我々にとっても必要なことだと思います。日本人の責任感の強さ、仕事に対する一生懸命さは、我々にとって学ぶべきことだと思います。改めてありがとうございます。

(相澤)

それでは、長時間お疲れ様でした。

—終了—



ベトナム最高人民裁判所フォン副長官らを迎えての協議風景

ベトナム民事訴訟法（仮訳）

第1部 総則

第1章 民事訴訟法の任務及び効力

- 第1条 民事訴訟法の規定範囲及び任務
第2条 民事訴訟法の効力
- #### 第2章 基本原則
- 第3条 民事手続における社会主義法制の保障
第4条 合法的権利及び利益の擁護を裁判所に請求する権利
第5条 当事者の意思決定権及び自己決定権
第6条 民事手続における証拠の提出及び証明
第7条 権限のある個人、機関及び組織の証拠提出責任
第8条 民事手続における権利及び義務の平等
第9条 当事者の防御権の保障
第10条 民事手続における和解
第11条 人民参審員の民事裁判への参加
第12条 公判における裁判官及び人民参審員の独立、法遵守
第13条 民事手続を行う者及び機関の責任
第14条 裁判所による集団審理
第15条 公判
第16条 民事手続を行う者又は民事手続に参加する者の公平性の保障
第17条 二審制の実施
第18条 公判の監督
第19条 判決、決定の効力の保障
第20条 民事手続で使用される口語及び文語
第21条 民事手続における法遵守の檢察
第22条 事件の資料、書類を送付する裁判所の責任
第23条 民事手続への個人、機関、組織の参加
第24条 民事手続における不服申立て及び告発をする権利の保障

第3章 裁判所の管轄権

- ##### 第1節 裁判所が管轄権を有する民事事件及び非訟事件
- 第25条 裁判所が管轄権を有する民事紛争
第26条 裁判所が管轄権を有する非訟事件申立て
第27条 裁判所が管轄権を有する婚姻家族関係の紛争
第28条 裁判所が管轄権を有する婚姻家族関係の非訟事件申立て
第29条 裁判所が管轄権を有する営業及び取引紛争
第30条 裁判所が管轄権を有する営業及び取引に関する非訟事件申立て
第31条 裁判所が管轄権を有する労働紛争
第32条 裁判所が管轄権を有する労働関係の非訟事件申立て

第2節 異なる審級の裁判所の管轄権

- 第33条 県、区、市、特別市の人民裁判所の管轄権
第34条 省又は中央直轄市の人民裁判所の管轄権
第35条 裁判所の土地管轄
第36条 原告又は申立人の選択による管轄
第37条 民事事件又は非訟事件の他の裁判所への移送；管轄に関する紛争の解決
第38条 事件の併合、分離

第4章 民事手続を行う機関、者、及び民事手続を行う者の交代

- 第39条 民事手続を行う機関、者
第40条 裁判所長官の任務及び権限
第41条 裁判官の任務及び権限
第42条 人民参審員の任務及び権限
第43条 書記官の任務及び権限
第44条 検察院長官の任務及び権限
第45条 検察官の任務及び権限
第46条 民事手続を行う者が手続実施を拒否し、又は交代しなければならない場合
第47条 裁判官又は人民参審員の交代
第48条 検察官の交代
第49条 書記官の交代
第50条 民事手続実施の拒否手続又は民事手続を行う者の交代請求手続
第51条 手続を行う者の交代決定

第5章 民事事件及び非訟事件の解決のための合議体構成

- 第52条 民事事件第一審の合議体構成
第53条 民事事件控訴審の合議体構成
第54条 民事事件監督審又は最審の合議体構成
第55条 非訟事件の解決の構成員

第6章 民事手続の参加者

第1節 民事事件の当事者

- 第56条 民事事件の当事者
第57条 当事者の民事手続権利能力及び民事手続行為能力
第58条 当事者の権利、義務
第59条 原告の権利、義務
第60条 被告の権利、義務
第61条 関連する権利、義務を有する者の権利、義務
第62条 手続上の権利及び義務の相続

第2節 手続のその他の参加者

- 第63条 当事者の合法的権利及び利益の弁護人
第64条 当事者の合法的権利及び利益の弁護人の権利、義務
第65条 証人
第66条 証人の権利、義務
第67条 鑑定人

第68条 鑑定人の権利, 義務
第69条 通訳人
第70条 通訳人の権利, 義務
第71条 鑑定結果の報告若しくは通訳の拒否手続, 又は鑑定人若しくは通訳人の交代請求手続
第72条 鑑定人, 通訳人の交代決定
第73条 代理人
第74条 代理人の権利, 義務
第75条 代理人不許可の場合
第76条 民事手続の代理人指名
第77条 民事手続における代理の終了
第78条 民事手続における代理の終了の結果

第7章 証明及び証拠

第79条 立証の義務
第80条 証明を要しない事実関係, 事件
第81条 証拠
第82条 証拠の出所源
第83条 証拠の認識
第84条 証拠の提出
第85条 証拠の収集
第86条 当事者の尋問
第87条 証人の尋問
第88条 対質
第89条 現場見分, 検証
第90条 鑑定請求
第91条 偽造告発された証拠の鑑定要求
第92条 財産の査定
第93条 証拠収集の囑託
第94条 個人, 機関, 組織への証拠提出の申立て
第95条 証拠保存
第96条 証拠調べ
第97条 証拠の開示及び使用
第98条 証拠保全

第8章 緊急保全処分

第99条 緊急保全処分の適用請求権
第100条 緊急保全処分の適用, 変更又は取消決定権
第101条 緊急保全処分の不適切な適用に対する責任
第102条 緊急保全処分
第103条 未成年者の世話, 養育, 保護, 教育する個人又は組織への引渡し
第104条 扶養義務の一部事前履行強制
第105条 健康, 生命への侵害に対する損害賠償義務の一部事前履行強制
第106条 被雇用者に発生した労災又は職業上の病気に対する, 雇用者の給与, 報酬, 損害賠償又は前払い強制
第107条 被雇用者解雇の決定執行停止

第108条 紛争のある財産の差押え
第109条 紛争のある財産の財産権譲渡禁止
第110条 紛争のある財産の現状変更禁止
第111条 付属農作物又は他の生産物, 商品の収穫, 販売の許可
第112条 銀行, その他の信用機関, 国庫の口座凍結
第113条 預託場所の財産凍結
第114条 債務者の財産凍結
第115条 特定の行為の禁止又は強制
第116条 他の緊急保全処分の適用
第117条 緊急保全処分の適用手続
第118条 他の者の権利及び利益を擁護するために訴えを提起する機関又は組織による緊急保全処分適用の提案
第119条 裁判所の職権による緊急保全処分適用の決定発付
第120条 担保措置の強制適用
第121条 緊急保全処分の変更, 追加適用
第122条 緊急保全処分の適用の取消
第123条 緊急保全処分の適用, 変更又は取消決定の効力
第124条 緊急保全処分の適用, 変更, 取消の有無の決定に対する不服, 異議の申立て
第125条 緊急保全処分の適用, 変更, 取消の決定又は不適用, 不変更, 不取消に関する不服申立て及び異議申立て
第126条 緊急保全処分の適用, 変更又は取消に関する決定の執行

第9章 訴訟費用, 手数料及びその他の手続費用

第1節 訴訟費用及び手数料

第127条 訴訟費用の前金, 手数料の前金, 訴訟費用及び手数料
第128条 集金した訴訟費用の前金, 手数料の前金, 訴訟費用及び手数料の処理
第129条 訴訟費用の前金, 手数料の前金, 訴訟費用及び手数料の集金及び支出方法
第130条 訴訟費用及び手数料の前納義務
第131条 第一審訴訟費用の支払義務
第132条 控訴審訴訟費用の支払義務
第133条 手数料の支払義務
第134条 訴訟費用及び手数料の具体的規定

第2節 その他の手続費用

第135条 鑑定費用前納金, 鑑定費用
第136条 鑑定費用の前金の支払義務
第137条 支払済み鑑定費用前金の処理
第138条 鑑定費用の支払義務
第139条 査定費用の前金, 査定費用
第140条 査定費用前納義務

第141条 支払済み査定費用前金の処理
第142条 査定費用の支払義務
第143条 証人費用
第144条 通訳費用及び弁護士費用
第145条 他の手続費用の具体的規定
第10章 手続書類の交付、送達及び通知
第146条 手続書類の交付、送達又は通知義務
第147条 交付、送達又は通知すべき手続書類
第148条 手続書類の交付、送達又は通知を行う者
第149条 手続書類の交付、送達又は通知方法
第150条 手続書類の交付、送達又は通知の効力
第151条 直接交付、送達又は通知の手続
第152条 個人への直接交付、送達又は通知手続
第153条 機関、組織への直接交付、送達又は通知手続
第154条 公示手続
第155条 マス・メディアでの公表手続
第156条 手続書類の交付、送達又は通知の結果通知
第11章 手続期限
第157条 手続期限
第158条 民法の期限に関する規定の適用
第159条 提訴時効、申立て時効
第160条 時効に関する民法の規定の適用
第2部 第一審裁判所の事件解決手続
第12章 事件の提訴及び受理
第161条 提訴権
第162条 他の者の合法的権利及び利益、公益及び国益の擁護のために民事事件を提訴する権利
第163条 提訴範囲
第164条 訴状の形式及び内容
第165条 訴状に添付する書類、証拠
第166条 訴状の裁判所への提出
第167条 訴状受理手続
第168条 訴状の返却
第169条 訴状補正、補足の請求
第170条 訴状返却に対する不服申立ての提出及び解決
第171条 事件の受理
第172条 事件を解決する裁判官の指名
第173条 事件記録を作成するときの裁判官の任務及び権限
第174条 事件の受理に関する通知
第175条 通知を受けた者の権利、義務
第176条 被告の反訴を提起する権利
第177条 関連する権利、義務を有する者の独立した請求をする権利
第178条 反訴又は独立した請求の提訴手続

第13章 和解及び公判準備
第179条 公判準備期限
第180条 和解実施の原則
第181条 和解してはならない民事事件
第182条 和解することができない民事事件
第183条 和解期日に関する通知
第184条 和解期日の参加者
第185条 和解の内容
第186条 和解の調書
第187条 当事者の合意を承認する決定の発付
第188条 当事者の合意を承認する決定の効力
第189条 民事事件解決の停止
第190条 民事事件解決の停止の効果
第191条 停止した民事事件の解決の再開
第192条 民事事件の解決の中止
第193条 民事事件の解決中止の結果
第194条 民事事件の解決を停止又は中止する決定を発する権限
第195条 事件の公判を行う決定
第14章 第一審の公判期日
第1節 第一審の公判期日の総則
第196条 第一審の公判期日の一般条件
第197条 直接審理、口頭弁論、継続審理
第198条 特別な場合の審理合議体の構成員の交代
第199条 原告の公判期日への出頭
第200条 被告の公判期日への出頭
第201条 関連する権利、義務を有する者の出頭
第202条 当事者が不在の公判
第203条 当事者の合法的権利及び利益の弁護人の出頭
第204条 証人の出頭
第205条 鑑定人の出頭
第206条 通訳人の出頭
第207条 検察官の出頭
第208条 公判期日の延期期間の制限及び公判期日の延期決定
第209条 公判期日の内部規則
第210条 公判期日における判決又は決定の言渡し手続
第211条 公判期日の調書
第212条 公判期日開始の準備
第2節 公判期日の開始手続
第213条 公判期日の開始
第214条 手続を行う者、鑑定人、通訳人の交代請求の解決
第215条 欠席者がいる公判期日の延期の検討及び決定
第216条 証人の客観性の保障

第3節 公判期日における尋問手続

第217条 請求変更, 補足又は取下げに関する当事者への尋問

第218条 請求の変更, 補足又は取下げの検討

第219条 手続上の地位の変更

第220条 当事者の合意の承認

第221条 当事者の陳述聴取

第222条 公判期日の尋問順序

第223条 原告に対する尋問

第224条 被告に対する尋問

第225条 関連する権利, 義務を有する者の尋問

第226条 証人の尋問

第227条 事件の書類の開示

第228条 録音テープ, ディスクの聴取, 又は録画ビデオテープ, ディスクの映写

第229条 証拠物の取調べ

第230条 鑑定人の尋問

第231条 公判期日の尋問終了

第4節 公判期日における弁論

第232条 弁論順序

第233条 弁論及び答弁中の陳述

第234条 検察官の陳述

第235条 尋問の再開

第5節 評議及び判決の言渡し

第236条 評議

第237条 尋問及び弁論の再開

第238条 第一審判決

第239条 判決の言渡し

第240条 判決の修正又は補足

第241条 判決の抜粋及び判決書の提供

第3部 控訴審裁判所における事件解決の手続

第15章 控訴審の性質及び第一審裁判所の判決, 決定に対する控訴又は異議申立て

第242条 控訴審の性質

第243条 控訴権を有する者

第244条 控訴の申立書

第245条 控訴の期限

第246条 控訴申立書の審査

第247条 期限を徒過した控訴

第248条 控訴審訴訟費用の前金の支払通知

第249条 控訴の通知

第250条 検察院による異議申立て

第251条 検察院の異議申立決定

第252条 異議申立ての期限

第253条 異議申立ての通知

第254条 控訴又は異議申立ての効果

第255条 事件記録, 控訴, 異議申立ての送付

第256条 控訴, 異議申立ての修正, 補足, 取下げ

第16章 控訴審の準備

第257条 控訴審の事件受理

第258条 控訴審の準備期限

第259条 事件の控訴審の停止

第260条 事件の控訴審の中止

第261条 緊急保全処分の適用, 変更又は取消決定

第262条 事件記録の検討のため検察院に事件記録を送付

第17章 控訴審の手続

第263条 控訴審の範囲

第264条 控訴審公判期日の参加者

第265条 公判期日における控訴審の停止又は中止

第266条 控訴審公判期日の延期

第267条 控訴審公判期日の開始準備及び開始手続

第268条 公判期日における尋問

第269条 控訴審公判期日開始前又は公判期日における原告の訴え取下げ

第270条 控訴審公判期日における当事者の合意の承認

第271条 控訴審公判期日における当事者の陳述聴取

第272条 控訴審公判期日における尋問, 書類の公開, 証拠物の取調べ手続

第273条 控訴審公判期日における弁論

第274条 評議及び判決の言渡し

第275条 控訴審合議体の管轄

第276条 第一審判決の修正

第277条 第一審判決の破棄及び事件の再審理のため事件記録の第一審裁判所への送付

第278条 第一審判決の破棄及び事件解決の中止

第279条 控訴審裁判所の判決

第280条 控訴され, 又は異議を申し立てられた第一審裁判所の決定の控訴審による変更手続

第281条 控訴審判決, 決定の送付

第4部 法的効力を有する判決, 決定の再検討手続

第18章 監督審の手続

第282条 監督審の性質

第283条 監督審の手続に従って異議を申し立てる根拠

第284条 監督審の手続に従って再検討する必要がある法的効力を有する判決又は決定の発見

第285条 監督審の手続に従って異議を申し立てる権限を有する者

第286条 法的効力を有する判決又は決定の執行延期及び停止

第287条 監督審の手続に従って異議を申し立てる決定

第288条 監督審の手續に従って異議を申し立てる期限
第289条 監督審の手續に従った異議申立て決定の修正、補足又は取下げ
第290条 監督審の手續に従った異議申立て決定の送付
第291条 監督審の手續に従って事件を再検討する管轄権
第292条 監督審公判期日の参加者
第293条 監督審公判期日の開始期限
第294条 監督審公判期日の準備
第295条 監督審公判期日の手續
第296条 監督審審理の範圍
第297条 監督審合議体の権限
第298条 破棄され、又は修正された直屬下級裁判所の適法な判決又は決定の支持
第299条 第一審の再審理又は控訴審の再審理のために異議を申し立てられた法的効力を有する判決又は決定の破棄
第300条 法的効力を有する判決及び決定の破棄及び事件解決の中止
第301条 監督審の決定
第302条 監督審決定の効力
第303条 監督審決定の送付
第19章 再審手續
第304条 再審手續の性質
第305条 再審手續に従った異議申立ての根拠
第306条 新しく発見された事実関係に関する通知及び確認
第307条 再審手續に従って異議を申し立てる権限を有する者
第308条 再審手續に従った異議申立ての期限
第309条 再審合議体の権限
第310条 監督審手續に関する規定の適用
第5部 民事非訟事件の解決手續
第20章 民事非訟事件の解決手續に関する通則
第311条 適用範圍
第312条 民事非訟事件の解決を裁判所に求める申立て
第313条 民事非訟事件の解決期日の参加者
第314条 民事非訟事件を解決する期日実施手續
第315条 民事非訟事件の解決決定
第316条 民事非訟事件の解決決定に対する控訴及び異議申立て
第317条 控訴又は異議申立ての期限
第318条 控訴され、又は異議を申し立てられた民事非訟事件の解決決定の控訴審手續

第21章 人の民事行為能力喪失又は民事行為能力制限の宣告の申立解決手續
第319条 人の民事行為能力喪失又は民事行為能力制限の宣告申立ての申立書
第320条 申立書の検討のための準備
第321条 人の民事行為能力喪失又は民事行為能力制限の宣告決定
第322条 人の民事行為能力喪失又は民事行為能力制限の宣告決定の破棄申立ての申立書
第323条 申立書検討準備及び裁判所の決定
第22章 住所を去った者の捜索に関する通知発付の申立解決手續
第324条 住所を去った者の捜索に関する通知発付の申立ての申立書
第325条 申立書の検討準備
第326条 住所を去った者の捜索に関する通知発付の決定
第327条 住所を去った者の捜索に関する通知
第328条 住所を去った者の捜索に関する通知の告知
第329条 住所を去った者の捜索に関する通知の発付決定の効力
第23章 人の失踪宣告の申立解決手續
第330条 人の失踪宣告申立ての申立書
第331条 申立書の検討準備
第332条 人の失踪宣告の決定
第333条 裁判所の失踪宣告の決定を破棄する申立ての申立書
第334条 人の失踪宣告の決定を破棄する決定
第24章 人の死亡宣告申立ての解決手續
第335条 人の死亡宣告申立ての申立書
第336条 申立書の検討準備
第337条 死亡宣告の決定
第338条 裁判所の死亡宣告決定を破棄する申立書
第339条 人の死亡宣告決定を破棄する決定
第25章 ベトナムにおける商事仲裁活動に関連する民事非訟事件の解決手續
第340条 裁判所が管轄権を有するベトナムの商事仲裁活動に関連する民事非訟事件
第341条 解決手續
第6部 外国裁判所の民事判決若しくは決定、外国仲裁判断の承認及びベトナムにおける執行手續
第26章 外国裁判所の民事判決若しくは決定、外国仲裁判断の承認及びベトナムにおける執行手續に関する通則
第342条 外国裁判所の民事判決又は決定、外国仲裁判断

第343条 外国裁判所の民事判決若しくは決定又は外国仲裁人の仲裁判断の承認及び執行の原則

第344条 外国裁判所の民事判決若しくは決定又は外国仲裁判断の承認及び執行を申し立てる権利

第345条 控訴又は異議申立ての権利の保障

第346条 外国裁判所の民事判決若しくは決定又は外国仲裁判断を承認し、又は承認しないベトナムの裁判所の決定の効力保障

第347条 申立書の検討結果の通知

第348条 外国裁判所の民事判決若しくは決定又は外国仲裁判断の執行のために資金又は財産を送付する権利の保障

第349条 外国裁判所の民事判決若しくは決定又は外国仲裁判断の承認及び執行の費用

第27章 外国裁判所の民事判決又は決定の承認及びベトナムにおける執行を求める申立書の検討手続

第350条 外国裁判所の民事判決又は決定の承認及びベトナムにおける執行の申立書

第351条 申立書に添付する文書、書類

第352条 事件記録の裁判所への送付

第353条 事件記録の受理及び追加説明の請求

第354条 申立書の検討準備

第355条 申立書を検討する期日

第356条 承認せずベトナムで執行しない外国裁判所の民事判決又は決定

第357条 裁判所の決定の送付

第358条 控訴及び異議申立て

第359条 控訴、異議申立ての検討

第28章 ベトナムにおいて執行が要求されていない外国裁判所の民事判決又は決定の不承認を求める申立書の検討手続

第360条 不承認の申立期限

第361条 不承認の申立書

第362条 不承認の申立書検討

第363条 裁判所の決定送付、控訴又は異議申立て

第29章 外国仲裁判断の承認及びベトナムにおける執行を求める申立書の検討手続

第364条 外国仲裁判断の承認及びベトナムにおける執行を求める申立書

第365条 申立書に添付する文書及び書類

第366条 事件記録の裁判所への送付

第367条 事件記録の受領

第368条 申立書の検討準備

第369条 申立書の検討の審理期日

第370条 不承認の場合

第371条 裁判所の決定の送付

第372条 控訴及び異議申立て

第373条 控訴又は異議申立ての検討

第374条 承認及び執行決定の破棄

第7部 裁判所の民事判決又は決定の執行

第30章 裁判所の判決又は決定の執行に関する通則

第375条 執行すべき裁判所の判決又は決定

第376条 判決又は決定の執行の根拠

第377条 判決又は決定の執行を求める権利

第378条 判決又は決定を執行するときの個人、機関、組織の責任

第379条 判決又は決定の執行の檢察

第31章 判決及び決定の執行手続

第380条 判決又は決定の交付

第381条 判決又は決定の送付期限

第382条 判決及び決定の説明

第383条 判決又は決定の執行を求める申立時効

第8部 民事手続の妨害行為の処理;民事手続における不服申立て及び告発

第32章 民事手続の妨害行為の処理

第384条 被告及び関連する権利、義務を有する者に適用する措置の処理

第385条 手続を行う者の証拠収集及び証拠確認の妨害行為を行った者に適用する措置の処理

第386条 裁判所の召喚を受けて意図的に出頭しない証人に適用する措置の処理

第387条 公判期日の内部規則に違反する者に適用する措置の処理

第388条 裁判所が刑事事件を立件する場合の檢察院の責任

第389条 証拠提出に関する裁判所の決定に従わない個人、機関又は組織に適用する措置の処理

第390条 罰金を科す手続、権限、罰金水準

第33章 民事手続における不服申立て及び告発

第391条 不服を申し立てることができる民事手続の決定及び行為

第392条 不服申立者の権利、義務

第393条 不服を申し立てられた者の権利、義務

第394条 不服申立時効

第395条 檢察官、檢察院の副長官又は長官に対する不服申立ての解決の管轄及び期限

第396条 書記官、人民參審員、裁判官、裁判所の副長官又は長官に対する不服申立ての解決の管轄及び期限

第397条 鑑定人に対する不服申立ての解決の管轄及び期限

第398条 告発する権利を有する者

- 第399条 告発者の権利, 義務
第400条 告発された者の権利, 義務
第401条 告発解決の管轄及び期限
第402条 不服申立て及び告発解決の手續
第403条 不服申立て及び告発を解決する権限を有する者の責任
第404条 民事手續の不服申立て及び告発の解決における法遵守の檢察
- 第9部 外国要素を含む民事事件及び非訟事件の解決手續及び民事手續における司法供助**
- 第34章 外国要素を含む民事事件及び非訟事件の解決手續に関する通則**
- 第405条 適用原則
第406条 外国の個人, 機関, 組織の手續上の権利, 義務
第407条 外国市民及び無国籍者の民事手續権能力及び民事手續行為能力
第408条 外国機関, 組織及び国際組織の民事手續における民事手續権能力
第409条 外国の個人, 機関又は組織である当事者の合法的権利及び利益の擁護
- 第35章 外国要素を含む民事事件及び非訟事件を解決するベトナム裁判所の管轄権**
- 第410条 外国要素を含む民事事件及び非訟事件を解決するベトナムの裁判所の管轄権に関する通則
第411条 ベトナムの裁判所の専属管轄権
第412条 裁判所の管轄権の不変更
第413条 外国裁判所が民事事件又は非訟事件を解決した場合の訴状若しくは申立書の返却, 又は当該事件の解決の中止
- 第36章 民事手續における司法共助**
- 第414条 民事手續における司法共助の原則
第415条 司法囑託
第416条 司法囑託を行なう手續
第417条 司法囑託書類
第418条 外国の権限を有する機関が作成し, 発行し, 又は確認した文書若しくは書類の承認

民事訴訟法
(2004年6月15日 No. 24/2004/QH11)

第10期国会第10会期2001年12月25日 No. 51/2001/QH10 決議により改正, 補足されたベトナム社会主義共和国1992年憲法に従い,

この法律は, 民事事件及び非訟事件の解決手順及び手續並びに民事判決執行の手順及び手續を定める。

第1部 総則

第1章 民事訴訟法の任務及び効力

第1条 民事訴訟法の規定範囲及び任務

民事訴訟法は, 次に掲げる民事訴訟の基本原則を定める。

民事, 婚姻家族, 営業, 取引及び労働紛争事件 (以下まとめて「民事事件」という。)を解決するため裁判所に訴えを提起する手順及び手續並びに民事, 婚姻家族, 営業, 取引又は労働上の要求に関する問題 (以下まとめて「非訟事件」という。)の解決を裁判所に求める手順及び手續;

裁判所において民事事件及び非訟事件 (以下まとめて「民事事件及び非訟事件」という。)を解決する手順及び手續;

民事判決の執行;

手續を行う機関及び手續を行う者の任務, 権限及び責任;

民事事件及び非訟事件を迅速に, 正確に, 公明に, 及び適法に解決するため, 民事手續に参加する者並びに係する個人, 国家機関, 人民軍部隊, 経済組織, 政治組織, 社会政治組織, 職能的社会政治組織, 社会組織及び社会職能組織 (以下まとめて「機関, 組織」という。)の権利及び義務。

民事訴訟法は, 社会主義体制の擁護に貢献し, 社会主義法制を高め, 個人, 機関, 組織の合法的権利及び利益を擁護する。; 人民が真摯に法を遵守するように教育する。

第2条 民事訴訟法の効力

1. 民事訴訟法は, ベトナム社会主義共和国の領土全域の民事手續に適用する。
2. 民事訴訟法は, 在外のベトナム領事館が行う民事手續に適用する。
3. 民事訴訟法は, 外国要素を含む民事事件及び非訟事件の解決に適用する。ベトナムが署名し, 又は加盟した国際条約に別段の定めがあれば, その国際条約の規定を適用する。

4. ベトナム法又はベトナム社会主義共和国が署名し、若しくは加盟した国際条約により外交特権及び免責又は領事特権及び免責を有する外国の個人、機関及び組織について、それら個人、機関、組織に関する民事事件又は非訟事件は、外交ルートを通じて解決する。

第2章 基本原則

第3条 民事手続における社会主義法制の保障

手続を行う者、民事手続参加者並びに関係する個人、機関及び組織は、この法律の規定に従って民事手続行為を行わなければならない。

第4条 合法的権利及び利益の擁護を裁判所に請求する権利

個人並びにこの法律の定義する機関及び組織は、自らの又は他人の合法的権利及び利益を擁護するため、管轄する裁判所に民事事件の訴えを提起し、非訟事件の解決を申し立てる権利を有する。

第5条 当事者の意思決定権及び自己決定権

1. 当事者は、民事の訴えを提起するか否か、管轄裁判所に民事事件又は非訟事件の解決を申し立てるか否かを決定する権利を有する。裁判所は、当事者から訴えの提起、書面による申立てを受けたときのみ民事事件及び非訟事件を受理し、訴えの提起又は書面による申立ての範囲内でのみその事件を解決する。
2. 民事事件及び非訟事件の解決の過程において、当事者は、申立てを終了し、若しくは変更し、又は法律及び社会倫理に反しない合意に互いに任意に達する権利を有する。

第6条 民事手続における証拠の提出及び証明

1. 当事者は、裁判所に証拠を提出し、自己の申立てに十分に根拠があり、適法であることを証明する権利及び義務を有する。
他人の合法的権利及び利益を擁護するために訴えを提起し、又は申立てをした個人、機関又は組織は、当事者と同様に証拠を提出し、証明する権利及び義務を有する。
2. 裁判所は、この法律が定める場合にのみ証拠を確認し、又は収集する。

第7条 権限のある個人、機関及び組織の証拠提出責任

個人、機関及び組織は、当事者、裁判所の請求により、自己が占有し、又は管理する事件に関する証拠を、自己の任務及び権限の範囲内で、当事者及び裁判所に提出する義務を有する。；証拠提出が不可能な場合には、その

旨を当事者、裁判所に書面で通知し、その理由を明記しなければならない。

第8条 民事手続における権利及び義務の平等

すべての市民は、国籍、性別、社会身分、信条、宗教、教育、職業にかかわらず法律の下及び裁判所において平等である。すべての機関及び組織は、その組織形態、所有者、その他の事由にかかわらず平等である。

当事者は、民事手続の権利及び義務において平等である。；裁判所は、当事者が権利を行使し、義務を履行する状況を作る責任を負う。

第9条 関係当事者の防御権の保障

当事者は、自己の合法的権利及び利益を自ら防御し、又は弁護士若しくはこの法律の定める条件を満たすその他の者にその防御を依頼する権利を有する。

裁判所は、当事者に対し、自己防御権の行使を保障する責任を負う。

第10条 民事手続における和解

裁判所は、この法律の規定に従って和解を行い、当事者が互いに民事事件又は非訟事件の解決の合意に達することができる状況を作る責任を負う。

第11条 人民参審員の民事裁判への参加

民事裁判には、この法律の定めに従って人民参審員が参加しなければならない。公判において人民参審員は、裁判官と同等の権限を有する。

第12条 公判における裁判官及び人民参審員の独立、法遵守

民事事件の公判において、裁判官及び人民参審員は、独立し、法にのみ従う。

裁判官及び人民参審員の任務遂行を妨害するすべての行為は、厳禁する。

第13条 民事手続を行う者及び機関の責任

1. 民事手続を行う者及び機関は、人民を尊重し、人民の監察を受けなければならない。
2. 民事手続を行う者及び機関は、法律上その任務及び権限を遂行する義務を負う。民事手続を行う者が法に違反する行為を犯した場合には、その違反の性質、重大性に応じて、法令の規定に従って懲戒され、又は刑事責任を追求される。
3. 民事手続を行う者及び機関は、法令の定めに従い国家機密及び業務上の秘密を守秘しなければならない。民族の醇風美俗を維持し、当事者の正当な請求により、その職業上の秘密、企業秘密及び個人的な秘密を守ら

なければならない。

4. 民事手続を行う者が違法な行為を行った結果、個人、機関、組織に損害を与えたときは、裁判所は被害者に損害賠償をしなければならない、民事手続を行う者は、法令の規定に従い裁判所に返済しなければならない。

第14条 裁判所による集団審理

裁判所は、民事事件の審理を集団で行い、多数決で決定する。

第15条 公判

1. 裁判所の民事事件の審理は、この法律が定める場合を除き、公開し、だれでも公判を傍聴することができる。
2. 国家機密を守秘し、民族の醇風美俗を維持し、又は当事者の正当な請求によりその職業上の秘密、企業秘密若しくは個人の秘密を守る必要がある特別な場合には、裁判所は、裁判を非公開で行わなければならないが、判決の言渡しは公開しなければならない。

第16条 民事手続を行う者又は民事手続に参加する者の公平性の保障

裁判所の長官、裁判官、人民参審員、裁判所書記官、検察院長官、検察官、通訳人、鑑定人は、その任務を遂行し、権限を行使するに当たり、公平でない可能性があると思ふ正当な理由がある場合には、民事手続を行い、又は民事手続に参加してはならない。

第17条 二審制の実施

1. 裁判は二審制で行う。
第一審の判決又は決定は、この法律の定めに従い控訴又は異議を申し立てることができる。
この法律が定める期限内に控訴手続に従って控訴され、又は異議が申し立てられなかった第一審の判決又は決定は、法的効力を生じる。第一審の判決又は決定に対し控訴され、又は異議が申し立てられたときは、当該事件は控訴審の審理に服する。控訴審の判決又は決定は、法的効力を有する。
2. 既に法的効力を有する第一審の判決又は決定につき法律の違反があった場合又は新たな事実関係が発見された場合には、当該判決又は決定は、この法律の規定に従い監督審又は再審手続により再審理する。

第18条 公判の監督

厳正で統一的な法適用を保障するため、上級裁判所はその属する下級裁判所の裁判を監督し、最高人民裁判所は全審級の裁判所の裁判を監督する。

第19条 判決、決定の効力の保障

法的効力を有する判決、決定は、すべての市民、機関及び組織が執行し、遵守しなければならない。判決、決定を執行する義務の負う個人、機関及び組織は、それを厳正に執行しなければならない。

判決又は決定を執行する任務を課された人民裁判所、機関及び組織は、それぞれの任務及び権限の範囲内において、その判決又は決定を厳正に執行しなければならない、その任務を遂行する法律上の責任を負う。

第20条 民事手続で使用される口語及び文語

民事手続で使用される口語及び文語は、ベトナム語である。

民事手続の参加者は自己の属する民族の発音及び文字を使用することができるものとし、この場合には通訳人を必要とする。

第21条 民事手続における法遵守の検察

1. 民事事件及び非訟事件の適法及び適時の解決のため、人民検察院は、民事手続における法遵守を検査し、法令の規定に従い申立て、訴え、又は異議申立てをする権利を行使する。
2. 人民検察院は、裁判所が証拠を収集し、当事者が不服申立てをした事件、裁判所が管轄する非訟事件並びに判決又は決定に対し人民検察院が異議を申し立てた民事事件及び非訟事件の公判期日に立会う。

第22条 事件の資料、書類を送付する裁判所の責任

1. 裁判所は、この法律の規定に従い民事手続の参加者に判決、決定、召喚状、案内及びその他の関連資料を直接に、又は郵送で送付する責任を負う。
2. 裁判所が送付できないときは、裁判所の請求により、民事手続の参加者が居住する社、区、若しくは地区の人民委員会（以下まとめて「社級人民委員会」という。）又は参加者が就業する機関若しくは組織が参加者に判決、決定、召喚状、案内及びその他裁判所の関連資料を送付する責任を負い、その結果を裁判所に通知しなければならない。

第23条 民事手続への個人、機関、組織の参加

個人、機関及び組織は、この法律の規定に従って民事手続に参加し、裁判所における民事事件及び非訟事件の適法かつ適時の解決に貢献する権利及び義務を有する。

第24条 民事手続における不服申立て及び告発をする権利の保障

個人、機関及び組織は、民事手続を行う者の違法行為又は民事手続における個人、機関若しくは組織の違法行

為に対し、不服を申し立てる権利を有し、個人は、さらに告発する権利を有する。

権限を有する機関、組織及び個人は、迅速かつ適法に不服申立て及び告発を受理し、検討し、解決しなければならない。；その解決の結果を不服申立人及び告発人に書面で通知しなければならない。

第3章 裁判所の管轄権

第1節 裁判所が管轄権を有する民事事件及び非訟事件

第25条 裁判所が管轄権を有する民事紛争

1. 個人間のベトナム国籍に関する紛争
2. 財産の所有権に関する紛争
3. 民事契約に関する紛争
4. この法律第29条第2項が定める場合を除く知的財産権、技術移転に関する紛争
5. 財産相続に関する紛争
6. 契約外の損害賠償に関する紛争
7. 土地法制に基づく土地所有権及び土地定着物に関する紛争
8. 法律に基づく新聞業務の活動に関する紛争
9. 法令が定めるその他の民事紛争

第26条 裁判所が管轄権を有する非訟事件申立て

1. 人の民事行為能力喪失若しくは民事行為能力制限の宣告申立て、又は当該宣告の取消申立て
2. 住所を去った者の捜索及び財産管理の宣告申立て
3. 人の失跡宣告の申立て又は失跡宣告の取消申立て
4. 人の死亡宣告の申立て又は死亡宣告の取消申立て
5. 外国裁判所の民事判決若しくは決定、刑事若しくは行政判決の中の財産に関する決定の承認及びベトナムにおける執行の申立て又はベトナムにおいて執行が要求されていない外国裁判所の民事判決若しくは決定、刑事若しくは行政判決の中の財産に関する決定の不承認の申立て
6. 法令が定めるその他の非訟事件申立て

第27条 裁判所が管轄権を有する婚姻家族関係の紛争

1. 離婚及び離婚後の子供の扶養又は財産分割に関する紛争
2. 婚姻継続中の夫婦共有財産の分割に関する紛争
3. 離婚後の子の親権者変更に関する紛争
4. 親子関係の確定に関する紛争
5. 扶養に関する紛争
6. 法令が定めるその他の婚姻家族関係の紛争

第28条 裁判所が管轄権を有する婚姻家族関係の非訟事件申立て

1. 違法な婚姻の取消申立て
2. 協議離婚、離婚後の子の監護又は財産分割の承認申立て
3. 離婚後の子の親権者変更に関する合意の承認申立て
4. 未成年の子に対する父親若しくは母親の権利の制限又は離婚後の親の子に対する面会権の制限申立て
5. 養子縁組解消申立て
6. 外国裁判所の婚姻家族に関する判決若しくは決定の承認及びベトナムでの執行の申立て又はベトナムにおいて執行が要求されていない外国裁判所の婚姻家族に関する判決若しくは決定の不承認の申立て
7. 法令が定めるその他の婚姻家族関係の申立て

第29条 裁判所が管轄権を有する営業及び取引紛争

1. 営業登録を有する個人及び組織の間の利潤目的の次のような営業又は取引行為から生じた紛争:
 - a) 物品の売買
 - b) サービスの提供
 - c) 流通
 - d) 販売代理
 - dd) 委託
 - e) 賃貸、リース、リース後購入
 - g) 建設
 - h) 相談、技術
 - i) 鉄道、陸路、内水路による貨物乗客輸送
 - k) 空路、水路による貨物乗客輸送
 - l) 株、債券その他の有価証券の売買
 - m) 投資、金融、銀行業務
 - n) 保険
 - o) 調査開発
2. 個人又は組織間の利潤目的の知的財産権又は技術移転に関する紛争
3. 会社の設立、経営、解散、合併、統合、分割、分離、組織変更に関する、会社とその構成員、又は会社の構成員間の紛争
4. 法令が定めるその他の営業、取引紛争

第30条 裁判所が管轄権を有する営業及び取引に関する非訟事件申立て

1. 商事仲裁に関する法律に基づくベトナム商事仲裁人の紛争解決に関する申立て
2. 営業若しくは商事事件に関する外国裁判所の判決若しくは決定の承認及びベトナムにおける執行の申立て、又はベトナムにおいて執行が要求されていない営業若しくは商事事件に関する外国裁判所の判決若しくは決定の不承認申立て

3. 営業又は商事事件に関する外国仲裁人の仲裁判断の承認及びベトナムにおける執行の申立て
4. 法令が定めるその他の営業又は商事に関する申立て

第31条 裁判所が管轄権を有する労働紛争

1. 被雇用者及び雇用者間の個人的労働紛争であって、末端レベルの労働調停委員会若しくは区、県、市若しくは特別市の国家労働管理局の労働調停員が調停できなかったもの、又は法令が定める期限内に解決できなかったもの。ただし、必ずしも末端レベルの調停が必要でない次の紛争を除く。
 - a) 懲戒免職又は労働契約の一時的な解消に関する紛争
 - b) 雇用者及び被雇用者間の損害賠償に関する紛争；労働契約解消時の財政支援に関する紛争
 - c) 家庭使用人及びその雇用者間の紛争
 - d) 労働法令の規定に基づく社会保険に関する紛争
 - dd) 労働者及び労働者の海外派遣者間の損害賠償に関する紛争
2. 省又は中央直轄市の労働仲裁委員会が仲裁したにもかかわらず、被雇用者団体又は雇用者が労働仲裁委員会の決定に合意しない、次に掲げる集団労働紛争：
 - a) 業務、賃金、所得及びその他の労働条件に関連する権利及び利益に関する紛争
 - b) 集団労働協約の履行に関する紛争
 - c) 労働組合を設立する権利、参加する権利又はその運営に関する紛争
3. 法令が定めるその他の労働紛争

第32条 裁判所が管轄権を有する労働関係の非訟事件申立て

1. 外国裁判所の労働判決若しくは決定の承認及びベトナムにおける執行の申立て、又はベトナムにおいて執行が要求されていない外国裁判所の労働判決若しくは決定の不承認申立て
2. 外国仲裁人の労働仲裁判断の承認及びベトナムでの執行申立て
3. 法令が定めるその他の労働関係の非訟事件申立て

第2節 異なる審級の裁判所の管轄権

第33条 県、区、市、特別市の人民裁判所の管轄権

1. 県、区、市、特別市の人民裁判所（以下まとめて「県級人民裁判所」という。）は第一審手続に従い、次に掲げる紛争に関する管轄権を有する。
 - a) この法律第25条及び27条が定める婚姻家族に関する民事紛争
 - b) この法律第29条第1項a,b,c,d, dde,g,h号及びi号が定める営業、取引紛争

- c) この法律第31条第1項が定める労働紛争
2. 県級人民裁判所は次の非訟事件申立てに対する管轄権を有する。
 - a) この法律第26条第1,2,3項及び4項が定める非訟事件申立て
 - b) この法律第28条第1,2,3,4項及び5項が定める婚姻家族関係の非訟事件申立て
3. 本条第1項及び2項が定める紛争及び非訟事件で、当事者若しくは財産が外国に所在するもの、又は在外ベトナム領事館若しくは外国裁判所に司法嘱託をしなければならぬものについては、県級人民裁判所は管轄権を有しない。

第34条 省又は中央直轄市の人民裁判所の管轄権

1. 省又は中央直轄市の人民裁判所（以下まとめて「省級人民裁判所」という。）は第一審手続に従い、次に掲げる民事事件及び非訟事件に対する管轄権を有する。
 - a) この法律第33条第1項が定める県級人民裁判所の管轄する紛争を除き、この法律第25,27,29条及び31条が定める民事、婚姻家族、営業、取引又は労働紛争
 - b) この法律第33条第2項が定める県級人民裁判所の管轄する非訟事件を除き、この法律第26,28,30及び32条が定める民事、婚姻家族、営業、取引又は労働に関する非訟事件
 - c) この法律第33条第3項が定める紛争及び非訟事件
2. 省級人民裁判所は、この法律第33条が定める県級人民裁判所の管轄する民事事件及び非訟事件で、省級人民裁判所が解決すべく取り上げた民事事件及び非訟事件を第一審手続により解決する管轄権を有する。

第35条 裁判所の土地管轄

1. 民事事件に関する裁判所の土地管轄は、次のとおり定める。
 - a) 被告が個人の場合は被告が居住若しくは就業している場所にある裁判所、又は被告が機関若しくは組織の場合は被告の本店が所在する場所にある裁判所は、第一審手続に従って、この法律第25,27,29及び31条が定める民事、婚姻家族、営業、取引及び労働紛争を解決する管轄権を有する。
 - b) 原告が個人の場合は原告が居住し、若しくは就業している場所にある裁判所、又は原告が機関若しくは組織の場合は原告の本店が所在する場所にある裁判所に対し、当事者は、書面で合意し、この法律第25,27,29条及び31条が定める民事、婚姻家族、営業、取引及び労働紛争の解決を求める権利を有する。
 - c) 不動産の所在地の裁判所は、当該不動産に関する紛

争を解決する管轄権を有する。

2. 非訟事件に関する裁判所の土地管轄は、次のとおり定める。

- a) 民事行為能力の喪失又は制限の宣告申立ては、請求の対象の人物が居住又は就業する地域の申立てを受けた裁判所が管轄権を有する。
- b) 住所を去った者の搜索及び財産管理、失跡宣告又は死亡宣告の申立ては、請求の対象となった者が最後に居住していた場所の申立てを受けた裁判所が管轄権を有する。
- c) 失跡宣告又は死亡宣告の決定を発した裁判所は、当該決定取消の申立てに関する管轄権を有する。
- d) 外国裁判所の民事、婚姻家族、営業、取引及び労働事件の判決又は決定の承認及びベトナムにおける執行の申立ては、当該判決又は決定を履行する義務のある判決債務者が個人るときはその者が居住し、又は就業する地域の裁判所、判決債務者が機関又は組織のときはその本店が所在する地域の裁判所、又は外国裁判所の判決若しくは決定の履行に係る財産が存在する地域の裁判所が管轄権を有する。
- dd) ベトナムにおいて執行が要求されていない外国裁判所の民事、婚姻家族、営業、取引及び労働事件に関する判決又は決定の不承認申立ては、請求者が個人るときは当該請求者が居住し又は就業する地域の裁判所、請求者が機関又は組織のときはその本社がある地域の裁判所が管轄権を有する。
- e) 外国仲裁人の仲裁判断の承認及びベトナムにおける履行の申立ては、外国仲裁人の仲裁判断を履行する義務ある債務者が個人るときはその個人が居住し、又は就業する地域の裁判所、債務者が機関又は組織のときはその本店が所在する地域の裁判所、又は外国仲裁人の仲裁判断履行に関連する財産が存在する地域の裁判所が管轄権を有する。
- g) 違法な婚姻解消の申立ては、当該婚姻が登録されている地域の裁判所が管轄権を有する。
- h) 協議離婚並びに離婚後の子の監護及び財産分割の承認の申立ては、当事者の一方が居住し、又は就業する地域の裁判所が管轄権を有する。
- i) 離婚後の子の親権者変更に関する合意の承認の申立ては、申し立てた当事者の一方が居住し、又は就業する地域の裁判所が管轄権を有する。
- k) 未成年の子に対する父親若しくは母親の権利又は離婚後の親の子に対する面会権の制限の申立ては、未成年の子の一方の親が居住し、又は就業する地域の裁判所が管轄権を有する。
- l) 養子縁組解消の申立ては、養子縁組の親又は子が居住し、又は就業する地域の裁判所が管轄権を有する。
- m) ベトナム人商事仲裁人による紛争の解決に関する

申立てを解決する裁判所の土地管轄は、商事仲裁に関する法令に従う。

第36条 原告又は申立人の選択による管轄

1. 原告は、次の場合において、民事、婚姻家族関係、営業、取引又は労働紛争の解決のために裁判所を選択する権利を有する。
 - a) 原告が被告の居住し、若しくは就業する地域又は被告の本社が所在する場所を知らない場合には、原告は、被告が最後に居住し、若しくは就業した地域、被告の本店が最後に所在した地域、又は被告の財産が所在する地域の裁判所に事件の解決を求めることができる。
 - b) 組織の支店経営に関して紛争が生じた場合は、原告は、組織の本店又は支店が所在する地域の裁判所に紛争の解決を求めることができる。
 - c) 被告がベトナム国内に居住地、就業地若しくは本店所在地を有さない場合又は扶養に関する紛争である場合には、原告は、自己が居住し、又は就業する地域の裁判所に事件の解決を求めることができる。
 - d) 紛争が契約外の損害賠償に関する場合は、原告は、自己が居住し、若しくは就業する地域、その本店が存在する地域、又は損害が発生した地域の裁判所に紛争の解決を求めることができる。
 - dd) 紛争が労働契約解消による損害賠償、手当又は社会保険、仕事、賃金、収入及びその他労働条件に関連する権利及び利益に関する場合は、労働者である原告は、自己が居住し、又は就業する地域の裁判所に紛争の解決を求めることができる。
 - e) 紛争が下請業者又は仲介業者の雇用から生じた場合は、原告は、その実際の雇用主が居住し、若しくは就業する地域、本店がある地域、又は下請け業者若しくは仲介業者が居住し、若しくは就業する地域の裁判所に紛争の解決を求めることができる。
 - g) 紛争が契約関係から生じた場合は、原告は、契約が履行される地域の裁判所に紛争の解決を求めることができる。
 - h) 複数の被告が異なった場所に居住し、若しくは就業する場合又は異なった場所に本店がある場合には、原告は、被告の一人が居住し、若しくは就業する地域又はその本店がある地域の裁判所に紛争の解決を求めることができる。
 - i) 紛争が異なった場所に存在する複数の不動産に関する場合は、原告は当該不動産の1つが存在する地域の裁判所に紛争の解決を求めることができる。
2. 非訟事件の申立人は、次の場合に婚姻家族関係の申立ての解決のために裁判所を選択することができる。
 - a) この法律第26条第1, 2, 3項及び第4項が定める民事非訟事件に関して、申立人は、自己が居住し、

若しくは就業する地域又はその本店がある地域の裁判所に申立ての解決を求めることができる。

- b) この法律第28条第1項が定める違法な婚姻取消の申立てに関して、申立人は、当該違法婚姻が登録されている地域の裁判所に申立ての解決を求めることができる。
- c) 未成年の子に対する父親若しくは母親の権利、又は離婚後の未成年の子に対する親の面会権の制限の申立人は、子が居住する地域の裁判所に申立ての解決を求めることができる。

第37条 民事事件及び非訟事件の他の裁判所への移送；管轄に関する紛争の解決

- 1. 裁判所が管轄外の民事事件及び非訟事件を受理した場合には、その裁判所は管轄裁判所に当該民事事件又は非訟事件記録を移送する決定をし、受訴事件簿から当該事件を削除する。この決定は直ちにすべての当事者、関係する個人、機関、組織に送付しなければならない。

当事者、関係する個人、機関、組織は、決定を受け取った日から3営業日内に当該決定に対する不服申立てをする権利を有する。民事事件及び非訟事件の移送決定を発した裁判所の長官は、不服申立てを受け取った日から3営業日内にその不服申立てを解決しなければならない。

- 2. 同一省内の県級人民裁判所間の管轄に関する紛争は、省級人民裁判所の長官が解決する。
- 3. 異なった省又は中央直轄市の県級人民裁判所又は省級人民裁判所間の管轄に関する紛争は、最高人民裁判所長官が解決する。

第38条 事件の併合、分離

- 1. 裁判所は、事件の併合及び解決が法遵守を保障する場合には、別々に受理した2つ以上の事件を1つに併合することができる。
- 2. 裁判所は、事件の分離及び解決が厳正に法を遵守する場合には、異なった訴えを含む1つの事件を2つ以上の事件に分離することができる。
- 3. 本条第1項及び第2項で定める事件の併合又は分離後、受訴裁判所は、決定を發し、直ちに当事者及び同級の検察院に当該決定を送付しなければならない。

第4章 民事手続を行う機関、者及び民事手続を行う者の交代

第39条 民事手続を行う機関、者

- 1. 民事手続を行う機関は次のとおりである。

- a) 人民裁判所
- b) 人民検察院
- 2. 民事手続を行う者は次のとおりである。
 - a) 裁判所長官、裁判官、人民参審員及び書記官
 - b) 検察院長官、検察官

第40条 裁判所長官の任務及び権限

- 1. 裁判所長官は次の任務及び権限を有する。
 - a) 裁判所が管轄権を有する民事事件及び非訟事件の解決の統括
 - b) 民事事件及び非訟事件を解決する裁判官、民事事件を審理する合議体に参加する人民参審員並びに民事事件及び非訟事件の手続を行う書記官の指名の決定
 - c) 公判期日開始前の裁判官、人民参審員、書記官の交代の決定
 - d) 公判期日開始前の鑑定人、通訳人の交代の決定
 - dd) この法律の規定に従った決定の發付及び民事手続の実施
 - e) この法律の規定に従った不服申立て、告発の解決
 - g) この法律の規定により法的効力を有する判決又は決定に対する監督審又は再審手続による異議申立て
- 2. 裁判所長官が不在の場合には、副長官が本条第1項に定める裁判所長官の任務及び権限を遂行する権限を裁判所長官から付与される。副長官は、与えられた任務について裁判所長官に対し責任を負う。

第41条 裁判官の任務及び権限

- 1. 事件記録の編綴
- 2. 緊急保全処分適用、変更又は取消の決定
- 3. 民事事件又は非訟事件の解決の中止又は停止の決定
- 4. この法律の規定に従い、事件の解決に関し当事者が相互合意に達するため、和解を実施し、当事者の合意を承認する決定を發付
- 5. 民事事件の公判審理開始又は非訟事件の解決開始の決定
- 6. 公判期日参加者の召喚決定
- 7. 民事事件の裁判及び非訟事件の解決参加
- 8. この法律の規定に従い、民事事件、非訟事件を解決するに当たり、他の手続を実施

第42条 人民参審員の任務及び権限

- 1. 公判期日開始前に事件記録を檢討
- 2. 裁判所長官又は裁判官にそれぞれの権限に応じた必要な決定を發するよう請求
- 3. 民事事件の裁判に参加
- 4. 民事事件の裁判において手続を遂行し、審理合議体が管轄権を有する問題について投票

第43条 書記官の任務及び権限

1. 公判期日開始前の職務上必要な準備
2. 公判期日の規則告知
3. 公判期日への召喚者リストについて審理合議体に報告
4. 公判期日調書作成
5. この法律の規定に従い、他の手続実施

第44条 検察院長官の任務及び権限

1. 民事手続における法遵守の検察任務を遂行するに当たり、検察院長官は、次の任務及び権限を有する。
 - a) 民事手続における法遵守の検察作業を計画、指示
 - b) この法律の規定に従い、手続における法遵守を検査し、民事事件の公判期日、非訟事件の解決に参加する検察官の指名の決定
 - c) 検察官が実施する手続における法遵守検査の検査
 - d) 検察官交代の決定
 - dd) この法律の規定に従い、判決又は決定に対する控訴審、監督審又は再審手続による異議申立て
 - e) この法律の規定に従い、不服申立て及び告発の解決
2. 検察院長官が不在の場合は、副長官が本条第1項に定める検察院長官の任務及び権限を遂行する権限を長官から付与される。副長官は与えられた任務について長官に対し責任を負う。

第45条 検察官の任務及び権限

民事手続における法遵守検査を任命された検察官は、次の任務及び権限を有する。

1. 裁判所による民事事件及び非訟事件の解決における法遵守を検査
2. 手続参加者の法遵守を検査
3. 判決及び決定を検査
4. この法律の規定に従い、民事事件の公判期日及び非訟事件の解決期日に参加し、民事事件及び非訟事件の解決について検察院の意見を陳述
5. 検察院長官の指名に従い、検察院の管轄内の他の任務及び権限を行使

第46条 民事手続を行う者が手続実施を拒否し、又は交代しなければならない場合

民事手続を行う者は、次の場合には手続を行うことを拒否し、又は交代しなければならない。

1. 民事手続を行うと同時に、事件の当事者、当事者の代理人又は親族である場合
2. 当事者の合法的権利及び利益の弁護人、証人、鑑定人又は通訳人として同じ事件に参加した場合
3. 任務を遂行するに当たり公平でない可能性があると思ふ明らかな根拠がある場合

第47条 裁判官又は人民参審員の交代

裁判官、人民参審員は、次の場合には民事手続を行うことを拒否し又は交代しなければならない。

1. この法律第46条に定める場合
2. 同じ合議体に属し、互いに密接な関係がある場合
3. 当該事件の第一審、控訴審、監督審又は再審に参加したことがある場合。ただし、最高人民裁判所の裁判官評議会又は省級人民裁判所の裁判官委員会の構成員として、監督審又は再審手続に従い、同一の事件の裁判に複数回参加することができる場合を除く
4. 検察官又は書記官として同じ事件の手続を行った場合

第48条 検察官の交代

検察官は、次の場合は民事手続を行うことを拒否し、又は交代しなければならない。

1. この法律第46条に定める場合
2. 裁判官、人民参審員、検察官又は書記官として同じ事件の手続を行った場合

第49条 書記官の交代

書記官は、次の場合は民事手続を行うことを拒否し、又は交代しなければならない。

1. この法律第46条に定める場合
2. 裁判官、人民参審員、検察官又は書記官として同じ事件の手続を行った場合

第50条 民事手続実施の拒否手続又は民事手続を行う者の交代請求手続

1. 公判期日開始前の民事手続実施の拒否又は民事手続を行う者の交代請求は、その理由及び根拠を明記し、書面で行わなければならない。
2. 公判期日中の手続実施拒否又は手続を行う者の交代請求は、公判期日記録に記載しなければならない。

第51条 手続を行う者の交代決定

1. 公判期日前の裁判官、人民参審員、書記官の交代は、裁判所長官が決定する。；交代される裁判官が裁判所長官である場合には、その交代は直近上級裁判所の長官が決定する。

公判期日前の検察官の交代は、同級の検察院長官が決定する。；交代される検察官が検察院長官である場合には、その交代は直近上級検察院の長官が決定する。

2. 公判期日中の裁判官、人民参審員、書記官又は検察官の交代は、交代を請求されている者の意見を聴聞した後に、審理合議体が決定する。審理合議体は、評議室で当該事項につき評議し、多数決で決定する。

裁判官、人民参審員、書記官又は検察官が交代しな

なければならない場合には、審理合議体は、公判期日を延期する決定を発する。交代のための他の裁判官、人民裁判官、書記官の指名は、裁判所長官が決定する。交代される者が裁判所長官である場合には、その交代は直近上級裁判所の長官が決定する。交代のための検察官の指名は、同級の検察院長官が決定する；交代される検察官が同級の検察院長官である場合には、その交代は直近上級検察院の長官が決定する。

第5章 民事事件及び非訟事件の解決のための合議体構成

第52条 民事事件第一審の合議体構成

民事事件第一審の合議体は、裁判官1名及び人民参審員2名で構成する。

特別な事件の場合には、第一審合議体は、裁判官2名及び人民参審員3名で構成することができる。

第53条 民事事件控訴審の合議体構成

民事事件の控訴審合議体は、裁判官3名で構成する。

第54条 民事事件監督審又は再審の合議体構成

1. 省級人民裁判所の監督審又は再審合議体は、省級人民裁判所の裁判官委員会で構成する。

省級人民裁判所の裁判所委員会が法的効力を有する判決又は決定の監督審又は再審を行うときは、委員全員の少なくとも3分の2が審理に参加しなければならない。

2. 最高人民法院所の特別法廷の監督審又は再審合議体は、裁判官3名で構成する。

3. 最高人民法院所の監督審又は再審合議体は、最高人民法院所の裁判官評議会で構成する。

最高人民法院所の裁判官評議会が法的に有効な判決又は決定の監督審又は再審を行うときは、評議員全員の少なくとも3分の2が審理に参加しなければならない。

第55条 非訟事件の解決の構成員

1. この法律第26条第5項、第28条第6項、第30条第2項並びに第3項及び第32条が定める民事、婚姻家族、営業、取引若しくは労働に関する申立て、又は非訟事件の解決決定に対する控訴、異議申立ては、3名の裁判官が処理する。

2. 本条第1項に定める場合に該当しない民事、婚姻家族、営業、取引又は労働に関する申立ては、単独の裁判官が解決する。

3. この法律第30条第1項が定める営業又は取引に関する申立ての解決の構成員は、商事仲裁に関する法令

の規定に従う。

第6章 民事手続の参加者

第1節 民事事件の当事者

第56条 民事事件の当事者

1. 民事事件の当事者とは、原告、被告及び関連する権利、義務を有する個人、機関、組織をいう。

2. 民事事件の原告とは、合法的権利及び利益が侵害されたと考えてその民事事件の解決を求めて裁判所に訴えを提起した者、又はこの法律が定めるその他の個人、機関若しくは組織が、ある者の合法的権利及び利益が侵害されたと考えて、その者のために民事事件の解決を求めて裁判所に訴えを提起した対象となるその者である。

この法律が定める機関及び組織であって、それぞれの所管する領域の公益、国益保護を裁判所に求めるために民事事件の訴えを提起した者も原告である。

3. 民事事件の被告とは、原告の合法的権利及び利益がある者によって侵害されたと考えてその民事事件の解決を求めて裁判所に原告が訴えを提起した対象となるその者、又はこの法律が定めるその他の個人、機関若しくは組織が、原告の合法的権利及び利益がある者によって侵害されたと考えて、民事事件の解決を求めて裁判所に訴えを提起した対象となるその者である。

4. 民事事件に関連する権利、義務を有する者とは、訴えを提起した者又は訴えられた者ではなく、民事事件の解決が自己の権利、義務に関連しており、それ故、関連する権利、義務を有する者として手続に含まれることを自分自身で、又は他の当事者が申し立て、当該申立てが裁判所に受理された者である。

民事事件の解決がある者の権利、義務に関連しているが、その者を関連する権利、義務を有する者として手続に含むことをだれも請求しなかった場合には、裁判所は、当該者を関連する権利、義務を有する者として手続に含まなければならない。

第57条 当事者の民事手続権利能力及び民事手続行為能力

1. 民事手続権利能力とは、民事手続における法令が定めた権利、義務を有する能力を意味する。いかなる個人、機関及び組織も、その合法的権利及び利益の擁護を裁判所に申し立てるに当たり、同等の民事手続権利能力を有する。

2. 民事手続行為能力とは、民事手続において自己の権利、義務を自分自身で行使し、又は自己の代理人に民

事手続に参加する権限を与える能力を意味する。

3. 満18歳以上の当事者は、民事行為能力を喪失した者及び制限された者、又は法令に定める他の者を除き、完全な民事手続行為能力を有する。
4. 6歳未満又は民事行為能力を喪失した当事者は、民事手続行為能力を有さない。裁判における当該者の合法的権利及び利益の擁護は、その適法な代理人が遂行する。
5. 満6歳以上15歳未満の当事者について、裁判におけるその合法的権利及び利益の擁護は、当該者の適法な代理人が遂行する。
6. 労働契約により就業し、又は自己の財産を用いて民事取引に参加した満15歳以上18歳未満の当事者は、当該労働関係又は民事関係に関連する事項について自ら民事手続に参加する権利を有する。その場合において、裁判所は、当該者の適法な代理人を召還して手続に参加させる権利を有する。他の事項については、裁判における当事者の合法的権利及び利益の擁護は、その適法な代理人が遂行する。
7. 機関、組織である当事者は、その適法な代理人を通じて民事手続に参加する。

第58条 当事者の権利、義務

1. 当事者は、民事手続に参加するに当たり平等の権利、義務を有する。
2. 民事手続に参加するとき、当事者は次の権利、義務を有する。
 - a) 自己の合法的権利及び利益を防御するため、証拠を提出し、証明すること
 - b) 証拠を保有し、管理している個人、機関、組織に対し、当該証拠を裁判所に提出するため提供するよう請求すること
 - c) 事件の証拠確認、収集が自分自身でできない場合に、それを裁判所に請求すること、証人の召喚を裁判所に申し立てること、鑑定、査定を依頼すること、又は他の当事者の請求により裁判所が既に確認し、収集した証拠について、検察院に不服申立てをすること
 - d) 他の当事者が提出し、若しくは裁判所が収集した書類、証拠を閲覧し、メモを取り、複写すること
 - dd) 緊急保全処分の適用を裁判所に請求すること
 - e) 事件の解決について互いに合意に達すること；裁判所が行う和解に参加すること
 - g) 自己の権利、義務の行使に関する通常の通知を受け取ること
 - h) 自己の合法的権利及び利益を自ら防御し、又は他の者にその防御を依頼すること
 - i) 公判期日に参加すること
 - k) この法律の規定に従って民事手続を行う者又は民

事手続の参加者の交代を請求すること

- l) 他の者に質問すべきことを裁判所に提案すること。
互いに、又は証人と対質すること
- m) 公判期日で弁論すること
- n) 判決、決定の抜粋を提供されること
- o) この法律の規定に従い、判決、決定について控訴又は不服申立てをすること
- p) 法的効力を有する判決、決定について、監督審又は再審手続によって異議を申し立てる根拠を発見し、異議を申し立てる権限を有する者に通知すること
- q) 裁判所の召喚状に基づいて出頭し、事件の解決において裁判所の決定に従うこと
- r) 裁判所に敬意を払い、裁判所の規則に厳正に従うこと
- s) 法令の規定に従い、訴訟費用及び手数料を前払いすること
- t) 裁判所の法的効力を有する判決、決定に厳正に従うこと
- u) 法令が定めるその他の権利、義務

第59条 原告の権利、義務

1. 原告は、次の権利、義務を有する。
 - a) この法律第58条に定める当事者の権利、義務
 - b) 自己の訴えの一部若しくは全部の取下げ、又は訴えの内容を変更すること
 - c) 関連する権利、義務を有する者の手続への参加を裁判所に請求すること
 - d) 事件の解決の停止を裁判所に請求すること
2. 裁判所から適法に2回召喚を受けたにもかかわらず出頭しなかった原告は、その訴えを放棄したとみなす。

第60条 被告の権利、義務

1. 被告は次の権利、義務を有する。
 - a) この法律第58条が定める当事者の権利、義務
 - b) 原告の請求の一部又は全部を認諾し、又は争うこと
 - c) 原告に対して、その請求に関連する反訴を提起すること、又は原告が請求する義務の相殺を提案すること
 - d) 自己に対する訴えについて裁判所から通知を受けること
2. 被告が裁判所から2回適法に召喚を受けたにもかかわらず出頭しなかった場合は、裁判所は被告不在で公判を行う。

第61条 関連する権利、義務を有する者の権利、義務

1. 関連する権利、義務を有する者は、次の権利、義務を有する。
 - a) この法律第58条が定める権利、義務
 - b) 独立した請求を行うこと、又は原告側若しくは被告

側について手続に参加することを許可されること。

2. 関連する権利、義務を有する者は、独立した請求を行う場合には、この法律第59条に定める原告の権利、義務を有する。
3. 関連する権利、義務を有する者は、原告側について手続に参加し又は権利のみを有する場合には、この法律第59条が定める原告の権利、義務を有する。
4. 関連する権利、義務を有する者は、被告側について手続に参加し又は義務のみを負う場合には、この法律第60条が定める被告の権利、義務を有する。

第62条 手続上の権利、義務の相続

1. 個人である当事者が手続参加中に死亡し、その権利及び財産が相続される場合には、相続人は手続に参加する。
2. 機関又は組織である当事者が、手続に参加中に活動終了、解散、統合、合併、分割、分離、又は組織変更した場合には、その手続上の権利、義務の承継は次のとおり確定する。
 - a) 活動を終了し、又は解散しなければならない組織が株式会社、有限責任会社又は合名会社である場合には、当該組織の構成員である個人、組織、又はその適法な代理人が手続に参加する。
 - b) 活動を終了、又は解散しなければならない機関若しくは組織が国家機関、人民軍部隊、政治組織、社会政治組織、職能及び社会政治組織、社会組織、社会職能組織又は国営企業の場合は、それらの機関若しくは組織の上級機関の適法な代理人、又はその権利、義務を引き継ぐ任務を課された機関、組織の適法な代理人が手続に参加する。
 - c) 組織が統合、合併、分割、分離又は組織変更した場合には、その組織の権利、義務を引き継ぐ個人又は組織が手続に参加する。
3. 当事者が法人以外の組織で、その代理人又は管理人が手続参加中に死亡した場合には、当該組織は、他の者を手続に参加する代理人として指名しなければならない。；当該組織が活動を終了し、又は解散しなければならない場合には、その構成員である個人が手続に参加すること

第2節 手続のその他の参加者

第63条 当事者の合法的権利及び利益の弁護人

1. 当事者の合法的権利及び利益の弁護人とは、当事者の合法的権利及び利益を援護するため、手続に参加することを当事者に依頼され、裁判所が許可した者である。
2. 次に掲げる者は、当事者の合法的権利及び利益の弁

護人として活動することを裁判所が許可する。

- a) 弁護士に関する法令の規定に従って手続に参加する弁護士
 - b) 完全な民事行為能力を有するベトナム市民であり、有罪判決を受けたことがなく、又は有罪判決を受けた後に犯罪歴を抹消された者で、医療施設送致、更生施設送致又は行政保護観察措置の行政処分を受ける場合に該当せず、裁判所、検察院又は警察部門の役人又は職員でない者
3. 当事者の合法的権利及び利益の弁護人は、同一事件の1名以上の当事者の合法的権利及び利益が互いに対立しない場合に、それらの当事者を弁護することができる。当事者の合法的権利及び利益の複数の弁護人は、事件の当事者1名の合法的利益及び利益を共同して弁護することができる。

第64条 当事者の合法的権利及び利益の弁護人の権利、義務

1. 訴えの提起時に、又は民事手続のいずれの段階でも、手続に参加すること。当事者の合法的権利及び利益の弁護人は、裁判所が必要と認める場合に、監督審又は再審の公判期日に参加することができる。
2. 当事者の合法的権利及び利益を弁護するため、証拠を確認し、収集し、裁判所に提出すること、事件記録を検討し、メモをとり、及び事件記録の必要な書類を複写すること
3. 和解、公判期日に参加すること、又は当事者の合法的権利及び利益の弁論を書面ですること
4. この法律の規定に従い、当事者に代わって手続を行う者、他の手続参加者の交代を請求すること
5. 当事者の合法的権利及び利益の弁護に関連する法律事項において、当事者を援助すること
6. この法律第58条第2項m、q号及びr号が定める権利、義務

第65条 証人

事件の内容に関連する事実関係を知っている者は、裁判所に召喚され証人として手続に参加することができる。民事行為能力を喪失した者は、証人となることができない。

第66条 証人の権利、義務

1. 事件の解決に関連し、自己が入手したすべての情報、書類、物を提出すること
2. 事件の解決に関連して、自己が知っている事実関係を誠実に陳述すること
3. 自己の陳述が国家機密、職業上の秘密、企業秘密、若しくは個人的な秘密に関連する場合に、又は自己の

陳述が自分の近い親族である当事者に不利益若しくは悪影響を与える場合に、陳述を拒否すること

4. 機関又は組織で就業している場合は、裁判所に召喚されたときに、又は証言をするときに職務を離れること
5. 法令が定める旅費及び他の手当を受けること
6. 手続に参加するときに、召喚した裁判所及び権限を有する国家機関に、自己の生命、健康、名誉、威厳、財産及びその他の合法的権利及び利益を擁護するよう請求すること；手続を行う者の手続上の行為について不服を申し立てること
7. 自己の虚偽の証言によって当事者又は他の者に及ぼした損害に対し、賠償を行い法律上の責任を負うこと
8. 公開の公判期日で証言しなければならない場合は、裁判所の召喚を受けて公判期日に出頭すること。証人が正当な理由なく公判期日に出頭せず公判を妨げた場合は、審理合議体は、証人を公判期日に引致する決定を発することができる。
9. 証人が未成年者である場合を除き、裁判所に対し自己の権利、義務を遂行する誓約をすること。虚偽の証言をし、虚偽の書類を提出し、証言することを拒否し、又は裁判所に召還され正当な理由なく出頭しなかった証人は、法令が定める責任を負う。

第67条 鑑定人

鑑定人とは、鑑定が必要な物の分野において法令が定める必要な知識、経験を有する者で、問題となっている物の鑑定をするため、当事者間の合意に基づいて選任され又は1名以上の当事者の請求により裁判所に呼び出された者をいう。

第68条 鑑定人の権利、義務

1. 鑑定人は、次の権利、義務を有する。
 - a) 鑑定すべき物に関連する事件記録の書類を閲覧すること；鑑定に必要な書類の提供を裁判所に請求すること
 - b) 鑑定すべき物に関する事項について、法的手続の参加者に質問すること
 - c) 裁判所の召喚を受けて出頭し、誠実で根拠があり、客観的な方法で鑑定に関する質問に答え、鑑定結果を述べること
 - d) 鑑定すべき事項が自己の専門能力を超え、鑑定のために提供された書類が不適切又は使用不可能な場合は、裁判所に鑑定を行えない旨を書面で通知すること
 - dd) 受け取った書類を保存し、鑑定結果又は鑑定不可能に関する通知とともに当該書類を裁判所に返却すること
 - e) 鑑定のために書類を任意に収集しないこと、手続の

他の参加者に連絡を取ることが鑑定結果に影響を与える場合には、他の参加者に連絡を取らないこと；鑑定中に知った秘密情報を公開しないこと、又は鑑定人を召喚した裁判官を除き、他の者に鑑定結果を知らせないこと

- g) 法令が定める旅費及び他の手当を享受すること
- h) 裁判所に対し自己の権利、義務を遂行する誓約をすること
2. 正当な理由なく鑑定結果を出すことを拒否する鑑定人、虚偽の鑑定結果を出した鑑定人、又は裁判所から召喚され正当な理由なく出頭しなかった鑑定人は、法令が定める責任を負わなければならない。
3. 鑑定人は、次の場合には鑑定を拒否し、又は交代しなければならない。
 - a) 鑑定人がこの法律第46条第1項及び3項に定める事由の一に該当する場合
 - b) 鑑定人が同じ事件における当事者の合法的権利及び利益の弁護人、証人又は通訳人として手続に参加した場合
 - c) 鑑定人が同じ事件の裁判官、人民参審員、検察官又は書記官として手続を行った場合

第69条 通訳人

通訳人とは、手続参加者がベトナム語を使用できない場合に、外国語をベトナム語に、及びその逆に翻訳できる者をいう。通訳人は、当事者間の合意で選任し、かつ、裁判所により容認され又は裁判所がその選任を求める。

第70条 通訳人の権利、義務

1. 通訳は、次の権利、義務を有する。
 - a) 裁判所の召喚を受けて出頭すること
 - b) 誠実に、客観的に、かつ正確に通訳すること
 - c) 手続を行う者、参加者に通訳が必要な言葉を更に説明するよう求めること
 - d) 手続の他の参加者に連絡を取ることが通訳の信頼性、客観性及び正確性に影響を与える場合には、他の参加者に連絡を取ってはならない。
 - dd) 法令が定める旅費及び他の手当を享受すること
 - e) 裁判所に対し自己の権利、義務を遂行することを誓約すること
2. 故意に虚偽の翻訳をし、又は裁判所から召喚されたときに正当な理由なく出頭しない通訳人は、法令が定める責任を負う。
3. 通訳人は、次の場合には通訳することを拒否し、又は交代しなければならない。
 - a) この法律第46条第1項及び3項が定める場合の一に該当する場合
 - b) 同一事件の当事者の合法的権利及び利益の弁護人、

証人又は鑑定人として手続に参加した場合

c) 裁判官、人民参審員、検察官又は書記官として手続を行った場合

4. 本条の規定は、聾啞者のための手話の通訳人にも適用する。

聾啞者の代理人又は親族のみがその手話を理解する場合は、裁判所は、当該代理人又は親族がその聾啞者の通訳人を務めることを容認することができる。

第71条 鑑定結果の報告若しくは通訳の拒否手続、又は鑑定人若しくは通訳人の交代請求手続

1. 公判期日前の鑑定結果報告若しくは通訳の拒否、又は鑑定人若しくは通訳の交代請求は、書面で行い、その理由を明記しなければならない。

2. 公判期日の鑑定結果報告若しくは通訳の拒否、又は鑑定人若しくは通訳の交代請求は、公判期日記録に記載しなければならない。

第72条 鑑定人、通訳人の交代決定

1. 公判期日前の鑑定人、通訳人の交代は、裁判所長官が決定する。

2. 公判期日中の鑑定人、通訳人の交代は、交代を請求されている者の意見を聴聞した後に審理合議体が決定する。審理合議体は、評議室で当該事項につき評議し、多数決で決定する。

鑑定人又は通訳人を交代しなければならない場合は、審理合議体は、公判期日を延期する決定を発する。他の鑑定人又は通訳人の請求は、この法律第67条及び69条の規定に従わなければならない。

第73条 代理人

1. 民事手続の代理人は、法定代理人及び任意代理人とする。

2. 民法が定める法定代理人は、代理権が法令の規定によって制限されている場合を除き、民事手続における法定代理人である。

他の者の合法的権利及び利益を擁護するため訴えを提起する個人、機関及び組織は、民事手続において擁護される者の法定代理人でもある。

3. 民法が定める任意代理人は、民事手続の代理人である。；離婚事件については、当事者は他の者に民事手続において自己の代理を務める権限を与えてはならない。

第74条 代理人の権利、義務

1. 民事手続の法定代理人は、自己が代理する当事者の手続上の権利、義務を行使する。

2. 民事手続の任意代理人は、授權書の内容に従い、手

続上の権利、義務を行使する。

第75条 代理人不許可の場合

1. 次の場合は、人は法定代理人を務めてはならない。

a) 代理される者と同一の事件の当事者であり、自己の合法的権利及び利益が、代理される者の権利及び利益と対立する場合

b) 他の当事者のために民事手続の法定代理人を務めており、その当事者の合法的権利及び利益が同一の事件の代理される者の合法的権利及び利益と対立する場合

2. 本条第1項の規定は、民事手続の任意代理人の場合にも適用する。

3. 裁判所、検察院若しくは警察部門の役人又は職員は、自分が所属する機関の代理人又は法定代理人として民事手続に参加する場合を除き、民事手続の代理人を務めてはならない。

第76条 民事手続の代理人指名

民事手続が行われる場合において、当事者がその民事行動能力を制限されているのに代理人を有さず、又はその法定代理人がこの法律第75条第1項に定める場合の一に該当するときは、裁判所は、裁判手続に参加する代理人を指名しなければならない。

第77条 民事手続における代理の終了

民事手続の法定代理人及び任意代理人は、民法の規定に従って代理を終了する。

第78条 民事手続における代理の終了の結果

1. 代理される者が成人になり、又は民事行動能力を回復し、法定代理が終了する場合は、当該者は、自分自身で民事手続に参加し、又はこの法律が定める手続に従って他の者に民事手続に参加する権限を与える。

2. 任意代理が終了する場合は、当事者又はその相続人は、自分自身で民事手続に参加し、又はこの法律が定める手続に従って他の者に手続に参加する権限を与える。

第7章 証明及び証拠

第79条 立証の義務

1. 自己の合法的権利及び利益の擁護を裁判所に申し立てる当事者は、当該請求に十分根拠があり、適法であることを証明する証拠を提出しなければならない。

2. 自分に対する他の者の請求に対し防御する当事者は、その防御に十分根拠があることを証明し、それを証明する証拠を提出しなければならない。

3. 公益、国益を保護するために訴えを提起し、又は他の者の合法的権利及び利益の擁護を裁判所に申し立てる個人、機関若しくは組織は、その訴え又は申立てに十分根拠があり、合法であることを証明する証拠を提出しなければならない。
4. 証明のための証拠提出が義務付けられているにもかかわらず証拠を提出せず、又は適切な証拠を提出しなかった当事者は、証明不能又は不適切な証拠の結果に対する責任を負う。

第80条 証明を要しない事実関係、事件

1. 次の事実関係、事件は、証明することを要しない。
 - a) 明白でだれもが知っており、裁判所が認めた事実関係、事件
 - b) 法的に有効な判決若しくは決定、又は権限のある国家機関の有効な決定により認定された事実関係、事件
 - c) 書類に記載され、正当に公証され、又は認証された事実関係、事件
2. 一方の当事者がもう一方の当事者の提示した事実関係、事件を認め、又は否認しないときは、もう一方の当事者は証明しなくてもよい。
3. 当事者が手続に参加する代理人を有している場合において、当該代理人が認めたときはその当事者が認めたものとみなす。

第81条 証拠

民事事件又は非訟事件の証拠とは、この法律の定める順序、手続に従って当事者、個人、機関若しくは組織が裁判所に提出し、又は裁判所が収集した事実に関するものであって、当事者の請求又は防御に十分根拠があり適法であるか否かを決定し、民事事件又は非訟事件の適切な解決に必要なその他の事実関係を決定するために裁判所が使用するものをいう。

第82条 証拠の出所源

証拠は、次の出所源から収集される。

1. 判読可能資料、可聴資料及び可視資料
2. 物
3. 当事者の陳述
4. 証人の証言
5. 鑑定結果
6. 現場検証記録
7. 習慣
8. 財産査定結果
9. 法令が定めるその他の出所源

第83条 証拠の認識

1. 内容が判読可能な資料は、適法に公証若しくは認証

され、又は権限のある機関若しくは組織によって提供及び認定された原本又は謄本である場合に証拠とみなす。

2. 可聴、可視資料は、その資料の源を証明する書類又は録音、録画に関連する書類とともに提出された場合に証拠とみなす。
3. 証拠とみなすものは、原物でかつ民事事件又は非訟事件に関連していなければならない。
4. 当事者の陳述、証人の証言は、本条第2項の定めに従って書面、録音テープ、録音ディスク、録画テープ若しくは録画ディスクに記録された場合又は公判廷において口頭でなされた場合に証拠とみなす。
5. 鑑定結果は、鑑定が法令の定める手続に従って行われた場合に証拠とみなす。
6. 現場検証の記録は、検証が法令の定める手続に従って行われ、検証の参加者が署名した場合に証拠とみなす。
7. 習慣は、その習慣が存在する地方共同体が確認した場合に証拠とみなす。
8. 財産の査定結果は、査定が法令の定める手続に従って行われ、又は査定官の作成した書類が本条第1項の規定に遵守している場合に証拠とみなす。

第84条 証拠の提出

1. 裁判所による民事事件又は非訟事件の解決の過程において、当事者は、裁判所に証拠を提出する権利と義務を有する；当事者は、証拠を提出せず、又は証拠のすべてを提出しない場合は、法令が定める場合を除き、その結果に対する責任を負う。
2. 当事者による裁判所への証拠提出は、証拠提出受領記録に記載しなければならない。記録には、証拠の名称、形態、内容、特徴、複写数、ページ数及び受領時刻を明記し、提出者の署名若しくは指印、受領者の署名及び裁判所の押印を含まなければならない。記録は2部作成し、1部は事件記録に組み入れ、もう1部は、証拠を提出した当事者に交付する。
3. 当事者が裁判所に提出した少数民族の言語又は外国語による証拠は、適法に公証され、又は認証されたベトナム語の翻訳を添付しなければならない。

第85条 証拠の収集

1. 民事事件又は非訟事件の記録に含まれた証拠が、当該事件の解決の十分な根拠にならないと思われる場合には、裁判官は当事者に追加の証拠提出を求める。
2. 当事者が自分自身で証拠を収集できず、証拠収集の申立てをした場合は、裁判官は証拠を収集するため、次の措置の1つ、又は幾つかを採ることができる。
 - a) 当事者、証人の陳述聴取
 - b) 鑑定人召喚

- c) 財産の査定 の決定
- d) 現場見分, 検証
- dd) 証拠収集の許可
- e) 個人, 機関又は組織に対する, 民事事件又は非訟事件の解決に関連する判読可能資料, 可聴資料, 可視資料, 又はその他の物提出の請求

3. 本条第2項b, c, d, dd号及びe号が定める措置を採る場合には, 裁判官はその理由及び裁判所の請求を明確にした決定を発しなければならない。

当事者は, 裁判所の証拠収集措置の決定に対し不服を申し立てる権限を有する。不服申立ては, 直ちに検察院に対して行わなければならない。検察院は, 当事者の不服申立てに基づき, 証拠を確認, 収集することを裁判所に請求する権限を有し, 公判期日への参加を検討する。

必要がある場合には, 検察院は, 控訴審, 監督審, 再審を申し立てる権利を行使するため, 当事者, 個人, 機関, 組織に, 事件記録, 書類, 物の提出を請求することができる。

第86条 当事者の尋問

1. 裁判官は, 当事者の陳述書が作成されていない場合又は陳述書の内容が不十分, 不明確である場合にのみ, 当事者を尋問する。当事者は, 自ら陳述書を作成し, それに署名しなければならない。当事者が自ら陳述書を作成できないときは, 裁判官が尋問する。当事者の尋問は, 当事者が不十分に, 不明確に陳述した事実関係についてのみ集中して行う。裁判官自身又は書記官が調書に当事者の陳述を記載する。裁判官は, 裁判所の事務所内で又は必要がある場合には裁判所の事務所外で, 当事者を尋問する。
2. 当事者の尋問調書は, 当該当事者に閲覧させ, 又は読み聞かせ, かつ, 当事者が署名又は指印しなければならない。当事者は, 尋問調書の修正及び補足を請求することができ, 認証のために記録に署名又は指印する。調書は, 尋問者, 録取者が署名し, 裁判所の捺印をする。調書のページが別々になっている場合は, 各ページに署名をし, 割印を押さなければならない。当事者の尋問調書が裁判所の事務所外で作成された場合は, 陳述は証人, 調書を作成した社, 区, 地区又は町の人民委員会若しくは警察署, 又は調書を作成した機関若しくは組織が認証しなければならない。
3. この法律第57条第4項及び5項が定める場合の一における当事者の尋問は, 当該当事者の適法な代理人の立会いの下で行われなければならない。

第87条 証人の尋問

1. 当事者が請求する場合又は必要と思われる場合には, 裁判官は, 裁判所の事務所内外で証人を尋問すること

ができる。

2. 証人尋問の手続は, この法律第86条第2項が定める当事者の尋問と同じである。
3. 満18歳未満の証人又は民事行為能力が制限された者の尋問は, その法定代理人又は後見人の立会いの下で行わなければならない。

第88条 対質

1. 当事者が請求する場合又は当事者若しくは証人の陳述に齟齬があると認められる場合には, 裁判官は, 当事者間, 当事者と証人間, 又は証人間において対質を行わせる。
2. 対質は, 調書に記録し, 対質の参加者が署名しなければならない。

第89条 現場見分, 検証

1. 現場見分, 検証は, 現場見分, 検証が必要な物の所在地の社級人民委員会, 機関又は組織の代理人の立会いの下で裁判官が行い, 当事者が見分, 検証について知り, それに立ち合うように, 事前に当事者に通知しなければならない。
2. 現場見分, 検証は, 調書に記録しなければならない。調書には, 現場見分, 検証の結果, 場所を明記し, 見分, 検証を行った者が署名し, 当事者が立ち合った場合には当事者, 見分若しくは検証される物の所在地の社級人民委員会又は機関, 組織の代理人及び見分, 検証への参加を求められたその他の者が署名し, 又は指印しなければならない。現場見分, 検証調書完成後, 見分, 検証を行った者は, 見分, 検証が必要な物の所在地の社級人民委員会, 機関又は組織の代理人に, 認証のための署名及び捺印を請求しなければならない。

第90条 鑑定請求

1. 当事者の選択合意に基づき, 又は1名以上の当事者の請求により, 裁判官は, 鑑定要求の決定を発することができる。鑑定要求の決定には, 鑑定人の氏名, 住所, 鑑定の対象, 鑑定が必要な事項及び鑑定結果が必要な具体的要件を明記しなければならない。
2. 鑑定要求の決定を受け取った鑑定人は, 法令の規定に従って鑑定を実施しなければならない。
3. 鑑定結果が不十分, 不明確又は法に違反すると思われる場合には, 1名以上の当事者の請求により, 裁判官は, 追加鑑定又は再鑑定要求の決定を発することができる。再鑑定は, 前回の鑑定を行った者又は法令に定める他の専門機関が実施できる。

第91条 偽造告発された証拠の鑑定要求

1. 証拠が偽造であると告発された場合は, その証拠の提出者は, 当該証拠を取り下げることができる。取り

下げない場合には、告発者は、この法律第90条に定める鑑定を裁判所に請求することができる。

2. 証拠の偽造に犯罪の兆候がある場合には、裁判所は、その証拠を権限ある犯罪調査機関に送付する。
3. 偽造証拠の提供者は、証拠の偽造により他の者に損害が発生した場合には、損害賠償をしなければならない。

第92条 財産の査定

1. 裁判所は、次の場合に紛争のある財産を査定する決定を発する。
 - a) 当事者の一人又は全員が請求した場合
 - b) 当事者が脱税又は訴訟費用削減の目的で低価格に合意した場合
2. 裁判所の決定に従って設立される価格評議会は、議長並びに金融機関及びその他の関連専門機関の代理人である構成員から構成される。価格評議会は、その構成員全員が出席したときのみ査定を行う。必要な場合には、査定を受ける財産の所在地の社級人民委員会の代理人が、査定への立会いを求められる。当事者は、事前に査定の時間及び場所の通知を受け、査定に参加し、意見を述べる権利を有する。査定財産の価格決定権は価格評議会にある。
3. 金融機関及びその他の関連専門機関は価格評議会に参加する職員を派遣し、彼らが任務を遂行するための条件を作る責任を負う。価格評議会の構成員に指名された者は、査定に全面的に参加しなければならない。
4. 査定は、調書に記録し、各構成員の意見及び当事者が参加した場合にはその各参加者の意見を明記しなければならない。価格評議会の決定は、構成員の過半数の投票が必要である。価格評議会の構成員、当事者及び証人は、査定調書に署名しなければならない。

第93条 証拠収集の囑託

1. 民事事件又は非訟事件の解決において、裁判所は、別の裁判所又は本条第4項が定める権限のある機関に、当事者、証人を尋問し、現場検証若しくは財産査定を実施し、又は証拠を収集し、民事事件若しくは非訟事件の事実関係を確認する他の措置の囑託決定を発することができる。
2. 囑託決定には、原告、被告の氏名、住所、紛争関係及び証拠収集のための特定された囑託業務を明記しなければならない。
3. 囑託決定を受けた裁判所は、当該決定を受け取ってから30日以内に特定の任務を遂行し、囑託決定を発した裁判所に結果を書面で通知する責任を負う。特定任務を実行できない場合には、その理由を明記した不実行の書面による通知を囑託決定を発した裁判所に

送付しなければならない。

4. 証拠収集をベトナムの領土外で行わなければならない場合は、裁判所は、権限のあるベトナムの機関又はベトナムと司法供助協定に署名し、若しくはベトナムとともに本件に関する国際条約に加盟した外国の民事手続を行う機関を通じて、囑託手続を実施する。

第94条 個人、機関、組織への証拠提出の申立て

1. 当事者が、証拠収集のために必要な措置を採ったにもかかわらず自分自身で証拠を収集できない場合には、民事事件及び非訟事件の適切な解決のために、証拠収集を裁判所に申し立てることができる。

裁判所に証拠収集を申し立てる当事者は、証明すべき点、収集すべき証拠、自ら証拠を収集できない理由及び収集が必要な証拠を管理若しくは占有している個人、機関又は組織の氏名及び住所を明記した申立書を提出しなければならない。
2. 裁判所は、証拠を管理若しくは占有している個人、機関又は組織に、証拠を提出するよう直接又は書面で請求することができる。当該証拠を管理若しくは占有している個人、機関又は組織は、請求を受け取った日から15日以内に、裁判所が請求する証拠を完全に、かつ期限内に提出する責任を負う。

第95条 証拠保存

1. 証拠が裁判所に提出されたとき、当該証拠の保存は裁判所の責任である。
2. 証拠を裁判所に提出できない場合には、当該証拠の保存は、証拠の占有者の責任である。
3. 保存のために証拠を第三者に提出することが必要な場合には、裁判官は決定を発し、保存のための第三者への証拠提出調書を作成する。保存を引き受けた者は、調書に署名しなければならない。証拠保存に対する報酬を受ける権利を有し、証拠保存の責任を負う。

第96条 証拠調べ

1. 証拠調べは、客観的、包括的、適切かつ正確でなければならない。
2. 裁判所は証拠を1つずつ、かつ証拠間の関連を調べ、各証拠の正当性を確定しなければならない。

第97条 証拠の開示及び使用

1. 本条第2項に定める場合を除き、各証拠は、平等に公開し、使用しなければならない。
2. 裁判所は、国家機密、国民の醇風美俗、職業上の秘密、企業秘密又は当事者の正当な請求により個人の私生活の秘密に関連する証拠を公開しない。
3. 手続を行う者及び手続参加者は、本条第2項の規定

に従って、非公開に分類された証拠を法令の定めるとおり秘匿しなければならない。

第98条 証拠保全

1. 証拠が破壊されつつある、破壊される危険がある、又は将来収集が困難になる場合には、当事者は証拠を保全するために必要な措置の適用の決定を裁判所に申し立てる申立書を提出することができる。裁判所は、封印、保管、写真撮影、録音、ビデオ録画、修復、検査、調書作成及びその他の措置を含む1つ以上の措置の適用を決定することができる。
2. 証人が証拠を提出しないよう、又は虚偽の証拠を提出するよう脅迫を受け、制御され、又は買収された場合に、裁判所は証人を脅迫し、制御し、又は買収した者にその行為を強制的に終了する決定を発する権利を有する。脅迫、制御又は買収行為に犯罪の兆候が見られる場合は、裁判所はその刑事責任の検討を検察院に申し立てる。

第8章 緊急保全処分

第99条 緊急保全処分の適用請求権

1. 民事事件の解決において、当事者、その適法な代理人又はこの法律第162条第1項及び2項に定める他の者の合法的権利及び利益を擁護するために事件を提訴する機関、組織は、回復不能の損害を回避し、又は判決の執行を保障するため、受訴裁判所に対し、この法律第102条に定める1つ以上の緊急保全処分を適用して、当事者の緊急な申立てを一時的に解決し、証拠の現状を維持して証拠を保全するよう申し立てる権限を有する。
2. 直ちに証拠を保全し、又は起こり得る重大な結果を防ぐことが必要である緊急な場合に、関係する個人、機関又は組織は管轄裁判所に訴えの申立書を提出すると同時に、この法律第102条が定める緊急保全措置の適用の決定発付を当該裁判所に申し立てることができる。
3. 裁判所は、この法律第119条が定める場合にのみ職権で緊急保全処分を適用する決定を発付する。

第100条 緊急保全処分の適用、変更又は取消決定権

1. 公判期日前の緊急保全処分の適用、変更、取消は、裁判官が検討し、決定する。
2. 公判期中の緊急保全処分の適用、変更、取消は、審理合議体が検討し、決定する。

第101条 緊急保全処分の不適切な適用に対する責任

1. 緊急保全処分の適用を裁判所に申し立てる者は、当該申立てに対する法律上の責任を負う。緊急保全処分の適用に関する申立てが不適切になされ、その結果、緊急保全処分が適用された者又は第三者に損害が発生した場合には、その賠償をしなければならない。
2. 裁判所が緊急保全処分を不適切に適用し、その結果、当該処分を受けた者又は第三者に損害が発生した場合には、裁判所は次の場合に損害を賠償しなければならない。
 - a) 裁判所が職権で緊急保全処分を適用した場合
 - b) 裁判所が、個人、機関又は組織が申し立てた緊急保全処分以外のものを適用した場合
 - c) 裁判所が、個人、機関又は組織の申立ての範囲を超えた緊急保全処分を適用した場合

第102条 緊急保全処分

1. 未成年者の世話、養育、保護及び教育をする個人又は組織を任命
2. 扶養義務の一部事前履行強制
3. 生命、健康が侵害された個人に対する損害賠償義務の一部事前履行強制
4. 被雇用者に発生した労災又は職業上の病気に対する雇用者の給与、報酬、損害賠償又は手当の前払い強制
5. 被雇用者解雇の決定執行停止
6. 紛争のある財産の差押え
7. 紛争のある財産の財産権譲渡の禁止
8. 紛争のある財産の現状変更の禁止
9. 付属農作物又は他の生産物、商品の収穫、販売の許可
10. 銀行、その他の信用機関、国庫の口座凍結、預託場所の財産凍結
 1. 債務者の財産凍結
 2. 当事者に対し、特定の行為の禁止又は強制
 3. 法令が定めるその他の緊急保全処分

第103条 未成年者の世話、養育、保護、教育する個人又は組織への引渡し

未成年者の世話、養育、保護、教育する個人又は組織への引渡しは、事件の解決が後見人を有しない未成年者に関連する場合に適用する。

第104条 扶養義務の一部事前履行強制

扶養義務の一部の事前履行強制は、事件の解決が十分に根拠のある扶養に関する申立てに関連しており、扶養

義務の一部を直ちに事前遂行しなければ、扶養を受ける権限のある者の健康、生命に影響を与える場合に適用する。

第105条 健康、生命への侵害に対する損害賠償義務の一部事前履行強制

健康又は生命への損害賠償義務の一部事前履行強制は、事件の解決が、健康又は生命への損害賠償に関する申立てに関連しており、当該申立てに十分根拠があり、必要であると思われる場合に適用する。

第106条 被雇用者に発生した労災又は職業上の病気に対する、雇用者の給与、報酬、損害賠償又は手当の前払い強制

被雇用者に発生した労災又は職業上の病気に対する給与、報酬、損害賠償又は手当の前払いを雇用者に強制することは、事件の解決が労災若しくは職業上の病気に対する給与、報酬、損害賠償又は手当の支払に関する申立てに関連しており、当該申立てに十分根拠があり、必要であると思われる場合に適用する。

第107条 被雇用者解雇の決定執行停止

被雇用者解雇の決定執行停止は、事件の解決が被雇用者の解雇に関連しており、解雇の決定が違法で、被雇用者の生命に重大な影響を及ぼすと思われる場合に適用する。

第108条 紛争のある財産の差押え

1. 紛争のある財産の差押えは、事件の解決において、紛争のある財産の占有者が財産の分散又は損壊行為を行っているという根拠がある場合に適用する。
2. 差押え財産は、裁判所の決定が出されるまで、判決執行機関の事務所に保管、保存され、又は当事者の一人又は第三者にその管理を書面にて任命する。

第109条 紛争のある財産の財産権譲渡禁止

紛争のある財産の財産権譲渡禁止は、事件の解決において紛争のある財産を占有又は保管している者が、当該財産の財産権を他の者に譲渡しているという根拠がある場合に適用する。

第110条 紛争のある財産の現状変更禁止

紛争のある財産の現状変更禁止は、事件の解決において、紛争のある財産を占有又は保存している者が、当該財産を分解、組立、拡大又はその他の行為を行い、財産の現状を改ざんしているという根拠がある場合に適用する。

第111条 付属農作物又は他の生産物、商品の収穫、販売の許可

付属農作物又は他の生産物、商品の収穫及び販売許可は、事件の解決において、紛争のある財産が、付属農作物又は他の生産物、商品に関連しており、それが収穫時期にあり、又は長期間保存できない場合に適用する。

第112条 銀行、その他の信用機関、国庫の口座凍結

銀行、その他の信用機関、国庫の口座凍結は、事件の解決において、債務者が銀行、その他の信用機関又は国庫に口座を有しており、この措置の適用が事件の解決又は判決執行を保障するために必要である場合に適用する。

第113条 預託場所の財産凍結

預託場所の財産凍結は、事件の解決において債務者が財産を預託していることを示す根拠があり、かつ事件の解決を保障し、又は判決の執行を保障するため、この措置の適用が必要であることを示す根拠がある場合に適用する。

第114条 債務者の財産凍結

債務者の財産凍結は、事件の解決において債務者が財産を有していることを示す根拠があり、かつ事件の解決を保障し、又は判決の執行を保障するため、この措置の適用が必要であることを示す根拠がある場合に適用する。

第115条 特定の行為の禁止又は強制

特定の行為の禁止又は強制は、事件の解決において当事者又は個人、機関、組織による特定の行為の不履行又は履行が、事件の解決又は裁判所が解決する事件に関する他の者の合法的権利及び利益に影響を与えることを示す根拠がある場合に適用する。

第116条 他の緊急保全処分の適用

法令が定める場合に、裁判所はこの法律第102条第1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11号及び12号に定める以外の緊急保全処分を適用することができる。

第117条 緊急保全処分の適用手続

1. 裁判所に緊急保全処分の適用を申し立てる者は、管轄裁判所に申立書を提出しなければならない。その申立書には次の主要な内容を含んでいなければならない。

- a) 申立日
- b) 緊急保全処分適用の申立人の氏名及び住所

- c) 緊急保全処分の適用を受ける者の氏名及び住所
- d) 紛争の内容又は自己の合法的権利及び利益を侵害する行為の要約
- dd) 緊急保全処分適用の申立ての理由
- e) 適用すべき緊急保全処分及び特定条件

緊急保全処分の適用の申立てに応じて、申立人は当該緊急保全処分の適用の必要性を証明する証拠を裁判所に提供しなければならない。

2. この法律第99条第1項が定める緊急保全処分の適用が申し立てられた場合に、事件解決の担当裁判官は申立てを検討し、解決しなければならない。申立人が担保措置を採らなくてもよいときは申立書受理後3日以内に、又は申立人がこの法律第120条に定める担保措置を採ったときはその直後に、裁判官は緊急保全処分を適用する決定を発しなければならない。；申立てを却下する場合は、裁判官はその理由を明記し、申立人に書面で通知する。
審理合議体が公判期日に緊急保全処分の適用の申立書を受け取った場合は、審理合議体は直ちに、又は申立人がこの法律第120条に定める担保措置を完了した後に検討し、緊急保全処分適用の決定を発する。
3. この法律第99条第2項に定める緊急保全処分の適用が申し立てられた場合は、訴えの申立書及び添付の証拠とともに申立書を受領後、裁判所長官は申立てを受領し、解決する裁判官1名を指名する。申立書を受領後48時間以内に、裁判官は検討し、緊急保全処分を適用する決定を発する。；申立書を却下する場合は、裁判官はその理由を明記し、申立人に書面で通知しなければならない。
4. この法律第102条第10項及び11項に定める緊急保全処分を適用する場合は、緊急保全処分の適用を受ける者が履行すべき財産義務と同額の銀行口座又は財産の凍結のみが許可される。

第118条 他者の権利及び利益を擁護するために訴えを提起する機関又は組織による緊急保全処分適用の提案

この法律第162条第1項及び2項に定める他者の権利及び利益を擁護するために訴えを提起する機関、組織は、緊急保全処分適用の理由、適用すべき緊急保全処分、擁護すべき合法的権利及び利益を有する者の氏名及び住所、緊急保全処分の適用が申し立てられている者の氏名及び住所、紛争の内容又は当事者の合法的権利及び利益の侵害行為の要約及びその提案が十分根拠があり適法であることを証明する証拠を明記して、書面で緊急保全処分の適用を裁判所に提案する。

第119条 裁判所の職権による緊急保全処分適用の決定発付

裁判所は、当事者が緊急保全処分の適用を申し立てない場合に、職権でこの法律第102条第1, 2, 3, 4号及び5号が定める緊急保全処分を適用する決定を発する。

第120条 担保措置の強制適用

1. この法律第102条第6, 7, 8, 10号及び11号が定める緊急保全処分の1つの適用を裁判所に申し立てる者は、裁判所が定める金額、貴金属、宝石又は証券を預託しなければならない。その額は、緊急保全処分の適用を受ける者の利益を擁護し、申立人による緊急保全処分の適用の申立権乱用を防ぐために、債務者の履行すべき財産義務と同額でなければならない。
この法律第99条第2項が定める場合は、本条が定める担保措置の適用の期限は、申立書提出後48時間を超えてはならない。
2. 預託金、貴金属、宝石又は証券は、緊急保全処分の適用を決定した裁判所の本庁が所在する場所の銀行の凍結口座に、裁判所が定める期限内に預託しなければならない。
担保措置が祝日又は週末に採られたときは、預託金は裁判所で保管する。裁判所は、預託金の引渡し及び受領の手続を実施し、次の営業日に直ちに銀行に当該預託金を預けなければならない。

第121条 緊急保全処分の変更、追加適用

適用された緊急保全処分が既に適切でなくなり、変更が必要であると思われる場合又は他の緊急保全処分を追加適用しなければならない場合に、緊急保全処分の変更手続又は他の緊急保全処分の追加適用手続はこの法律第117条の規定に従う。

第122条 緊急保全処分の適用の取消

1. 裁判所は、次の場合の一において直ちに適用した緊急保全処分を取り消す決定を発する。
 - a) 緊急保全処分の適用を申し立てた者が取消しを求めた場合
 - b) 緊急保全処分の適用に関する決定を執行する義務を有する者が、担保として財産を預け、又は他の者が申立人に対する義務履行を担保する措置を採った場合
 - c) 債務者の民事義務が民法の定めに従って終了した場合
2. 緊急保全処分の適用を取り消す場合に、裁判所は取消を検討し、緊急保全処分の適用を申し立てた者にこ

の法律第120条が定める担保金、貴金属、宝石又は証券を返却することを許可しなければならない。ただし、この法律第101条第1項が定める場合を除く。

第123条 緊急保全処分の適用、変更又は取消決定の効力

1. 緊急保全処分の適用、変更又は取消の決定は、直ちに効力を発する。
2. 裁判所は、緊急保全処分の適用、変更、取消に関する決定を発付し、その発付後直ちに、緊急保全処分の申立人、緊急保全処分の適用を受ける者、関連する個人、機関、組織、権限のある民事判決執行機関及び同級の検察院に決定を送付しなければならない。

第124条 緊急保全処分の適用、変更、取消の有無の決定に対する不服、異議の申立て

当事者は、事件を解決する管轄裁判所の長官に対し、当該裁判所の裁判官による緊急保全処分の適用、変更若しくは取消の決定又は当該決定の不発付について、不服を申し立てる権利を有し、検察院は異議を申し立てる権利を有する。不服申立て又は異議申立てをする期限は、緊急保全処分の適用、変更若しくは取消決定又は当該決定の不発付に関する裁判官の回答の受領後3営業日である。

第125条 緊急保全処分の適用、変更、取消の決定又は不適用、不変更、不取消に関する不服申立て及び異議申立て

1. 裁判所長官は、この法律第124条に定める不服申立て及び異議申立てを、その受領後3営業日以内に検討し、解決しなければならない。
2. 不服申立て、異議申立ての解決に関する裁判所長官の決定は、最終的判断であり、この法律第123条第2項の定めにより直ちに発付し、又は交付しなければならない。
3. 公判期日中、不服申立て又は異議申立ての解決は、審理合議体が管轄する。不服申立て又は異議申立ての解決に関する審理合議体の決定は最終的判断である。

第126条 緊急保全処分の適用、変更又は取消に関する決定の執行

1. 緊急保全処分の適用、変更又は取消の決定は、民事判決執行に関する法令に従って執行する。
2. 所有権が登録された財産に関する緊急保全処分の適用が決定されたときは、当事者は、所有権登録を管理する機関に決定の謄本を提出する義務を有する。

第9章 訴訟費用、手数料及びその他の手続費用

第1節 訴訟費用及び手数料

第127条 訴訟費用の前金、手数料の前金、訴訟費用及び手数料

1. 訴訟費用の前金は、第一審訴訟費用の前金及び控訴審の訴訟費用の前金を含む。
2. 訴訟費用は、第一審訴訟費用及び控訴審の訴訟費用を含む。
3. 手数料は、判決、決定又は裁判所の他の書類の謄本の交付費用、民事非訟事件の解決を裁判所に求める申立費用、民事非訟事件の解決手数料及び法令が定めるその他の手数料を含む。

第128条 集金した訴訟費用の前金、手数料の前金、訴訟費用及び手数料の処理

1. 集金した訴訟費用及び手数料はすべて、国庫の国家予算に全額期限内に入金しなければならない。
2. 訴訟費用の前金及び手数料の前金は、国庫に開設した保管口座に預託するため権限のある判決執行機関に提出し、裁判所の決定に基づいて判決執行のために引き出す。
3. 訴訟費用又は手数料を前納した者が、当該費用、手数料を負担しなければならない場合は、判決又は決定が効力を生じた後直ちに、集金した前金を国家予算に入金しなければならない。
訴訟費用、手数料を前納した者が、判決又は決定に基づいてその支払った金額の一部又は全額の払戻しを受ける権限を有する場合は、訴訟費用の前金又は手数料の前金を集金した判決執行機関が返金の手続を実施しなければならない。
4. 民事事件又は非訟事件の解決が停止したときは、既に前納された訴訟費用、前納された手数料は、民事事件又は非訟事件の解決が再開したときに処理する。

第129条 訴訟費用の前金、手数料の前金、訴訟費用及び手数料の集金及び支出方法

訴訟費用の前金、訴訟費用、手数料の前金及び手数料の集金並びに訴訟費用の前金及び手数料の前金の支出は法令に従わなければならない。

第130条 訴訟費用及び手数料の前納義務

1. 原告、原告に対して反訴を提起した被告及び民事事件において独立した請求を行った関連する権利、義務を有する者は、第一審訴訟費用を前納しなければならない。；控訴人は、控訴審訴訟費用を前納しなければならない。ただし、訴訟費用の支払いを免除され、又

は訴訟費用の前金を支払わなくてもよい場合を除く。

2. 民事非訟事件の解決を裁判所に求める申立てをした者は、当該民事非訟事件の解決のための手数料を前納しなければならない。ただし、手数料の前金を支払わなくてもよい場合を除く。

第131条 第一審訴訟費用の支払義務

1. 当事者は、その申立てが裁判所に認容されなかった場合は、第一審訴訟費用を負担しなければならない。ただし、第一審訴訟費用の支払いを免除され、又は当該費用を支払わなくてもよい場合を除く。
2. 当事者が共有財産の自己の持分を自分自身で確定することができず共有財産分割の解決を裁判所に求めた場合は、各当事者は、自己が享受する財産の持分の価額に相当する第一審訴訟費用を支払わなければならない。
3. 公判期日前に裁判所が和解を実施し、当事者が事件の解決について相互に合意に達した場合には、当事者は本条第1項及び2項が定める第一審訴訟費用の50パーセントを負担しなければならない。
4. 離婚事件の原告は、裁判所が申立てを受理するか否かにかかわらず、第一審訴訟費用を支払わなければならない。両当事者が協議離婚に合意した場合は、各当事者は第一審訴訟費用の半額を負担しなければならない。
5. 事件の一方の当事者が第一審訴訟費用を免除されている場合においても、他方の当事者は、本条第1、2、3項及び4項に基づき、第一審訴訟費用を支払わなければならない。
6. 訴訟が中止した場合は、第一審訴訟費用の支払義務は、本条第1、2、3、4項及び5項の規定に従って、事件の解決が再開したときに決定する。

第132条 控訴審訴訟費用の支払義務

1. 控訴された第一審の判決又は決定が控訴審裁判所に支持された場合は、控訴人は控訴審訴訟費用を支払わなければならない。ただし、控訴審訴訟費用を免除され、又は当該費用を支払わなくてもよい場合を除く。
2. 控訴された第一審の判決又は決定が控訴審裁判所によって修正された場合は、控訴人は、控訴審訴訟費用を支払わない。控訴審裁判所は、この法律第131条の定めに従い、第一審訴訟費用の支払義務を再度確定しなければならない。
3. 控訴審裁判所が第一審の再審のために控訴された第一審の判決又は決定を破棄した場合は、控訴人は控訴審訴訟費用を支払う義務を負わない。訴訟費用の支払義務は事件の再審のときに再確定する。

第133条 手数料の支払義務

手数料の支払義務は民事非訟事件の具体的な種類により決定し、法令で規定する。

第134条 訴訟費用及び手数料の具体的規定

訴訟費用、各種の具体的な事件に適用する訴訟費用の水準、手数料の種類、具体的な手数料の水準、訴訟費用の前金若しくは手数料の前金が免除され、若しくは支払わなくてもよい場合、訴訟費用若しくは手数料が免除され、若しくは支払わなくてもよい場合又はこの法律が定めていない訴訟費用及び手数料に関するその他の具体的な事項は、国会常任委員会が定める。

第2節 その他の手続費用

第135条 鑑定費用の前金、鑑定費用

1. 鑑定費用の前金とは、裁判所の決定に基づき鑑定を実施することを裁判所に求められた組織又は個人が見積もった総額である。
2. 鑑定費用とは、鑑定のために費やす正当でかつ必要な総額であり、法令に基づき鑑定を実施する組織又は個人が計算する。

第136条 鑑定費用の前金の支払義務

1. 鑑定の中立人は、当事者間で別段の合意をした場合又は法令に別段の定めがある場合を除き、鑑定費用の前金を支払わなければならない。
2. 当事者が鑑定機関の選任に合意し、又は同じ物の鑑定を共同で申し立てた場合は、各当事者は、当事者間で別段の合意をした場合又は法令に別段の定めがある場合を除き、鑑定費用の前金の半額を支払わなければならない。

第137条 支払済み鑑定費用前金の処理

1. 鑑定費用を前納した者が鑑定費用を支払わなくてもよい場合は、裁判所の決定に基づき鑑定費用を支払わなければならない者が鑑定費用を支払った者に返金しなければならない。
2. 鑑定費用の前金を支払った者が鑑定費用を支払う義務を有し、支払った前金が実際の鑑定費用に満たない場合は、当該者は不足額を支払わなければならない。前納額が実際の鑑定費用を超える場合は、超過分は、前納した者に返金する。

第138条 鑑定費用の支払義務

当事者間に別段の合意がない場合又は法令に別段の定めがない場合は、鑑定費用の支払義務は、次のように定める。

1. 鑑定結果により鑑定の申立てに根拠がないと証明された場合は、鑑定を申し立てた者が鑑定費用を支払わなければならない。
2. 鑑定結果により鑑定の申立てに十分根拠があると証明された場合は、鑑定の申立てを容認しなかった者が鑑定費用を支払わなければならない。

第139条 査定費用の前金、査定費用

1. 査定費用の前金とは、裁判所の決定に基づき行われる査定の評価委員会が見積もった総額である。
2. 査定費用とは、査定のために支払う正当でかつ必要な総額であり、法令に基づき査定委員会が計算する。

第140条 査定費用前納義務

1. 査定を請求する者は、当事者間で別段の合意をした場合又は法令に別段の定めがある場合を除き、査定費用を前納しなければならない。
2. 当事者が価格に合意できず、査定の実施を裁判所に求める場合又はこの法律第92条第1項b号に定める場合は、各当事者は査定費用の半額を支払わなければならない。

第141条 支払済み査定費用前金の処理

1. 査定費用を前納した者が査定費用を支払わなくてよい場合は、裁判所の決定に基づき査定費用を支払う義務を負う者が査定費用を前納した者に返金しなければならない。
2. 査定費用を前納した者が査定費用を支払う義務を負い、前納額が実際の査定費用に満たない場合は、当事者は不足額を支払わなければならない。前納額が実際の査定費用を超える場合は、超過分は前納した者に返金する。

第142条 査定費用の支払義務

当事者に別段の合意がない場合又は法令に別段の定めがない場合は、査定費用の支払義務は、次のように定める。

1. 査定結果により査定の申立てに根拠がないと証明された場合は、査定を申し立てた者が査定費用を支払わなければならない。
2. 査定結果により査定の申立てに十分根拠があると証明された場合は、査定の申立てを容認しなかった者が査定費用を支払わなければならない。
3. 当事者が価格について合意できず、査定の実施を裁判所に申し立てた場合は、各当事者が査定費用の半額を支払わなければならない。
4. 裁判所がこの法律第92条第1項b号に定める査定に関する決定を発した場合は、

- a) 査定結果により、裁判所の査定決定に十分根拠があると証明された場合は、各当事者が査定費用の半額を支払わなければならない。
 - b) 査定結果により、裁判所の査定決定に根拠がないと証明された場合は、裁判所が査定費用を支払う。
5. 共有財産の分割のために査定が行われた場合は、当該財産の持分を受け取った各者が、受け取った財産額に比例した査定費用を負担しなければならない。

第143条 証人費用

1. 当事者が、正当でかつ実際の証人費用を負担する。
2. 証人の証言が真実であるが当該証人の召喚を求めた者の要求に反する場合は、証人の召喚を求めた者が証人費用を負担しなければならない。証人の証言が真実であり、当該証人の召喚を求めた者の要求に適合している場合は、その費用は証人の召喚を申し立てた者と独立した申立てをしている当事者が負担しなければならない。

第144条 通訳費用及び弁護士費用

1. 通訳費用とは、民事事件又は非訟事件の解決において通訳人に支払う総額であり、当事者及び通訳が合意した額又は法令が定める額である。
2. 弁護士費用とは、弁護士に支払う総額であり、当事者と弁護士が弁護士事務所の規定範囲内で、かつ法令に従って合意した額である。
3. 通訳費用又は弁護士費用は、当事者が別段の合意をした場合を除き、当該通訳人又は弁護士を求めた者が負担する。
4. 裁判所が通訳を求めた場合は、通訳費用は裁判所が支払う。

第145条 他の手続費用の具体的規定

鑑定、査定の特別費用及び証人、通訳人、弁護士の具体的費用は、国会常任委員会が定める。

第10章 手続書類の交付、送達及び通知

第146条 手続書類の交付、送達又は通知義務

裁判所、検察院及び判決執行機関は、この法律の規定に従って、手続書類を当事者、手続の他の参加者及び関連する個人、機関、組織に交付し、送達し、又は通知する義務を負う。

第147条 交付、送達又は通知すべき手続書類

1. 裁判所の判決及び決定
2. 訴状、控訴状、異議決定書
3. 民事手続の通知書、召喚状、案内状

4. 訴訟費用の前金, 手数料の前金, 訴訟費用, 手数料及び他の手数料の集金領収書
5. 法令が定めるその他の手続書類

第148条 手続書類の交付, 送達又は通知を行う者

1. 手続書類の交付, 送達又は通知は, 次の者が行う。
 - a) 手続書類の交付, 送達若しくは通知を課された民事手続を行う者又は手続書類発付機関の者
 - b) 民事手続の参加者が居住する場所の社級人民委員会又は裁判所が請求する場合は民事手続の参加者が就業する場所の機関又は組織
 - c) 当事者, その代理人又はこの法律に定める場合の当事者の合法的権利及び利益の弁護人
 - d) 郵便配達人
 - dd) 法令が定める別の者
2. 交付, 送達若しくは通知の実施を義務付けられているのにその責任を適切に履行しなかった者は, その不履行の性質及び重大性に応じて懲戒処分を受け, 行政処分を受け, 又は刑事責任を追求される。; 損害を引き起こした場合は, 法令に従って, その賠償をしなければならない。

第149条 手続書類の交付, 送達又は通知方法

手続書類の交付, 送達又は通知は, 次の方法で行わなければならない。

1. 交付, 送達又は通知は, 直接に, 又は郵便で, 又は権限のある第三者が行う。
2. 公示
3. マス・メディアで公表

第150条 手続書類の交付, 送達又は通知の効力

1. この法律に従って行われた手続書類の交付, 送達又は通知は, 有効とみなす。
2. 手続書類の交付, 送達又は通知をする義務を負う者はこの法律の規定に従わなければならない。

交付し, 送達し, 又は通知した手続書類の執行義務を負う者はそれらを厳正に執行しなければならない。: その執行ができなかった場合又はその執行が不適切な場合は, その不執行の性質及び重大性に応じて, 行政処分を受け, 又は刑事責任を追求される。; 損害を引き起こした場合には, 法令に従ってその賠償をしなければならない。

第151条 直接交付, 送達又は通知の手続

手続書類の交付, 送達又は通知を行う者は, 関連手続書類をその交付, 送達又は通知する対象の者に直接手渡さなければならない。後者は, 手続書類の交付及び受領

を記載する記録又は記録簿に署名しなければならない。手続期限の起算日は, 後者が手続書類の発行, 交付, 又は通知を受けた日とする。

第152条 個人への直接交付, 送達又は通知手続

1. 手続書類を交付し, 送達し, 又は通知する対象の者が個人であるときは, 手続書類は直接その者に手渡さなければならない。
2. その者が不在である場合には, 手続書類は, 完全な民事行為能力を有し, その者とともに住んでいる親族に手渡し, 書類をその者に個人的に手渡すことを誓約するよう当該親族に求めることができる。共同生活する親族が書類の受領の署名をした日が, 交付, 送達又は通知日とみなす。

その者が完全な民事行為能力を有し, 共同生活する親族を有さない場合, 又は親族がその者の代わりに手続書類を受領することを拒否した場合は, 当該手続書類はその者の住民集団指導者, 村長又は部落長(以下まとめて「住民集団指導者」という)又は手続書類を交付し, 送達し, 若しくは通知する対象の者が居住する社, 区, 若しくは地区の人民委員会又は警察署に手渡し, 直接書類をその者に手渡すよう求めることができる。

3. 交付, 送達又は通知が他の者を通して行われた場合は, 交付者, 送達者又は通知者は, 書類を交付又は通知する対象の者の不在, 手続書類を受け取った者, 理由, 手渡日時, 手続書類を交付し, 送達し, 又は通知する対象の者と手続書類を受け取った者との関係及び前者に書類を直接手渡すという後者の誓約を明記した記録を作成しなければならない。記録には手続書類の手渡しを引き受けた者, 交付者, 送達者又は通知者及び証人が署名しなければならない。
4. 手続書類を発行し, 交付し又は通知する対象の者が新しい住所に引っ越した場合は, 書類はその新しい住所に基づいて交付し, 送達し, 又は通知しなければならない。
5. 手続書類を交付し, 送達し, 又は通知する対象の者が不在であり, その帰宅時又は所在地が分からない場合は, 交付者, 送達者又は通知者は交付, 送達又は通知不能に関する記録を作成し, これに情報を提供した者が署名する。
6. 手続書類を交付し, 送達し, 又は通知する対象の者が当該書類の受領を拒否した場合は, 交付者, 送達者又は通知者はその理由を明記した記録を作成し, 手続書類の受領の拒否に関して住民集団指導者, 社/区/地区の人民委員会又は警察署の認証を受ける。

第153条 機関、組織への直接交付、送達又は通知手続

手続書類を交付し、送達し、又は通知する対象の者が機関又は組織である場合は、手続書類はその法定代理人又はその受領の責任を負う者に直接手渡さなければならない。その者は受領書に署名しなければならない。手続書類を交付し、送達し、又は通知した対象の機関又は組織が手続書類を受領する代理人を有する場合は、当該者がその受領の署名をする。受領署名日が交付、送達又は通知日とみなされる。

第154条 公示手続

1. 手続書類の公示は、手続書類を交付し、送達し、若しくは通知する対象の者の所在が分からない場合又は直接交付、送達若しくは通知ができない場合にのみ実施する。
2. 手続書類の公示は、裁判所が直接に、又は裁判所の授権により手続書類を交付し、送達し、若しくは通知する対象の者が居住し、若しくは最後に居住した場所の社級人民委員会が、次の手続に従って実施する。
 - a) 裁判所の事務所又は書類を交付し、送達し、若しくは通知する対象の者が居住し、若しくは最後に居住した場所の社級人民委員会の事務所に手続書類の原本を掲示する。
 - b) 書類を交付し、送達し、又は通知する対象の者の住居又は最後の住居にその謄本を掲示する。
 - c) 公示日を明記した公示手続に関する記録を作成する。
3. 手続書類の公示期間は、掲示日から15日間である。

第155条 マス・メディアでの公表手続

1. マス・メディアでの公表は、法令が定める場合又は公示により手続書類を交付し、送達し、又は通知する対象の者が当該書類に関する情報を得ることが保障されないと信ずる根拠がある場合にのみ実施される。

マス・メディアでの公表は、他の当事者が請求した場合に実施することができる。マス・メディアでの公表費用は、公表の請求者が負担する。
2. マス・メディアでの公表は、中央の日刊紙に3回連続して掲載し、かつ中央のラジオ局又はテレビ局で3日間連続して3回放送する。

第156条 手続書類の交付、送達又は通知の結果通知

手続書類を交付し、送達し又は通知する者が、裁判所、手続書類発行機関又はその職員でない場合は、当該者は、手続書類の交付、送達又は通知の結果を裁判所又は手続書類の発行機関に通知しなければならない。

第11章 手続期限

第157条 手続期限

1. 手続期限とは、手続を行う者、手続の参加者又は関係する個人、機関若しくは組織が、この法律の定める手続上の行為を遂行する起点と終点で確定される時間の期限である。
2. 手続期限は、時間、日、週、月、年、又は起り得る出来事によって確定することができる。

第158条 民法の期限に関する規定の適用

この法律の手続期限計算方法、手続期限の規定、手続期限の始期及び終期は、民法の対応する規定に従う。

第159条 提訴期限、申立時効

1. 提訴時効とは、対象者が侵害された自己の合法的権利及び利益を擁護するために、民事事件の解決を裁判所に申し立てる訴えを提起する権利を有する期限である。この期限を徒過したときは、法令に別段の定めがある場合を除いて、対象者は提訴する権利を喪失する。
2. 申立時効とは、対象者が個人、機関又は組織の合法的権利及び利益、公益、国益を擁護するために民事非訟事件の解決を裁判所に申し立てる権利を有する期限である。この期限を徒過したときは、法令に別段の定めがある場合を除いて、対象者は申立権を喪失する。
3. 法令が提訴又は申立ての時効を別段に定めない場合は、それらの時効は次のとおり定める。
 - a) 裁判所に民事事件の解決を申し立てる提訴時効は、個人、機関又は組織の合法的権利及び利益、公益又は国益が侵害された日から2年間である。
 - b) 民事非訟事件の解決を裁判所に申し立てる時効は、申立権が発生した日から1年間である。

第160条 時効に関する民法の規定の適用

時効に関する民法の規定は、民事手続に適用する。

第2部 第一審裁判所の事件解決手続

第12章 事件の提訴及び受理

第161条 提訴権

個人、機関及び組織は、自分自身で又はその適法な代理人を通じて（以下まとめて「訴訟人」という。）、自己の合法的権利及び利益の擁護を求め、管轄裁判所に事件を提訴する権限を有する。

第162条 他の者の合法的権利及び利益、公益、国益の擁護のために民事事件を提訴する権利

1. 住民、家族及び児童機関並びに婦人団は、婚姻家族に関する法令が定める場合には、それぞれの任務及び権限の範囲内において婚姻家族関係事件を提訴する権利を有する。
2. 末端レベルの労働組合の上級労働組合は、法令が定める労働者団体の合法的権利及び利益を擁護することが必要な場合には、労働事件を提訴する権利を有する。
3. 機関及び組織は、それぞれの所管する領域における公益、国益の擁護を裁判所に申し立てるために、それぞれの任務及び権限の範囲内において民事事件を提訴する権利を有する。

第163条 提訴範囲

1. 単一の個人、機関又は組織は、同一事件の解決のため、単一又は複数の相互に関連する法律関係に関し、他の単一又は複数の個人、機関又は組織に対し、訴えを提起することができる。
2. 複数の個人、機関又は組織は共同して、同一事件の解決のため、単一又は複数の相互に関連する法律関係に関し、他の単一の個人、機関又は組織に対し、訴えを提起することができる。
3. この法律が定める権限のある個人、機関又は組織は、同一事件の解決のため、単一又は複数の相互に関連する法律関係に関し、他の単一の個人、機関若しくは組織又は他の複数の個人、機関若しくは組織に対し、訴えを提起することができる。

第164条 訴状の形式及び内容

1. 訴えを提起する個人、機関及び組織は、その訴状を作成しなければならない。
2. 訴状は次の主要な内容を含んでいなければならない。
 - a) 作成日
 - b) 受訴裁判所の名前
 - c) 訴訟人の氏名及び住所
 - d) 擁護すべき権利及び利益を有する者の氏名及び住所
 - dd) 被告の氏名及び住所
 - e) 関連する権利、義務を有する者が存在する場合は、その者の氏名及び住所
 - g) 被告及び関連する権利、義務を有する者に対して、裁判所による解決を申し立てられた具体的な事項
 - h) 証人が存在する場合は、当該証人の氏名及び住所
 - i) 提訴に十分根拠があり、適法であることを証明する書類及び証拠
 - k) 訴訟人が事件の解決にとって必要であると考え

他の情報

- 1) 訴状は、訴訟人である個人が署名し、若しくは指印しなければならない。又は訴訟人である機関若しくは組織の適法な代理人が署名し、若しくは押印しなければならない。

第165条 訴状に添付する書類、証拠

訴訟人は、自己の請求に十分根拠があり、適法であることを証明する書類、証拠を添付して訴状を送付しなければならない。

第166条 訴状の裁判所への提出

1. 事件を提起する者は、次の方法で訴状、添付書類、証拠を事件解決の管轄裁判所に送付する。
 - a) 裁判所に直接提出
 - b) 裁判所に郵送
2. 訴えの提起日は、訴状が裁判所に提出された日又は送付の郵便消印日である。

第167条 訴状受理手続

裁判所は、訴訟人が直接又は郵送で提出した訴状を受け取り、それを訴状登録簿に記録しなければならない。裁判所は、訴状を受け取った日から5日以内に訴状を検討し、次の決定の1つを発付しなければならない。

1. 事件が裁判所の管轄下にある場合は、事件を受理する手続を進める。
2. 事件が他の裁判所の管轄下にある場合は、訴状を管轄裁判所に送付し、その旨を訴訟人に通知する。
3. 提訴事項が裁判所の管轄下でない場合は、訴状を訴訟人に返却する。

第168条 訴状の返却

1. 裁判所は、次の場合に訴状を返却する。
 - a) 提訴の期限が徒過している場合
 - b) 申立人が訴えを提起する権利を有していない、又は完全な民事手続行為能力を有していない場合
 - c) 裁判所が、離婚、養子縁組の変更、扶養程度若しくは損害賠償の程度の変更に関する申立て、又は賃貸財産、賃貸家屋若しくは他の者の無料滞在のために提供された家屋の返還に関する申立てを、提訴条件が不足していたために認めず却下した場合を除き、提訴事項が、裁判所の効力を有する判決若しくは決定又は権限を有する国家機関の法的効力を有する決定によって解決済みである場合
 - d) 正当な理由がある場合を除き、訴訟人が裁判所に出頭して訴え受理手続を実施することを怠った間に、この法律第171条第2項に定める通知期限が徒過した場合

dd) 訴えを提起する十分な条件が揃っていない場合。

e) 事件が裁判所の管轄でない場合

2. 訴状を返却するときに、裁判所はその理由を明記した、訴状に同封する書面を作成する。

第169条 訴状補正、補足の請求

1. 訴状がこの法律第164条第2項に定める内容を十分に含んでいない場合は、裁判所は、裁判所が定める期限内に訴状を補正、補足するため、その旨を訴訟人に通知するが、その期限は30日を超えてはならない。；特別な場合は、裁判所はこの期限を延長できるが、延長期間は15日を超えてはならない。
2. 訴訟人がこの法律第164条第2項の定めに従って、その訴状を厳正に補正し、補足したときは、裁判所は事件の受理を継続する。；訴訟人が裁判所の請求に従ってその訴状を補正し、補足しなかったときは、裁判所は訴状、書類及び証拠を訴訟人に返却する。

第170条 訴状返却に対する不服申立ての提出及び解決

1. 裁判所から返却された訴状、添付書類及び証拠を受け取った日から3日以内に、訴訟人は、訴状を返却した裁判所の長官に不服申立てを提出することができる。
2. 訴状の返却に関する不服申立てを受け取った日から3日以内に、裁判所の長官は、次の決定の1つを発しなければならない。
 - a) 訴状返却を支持する。
 - b) 事件を受理するために、訴状、添付書類及び証拠を再度受け取る。

第171条 事件の受理

1. 訴状、添付書類、証拠を受け取った後、事件が裁判所の管轄下にあると考える場合に、裁判所は、訴訟人が訴訟費用を前納する責任を負う場合は、訴訟人が裁判所に出頭し、訴訟費用を前納する手続を実施できるよう、直ちにその旨を訴訟人に書面で通知する。
2. 裁判所は、訴訟費用の前納額を見積もり、それを通知に書き込み、訴訟費用の前納のため訴訟人に通知を手渡す。訴訟人は、訴訟費用の前納に関する裁判所の通知を受け取った日から15日以内に当該前金を支払わなければならない。
3. 裁判所は、訴訟人が訴訟費用の前納領収書を裁判所に提出した後、事件を受理する。
4. 訴訟人が訴訟費用の前金若しくは訴訟費用の支払を免除され、又は支払うことが要求されていない場合は、裁判所は訴状、添付書類、証拠を受け取ったときに事

件を受理しなければならない。

第172条 事件を解決する裁判官の指名

1. 事件を受理した日から3日以内に、裁判所長官は、事件を解決する裁判官を指名する。
2. 事件の解決において、指名された裁判官が課された任務を継続できない場合は、裁判所の長官は、その任務の継続のために別の裁判官を指名する。；裁判が代替の裁判官なく進行した場合は、事件は最初から再審理しなければならない。

第173条 事件記録を作成するときの裁判官の任務及び権限

1. 事件の受理を通知する。
2. 当事者に書類及び証拠を裁判所に提出することを求める。
3. この法律第85条第2項の定めに従い、証拠を収集するため、一又は複数の措置を採る。

第174条 事件の受理に関する通知

1. 事件を受理した日から3日以内に、裁判所は被告、事件の解決に関連する権利、義務を有する個人、機関及び組織並びに同級の検察院に、事件の受理に関する書面の通知を送付しなければならない。
2. 書面の通知は、次の主要な内容を含んでいなければならない。
 - a) 通知作成日
 - b) 受訴裁判所の名称及び所在地
 - c) 訴訟人の氏名及び住所
 - d) 訴訟人が裁判所による解決を求める具体的な事項
 - dd) 訴訟人が訴状とともに提出した書類及び証拠の一覧
 - e) 訴訟人の請求に関する意見書及び添付書類、証拠が添付されている場合は、通知を受けた者がそれに関する意見書を裁判所に提出しなければならない期限
 - g) 通知を受けた者が裁判所に申し立てられている請求に関する意見書を提出しなかったことの法的効果

第175条 通知を受けた者の権利、義務

1. 通知を受けた者は、通知を受け取った日から15日以内に、訴訟人の請求及び添付書類、証拠に関する意見があれば、書面で裁判所に提出しなければならない。期限の延長が必要な場合は、通知を受けた者は、その理由を明記した申立書を裁判所に提出しなければならない。；延長の申立てに十分根拠がある場合は、裁判所は延長を許可しなければならないが、15日を超えてはならない。
2. 通知を受けた者は、訴状、添付書類及び証拠を閲覧

し、メモを取り、又は複写する許可を裁判所に求めることができる。

第176条 被告の反訴を提起する権利

1. 被告は、訴訟人の請求に関する意見書を裁判所に提出する義務とともに、原告に対する反訴を提起する権限を有する。
2. 被告の原告に対する反訴は、次の場合の一において受理される。
 - a) 原告の請求に対する責任を排除するために反訴を提起した場合
 - b) 反訴が受理された場合に、原告の請求の一部又は全部の受理を破棄することができる場合
 - c) 反訴と原告の請求との間に相関関係があり、これらの請求が同一事件で解決された場合に、事件の解決がより正確かつ迅速である場合

第177条 関連する権利、義務を有する者の独立した請求をする権利

関連する権利、義務を有する者が原告側又は被告側について手続に参加しない場合は、次の条件が満たされたときに、その者は独立した請求をする権限を有する。

1. 事件の処理が、当該者の権利、義務に関連している。
2. その者の独立した請求が、処理中の事件に関連している。
3. その者の独立した請求が同一事件で処理された場合に、当該事件の処理がより正確かつ迅速である。

第178条 反訴又は独立した請求の提訴手続

反訴又は独立した請求の提訴手続は、原告による訴え提起の手続に関するこの法律の規定に従う。

第13章 和解及び公判準備

第179条 公判準備期限

1. 各種の事件の公判準備期限は、次のように定める。
 - a) この法律第25、27条に定める事件については、期限は事件の受理日から起算して4か月である。
 - b) この法律第29、31条に定める事件については、期限は事件の受理日から起算して2か月である。

複雑な事件について、又は客観的な障碍がある場合に、裁判所の長官は公判準備期限を延長する決定をできるが、本条第1項a号に定める事件については2か月を超えて、b号に定める事件については1か月を超えて延長してはならない。
2. 本条第1項に定める公判準備期限内に、裁判所は事件に応じて、次の決定の1つを発する。
 - a) 当事者間の合意を承認する。

- b) 事件の解決を停止する。
 - c) 事件の解決を中止する。
 - d) 事件の公判を開く。
3. 事件の公判を行う決定を発した日から1か月以内に、裁判所は公判期日を開始しなければならない。正当な理由がある場合は、この期限は2か月である。

第180条 和解実施の原則

1. 裁判所は、事件の第一審の準備期間中に、当事者が事件の解決に関する合意に達するよう和解を行わなければならない。ただし、この法律第181条、182条の定めに従って、和解してはいけない、又は和解することができない場合を除く。
2. 和解は、次の原則に従って行わなければならない。
 - a) 当事者の任意の合意を重んじ、当事者の意思に反して合意に達することを強制するために強制力を行使しないこと、又は強制力を行使する旨脅迫しないこと。
 - b) 当事者の合意内容は、法令及び社会倫理に違反してはならない。

第181条 和解してはならない民事事件

1. 国家財産に対する損害の賠償請求
2. 法令又は社会倫理に反する取引から発生した民事事件

第182条 和解することができない民事事件

1. 被告が裁判所に正当に2回召喚されたにもかかわらず、意図的に出頭しない場合
2. 当事者が正当な理由で和解に参加できない場合
3. 離婚事件の夫婦である当事者が民事行為能力を喪失した場合

第183条 和解期日に関する通知

和解期日を開く前に、裁判所は当事者又はその適法な代理人に、和解期日の日時、場所及び和解すべき事項について通知しなければならない。

第184条 和解期日の参加者

1. 和解期日を主宰する裁判官
 2. 和解期日の調書を作成する書記官
 3. 当事者又はその適法な代理人
- 当事者が多数いる場合では、当事者の一名が和解の話し合いに欠席し、出席した当事者が和解を進めることに合意し、その和解が欠席した当事者の権利、義務に影響を与えないときは、裁判官は、出席している当事者間の和解を行う。当事者が、全員の当事者が出席できるように和解期日の延期を求めた場合は、裁判官は和解期日を延期しなければならない。
4. 当事者がベトナム語を解さない場合は、通訳人

第185条 和解の内容

和解を行うに当たって、裁判官は当事者が法令の定めを自己の権利、義務と関連づけるよう、事件の解決に係る法令の定めを当事者に説明し、当事者が事件の解決に関し自発的に合意に達するよう、和解の成立の法的結果を分析する。

第186条 和解の調書

1. 和解は、書記官が調書に記録する。和解の調書は、次の主要な内容を含まなければならない。

- a) 和解期日が開かれた日
 - b) 和解期日の場所
 - c) 和解期日の参加者
 - d) 当事者又はその適法な代理人の意見
- dd) 当事者が合意し、又は合意しなかった内容
2. 和解の調書には、和解期日に出席した当事者の署名又は指印、調書を作成した書記官の署名及び和解期日を主宰した裁判官の署名を完全に含んでいなければならない。

当事者が民事事件で解決すべき事項について相互の合意に達した場合は、裁判所は成立した和解の記録を作成しなければならない。その記録は、和解に参加した当事者に直ちに送付しなければならない。

第187条 当事者の合意を承認する決定の発付

1. 成立した和解の記録作成後7日の期限が過ぎたときに、いずれの当事者も合意に関する意見を変更しない場合は、和解の話し合いを主宰した裁判官又は裁判所の長官に指名された他の裁判官が、当事者の合意を承認する決定を発する。

当事者の合意を承認する決定の発付後5日以内に、裁判所は当事者及び同級の検察院に決定を送付しなければならない。

2. 裁判官は、当事者が事件全体の解決に関して合意に達したときにのみ、当事者の合意を承認する決定を発する。
3. この法律第184条第3項に定める場合に、出席する当事者が事件の解決に関して合意に達したときは、当該合意は、出席者に対してのみ有効であり、それが欠席した当事者の権利、義務に影響を与えない場合に、裁判官が決定で承認する。当該合意が欠席した当事者の権利、義務に影響を与える場合は、和解期日に欠席した当事者が書面で当該合意を容認した場合にのみ有効であり、裁判官が決定で承認する。

第188条 当事者の合意を承認する決定の効力

1. 当事者の合意を承認する決定は、決定の発付後、控訴審手続に従って、控訴又は異議申立てがない場合に

直ちに効力を発する。

2. 当事者の合意を承認する決定は、当該合意が、錯誤、虚偽若しくは脅迫の結果達成したと考える根拠がある場合又は法令若しくは社会倫理に反する場合にのみ、監督審の手続に従って異議を申し立てることができる。

第189条 民事事件解決の停止

1. 個人である当事者が、その手続上の権利及び義務を相続する個人、機関若しくは組織を有さずに死亡し、又は組織である当事者が、その手続上の権利及び義務を相続する個人、機関若しくは組織を有さずに合併、分割、分離若しくは解散した場合
2. 個人である当事者の一人が、その法定代理人を決定しない間に民事行為能力を喪失した場合
3. 当事者の適法な代理人が、交代なく終了した場合
4. 法令の要求に従って、事件を解決する前に他の機関又は組織が解決しなければならない別の関連する民事事件又は非訟事件の解決の結果を待たなければならない場合
5. 法令が定めるその他の事由

第190条 民事事件解決の停止の効果

1. 裁判所は、事件受理簿から停止した民事事件の名前を削除してはならず、当該民事事件の解決を停止する決定の番号及び日付のみを事件受理簿に記入する。
2. 当事者が支払った裁判費用の前金及び裁判費用は、国庫に預託し、裁判所が民事事件の解決を再開したときに処理する。
3. 民事事件の解決を停止する決定は、控訴手続に従って、控訴又は異議申立てができる。

第191条 停止した民事事件の解決の再開

裁判所は、民事事件の停止の理由が既に存在しなくなったときにのみ、停止した民事事件の解決を再開する。

第192条 民事事件の解決の中止

1. 裁判所は、その管轄下にある事件を受理した後、次の場合に民事事件の解決を中止する決定を発する。
 - a) 個人である原告又は被告が死亡し、その権利、義務が相続されない場合
 - b) 機関又は組織が解散し、又は破産宣告を受け、その手続上の権利、義務を相続する個人、機関又は組織がない場合
 - c) 訴訟人が、裁判所の承認を得てその訴えを取り下げ、又は訴訟人が訴えを提起する権利を有さない場合
 - d) 機関又は組織が、原告が存在しない場合又は原告が事件の解決継続を要求しない場合に、その訴状を取り

- 下げた場合
- dd) 当事者同士が合意に達し、裁判所に事件解決の継続を要求しない場合
 - e) 原告が適法に2回召喚されたにもかかわらず出頭しない場合
 - g) 裁判所が、事件の当事者である会社又は協同組合に破産手続を開始する決定を發し、事件の解決が、当該会社又は協同組合の義務及び財産に関連している場合
 - h) 法令が定めるその他の場合
2. 裁判所は、民事事件がこの法律第168条の規定に従って、訴状を返却しなければならない事由の一に該当する場合には、民事事件の解決を中止する決定を發し、事件受理簿から当該事件名を削除し、訴状、添付書類及び証拠を当事者に返却する。

第193条 民事事件の解決中止の結果

1. 裁判所が民事事件の解決を中止する決定を發したとき、当該民事事件に続く事件の提訴が、原告、被告及び紛争のある法律関係において当該民事事件と全く違いがない場合に、当事者は、当該民事事件の再解決を裁判所に申し立てる訴えを提起する権限を有さない。ただし、この法律第192条第1項c、e号及びg号に定める場合及び法令に別段の定めがある場合を除く。
2. 裁判所が、この法律第192条第1項の規定に従って、民事事件の解決を中止する決定を發した場合には、当事者が支払った訴訟費用の前金は公的資金のために国家が没収する。
3. 裁判所が、この法律第192条第2項の規定に従って、民事事件の解決を中止する決定を發した場合に、当事者が支払った訴訟費用の前金は支払者に返金する。
4. 民事事件の解決を中止する決定は、控訴審の手続に従って控訴又は異議申立てができる。

第194条 民事事件の解決を停止又は中止する決定を發する権限

1. 民事事件の解決を任命された裁判官は、当該民事事件の解決を停止又は中止する決定を發する権限を有する。
2. 民事事件の解決の停止又は中止の決定發付後5日以内に、裁判所は当該決定を当事者及び同級の検察院に送付しなければならない。

第195条 事件の公判を行う決定

1. 事件の公判を行う決定は、次の主要な内容を含む。
 - a) 決定發付日

- b) 決定を發付した裁判所の名称
 - c) 公判が行われる事件
 - d) 原告、被告又は事件の解決を裁判所に申し立てるために訴えを提起した他の者、関連する権利、義務を有する者の氏名及び住所
 - dd) 裁判官、人民参審員、書記官の氏名及び補充の裁判官又は人民参審員がいる場合は、その氏名
 - e) 公判期日に参加する検察官がいる場合は、その氏名
 - g) 公判期日の日時及び場所
 - h) 公開の公判又は非公開の公判
 - i) 公判期日に召喚された者の氏名
2. 事件の公判を行う決定は、決定の發付後直ちに、当事者及び同級の検察院に送付しなければならない。
- 検察官がこの法律第21条第2項の定めに従って、公判期日に参加する場合は、裁判所は事件記録を同級の検察院に送付しなければならない。事件記録を受け取った後15日以内に、検察院は記録を検討し、返却しなければならない。

第14章 第一審の公判期日

第1節 第一審の公判期日の総則

第196条 第一審の公判期日の一般条件

第一審の公判期日は、事件の公判を行う決定に記載したとおりの時間及び場所又は公判期日が延期された場合には、公判期日を再開する通知に記載したとおりの時間及び正確な場所で行わなければならない。

第197条 直接、口頭及び継続審理

1. 裁判所は、原告、被告、関連する権利、義務を有する者、適法な代理人、当事者の合法的権利及び利益の弁護人並びに手続のその他の参加者に質問し、その陳述を聴取することにより、事件の事実関係を直接確認し、収集した書類及び証拠を取り調べて確認し、公判期日に検察官が参加している場合は、事件の解決について検察官の意見を尋ねなければならない。判決は、公判期日における弁論及び尋問の結果に基づいて、並びに公判期日にて取り調べ確認した証拠に基づいてのみ言い渡す。
2. 審理は、口頭で、かつ休憩を挟まないで継続的に行う。審理合議体の構成員は、この法律第198条第1項に定める場合を除き、最初から最後まで事件を審理する。

この法律が定める特別な場合において、審理は5日を超えない間、一時的に停止することができる。この停止期限が切れたときに、公判は再開する。

第198条 特別な場合の審理合議体の構成員の交代

1. 裁判官又は人民参審員が継続して公判に参加できない場合は、公判は、補充の裁判官又は人民参審員が最初から公判期日に出席しているときに継続することができる。

審理合議体が2名の裁判官で構成されており、裁判長が継続して公判に参加できない場合は、審理合議体の構成員であるもう一人の裁判官が公判期日の裁判長を務め、補充の裁判官を審理合議体の構成員として追加する。

2. 審理合議体の構成員と交代する補充の裁判官又は人民参審員がない場合又は公判期日の裁判長を交代しなければならないのに、本条第1項の規定に従って交代する裁判官がない場合は、事件は最初から再審理する。

第199条 原告の公判期日への出頭

1. 原告は、裁判所の召喚状に従って公判期日に出頭しなければならない。；原告が正当な理由で1回欠席した場合は、公判期日は延期しなければならない。
2. 原告が適法に2回召喚を受けたにもかかわらず欠席した場合は、原告がその訴えを放棄したとみなし、裁判所は事件の解決を中止する決定を発する。裁判所が事件の解決を中止する決定を発したときは、原告は再度訴えを提起することができる。ただし、提訴期限を徒過していないときに限る。

第200条 被告の公判期日への出頭

1. 被告は、裁判所の召喚状に従って公判期日に出頭しなければならない。；被告が正当な理由で1回欠席した場合は、公判期日は延期しなければならない。
2. 被告が適法に2回召喚を受けたにもかかわらず欠席した場合は、裁判所は被告不在で事件の審理を継続する。

第201条 関連する権利、義務を有する者の出頭

1. 関連する権利、義務を有する者は、裁判所の召喚状に従って公判期日に出頭しなければならない。；その者が正当な理由で1回欠席した場合は、公判期日は延期しなければならない。
2. 関連する権利、義務を有する者が適法に2回召喚を受けたにもかかわらず欠席した場合は、裁判所はその者の不在で事件の審理を継続する。
3. 独立した請求をする関連する権利、義務を有する者が適法に2回召喚を受けたにもかかわらず欠席した場合は、その者はその独立した請求を破棄したと見なされ、裁判所は、原告及び被告が合意するときにその関連する権利、義務を有する者の独立した請求に関す

る事件の解決を中止する決定を発する。裁判所が独立した請求に関する事件の解決を中止する決定を発した場合には、関連する権利、義務を有する者は、その独立した請求に関する訴えを再度提起する権限を有する。ただし、提訴時効を徒過していないときに限る。

第202条 当事者が不在の公判

裁判所は、次の場合に事件の審理を進める。

1. 公判期日を欠席する原告、被告又は関連する権利、義務を有する者が、自分の不在中に公判を行うよう裁判所に求める申立書を提出する場合。
2. 公判期日を欠席する原告、被告又は関連する権利、義務を有する者が、公判期日に出頭する適法な代理人を有する場合。
3. この法律第200条第2項及び第201条第2項に定める場合。

第203条 当事者の合法的権利及び利益の弁護人の出頭

当事者の合法的権利及び利益の弁護人は、裁判所の召喚状に従って公判期日に出頭しなければならない。弁護人が正当な理由で1回欠席した場合は、公判期日は延期しなければならない。当事者の合法的権利及び利益を弁護する者が適法に2回召喚されたにもかかわらず欠席した場合は、裁判所は事件の審理を進める。この場合には、当事者は、自分自身で自己の合法的権利及び利益を弁護する。

第204条 証人の出頭

1. 証人は、事件の事実関係を明らかにするために、裁判所の召喚状に従って公判期日に出頭する義務を負う。証人が欠席しているものの、以前に口頭で証言をした場合又は証言を裁判所に送付した場合は、公判期日の裁判長は、当該証言を公開する。
2. 証人が欠席した場合には、審理合議体は、公判期日を延期し、又は事件の審理を継続する決定をすることができる。証人が正当な理由なく公判期日を欠席し、その不在により公判が妨げられる場合は、審理合議体の決定に従って証人を公判期日に引致することができる。

第205条 鑑定人の出頭

1. 鑑定人は、鑑定に関する事項及び鑑定結果を明らかにするために、裁判所の召喚状に従って公判期日に出頭する義務を負う。
2. 鑑定人が欠席した場合には、審理合議体は、公判期日を延期し、又は事件の審理を継続する決定をする。

第206条 通訳人の出頭

1. 通訳人は、裁判所の召喚状に従って公判期日に出頭する義務を負う。
2. 通訳人が補充の通訳人なしに欠席した場合には、審理合議体は、当事者が審理の継続を求めた場合を除き、公判期日を延期する決定をする。

第207条 検察官の出頭

1. 同級の検察院長官が指名した検察官は、公判期日に出頭する義務を有する。
2. 検察官が公判期日に交代した場合又は公判期日に継続して参加できなくなった場合において補充の検察官がいるときには、補充の検察官が事件の継続審理のため公判期日に出頭することができる。ただし、補充の検察官が最初から公判期日に出席していたときに限る。

補充の検察官がない場合は、審理合議体は公判期日を延期する決定をし、直ちに同級の検察院長官に通知する。

第208条 公判期日の延期期間の制限及び公判期日の延期決定

1. 審理合議体が、この法律第51条第2項、第72条第2項、第199、200、201、203、204、205、206、207、215条及び第230条第4項の定めに従って、公判期日を延期する決定をした場合には、第一審公判期日の延期期間は公判期日を延期する決定の発付から30日を超えない。
2. 公判期日を延期する決定は、次の主要な内容を含んでいなければならない。
 - a) 発付日
 - b) 裁判所の名称及び手続を行う者の氏名
 - c) 公判に係属する事件
 - d) 公判期日の延期の理由
- dd) 公判期日の再開の時間及び場所
3. 公判期日を延期する決定は、審理合議体を代表して公判期日を主宰する裁判官が署名し、手続の参加者に公に通知しなければならない。欠席者については、裁判所は直ちに決定を送付すると同時に同級の検察院にも決定を送付する。
4. 裁判所が公判期日を延期する決定に記載したとおりの時間及び場所で公判期日を再開できない場合は、裁判所は、直ちに同級の検察院及び手続の参加者に公判期日の再開時間及び場所を通知しなければならない。

第209条 公判期日の内部規則

1. 16歳未満の者は、公判期日に出頭するよう裁判所から召喚された場合を除き、法廷に入室することを許可しない。

法廷にいる者は全員、審理合議体が入室したときに起立し、審理合議体に敬意を払い、秩序を守り、公判期日の裁判長の指示に厳正に従わなければならない。

審理合議体が許可した者のみが尋問し、答弁し、又は陳述することができる。尋問し、弁論し、又は陳述する者は、健康上の理由から座ったまま尋問し、弁論し、又は陳述することを公判期日の裁判長が許可する場合を除き、起立しなければならない。

2. 最高人民裁判所の長官は、本条第1項の定めに基づいて公判期日の内部規則を発する。

第210条 公判期日における判決又は決定の言渡し手続

1. 判決は、審理合議体が評議室で評議し、採択しなければならない。
2. 手続を行う者、鑑定人及び通訳人を交代する決定、事件を移送する決定、事件の解決を停止若しくは中止する決定又は公判期日を延期する決定は、評議室で評議し、採択し、書面にしなければならない。
3. 他の事項に関する決定は、審理合議体が法廷で評議し、採択する。決定は、書面にする必要はないが、公判期日の調書に記録しなければならない。

第211条 公判期日の調書

1. 公判期日の調書には、次の内容を完全に記載しなければならない。
 - a) この法律第195条第1項の定めに従い、事件の公判を開く決定の主な内容
 - b) 公判期日における最初から最後までの上すべての展開
 - c) 公判期日における尋問、答弁及び陳述
2. 公判期日の調書をとる以外に、公判期日の展開の録音、ビデオ録画は、審理合議体が許可した場合にのみこれを行うことができる。
3. 公判期日の終了時に、公判期日の裁判長は、調書を検査し、書記官とともに調書に署名しなければならない。
4. 検察官及び手続の参加者は、公判期日の終了時に直ちに公判期日の調書を閲覧し、調書の修正又は追加を求め、確認のため署名する権限を有する。

第212条 公判期日開始の準備

公判期日を開始する前に、書記官は、次の任務を遂行しなければならない。:

1. 公判期日の内部規則の概要を説明する。
2. 裁判所の召喚状又は通知に従って公判期日に参加する者の出欠を調べ、確認する。;欠席者のいる場合は、その理由を明らかにしなければならない。
3. 法廷の秩序維持

4. 法廷にいる者全員に、審理合議体が入室したときに起立することを求める。

第2節 公判期日の開始手続

第213条 公判期日の開始

1. 公判期日の裁判長は、公判期日を開始し、事件の公判を開く決定を読み上げる。
2. 書記官は、審理合議体に裁判所の召喚状又は通知に従って公判期日に参加する者の出欠及び欠席の理由を報告する。
3. 裁判長は、裁判所の召喚状又は通知に従って、公判期日に参加する者の出欠を照合し、当事者の身元を調べる。
4. 裁判長は、当事者及び他の手続参加者の権利、義務を説明する。
5. 裁判長は、手続を行う者、鑑定人及び通訳人の氏名を紹介する。
6. 裁判長は、手続を行う者、鑑定人又は通訳人の交代を求める権限を有する者に、その交代を希望するか否かを尋ねる。

第214条 手続を行う者、鑑定人、通訳人の交代請求の解決

手続を行う者、鑑定人、通訳人の交代を求める者がいる場合は、審理合議体は、この法律に定められた手続に従って検討し、決定しなければならない。当該請求は認容してもよいし、又は認容しなくてもよい。認容しない場合は、その理由を明確に述べなければならない。

第215条 欠席者がいる公判期日の延期の検討及び決定

いずれかの手続参加者が公判期日を欠席し、その者の欠席により裁判所が公判期日を延期しなければならない場合に該当しない場合は、裁判長は、公判期日の延期を求める者がいるか否かを確認しなければならない。延期を求める者がいる場合は、審理合議体はこの法律が定める手続に従ってそれを検討し、決定する。当該請求を認容してもよいし、又は認容しなくてもよい。認容しない場合は、その理由を明確に述べなければならない。

第216条 証人の客観性の保障

1. 証人に対し、事件の解決に関連して知っている事項について尋問する前に、裁判長は証人が証人同士の証言を聞くことができず、関係者と連絡を取れないように必要な措置を採る決定をすることができる。
2. 当事者及び証人の証言が相互に影響している場合は、裁判長は証人を尋問する前に当事者を証人から隔離

する決定をすることができる。

第3節 公判期日における尋問手続

第217条 請求変更、補足又は取下げに関する当事者への尋問

裁判長は、次の事項に関して当事者に尋問を開始する。

1. 原告に、その訴えの一部又は全部の変更、補足又は取下げを希望するか否かを尋問する。
2. 被告に、その反訴の一部又は全部の変更、補足又は取下げを希望するか否かを尋問する。
3. 独立した請求を行う関連する権利、義務を有する者に、その独立した請求の一部又は全部の変更、補足又は取下げを希望するか否かを尋問する。

第218条 請求の変更、補足又は取下げの検討

1. 審理合議体は、当事者の請求の変更又は補足がその元の訴え、反訴又は独立した請求の範囲を超えないときに請求の変更、補足を認容する。
2. 当事者が任意にその請求の一部又は全部を取り下げた場合には、審理合議体は、請求の一部又は全部の取下げに関する請求を認容し、取り下げられた請求の一部又は全部に関する審理を中止する。

第219条 手続上の地位の変更

1. 原告がその訴えの請求全体を取り下げたにもかかわらず被告がその反訴を継続する場合は、被告が原告になり、原告が被告になる。
2. 原告がその訴えの請求全体を取り下げ、被告がその反訴全体を取り下げたにもかかわらず、関連する権利、義務を有する者がその独立した請求を継続する場合は、関連する権利、義務を有する者が原告になり、その独立した請求に基づいて義務を負うものが被告になる。

第220条 当事者の合意の承認

1. 裁判長は、当事者に事件の解決について相互合意に達することができるか否かを尋ねる。関係合意者が事件の解決に関して合意に達し、その合意が任意で法令又は社会倫理に反していない場合は、審理合議体は、事件の解決に関するその合意を承認する決定を発する。
2. 事件の解決に関する当事者の合意を承認する裁判所の決定は、法的効力を有する。

第221条 当事者の陳述聴取

1. 当事者がその請求を維持し、事件の解決に関して合意に達することができない場合は、審理合議体は、次

の順序で当事者の陳述を聴取し、事件の審理を開始する。

- a) 原告の合法的権利及び利益の弁護人が原告の請求を提示し、その請求に根拠があり、適法であることを証明する証拠を提示する。原告は追加意見を陳述する権限を有する。
機関又は組織が事件を提訴した場合は、その代理人が訴えの請求を提示し、その訴えに根拠があり、適法であることを証明する証拠を提示する。
 - b) 被告の合法的権利及び利益の弁護人は、原告の請求に関する被告の意見、被告の反訴、提案を提示し、その提案に根拠があり、適法であることを証明する証拠を提示する。被告は追加意見を陳述する権限を有する。
 - c) 関連する権利、義務を有する者の合法的権利及び利益の弁護人は、原告及び被告の請求及び提案に関するその者の意見並びに関連する権利、義務を有する者の独立した請求及び提案を提示し、当該提案に根拠があり、適法であることを証明する証拠を提示する。関連する権利、義務を有する者は、追加意見を陳述する権限を有する。
2. 原告、被告又は関連する権利、義務を有する者がその合法的権利及び利益の弁護人を有さない場合は、自己の請求及び陳述並びに当該請求及び陳述に根拠があり、適法であることを証明する証拠を自分自身で提示する。
 3. 当事者及びその合法的権利及び利益の弁護人は、公判期日にそれぞれの請求及び陳述を証明する証拠を補足する権限を有する。

第222条 公判期日の尋問順序

当事者の陳述を聴取した後、各事項に関する各人への尋問は、裁判長、人民参審員、当事者の合法的権利及び利益の弁護人、当事者及びその他の手続参加者の順に実施する。検察官が公判期日に参加する場合は、その尋問は当事者に続く。

第223条 原告に対する尋問

1. 原告が1名以上いる場合は、1名ずつ別々に尋問する。
2. 原告に対しては、原告自身又はその合法的権利及び利益の弁護人が提示した事項であって、不明確であり、従前の証言と一致せず、若しくは矛盾し、又は被告、関連する権利、義務を有する者並びにその合法的権利及び利益の弁護人の陳述と矛盾している事項に関してのみ尋問する。
3. 原告は、自分自身で答弁すること、又はその合法的権利及び利益の弁護人が原告の代わりに答弁し、原告が追加答弁をすることができる。

第224条 被告に対する尋問

1. 被告が1名以上いる場合は、別々に尋問する。
2. 被告に対しては、被告自身又はその合法的権利及び利益の弁護人が不明確に提示した事項、又は従前の証言と一致せず、若しくは矛盾し、又は原告若しくは関連する権利、義務を有する者、その合法的権利及び利益の弁護人の請求と矛盾する事項に関してのみ尋問する。
3. 被告は、自分自身で答弁すること、又はその合法的権利及び利益の弁護人が被告の代わりに答弁し、被告が追加答弁をすることができる。

第225条 関連する権利、義務を有する者の尋問

1. 関連する権利、義務を有する者が1名以上いる場合は、それぞれ別々に尋問する。
2. 関連する権利、義務を有する者に対しては、その者自身若しくはその合法的権利及び利益の弁護人が不明確に提示した事項、又は従前の陳述と一致せず若しくは矛盾し、若しくは原告の請求、被告の陳述若しくは原告、被告の合法的権利及び利益の弁護人の陳述と矛盾している事項に関してのみ尋問する。
3. 関連する権利、義務を有する者は、自分自身で答弁し、又はその合法的権利及び利益の弁護人がその者の代わりに答弁し、その者が追加答弁をすることができる。

第226条 証人の尋問

1. 証人が1名以上いる場合は、各証人は別々に尋問する。
2. 証人に尋問する前に、裁判長は、証人と事件の当事者との関係について明確に尋ねる。；証人が未成年である場合は、裁判長は、その両親、後見人又は教師に尋問を手伝うよう求めることができる。
3. 裁判長は証人に自分が知っている事件の事実関係を陳述するよう求める。証人に対しては、証言を完了した後、その証言の不明確、不完全、若しくは不一致な点、又は当該証人の従前の証言と矛盾する点、又は当事者、当事者の合法的権利及び利益の弁護人の陳述と矛盾する点についてのみ更に尋問することができる。
4. 証人は、証言を完了した後に更に尋問を受けることができるよう法廷にとどまる。
5. 証人又はその親族の安全を確保することが必要な場合は、審理合議体は、証人の個人的身元に関する情報を公開しないことを決定することができ、公判期日の出席者に見られないよう証人を隔離しなければならない。

第227条 事件の書類の開示

1. 審理合議体は、次の場合に事件の書類を公開する。
 - a) 手続の参加者が公判期日に欠席し、審理準備中に陳述した場合
 - b) 手続の参加者が公判期日にした陳述が、当該者の従前の陳述と矛盾する場合
 - c) 審理合議体が必要と考え、又は検察官若しくは手続の参加者が請求したその他の場合
2. 国家機密を守秘し、国民の醇風美俗を維持し、当事者の請求により職業上の秘密、企業秘密又は個人的な秘密を守ることが必要な特別な場合は、審理合議体は、事件記録の書類を開示しない。

第228条 録音テープ、ディスクの聴取又は録画ビデオテープ、ディスクの映写

この法律第227条第2項に定める場合を除き、審理合議体は、検察官若しくは手続の参加者の請求により、又は審理合議体が必要と考える場合に、公判期日で聞く録音テープ、ディスク、公判期日で映写するビデオテープ、ディスクを準備することができる。

第229条 証拠物の取調べ

証拠物、写真又は証拠物を認証する記録は、公判期日で取調べのために提示することができる。

必要な場合に、審理合議体は、当事者ととも公判期日に運ぶことができない証拠物の現場検証に行くことができる。

第230条 鑑定人の尋問

1. 裁判長は、鑑定を課された事項に関する結論を提示することを鑑定人に求める。鑑定人は、陳述中に鑑定結果及びその鑑定結果の根拠に関して追加説明をすることができる。
2. 公判期日に出席する検察官及び手続の参加者は、鑑定結果に関する意見を陳述し、鑑定結果の中の不明確な、若しくは矛盾している事項又は事件のその他の事実関係と矛盾している事項について尋問する権限を有する。
3. 鑑定人が公判期日に欠席した場合は、裁判長は鑑定結果を公開する。
4. 手続の参加者のいずれかが公判期日で公開された鑑定結果に同意せず、鑑定人に追加鑑定又は再鑑定を求める場合には、審理合議体は、その追加鑑定又は再鑑定が事件の解決に必要なであると考えるときは、追加鑑定又は再鑑定を決定する。；この場合に、審理合議体は公判期日を延期する決定をする。

第231条 公判期日の尋問終了

事件の事実関係を十分に取り調べたと考えるときに、裁判長は、検察官、当事者、当事者の合法的権利及び利益の弁護人及びその他の手続の参加者に何か尋問したいことはないか尋ねる。；尋問を求める者がおり、その請求に根拠があると考えられる場合は、裁判長は尋問の継続を決定する。

第4節 公判期日における弁論

第232条 弁論順序

1. 尋問過程の終了時に、審理合議体は、公判期日の弁論に移る。弁論の順序は次のとおりである。
 - a) 原告の合法的権利及び利益の弁護人が陳述をする。原告は追加陳述をすることができる。機関又は組織が訴えを提起する場合は、当該機関又は組織の代理人がその意見を提示する。擁護される権利及び利益を有する者は、追加意見を陳述することができる。
 - b) 被告の合法的権利、利益の弁護人が陳述をする。被告は追加陳述をすることができる。
 - c) 関連する権利、義務を有する者の合法的権利及び利益の弁護人が陳述をする。関連する権利、義務を有する者は、追加陳述をすることができる。
2. 原告、被告、又は関連する権利、義務を有する者がその合法的権利及び利益を弁護する者を持たない場合は、弁論中自分自身で陳述する。

第233条 弁論及び答弁中の陳述

証拠調べに関する意見を陳述する場合又は事件の解決に関する自己の意見を陳述する場合には、弁論に参加する者は、公判期日において収集し、取り調べ、確認した書類及び証拠並びに公判期日の尋問の結果に基づいていなければならない。弁論の参加者は、他の者の意見に対し、答弁することができる。裁判長は、弁論時間を制限してはならず、弁論に参加する者が十分に自分の意見を陳述できる状況を作らなければならないが、事件に関連しない意見の陳述は中断できる。

第234条 検察官の陳述

検察官が公判期日に出席する場合は、手続の参加者がその弁論及び答弁をした後に、裁判長は、検察官に事件の解決に関する検察院の意見を陳述するよう求める。

第235条 尋問の再開

弁論を通して事件の事実関係が検討されていない、十分検討されていない、又は更に証拠を取り調べる必要があると考えられる場合は、審理合議体は、尋問を再開する決

定をする。一旦尋問が終了すれば、弁論を係属しなければならない。

第5節 評議及び判決の言渡し

第236条 評議

1. 弁論の終了時に、審理合議体は評議室に入室し、事件について評議する。
2. 審理合議体の構成員のみが評議に参加することができる。評議中、審理合議体の構成員は、事件の全争点について個別に多数決で解決しなければならない。人民参審員が最初に投票し、裁判官が最後に投票する。少数派はその意見を書面で陳述することができ、事件記録に記録する。
3. 評議は、公判期日で取り調べ、検討した書類及び証拠、公判期日における尋問の結果並びに手続の参加者及び検察官の意見をすべて十分に検討した結果に基づかなければならない。
4. 評議は、審理合議体の評議した意見及び決定をすべて調書に記録しなければならない。評議の記録は、判決を言い渡す前に審理合議体の全構成員が評議室で署名しなければならない。
5. 事件に多くの複雑な事由がかかわっており評議に長時間かかる場合は、審理合議体は、評議期限を決定できるが、この期限は公判期日の弁論終了後5営業日を超えてはならない。

審理合議体は、公判期日の出席者及び欠席した手続参加者全員に判決を言い渡す日時及び場所を知らせなければならない。；審理合議体がこの通知をしたにもかかわらず手続の参加者で欠席する者がいる場合は、審理合議体は、この法律第239条の規定に従い、判決の言い渡しをする。

第237条 尋問及び弁論の再開

評議を通して事件の事実関係が検討されておらず、尋問が不十分で、又は証拠を更に取り調べる必要があると考える場合は、審理合議体は、尋問及び弁論を再開することを決定できる。

第238条 第一審判決

1. 裁判所は、ベトナム社会主義共和国の名において判決を言い渡す。
2. 判決には、導入、事件の内容、裁判所の認定及び裁判所の決定を含む。
3. 判決の導入部では、第一審裁判所の名称、事件受理の連番及び日付、判決の連番及び判決の言渡し日、審理合議体の構成員及び書記官の氏名、検察官、鑑定人及び通訳人がいる場合はその氏名、原告、被告及び関

連する権利、義務を有する者の氏名及び住所、訴えを提起する機関又は組織、適法な代理人、当事者の合法的権利及び利益の弁護人、紛争の目的物、事件の公開又は非公開の公判を開く決定の連番及び日付、公判の時間及び場所を明記しなければならない。

4. 判決の内容及び裁判所の認定の部分では、原告の訴えの請求、機関又は組織の訴え、被告の反訴、関連する権利、義務を有する者の独立した請求、裁判所の認定及び裁判所が事件の解決の根拠として使用した法律文書の条項号を記載しなければならない。
裁判所の認定の部分では、当事者並びに当事者の合法的権利及び利益の弁護人の請求、提案を認め、又は認めない根拠の分析を示さなければならない。
5. 主文の部分では、事件の解決すべき各争点及び訴訟費用に関する裁判所の結論並びに判決に対する控訴権について明記しなければならない。直ちに執行しなければならない結論がある場合には、当該結論を明記しなければならない。

第239条 判決の言渡し

判決の言渡し時に、法廷にいる者は、裁判長が許可した特別な場合を除き全員起立しなければならない。裁判長又は審理合議体の別の構成員は、判決を読み上げ、判決の全文を読み上げた後に判決の執行及び控訴権について更に説明することができる。

当事者がベトナム語を解さない場合は、通訳人が当事者の解する言語で判決をすべて通訳しなければならない。

第240条 判決の修正又は補足

1. 一旦言い渡された判決は、綴り、混乱又は計算間違いによるデータの明らかな間違いが見つかった場合を除き、修正又は補足してはならない。修正又は補足は、それに関連する権利、義務を有する者に直ちに通知し、同時に、訴えを提起した機関及び組織、同級の検察院に直ちに通知しなければならない。
2. 本条第1項に定める判決の修正又は補足は、裁判官が審理合議体の構成員である人民参審員と協力して実施しなければならない。当該裁判官が既に裁判官の地位にない場合は、裁判所の長官が当該修正又は補足を行う。

第241条 判決の抜粋及び判決書の提供

1. 公判期日終了後3営業日以内に、裁判所は、当事者、訴えを提起した機関又は組織に判決の抜粋を提供する。
2. 判決の言渡し日から10日以内に、裁判所は、当事

者、訴えを提起した機関又は組織及び同級の検察院に、判決書を手渡し又は送付する。

第3部 控訴審裁判所における事件解決の手続

第15章 控訴審の性質及び第一審裁判所の判決、決定に対する控訴又は異議申立て

第242条 控訴審の性質

控訴審とは、第一審裁判所の判決又は決定がまだ法的効力を有しておらず、当該判決又は決定に対し控訴され、又は異議が申し立てられている事件の直近上級裁判所による再審理である。

第243条 控訴権を有する者

当事者又はその代理人、訴えを提起した機関又は組織は、直近上級裁判所に控訴手続に従って再審理を行うことを申し立てるため、第一審裁判所の判決又は事件の解決を停止し、若しくは中止する決定に対し控訴する権利を有する。

第244条 控訴の申立書

- 控訴の申立書には、次の主要な内容を含んでいなければならない。
 - 申立書の作成日
 - 控訴人の氏名及び住所
 - 法的効力を有していない第一審裁判所の判決又は決定のうち控訴を申し立てる部分
 - 控訴の理由及び控訴人の請求
 - 控訴人の署名又は指印
- 控訴申立書は、控訴された第一審の判決又は決定を言い渡した第一審裁判所に提出しなければならない。；控訴申立書を控訴審裁判所に提出した場合は、控訴審裁判所は、この法律第255条の規定に従い、第一審裁判所が必要な手続を実施し、控訴審裁判所に事件記録を送付するために、申立書を第一審裁判所に送付しなければならない。
- 控訴に十分根拠があり適法であることを証明する追加の書類、証拠がある場合は、控訴申立書にそれを添付しなければならない。

第245条 控訴の期限

- 第一審裁判所の判決に対する控訴の期限は、判決言渡しの日から15日である。公判期日に欠席した当事者については、控訴期限は判決をその者に手渡し、又は公示した日から起算する。
- 事件の解決を停止し、又は中止する第一審裁判所の決定に対する控訴の期限は、控訴権を有する者が当該

決定を受け取った日から起算して7日である。

- 控訴申立書を郵送した場合は、控訴日はその封筒に刻印された送付消印日に基づいて計算する。

第246条 控訴申立書の審査

- 控訴申立書を受け取った後に、第一審裁判所は、この法律第244条第1項の規定に従って、その有効性を調べなければならない。
- 期限を徒過した控訴の場合は、第一審裁判所は、控訴人にその理由を説明するよう求め、控訴申立書の提出遅延が正当である理由を証明する書類、証拠がある場合はそれを提出するよう求める。

控訴申立書がこの法律第244条第1項の定め反して作成された場合は、第一審裁判所は、控訴人にそれを補正し、又は補足するよう求める。

第247条 期限を徒過した控訴

- この法律第245条に定める期限内にされなかった控訴は、期限を徒過した控訴となる。第一審裁判所は、期限を徒過した控訴申立書を受け取った後に、当該申立書、控訴の提出遅延の理由に関する控訴人の説明及び書類、証拠があればそれを控訴審裁判所に送付しなければならない。
- 期限を徒過した控訴及び添付書類、証拠を受け取った後10日以内に、控訴審裁判所は、徒過した控訴を検討するため3名の裁判官で構成する合議体を設ける。合議体は徒過した申立てを受理するか否かの決定を発することができ、当該決定に理由を明記する。控訴審裁判所は、期限を徒過した控訴人及び第一審裁判所にその決定を送付しなければならない。控訴審裁判所が期限を徒過した控訴を受理する場合は、第一審裁判所はこの法律に定める手続を実施し、事件の記録を控訴審裁判所に送付する。

第248条 控訴審訴訟費用の前金の支払通知

- 有効な控訴申立書を受理した後に、控訴人が控訴審訴訟費用の前金若しくは控訴審訴訟費用が免除され、又は支払わなくてよい場合に該当しないときは、第一審裁判所は控訴人が法令の定める控訴審訴訟費用の前金を支払うよう、控訴申立書受理の旨を控訴人に通知しなければならない。
- 控訴審訴訟費用の前金の支払に関する裁判所の通知を受け取った日から10日以内に、控訴人は、訴訟費用の前金を支払い、第一審裁判所に訴訟費用の前金の支払の受領書を提出しなければならない。この期限を徒過しても控訴人が控訴審訴訟費用の前金を支払わない場合は、その正当な理由がある場合を除き、控訴人はその控訴を破棄したとみなす。

第249条 控訴の通知

1. 有効な控訴申立書を受理した後に、第一審裁判所は、その旨を書面で同級の検察院及び当事者に通知しなければならない。
2. 控訴について通知を受けた者は、控訴審裁判所に控訴事項に関する自己の意見を陳述する書類を送付する権限を有する。当該書類は、事件記録に含む。

第250条 検察院による異議申立て

同級又は直近上級の検察院長官は、直近上級裁判所に対し、控訴手続に従って事件を直接に解決するよう申し立てるため、第一審裁判所の判決又は事件の解決を停止し、又は中止する決定に対し異議を申し立てる権限を有する。

第251条 検察院の異議申立決定

1. 検察院の異議申立決定は、書面で行い、次の主要な内容を含んでいなければならない。
 - a) 異議申立決定の発付日及び連番
 - b) 異議申立決定を発付した検察院の名称
 - c) 法的効力を有していない第一審裁判所の判決又は決定のうち異議を申し立てる部分
 - d) 当該異議申立ての理由及び検察院の請求
- dd) 異議申立決定に署名した者の氏名及び異議申立決定を発付した検察院の押印
2. 異議申立決定は、異議を申し立てられた判決又は決定を言い渡した第一審裁判所がこの法律に定める手続を実施し、この法律第255条の定めに従い、控訴審裁判所に事件記録を送付するよう、当該第一審裁判所に直ちに送付しなければならない。
3. 異議申立て決定には、検察院の異議申立てに十分根拠があり、適法であることを証明する追加書類、証拠を同封する。

第252条 異議申立ての期限

1. 第一審裁判所の判決に異議を申し立てる期限は、判決の言渡し日から起算して同級の検察院については15日、直近上級検察院については30日である。検察官が公判期日に出席しなかった場合は、異議申立ての期限は、同級の検察院が判決を受け取った日から起算する。
2. 事件の解決を停止し、又は中止する第一審裁判所の決定に対する異議申立ての期限は、同級の検察院が当該決定を受け取った日から起算して、同級の検察院については7日、直近上級検察院については10日である。

第253条 異議申立ての通知

1. 異議申立決定を發した検察院は、当該異議申立てに係る当事者に直ちに異議申立決定を送付しなければならない。
2. 異議申立ての通知を受けた者は、控訴審裁判所に対し、異議申立事項に関する自己の意見を陳述する書類を送付する権限を有する。当該書類は、事件記録に含む。

第254条 控訴又は異議申立ての効果

1. 第一審判決又は決定のうち控訴され、又は異議を申し立てられた部分は、法令が即時の執行を要求する場合を除き、執行されない。
2. 控訴されず又は異議を申し立てられなかった第一審裁判所の判決、決定又はその一部は、控訴又は異議申立ての期限が経過した日から法的効力を有する。

第255条 事件記録、控訴、異議申立ての送付

第一審裁判所は、事件記録、控訴、異議申立て及び添付書類、証拠を次の日から5営業日以内に控訴審裁判所に送付しなければならない。

1. 控訴人が控訴審訴訟費用の前金を支払わなくてよい場合は、控訴又は異議申立ての期限が経過したとき
2. 控訴人が控訴審訴訟費用の前納の受領書を第一審裁判所に提出したとき

第256条 控訴、異議申立ての修正、補足、取下げ

1. 控訴審公判期日の開始前又は控訴審公判期日に、控訴人は、自己の控訴を修正し、又は補足することができる。ただし、異議申立ての決定を發した検察院は、その異議申立てを修正し、又は補足することができる。ただし、控訴又は異議申立ての期限が経過している場合は、当該修正又は補足は、元の控訴又は異議申立ての範囲を超えてはならない。
2. 控訴審公判期日の開始前又は控訴審公判期日に、控訴人はその控訴を取り下げることができ、異議申立ての決定を發した検察院又は直近上級検察院は、その異議申立てを取り下げることができる。

控訴審裁判所は、事件のうち控訴人が控訴を取り下げ、又は検察院がその異議申立てを取り下げた部分について控訴審を中止する。
3. 控訴審公判期日開始前の控訴若しくは異議申立ての修正、補足又は取下げは、書面で行い、控訴審裁判所に送付しなければならない。控訴審裁判所は、当該修正又は取下げを当事者に直ちに通知しなければならない。

公判期日の控訴若しくは異議申立ての修正、補足又

は取下げは、公判期日の調書に記録しなければならない。

第16章 控訴審の準備

第257条 控訴審の事件受理

1. 事件記録、控訴、異議申立て及び添付書類、証拠を受け取った後直ちに、控訴審裁判所は、それを受理簿に記録する。
2. 控訴審裁判所の長官又は最高人民裁判所の控訴審裁判長は、控訴審合議体を設立し、裁判長を務める裁判官を指名する。

第258条 控訴審の準備期限

1. 事件を受理した日から2か月以内に、控訴審裁判所は、各特定の事件によって、次の決定の一を発する。
 - a) 事件の控訴審を停止する。
 - b) 事件の控訴審を中止する。
 - c) 事件の控訴審を開く。

複雑な事件について、又は客観的な障碍がある場合に、控訴審裁判所の長官は、公判準備期限の延長を決定できるが、延長期間は1か月を超えてはならない。
2. 事件の公判を開く決定を発付した日から1か月以内に、裁判所は、控訴審の公判期日を開かなければならない。；正当な理由がある場合は、この期限は2か月である。
3. 事件の控訴審を開く決定は、同級の検察院及び控訴又は異議申立てに関連する者に送付しなければならない。

第259条 事件の控訴審の停止

控訴審裁判所は、事件の控訴審を停止する決定を発する。；事件の控訴審停止の効力及び控訴審の再開は、この法律第189、190条及び191条の定めに従う。

第260条 事件の控訴審の中止

1. 控訴審裁判所は、次の場合に事件の控訴審を中止する決定を発する。
 - a) この法律第192条第1項a号及びb号に定める場合
 - b) 控訴人が控訴全体を取り下げ、又は検察院が異議申立て全体を取り下げる場合
 - c) 法令が定めるその他の場合
2. 控訴審裁判所が、本条第1項b号の定めに従って、事件の控訴審を中止する決定を発した場合は、第一審の判決又は決定は、控訴審裁判所が当該決定を発した日から法的効力を有する。

第261条 緊急保全処分の適用、変更又は取消決定

控訴審及びその準備期間中に、控訴審裁判所は、この法律第8章に定める緊急保全処分の適用、変更又は取消しを決定することができる。

第262条 事件記録の検討のため検察院に事件記録を送付

1. 控訴審の事件を受理した後に、控訴審裁判所は事件記録の検討のためにそれを同級の検察院に送付しなければならない。
2. 同級の検察院が事件記録を検討する期限は、事件記録を受け取った日から15日である。；当該期間が満了したときは、検察院は、事件記録を裁判所に返却しなければならない。

第17章 控訴審の手續

第263条 控訴審の範囲

控訴審裁判所は、第一審判決又は決定のうち控訴され、若しくは異議を申し立てられた部分、又は控訴内容若しくは異議申立内容の再検討に関連する部分のみを再検討する。

第264条 控訴審公判期日の参加者

1. 控訴人、当事者、控訴又は異議申立ての解決に関連する個人、機関、組織並びに当事者の合法的権利及び利益の弁護人は、控訴審公判期日に召喚しなければならない。裁判所は、控訴又は異議申立ての解決に必要なと考える場合は、その他の手續参加者を公判期日に召喚することができる。
2. 検察院が異議を申し立てた場合、又は第一審の公判期日に参加した場合は、同級の検察院の検察官は、控訴審公判期日に参加しなければならない。

第265条 公判期日における控訴審の停止又は中止

控訴審公判期日における事件の控訴審の停止又は中止は、この法律の第259条及び260条の定めに従う。

第266条 控訴審公判期日の延期

1. 公判期日に参加しなければならない同級の検察院の検察官が欠席した場合は、控訴審公判期日は、延期しなければならない。
2. 控訴人が正当な理由で1回欠席した場合は、控訴期日は延期しなければならない。控訴人が正当に適法に2回召喚を受けたにもかかわらず欠席した場合は、控訴人はその控訴を破棄したとみなし、裁判所は、欠席した控訴人が控訴した事件の控訴審を中止する決定を発する。

3. 控訴人以外の手続参加者が公判期日に欠席した場合は、控訴審公判期日の延期又は継続は、この法律第199、200、201、202、203、204、205条及び206条の定めに従う。
4. 控訴審公判期日の延期期間及び延期の決定は、この法律第208条の定めに従う。

第267条 控訴審公判期日の開始準備及び開始手続

控訴審公判期日の開始準備及び開始手続は、この法律第212、213、214、215条及び216条の定めに従う。

第268条 公判期日における尋問

1. 控訴審公判期日の開始手続が完了した後に、審理合議体の構成員は、事件の内容、第一審の判決及び控訴され、又は異議を申し立てられた内容を告知する。
2. 裁判長は、次の事項を尋問する。
 - a) 原告がその提訴の取下げを希望するか否か。
 - b) 控訴人又は検察官がその控訴又は異議申立ての変更、補足又は取下げを希望するか否か。
 - c) 当事者が事件の解決について相互の合意に達することができるか否か。

第269条 控訴審公判期日開始前又は公判期日における原告の訴え取下げ

1. 原告が控訴審公判期日の開始前又は控訴審公判期日においてその訴えを取り下げる場合は、審理合議体は、被告にそれに同意するか否かを尋問しなければならない。事件によって次のように解決することができる。
 - a) 被告が同意しない場合は、原告による訴え取下げを承認しない。
 - b) 被告が同意する場合は、原告による訴え取下げを承認する。控訴審合議体は、第一審の判決を破棄する決定を発し、事件の解決を中止する。この場合は、当事者は、第一審裁判所が定める第一審訴訟費用及び法令が定める控訴審訴訟費用の半分を支払わなければならない。
2. 控訴審合議体が事件の解決を中止する決定を発した場合は、原告は、この法律が定める手続に従って、事件を再提訴する権限を有する。ただし、当該事件の提訴の時効を徒過していないときに限る。

第270条 控訴審公判期日における当事者の合意の承認

1. 控訴審公判期日において当事者がその事件の解決に関し相互の合意に達することができ、その合意が任意で法令又は社会倫理に反していない場合は、控訴審合議体は、第一審裁判所の判決を変更する控訴審判決を

言い渡し、当事者の合意を承認する。

2. 当事者は、第一審訴訟費用の支払についても合意に達することができる。その合意に達しない場合は、裁判所は、法令に従って決定をする。

第271条 控訴審公判期日における当事者の陳述聴取

1. 当事者が事件の処理について相互の合理に達することができず、当事者がその控訴を維持し、又は検察院がその異議申立てを維持する場合は、控訴審合議体は、次の順番で当事者の陳述を聴取し、事件の審理を開始する。
 - a) 控訴人の合法的権利及び利益の弁護人が控訴の内容及びその根拠を提示する。控訴人は、追加陳述をすることができる。当事者全員が控訴する場合は、その陳述は次の順番で行う。：原告である控訴人の合法的権利及び利益の弁護人及び原告；被告である控訴人の合法的権利及び利益の弁護人及び被告；関連する権利、義務を有する者である控訴人の合法的権利及び利益の弁護人並びに関連する権利、義務を有する者。
検察院のみが異議を申し立てる場合は、検察官が異議申立ての内容及びその根拠を提示する。；控訴及び異議申立ての両方がある場合は、当事者が最初に控訴内容及びその根拠を提示し、次に検察院が異議申立ての内容及びその根拠を提示する。
 - b) 控訴又は異議申立てに関連するその他の当事者の合法的権利及び利益の弁護人は、控訴の内容及び異議申立ての内容に関する当該関連当事者の意見を提示する。当事者は、追加陳述をすることができる。
2. 当事者が弁護人を持たない場合は、当事者は自分自身で控訴の内容又は異議申立ての内容に関する自己の意見を提示し、陳述する。
3. 控訴審公判期日に、当事者及び検察官は、追加証拠を提出することができる。

第272条 控訴審公判期日における尋問、書類の公開、証拠物の取調べ手続

1. 控訴審公判期日における参加者の尋問、書類の公開、証拠物の取調べ手続は、第一審公判期日に適用されるものと同一である。
2. 尋問は、この法律第263条の規定に従い、控訴審の範囲に該当する事項について行う。

第273条 控訴審公判期日における弁論

控訴審公判期日における弁論は、第一審公判期日における弁論と同様に行い、陳述の順番は、この法律第271条の定めに従う。弁論は、控訴審の範囲内に該当し、控訴審公判期日に既に尋問した事項についてのみ行う。

第274条 評議及び判決の言渡し

評議，尋問の再開及び弁論，評議の期限，判決の言渡し，控訴審判決の修正及び補足は，第一審の手續に従う。

第275条 控訴審合議体の権限

控訴審合議体は，次の権限を有する。

1. 第一審判決を支持する。
2. 第一審判決を変更する。
3. 第一審判決を破棄し，事件の再審理のために事件記録を第一審裁判所に送付する。
4. 第一審判決を破棄し，事件の解決を中止する。

第276条 第一審判決の修正

控訴審合議体は，次の場合に第一審裁判所が法令に反する決定をしたときに，第一審判決の一部又は全部を変更することができる。

1. 証明及び証拠の収集が十分に，かつこの法律第7章の規定に従って実施された場合
2. 証明及び証拠の収集が第一審で十分に実施されなかったが，控訴審公判期日において十分に補足された場合

第277条 第一審判決の破棄及び事件の再審理のため事件記録の第一審裁判所への送付

控訴審合議体は，次の場合には，第一審判決を破棄し，事件の再審理のため事件記録を第一審裁判所に送付する。

1. 証明及び証拠の収集が，この法律第7章の定めに対し，又は十分に実施されず，控訴審公判期日においてそれを補足できない場合
2. 第一審の審理合議体の構成がこの法律の規定に反し，又は他の重大な手續上の違反があった場合

第278条 第一審判決の破棄及び事件解決の中止

控訴審合議体は，第一審公判期日の事件の解決において，事件がこの法律第192条に定める場合の一に該当するときは，第一審判決を破棄し，事件の審理を中止する。

第279条 控訴審裁判所の判決

1. 控訴審合議体は，ベトナム社会主義共和国の名において控訴審裁判所の判決を言渡す。
2. 控訴審裁判所の判決は，次の内容で構成する。
 - a) 導入
 - b) 事件の内容，控訴，異議申立て，認定
 - c) 主文
3. 導入部では，控訴審裁判所の名称，事件受理の連番及び日付，判決の連番及び言渡し日，審理合議体の構成員，書記官，検察官，鑑定人及び通訳人の氏名，原

告，被告及び関連する権利，義務を有する者の氏名及び住所，訴えを提起した機関若しくは組織又はその代理人，その合法的権利及び利益の弁護人，控訴人の氏名又は異議を申し立てた検察院の名称，公判の公開又は非公開，公判の時間及び場所を明記しなければならない。

4. 事件の内容，控訴又は異議申立て及び認定部分では，事件の内容，第一審裁判所の決定，控訴又は異議申立ての内容，控訴審合議体の認定及び控訴審合議体が事件を解決するために根拠とした法律文書の条項号を要約して示さなければならない。

控訴審合議体の認定部分では，控訴又は異議申立てを認め，又は認めない根拠の分析を示さなければならない。

5. 主文の部分では，控訴又は異議申立てが提訴されたために解決すべき事項，第一審訴訟費用，控訴訴訟費用の支払に関する控訴審合議体の決定を明記しなければならない。
6. 控訴審判決は，その言渡し日から法的効力を有する。

第280条 控訴され，又は異議を申し立てられた第一審裁判所の決定の控訴審による変更手續

1. 控訴され，又は異議を申し立てられた第一審裁判所の決定を再検討するときは，控訴審合議体は，公判期日を開く必要がなく，当事者を召喚する必要もない。ただし，決定する前に当事者の意見を聴取する必要がある場合を除く。
2. 同級の検察院の検察官は，控訴され，又は異議を申し立てられた第一審裁判所の判決を再検討するため控訴評議に参加する。
3. 控訴審合議体の一構成員は，控訴され，又は異議を申し立てられた第一審判決の内容の要約，控訴又は異議申立ての内容並びに添付書類及び証拠があれば，それらを提示する。
4. 検察官は，控訴審合議体が決定をする前に控訴又は異議申立ての解決に関する検察院の意見を陳述する。
5. 控訴され，又は異議を申し立てられた第一審裁判所の決定を再検討するときに，控訴審合議体は次の権限を有する。
 - a) 第一審裁判所の決定を支持する。
 - b) 第一審裁判所の決定を修正する。
 - c) 第一審裁判所の決定を破棄し，事件解決の継続のために事件記録を第一審裁判所に送付する。
6. 控訴審決定は，発付日から効力を有する。

第281条 控訴審判決，決定の送付

控訴審判決又は決定の発付日から15日以内に，控訴審裁判所は，その判決，決定を第一審公判を行った裁判

所、同級検察院、権限のある民事判決執行機関、控訴人、自己の権利、義務が控訴又は異議申立てに関連している者又はその適法な代理人に送付しなければならない。

最高人民裁判所の控訴審裁判所が控訴審を行う場合は、この期限は延長してもよいが、25日を超えてはならない。

第4部 法的効力を有する判決、決定の再検討手続

第18章 監督審の手続

第282条 監督審の性質

監督審とは、事件の解決において重大な法律違反が発見されたため、異議を申し立てられた裁判所の法的効力を有する判決又は決定の再検討である。

第283条 監督審の手続に従って異議を申し立てる根拠

次の根拠の一が存在する場合には、裁判所の法的に効力を有する判決又は決定は、監督審の手続に従って異議を申し立てる。

1. 判決又は決定の結論が、事件の客観的事実関係と矛盾している。
2. 法律手続において重大な違反がある。
3. 法律の適用において重大な過誤がある。

第284条 監督審の手続に従って再検討する必要がある法的効力を有する判決又は決定の発見

1. 当事者、個人、機関又はその他の組織は、裁判所の法的効力を有する判決又は決定における法律違反を発見し、この法律第285条に定める異議申立てをする権限を有する者に書面で通知する権限を有する。
2. 裁判所の法的効力を有する判決又は決定に法律違反を発見した場合は、検察院、裁判所は、この法律第285条に定めた異議を申し立てる権限を有する者にその旨を書面で通知しなければならない。

第285条 監督審の手続に従って異議を申し立てる権限を有する者

1. 最高人民裁判所の長官及び最高人民検察院の長官は、全審級の裁判所の法的効力を有する判決又は決定に対し、監督審の手続に従って異議を申し立てる権限を有する。ただし、最高人民裁判所の裁判官評議会の監督審決定を除く。
2. 省級人民裁判所の長官及び省級人民検察院の長官は、県級人民裁判所の法的効力を有する判決又は決定に対し、監督審の手続に従って異議を申し立てる権限を有する。

第286条 法的効力を有する判決又は決定の執行延期及び停止

1. 裁判所の法的効力を有する判決又は決定に対し異議を申し立てる権限を有する者は、監督審手続に従って異議申立てを検討するため、判決又は決定の執行延期を申し立てることができる。判決の執行延期は、民事判決執行に関する法令に従う。
2. 監督審の手続に従って、法的効力を有する判決又は決定に対し異議を申し立てた者は、監督審の決定が出るまで当該判決又は決定の執行停止を決定する権利を有する。

第287条 監督審の手続に従って異議を申し立てる決定

監督審の手続に従って異議を申し立てる決定は、次の主要内容で構成する。

1. 異議申立て決定の番号及び日付
2. 異議申立て決定をした者の地位
3. 異議を申し立てられた法的効力を有する判決又は決定の番号及び日付
4. 異議を申し立てられた法的効力を有する判決又は決定の正文
5. 異議を申し立てられた法的効力を有する判決又は決定の違反又は過誤についての意見、分析
6. 異議申立て決定の法的根拠
7. 法的効力を有する判決又は決定の一部又は全部に対し異議を申し立てる決定
8. 当該事件の監督審を行う管轄権を有する裁判所の名称
9. 異議申立者の意見

第288条 監督審の手続に従って異議を申し立てる期限

監督審の手続に従って異議を申し立てる権限を有する者は、裁判所の判決又は決定が法的効力を有した日から3年以内においてのみ異議を申し立てることができる。

第289条 監督審の手続に従った異議申立て決定の修正、補足又は取下げ

1. 監督審の手続に従って異議を申し立てた者は、この法律第288条に定める異議申立て期限が徒過していないときに異議申立て決定を修正し、又は補足する権限を有する。
2. 異議を申し立てた者は、公判期日の開始前又は監督審公判期日に異議申立決定の一部又は全部を取り下げる権限を有する。

第290条 監督審の手續に従った異議申立決定の送付

1. 監督審の手續に従って異議を申し立てる決定は、異議を申し立てられた法的効力を有する判決又は決定を発した裁判所、当事者、権限を有する民事判決執行機関及び自己の権利、義務が異議申立ての内容と関連する者に直ちに送付しなければならない。
2. 最高人民裁判所の長官又は省級人民裁判所の長官が異議を申し立てた場合は、異議申立決定及び事件記録を同級の人民検察院に直ちに送付しなければならない。検察院は、事件記録を受け取った日から15日以内に記録を検討する。当該期間が満了したときは、検察院は、管轄裁判所が監督審の手續に従って事件を審理するために当該管轄裁判所に事件記録を送付しなければならない。
3. 最高人民検察院の長官又は省級人民検察院の長官が異議を申し立てた場合は、異議申立決定は、管轄裁判所が監督審の手續に従って事件を審理するために直ちに当該管轄裁判所に送付しなければならない。

第291条 監督審の手續に従って事件を再検討する管轄権

1. 省級人民裁判所の裁判官委員会は、異議を申し立てられた県級人民裁判所の法的効力を有する判決及び決定を監督審の手續に従って再検討する。
2. 最高人民裁判所の民事裁判部、経済裁判部及び労働裁判部は、異議を申し立てられた省級人民裁判所の法的効力を有する判決又は決定を監督審の手續に従って再検討する。
3. 最高人民裁判所の裁判官評議会は、異議を申し立てられた最高人民裁判所の控訴裁判部、民事裁判部、経済裁判部及び労働裁判部の法的効力を発する判決及び決定を監督審の手續に従って再検討する。
4. 本条第1、2項に定める異なった審級の裁判所の管轄下にある同一の民事事件の法的効力を有する判決又は決定に対し異議が申し立てられた場合は、管轄権を有する上級裁判所が監督審の手續に従って事件全体を再検討する。

第292条 監督審公判期日の参加者

1. 監督審公判期日には、同級の検察院が参加しなければならない。
2. 必要と考える場合は、裁判所は手續の参加者及び異議申立てに関連する他の者を監督審公判期日に参加するために召喚する。

第293条 監督審公判期日の開始期限

監督審の権限を有する裁判所は、異議申立て及び事件

記録を受け取った日から4か月以内に、監督審の手續に従って事件を再検討するため、公判期日を開始しなければならない。

第294条 監督審公判期日の準備

裁判所長官は、公判期日の事件の説明書を作成する裁判官を指名する。説明書には事件の内容、異なった審級の裁判所の判決、決定及び異議申立ての内容を要約する。説明書は、監督審公判期日が開始する遅くとも7日前には監督審評議会の構成員に送付しなければならない。

第295条 監督審公判期日の手續

1. 裁判長が公判期日を開始した後に、監督審合議体の構成員は、事件の内容の概略、事件の審理過程、異議を申し立てられた法的効力を有する判決又は決定の主文、異議申立ての根拠及び異議申立者の意見を提示する。検察院の代理人は、異議申立決定に関する検察院の意見を陳述する。
2. 手續の参加者又は他の者が監督審公判期日に参加するために裁判所に召喚された場合は、その者は異議申立決定に関する自己の意見を陳述することができる。検察院の代理人は、異議申立決定に関する検察院の意見を陳述する。
3. 監督審合議体の構成員は、事件の解決に関して評議し、自己の意見を陳述する。検察院の代理人は、事件の解決に関する検察院の意見を陳述する。
4. 監督審合議体は、事件の解決に関して投票を行う。
省級人民裁判所の裁判官委員会又は最高人民裁判所の裁判官評議会の監督審決定は、その構成員全員の過半数の投票が必要である。
省級人民裁判所の裁判官委員会又は最高人民裁判所の裁判官評議会は、異議申立てに賛成、反対、その他の意見の順番で評決する。決定が省級人民裁判所の裁判官委員会又は最高人民裁判所の裁判官評議会の過半数の投票を得なかった場合は、公判期日を延期しなければならない。公判期日を延期する決定を発付した日から30日以内に、裁判官委員会又は裁判官評議会は、全構成員の参加の下で事件を再審理しなければならない。

第296条 監督審審理の範囲

1. 監督審合議体は、法的効力を有する判決又は決定のうち、異議を申し立てられ、又は異議申立ての内容の審理に関連する部分のみを審理する。
2. 監督審合議体は、法的効力を有する判決又は決定のうち異議を申し立てられ、又は異議申立ての内容の審理に関連していない部分でも、当該部分が国益又は事

件の当事者以外の第三者の利益を侵害している場合は、その部分を審理する権限を有する。

第297条 監督審合議体の権限

監督審合議体は、次の権限を有する。

1. 異議申立てを却下し、法的効力を有する判決又は決定を支持する。
2. 破棄され、又は修正された下級裁判所の適法な判決又は決定を支持する。
3. 第一審手続又は控訴手続に従った再審理のために法的効力を有する判決又は決定を破棄する。
4. 事件を審理した裁判所の判決又は決定を破棄し、当該事件の解決を中止する。

第298条 破棄され、又は修正された直属下級裁判所の適法な判決又は決定の支持

監督審合議体は、異議を申し立てられた法的効力を有する判決又は決定を破棄する決定を發し、その異議を申し立てられた法的効力を有する判決又は決定により一部又は全部を破棄され、若しくは修正されていた下級裁判所の適法な判決又は決定を支持する。

第299条 第一審の再審理又は控訴審の再審理のために異議を申し立てられた法的効力を有する判決又は決定の破棄

監督審合議体は、次の場合に第一審手続又は控訴手続に従った再審理のために異議を申し立てられた法的効力を有する判決又は決定を破棄する決定を發する。

1. 証明及び証拠の収集が十分に実施されず、又はこの法律第7章の規定に反して実施された場合
2. 判決又は決定の結論が事件の客観的事実関係に適合せず、又は法律の適用に重大な過誤がある場合
3. 第一審合議体又は控訴審合議体の構成がこの法律の規定に従わず、又はその他の重大な手続上の違反がある場合

第300条 法的効力を有する判決、決定の破棄及び事件解決の中止

事件がこの法律第192条に定める場合の一に該当する場合は、監督審合議体は、法的効力を有する判決、決定を破棄する決定を發し、事件の解決を中止する。

第301条 監督審の決定

1. 監督審合議体は、ベトナム社会主義共和国の名において決定を發する。
2. 監督審の決定は、次の主要な内容を含んでいなければならない。
 - a) 公判期日の開始日時及び場所

b) 監督審合議体の構成員の氏名。監督審合議体が省級人民裁判所の裁判所委員会又は最高人民裁判所の裁判官評議会である場合は、裁判長の氏名及び肩書き並びに審理に参加した構成員の数を明記する。

c) 書記官及び公判期日に参加した検察官の氏名

d) 合議体が監督審を開いた事件名

dd) 事件の当事者の氏名及び住所

e) 事件の内容の要約、異議を申し立てられた法的効力を有する判決又は決定の主文

g) 異議申立て決定、異議申立ての根拠

h) 異議申立てを認め、又は認めない根拠を分析した監督審合議体の認定

i) 監督審合議体が決定の根拠とした民事訴訟法の条項号

k) 監督審合議体の決定

第302条 監督審決定の効力

監督審の決定は、監督審合議体がそれを發付した日から法的効力を發する。

第303条 監督審決定の送付

決定の發付日から5営業日以内に、監督審合議体は、次の者に監督審決定を送付しなければならない。

1. 当事者及び監督審決定に従って関連する権利、義務を有するその他の者
2. 異議を申し立てられた法的効力を有する判決又は決定を言い渡した裁判所
3. 同級の検察院、権限を有する民事判決執行機関

第19章 再審手続

第304条 再審手続の性質

再審理とは、判決又は決定の内容を実質的に変える可能性があり、裁判所が当該判決又は決定を言い渡したときには裁判所及び当事者が知らなかった新しく発見された事実関係の出現により、異議を申し立てられた法的効力を有する判決又は決定の審理である。

第305条 再審手続に従った異議申立ての根拠

法的効力を有する判決又は決定は、次の根拠の一が存在するときに、再審手続に従って異議申立てができる。

1. 事件の解決において当事者が知り得なかった事件の新しい事実関係が発見された。
2. 鑑定人の結論及び通訳人の通訳に虚偽があり、又は証拠が偽造されたことを証明する根拠がある。
3. 裁判官、人民参審員又は検察官が事件記録を意図的に転用し、又は故意に不法な結論を出した。
4. 裁判所が事件の解決のために根拠とした刑事、行政、

民事、婚姻及び家族、営業、商事又は労働に関する裁判所の決定又は国家機関の決定が既に破棄された。

第306条 新しく発見された事実関係に関する通知及び確認

1. 当事者、個人、機関又は組織は、事件の新しい事実関係を発見し、この法律第307条に定める異議を申し立てる権限を有する者に書面で通知する権限を有する。
2. 事件の新しい事実関係が発見された場合には、検察院及び裁判所は、その旨をこの法律第307条に定める異議を申し立てる権限を有する者に書面で通知しなければならない。

第307条 再審手続に従って異議を申し立てる権限を有する者

1. 最高人民裁判所の長官及び最高人民検察官の長官は、全審級の裁判所の法的効力を有する判決又は決定に対し、再審手続に従って異議を申し立てる権限を有する。ただし、最高人民裁判所裁判官評議会の決定を除く。
2. 省級人民裁判所の長官及び省級人民検察院の長官は、県級人民裁判所の法的効力を有する判決又は決定に対し、異議を申し立てる権限を有する。
3. 法的効力を有する判決又は決定に対し異議を申し立てた者は、再審の決定が出るまで当該判決又は決定の執行を停止する権限を有する。

第308条 再審手続に従った異議申立ての期限

再審手続に従った異議申立ての期限は、異議を申し立てる権限を有する者がこの法律第305条に定める再審手続に従って異議を申し立てる根拠を得た日から起算して1年である。

第309条 再審合議体の権限

再審合議体は次の権限を有する。

1. 異議申立てを却下し、法的効力を有する判決又は決定を支持する。
2. この法律に定める手続に従った第一審の再審理のために法的効力を有する判決又は決定を破棄する。
3. 法的効力を有する判決又は決定を破棄し、事件の解決を中止する。

第310条 監督手続に関する規定の適用

再審手続に関する他の規定は、この法律に定める監督手続の規定に従う。

第5部 民事非訟事件の解決手続

第20章 民事非訟事件の解決手続に関する通則

第311条 適用範囲

裁判所は、この法律第26条第1、2、3、4項及び6項、第28条第1、2、3、4、5項及び7項、第30条第1項及び4項並びに第32条第3項に定める民事非訟事件を解決するために、本章の規定及び本章の規定に違反しないこの法律のその他の規定を適用する。

民事非訟事件とは、個人又は組織が紛争は有していないが、自分自身若しくは他の個人、機関若しくは組織の民事、婚姻家族、営業、商事若しくは労働に関する権利並びに義務の発生の根拠となる法律事実を承認し、若しくは承認しないことを裁判所に申し立て、又はその民事、婚姻家族、営業、商事若しくは労働に関する権利を承認することを裁判所に申し立てることである。

第312条 民事非訟事件の解決を裁判所に求める申立て

1. 民事非訟事件の解決を裁判所に申し立てる者は、この法律第3章第2節に定める管轄権を有する裁判所にその申立書を提出しなければならない。
2. 申立書は、次の主要な内容を含む。
 - a) 申立書提出日
 - b) 申立てを解決する権限を有する裁判所の名称
 - c) 申立人の氏名及び住所
 - d) 裁判所に解決を申し立てる具体的な事項；当該民事非訟事件の裁判所による解決を申し立てた理由、目的及び根拠
 - dd) 申立ての解決に関連する者がいる場合は、当該者の氏名及び住所
 - e) 自己の申立ての解決に関連すると申立人が思料するその他の情報
 - g) 申立人が個人のときはその署名若しくは指印、又は申立人が機関又は組織のときはその適法な代理人の署名及び押印
3. 申立書には、申立てに十分根拠があり、適法であることを証明する書類及び証拠を添付しなければならない。

第313条 民事非訟事件の解決期日の参加者

1. 裁判所は、民事非訟事件を解決するために公開の期日を開かなければならない。

民事非訟事件の解決のために期日を開く決定を発した後に、裁判所は直ちに当該決定及び民事非訟事件の事件記録をその検討のために同級の検察院に送付し

なければならない。検察院は、事件記録を受け取ってから7日以内にそれを検討しなければならないが、当該期間が満了したときは、検察院は裁判所が民事非訟事件を解決する期日を開くため、裁判所に事件記録を返却しなければならない。

2. 同級の検察院の検察官は、期日に出頭しなければならない。検察官が欠席した場合は、期日は延期しなければならない。
3. 申立人又はその適法な代理人は、裁判所の召喚状に従って期日に参加しなければならない。

申立人が正当な理由で1回欠席した場合は、裁判所は期日を延期する。申立人がその不在中に民事非訟事件を解決することを裁判所に申し立てた場合は、裁判所は申立人の不在中に非訟事件を解決することができる。申立人が正当に2回召喚を受けたにもかかわらず欠席した場合は、その申立てを破棄したとみなし、裁判所は、民事非訟事件の解決を中止する決定を発する。裁判所が民事非訟事件の解決を中止する決定を發した場合でも、申立人がこの法律に定める手続に従って民事非訟事件の解決を裁判所に申し立てる権利を保障する。

4. 裁判所は、関係者又はその適法な代理人を期日に召喚できる。必要な場合は、裁判所は証人、鑑定人、通訳人を期日に出頭するよう召喚できる。欠席する者がいる場合は、裁判所は、期日を延期し、又は期日を定める決定をする。

第314条 民事非訟事件を解決する期日実施手続

1. 民事非訟事件を解決する期日は、次の順序で実施する。
 - a) 書記官が期日参加者の出欠を報告する。
 - b) 裁判官が期日を開始する。；期日に召喚された者の出欠及びその身元カードを確認する。
 - c) 申立人又はその適法な代理人が、解決を裁判所に申し立てた具体的な事項並びに当該民事非訟事件の解決を裁判所に申し立てる理由、目的及び根拠を提示する。
 - d) 関係者又はその適法な代理人が、民事非訟事件の解決におけるその権利、義務に関する事項について自己の意見を陳述する。
 - dd) 証人が証言をする。；鑑定人が鑑定の結果を提示し、なお不明確で又は矛盾している事項を説明する。
 - e) 証拠を取り調べる。
 - g) 検察官が、民事非訟事件の解決に関する検察院の意見を陳述する。
 - h) 裁判官が、民事非訟事件の解決を求める申立を検討し、それを認めるか否かを決定する。
2. 欠席する者がいる場合は、裁判官はその者が裁判所

に提供又は開示した証言、書類、証拠を公開することができる。

第315条 民事非訟事件の解決決定

1. 民事非訟事件を解決する決定は、次の主要な内容を含む。
 - a) 決定日
 - b) 決定を發した裁判所の名称
 - c) 裁判官、検察官及び書記官の氏名
 - d) 民事非訟事件の解決の申立人の氏名及び住所
 - dd) 裁判所に解決を申し立てた具体的な事項
 - e) 関係者の氏名及び住所
 - g) 裁判所の認定及び申立ての認否の根拠
 - h) 民事非訟事件の解決の法的根拠
 - i) 主文
 - k) 支払うべき訴訟費用
2. 民事非訟事件を解決する決定は、当該決定の發付日から5営業日以内に同級の検察院、権限を有する判決執行機関、民事非訟事件の解決の申立人及び権利、義務が当該決定に関連する個人、機関、組織に送付しなければならない。

第316条 民事非訟事件の解決決定に対する控訴及び異議申立て

控訴審手続に従って民事非訟事件を再度解決することを直近上級裁判所に申し立てるため、申立人及び権利、義務が民事非訟事件の解決決定に関連する個人、機関、組織は、控訴をする権限を有し、同級の検察院及び直近上級検察院は、民事非訟事件の解決決定に対し異議を申し立てる権限を有する。ただし、この法律第28条第2、3項に定める決定を除く。

第317条 控訴又は異議申立ての期限

1. 申立人及び権利、義務が民事非訟事件の解決決定に関連する個人、機関、組織は、裁判所が当該決定を發した日から7日以内に当該決定に対する控訴をする権限を有する。ただし、この法律第358条第1項及び第372条第1項に定める場合を除く。その者が公判期日に出頭しなかった場合は、当該期限は、その者が民事非訟事件の解決決定を受け取った日又は当該決定が告知され、又は掲示された日から起算する。
2. 同級の検察院は、裁判所が民事非訟事件の解決決定をした日から7日以内に当該決定に対する異議を申し立てる権限を有し、直近上級検察院は、裁判所が当該決定をした日から15日以内に当該決定に対する異議申立てをする権限を有する。ただし、この法律第358条第2項及び第372条第2項に定める場合を除く。

第318条 控訴され又は異議を申し立てられた民事非訟事件の解決決定の控訴審手続

控訴され、又は異議を申し立てられた民事非訟事件の解決決定の控訴審手続は、この法律第280条の規定に従う。

第21章 人の民事行為能力喪失又は民事行為能力制限の宣告の申立解決手続

第319条 人の民事行為能力喪失又は民事行為能力制限の宣告申立書

1. 関連する権利、利益を有する者及び関連する機関又は組織は、民法の規定に従い、人の民事行為能力喪失又は民事行為能力制限の宣告を裁判所に申し立てる権限を有する。
2. 人の民事行為能力喪失又は民事行為能力制限の宣告を裁判所に求める申立書は、この法律第312条第2項に定める内容を完全に含んでいなければならない。
3. 人の民事行為能力喪失の宣告を裁判所に求める申立書は、当該者が自己の行為を覚識し、制御することができない精神病又はその他の病気を患っていることを証明する専門機関の結論及びその他の証拠を添付しなければならない。
4. 人の民事行為能力制限の宣告を裁判所に求める申立書は、当該者が薬物中毒又は他の興奮剤の中毒になっており、それが当該者の家族の財産の損害又は損失につながることを証明する証拠を添付しなければならない。

第320条 申立書の検討のための準備

1. 人の民事行為能力喪失又は民事行為能力制限の宣告を裁判所に求める申立書を検討する準備期間は、裁判所が申立書を受理した日から30日を超えない。当該期間が満了したときは、裁判所は、その申立書を検討する期日を開く決定を発する。
2. 申立書の検討準備期間中に、裁判所は当事者の請求により、民事行為能力喪失又は民事行為能力制限の宣告を申し立てられた者の健康又は病気の検査を求めることができる。この場合には、裁判所は、検査結果が出た後に申立書を検討する期日を開く決定を発する。
3. 申立書の検討準備中に申立人がその申立書を取り下げた場合は、裁判所は申立書の検討を中止する決定を発する。
4. 期日を開く決定を発した日から15日以内に、裁判官は、申立書を検討する期日を開かなければならない。

第321条 人の民事行為能力喪失又は民事行為能力制限の宣告決定

1. 裁判所は、人の民事行為能力喪失又は民事行為能力制限を宣告する申立書を認容し、又は認容しないことができる。
2. 裁判所が申立書を認容した場合は、裁判所は人の民事行為能力喪失又は民事行為能力制限を宣告する決定を発する。
人の民事行為能力制限を宣告する決定において、裁判所は、民事行為能力が制限された者の法定代理人及び代理の範囲を決定しなければならない。

第322条 人の民事行為能力喪失又は民事行為能力制限の宣告決定の破棄申立書

1. 民事行為能力の喪失又は民事行為能力の制限を裁判所に宣告された者が既にその宣告された状態にない場合は、当該者、関連する権利、利益を有する者又は関連する機関若しくは組織は、当該者の民事行為能力喪失又は民事行為能力制限を宣告した決定を破棄する決定を発することを裁判所に申し立てることができる。
2. 人の民事行為能力喪失又は民事行為能力制限を宣告する決定の破棄を裁判所に求める申立書は、この法律第312条第2項に定める内容をすべて含まなければならない。

第323条 申立書の検討準備及び裁判所の決定

1. 人の民事行為能力喪失又は民事行為能力制限を宣告した決定の破棄を裁判所に求める申立書を検討する準備期間は、この法律第320条の規定に従う。
2. 裁判所は、人の民事行為能力喪失又は民事行為能力制限を宣告した決定を破棄する申立書を認容し、又は認容しないことができる。
3. 申立書を認容する場合には、裁判所は、人の民事行為能力喪失又は民事行為能力制限を宣告した決定を破棄する決定を発する。

第22章 住所を去った者の捜索に関する通知発付の申立解決手続

第324条 住所を去った者の捜索に関する通知発付の申立書

1. 人が6か月以上連続して住所に不在である場合には、関連する権利、利益を有する者は、当該者の捜索に関する通知の発付を裁判所に申し立て、同時に民法の規定に従い、住所を去った者の財産管理のための措置を採ることを裁判所に申し立てる権限を有する。

- 住所を去った者の搜索の宣告を裁判所に求める申立書は、この法律第312条第2項に定める内容をすべて含んでいなければならない。
- 住所を去った者の搜索に関する通知の発付を裁判所に求める申立書は、当該者が6か月以上連続して不在であることを証明する証拠を添付しなければならない。住所を去った者の財産を管理する措置を採ることを裁判所に求める申立ての場合は、申立人は、住所を去った者の財産状況、既存の財産の管理に関する書類及び住所を去った者の親族の一覧を提出しなければならない。

第325条 申立書の検討準備

- 住所を去った者の搜索に関する通知の発付を裁判所に求める申立書を検討する準備期間は、裁判所が申立書を受け取った日から20日である。当該期間が満了したときは、裁判所は、申立書を検討する期日を開く決定を発する。
- 上記の期間内に申立人がその申立てを取り下げた場合、又は搜索通知を申し立てられた者が帰宅し、裁判所に申立書の検討の中止を求めた場合は、裁判所は申立書の検討を中止する決定を発することができる。
- 期日開始決定の発付日から10営業日以内に、裁判官は申立書を検討する期日を開かなければならない。

第326条 住所を去った者の搜索に関する通知発付の決定

- 裁判所は、住所を去った者の搜索に関する通知発付を求める申立書を認容し、又は認容しないことができる。
- 申立書を認容する場合は、裁判所は、申立書を認容する決定を発し、住所を去った者の搜索に関する通知を発する。住所を去った者の財産を管理するために必要な措置を採ることを裁判所に求める申立書を認容する場合は、当該申立書を認容する裁判所の決定は、民法の規定に従って当該者の財産を管理するために措置を採ることも決定しなければならない。

第327条 住所を去った者の搜索に関する通知

住所を去った者の搜索に関する通知は、次の主要な内容を含んでいなければならない。

- 通知の発付日
- 通知を発付した裁判所の名称
- 住所を去った者の搜索に関する通知発付の申立書を認容した裁判所の決定の連番及び日付
- 申立人の氏名及び住所
- 搜索される者の氏名、誕生日又は年齢及び住所を去る前の最後の住所

- 搜索される者が連絡する関連する個人若しくは組織、又は搜索される者の情報を有するその他の者の住所

第328条 住所を去った者の搜索に関する通知の告知

- 住所を去った者の搜索に関する通知は、中央の日報に3回連続して掲載し、かつ中央のラジオ局又はテレビ局で3日間連続して3回放送する。
- 住所を去った者の搜索に関する通知の公開又は放送費用は、全額申立人が負担する。

第329条 住所を去った者の搜索に関する通知の発付決定の効力

この法律第326条に定める住所を去った者の搜索に関する通知の発付決定は、搜索される者が帰宅した場合は自動的に効力を失う。

第23章 人の失踪宣告の申立解決手続

第330条 人の失踪宣告申立書

- 関連する権利、利益を有する者は、民法の規定に従って、人の失踪宣告を裁判所に申し立てる権限を有する。
- 人の失踪宣告を裁判所に求める申立書は、この法律第312条第2項に定める内容を完全に含まなければならない。
- 申立書には、失踪宣告を申し立てられた者が2年以上連続して不在で、その者の生存又は死亡に関する信頼できる情報がないことを証明し、かつ申立人が搜索通知の十分な措置を採ったことを証明する証拠を添付しなければならない。裁判所が住所を去った者の搜索に関する通知の決定を発した場合には、当該決定の謄本も提出しなければならない。

第331条 申立書の検討準備

- 人の失踪宣告の申立書を受け取った日から20日以内に、裁判所は、失踪宣告を求められた者の搜索に関する通知決定を発する。
- 当該通知の内容及び告知は、この法律第327条及び328条の規定に従う。当該搜索通知の期間は、最初の通知の公開日又は放送日から4か月である。
- 通知の告知期間内に申立人がその申立書を取下げ、又は失踪宣告を求められた者が帰宅し、申立書の検討の中止を裁判所に申し立てた場合は、裁判所は、当該者の失踪宣告申立書の検討を中止する決定を発する。

第332条 人の失踪宣告の決定

- 搜索通知の告知期間が満了したときから15日以内に、裁判所は人の失踪宣告の申立書を検討する期日を開く。

2. 裁判所は、申立てを認容し、又は認容しないことができる。
3. 申立てを認容する場合は、裁判所は、人の失踪宣告の決定を発する。裁判所が失踪宣告をされた者の財産を管理する措置を採ることを求められ、この申立てを認容した場合は、裁判所の決定は、民法の規定に従い、当該者の財産を管理するために採る措置も示さなければならない。

第333条 裁判所の失踪宣告の決定を破棄する申立書

1. 失踪宣告をされた者が帰宅した場合、又は当該者が生存していることを確認する信頼できる情報がある場合は、当該者又は関連する権利、利益を有する者は、裁判所に当該者の失踪宣告の決定を破棄する決定の発付を申し立てることができる。
2. 失踪宣告の決定の破棄を裁判所に求める申立書は、この法律第312条第2項に定める内容を完全に含まなければならない。
3. 当該申立書には、失踪宣告をされた者が帰宅し、又は生存していることを証明する証拠を添付しなければならない。

第334条 人の失踪宣告の決定を破棄する決定

1. 人の失踪宣告の決定を破棄する申立書を受理した日から15日以内に、裁判所は申立書を検討するため期日を開く。
2. 裁判所は、申立てを認容し、又は認容しないことができる。
3. 申立てを認容する場合は、裁判所は、人の失踪宣告の決定を破棄する決定を発し、民法の規定に従って、当該者の失踪宣告決定の破棄の法的効力を決定する。

第24章 人の死亡宣告申立ての解決手続

第335条 人の死亡宣告申立書

1. 関連する権利、利益を有する者は、民法の規定に従い、人の死亡宣告を裁判所に申し立てることができる。
2. 人の死亡宣告を裁判所に求める申立書は、この法律第312条第2項に定める内容を完全に含んでいなければならない。
3. 申立書には、死亡宣告を申し立てられた者が民法の定める場合の一において既に死亡していることを証明する証拠を添付しなければならない。

第336条 申立書の検討準備

1. 人の死亡宣告申立書を検討する準備期間は、裁判所が申立書を受け取った日から30日を超えない。当該

期間が満了したときは、裁判所は、申立書を検討する期日を開く決定を発しなければならない。

2. 裁判所は、申立書を検討する準備期間内に申立人がその申立書を取り下げた場合又は死亡宣告を申し立てられた者が帰宅し、裁判所に申立書の検討の中止を申し立てた場合は、申立書の検討を中止する決定を発する。
3. 期日を開く決定を発した日から10日以内に、裁判所は、申立書を検討する期日を開く。

第337条 死亡宣告の決定

1. 裁判所は、人の死亡宣告の申立てを認容し、又は認容しないことができる。
2. 申立てを認容する場合は、裁判所は、死亡宣告の決定を発する。当該決定において裁判所は、当該者の死亡日及び民法の規定に従って死亡宣告の法的効力を確定する。

第338条 裁判所の死亡宣告決定を破棄する申立書

1. 死亡宣告をされた者が帰宅し、又は当該者が生存していることを確認する信頼できる情報がある場合は、当該者又は関連する権利、利益を有する者は、当該者の死亡宣告の決定を破棄する決定を発することを裁判所に申し立てることができる。
2. 人の死亡宣告の決定破棄を裁判所に求める申立書は、この法律第312条第2項に定める内容を完全に含んでいなければならない。
3. 申立書には、死亡宣告をされた者が帰宅し、又は生存していることを証明する証拠を添付しなければならない。

第339条 人の死亡宣告決定を破棄する決定

1. 人の死亡宣告の決定を破棄する申立書を受け取った日から15日以内に、裁判所は申立書を検討するため期日を開く。
2. 裁判所は、申立てを認容し、又は認容しないことができる。
3. 申立てを認容する場合は、裁判所は、死亡宣告の決定を破棄する決定を発する。この決定において裁判所は、民法の規定に従って、死亡宣告決定の破棄の法的効力を確定しなければならない。

第25章 ベトナムにおける商事仲裁活動に関連する民事非訟事件の解決手続

第340条 裁判所が管轄権を有するベトナムの商事仲裁活動に関連する民事非訟事件

1. 仲裁人の指名又は変更

2. 緊急保全処分の適用, 変更又は取消
3. 仲裁判断の破棄
4. ベトナムの商事仲裁に関する法令が定めるその他の民事非訟事件

第341条 解決手続

ベトナムの商事仲裁活動に関係する民事非訟事件の解決手続は, ベトナムの民事仲裁に関する法令の規定に従う。

第6部 外国裁判所の民事判決又は決定, 外国仲裁判断の承認及びベトナムにおける執行手続

第16章 外国裁判所の民事判決又は決定, 外国仲裁判断の承認及びベトナムにおける執行手続に関する通則

第342条 外国裁判所の民事判決又は決定, 外国仲裁判断

1. 外国裁判所の民事判決又は決定とは, 外国裁判所の民事, 婚姻家族, 営業, 商事若しくは労働事件の判決又は決定, 刑事若しくは行政判決又は決定中の財産に関する決定及びベトナム法に従って民事判決又は決定とみなす外国裁判所のその他の判決又は決定である。
2. 外国仲裁判断とは, ベトナム領土外で言い渡され, 又はベトナム領土内で法務, 商事又は労働関係から発生した紛争を解決するために双方が選任した外国仲裁人が言い渡した判断である。

第343条 外国裁判所の民事判決若しくは決定又は外国仲裁人の仲裁判断の承認及び執行の原則

1. ベトナムの裁判所は, 次の場合に外国裁判所の民事判決又は決定を検討し, 承認し, ベトナムで執行する。
 - a) ベトナムとともにこの事項に関し, 国際条約に署名し, 又は加盟した国の裁判所の民事判決又は決定
 - b) ベトナム法に従って承認し, 執行する外国裁判所の判決又は決定
2. ベトナムの裁判所は, 外国の仲裁判断がベトナムとともにこの事項に関し, 国際条約に署名し, 又は加盟した国で出された場合又はその国の仲裁人によって出された場合は, 当該外国仲裁判断を検討し, 承認し, ベトナムで執行する。
3. 外国裁判所の民事判決若しくは決定又は外国仲裁人の仲裁判断は, ベトナムと当該外国がこの事項に関する国際条約に署名し, 又は加盟していない場合でも, 相互主義に基づいて, 承認し, ベトナムで執行することができる。

4. 外国裁判所の民事判決若しくは決定又は外国仲裁人の仲裁判断は, ベトナムの裁判所がそれを承認し, 執行する許可をした後にのみ, ベトナムで執行する。
5. ベトナムで執行が要求されておらずその不承認が申し立てられていない外国裁判所の民事判決又は決定は, ベトナムが署名し, 又は加盟した国際条約に従ってベトナムで自動的に承認する。
6. ベトナムの裁判所は, ベトナムで執行が要求されていない外国裁判所の民事判決又は決定の不承認の申立てがある場合にのみ, 当該外国裁判所の民事判決又は決定の不承認を検討する。

第344条 外国裁判所の民事判決若しくは決定又は外国仲裁判断の承認及び執行を申し立てる権利

1. 判決債権者又はその適法な代理人は, 判決債務者が個人の場合はその者がベトナムで居住し若しくは就業しているときに, 判決債務者が機関若しくは組織の場合はその本店がベトナムにあるときに, 又は外国裁判所の判決, 決定若しくは外国仲裁判断の執行に関連する判決債務者の財産が申立て時にベトナムに所在する場合において, 外国裁判所の民事判決若しくは決定又は外国仲裁判断の承認及び執行をベトナムの裁判所に申し立てることができる。
2. 当事者, 関連する合法的権利及び利益を有する者又はその適法な代理人は, ベトナムにおいて執行が要求されていない外国裁判所の判決又は決定の不承認をベトナムの裁判所に求める申立てを提出することができる。

第345条 控訴又は異議申立ての権利の保障

当事者は, 外国裁判所の民事判決若しくは決定又は外国仲裁判断を承認し, 又は承認しない裁判所の決定をこの法律の規定に従って再検討することを求めて, 当該決定に対して, 直近上級裁判所に控訴する権限を有し, 検察院は当該決定に対して, 直近上級裁判所に異議を申し立てる権限を有する。

第346条 外国裁判所の民事判決若しくは決定又は外国仲裁判断を承認し, 又は承認しないベトナムの裁判所の決定の効力保障

1. ベトナムにおける執行のためにベトナムの裁判所が承認し, 許可した外国裁判所の民事判決若しくは決定又は外国仲裁判断は, ベトナムの裁判所の法的効力を有する民事判決又は決定と同様に完全な法的効力を有し, 民事判決執行手続に従って執行する。ベトナムの裁判所が承認しない外国裁判所の民事判決又は決

定は、ベトナムで法的効力を持たない。

2. ベトナムにおける執行のためにベトナムの裁判所が承認し、許可した外国仲裁判断は、ベトナムの裁判所の法的効力を有する決定と同様に完全な法的効力を有し、民事判決執行手続に従って執行する。

第347条 申立書の検討結果の通知

ベトナムの裁判所は、決定を発付した日から15日以内に、外国裁判所の判決又は決定の承認及びベトナムにおける執行に関する申立書の検討結果を、司法省を通じて当該判決又は決定を言い渡した外国裁判所、当事者及び当該決定に関連する個人、機関、組織に通知し、外国仲裁判断の承認及びベトナムにおける執行の申立書の検討結果を、当該申立書を提出した個人、機関又は組織及び当該決定に関連するその他の個人、機関又は組織に通知する。

第348条 外国裁判所の民事判決若しくは決定又は外国仲裁判断の執行のために資金又は財産を送付する権利の保障

ベトナム社会主義共和国は、ベトナムにおける執行のためにベトナムの裁判所が承認し、許可した外国裁判所の民事判決若しくは決定又は外国仲裁判断の執行のために、ベトナムから外国への資金及び財産の送付を保障する。当該資金及び財産の送付はベトナム法に従う。

第349条 外国裁判所の民事判決若しくは決定又は外国仲裁判断の承認及び執行の費用

外国裁判所の民事判決若しくは決定又は外国仲裁判断の承認及びベトナムにおける執行を申し立てた者は、ベトナム法が定める費用を支払わなければならない。

第27章 外国裁判所の民事判決又は決定の承認及びベトナムにおける執行を求める申立書の検討手続

第350条 外国裁判所の民事判決又は決定の承認及びベトナムにおける執行の申立書

1. 外国裁判所の民事判決又は決定の承認及びベトナムにおける執行の申立書は、ベトナムの司法省に提出しなければならない。次の主要な内容を含んでいなければならない。
 - a) 判決債権者又はその適法な代理人の氏名及び居住地又は就業地。判決債権者が機関又は組織のときは、その本店の名称及び所在地を完全に記載しなければならない。
 - b) 判決債務者の氏名及び居住地又は就業地。判決債務者が機関又は組織のときは、その本店の名称及び所在

地を完全に記載しなければならない。判決債務者がベトナムに居住地又は就業地を持たない個人である場合、又は本店がベトナムにない機関又は組織である場合は、申立書には、外国裁判所の判決又は決定のベトナムにおける執行に関連する財産及び各種資産が存在する場所の所在地も明記しなければならない。

c) 判決債権者の申立て；外国裁判所の判決又は決定が部分的に執行済みである場合は、判決債権者は、執行部分並びに承認及びベトナムにおける継続執行を申し立てる残存部分を明記しなければならない。

3. 外国語の申立書は、正当に公証され、又は認証されたベトナム語版を同封しなければならない。

第351条 申立書に添付する文書、書類

1. 申立書には、ベトナムが署名し、又は加盟した国際条約に定める文書及び書類を添付する。当該国際条約に規定がない場合又は該当する国際条約がない場合は、申立書には、外国裁判所の判決又は決定を正当に認証した謄本及び当該判決又は決定が効力を有し、失効しておらず、ベトナムで執行すべきであることが既に判決又は決定に明記されている場合を除き、これらの事項を認証する書類及び判決又は決定の謄本が当該判決又は決定を執行しなければならない判決債務者に送られたことを認証する書類を添付しなければならない。判決債務者又はその適法な代理人が外国裁判所の審理を欠席した場合は、その者が正当に召喚されたことを認証する書類が必要である。

2. 外国語で作成された申立書に添付する文書、書類には、正当に公証され、又は認証されたベトナム語版を同封しなければならない。

第352条 事件記録の裁判所への送付

司法省は、申立書及び添付文書、書類を受け取ってから7日以内にこの法律第34条、35条に定める管轄権を有する裁判所に事件記録を送付しなければならない。

第353条 事件記録の受領及び追加説明の請求

1. 司法省から送付された事件記録を受け取った日から7営業日以内に、管轄権を有する裁判所は、それを受理し、同級の検察院にその旨を通知しなければならない。
2. 裁判所は、申立ての検討準備期間内に申立人又は判決若しくは決定を言い渡した外国裁判所に事件記録の不明確な事項の説明を求める権利を有する。

追加説明の書面による請求及び回答は、ベトナムの司法省を通して送付する。
3. ベトナムの裁判所から追加説明の書面による請求を受け取った日から7日以内に、司法省は当該請求を申立人又は外国裁判所に送付する。

4. 書面による説明を受け取ってから7日以内に、司法省は当該説明を請求したベトナムの裁判所に書面の説明を送付する。

第354条 申立書の検討準備

1. 裁判所は、申立書を受け取ってから4か月以内に各具体的事件に応じて次に掲げる事項の一を決定する。
 - a) 申立人が申立書を取り下げ、又は判決債務者が任意に判決若しくは決定を執行した場合、個人である判決債務者が死亡しその権利、義務が相続されなかった場合、又は機関若しくは組織である判決債務者が解散し、若しくは破産し、その権利、義務がベトナム法の規定に従って解決された場合に、申立書の検討を中止する。
 - b) 当該申立書が裁判所の管轄下になく、又は判決債務者の住所若しくは判決に関連する財産の所在地が確認できない場合に、申立ての検討を中止し事件記録を司法省に返却する。
 - c) 申立書を検討する期日を開く。

裁判所がこの法律第353条第2項に定める追加説明を求める場合は、申立書の検討準備期間は、更に2か月延長する。
2. 裁判所は、申立書を検討するため期日を開く決定の発付後1か月以内に期日を開かなければならない。

裁判所は、期日の開始前の15日以内に、事件記録をその検討のため同級の検察院に送付する。この期間が満了したときに、同級の検察院は、裁判所が申立書を検討する期日を開くために事件記録を裁判所に返却しなければならない。

第355条 申立書を検討する期日

1. 申立書は、3人の裁判官で構成する合議体が行う期日で検討し、3人の裁判官のうち1人は、裁判所の長官の指名に従って裁判長を務める
2. 同級の検察院の検察官は、期日に参加しなければならない。検察官が欠席した場合は、期日は延期しなければならない。
3. 期日は、判決債務者又はその適法な代理人の立会いの下に行わなければならない。彼らが正当な理由で1回欠席した場合は、期日は延期しなければならない。

判決債務者又はその適法な代理人がその不在中に申立てを検討することを裁判所に求める申立書を提出した場合、又は彼らが正当な2回目の召喚を受けたにもかかわらず欠席した場合は、申立ての検討を進める。
4. 合議体は、決定をするために事件の再審理はせず、外国裁判所の判決又は決定及び申立書に添付された文書及び書類を取り調べ、それらをベトナム法及びベトナムが署名し、又は加盟した国際条約の関連規定と

比較するのみとする。

5. 合議体は、申立書、添付文書及び書類を検討し、召喚した者及び検察官の意見を聴取した後に評議し、多数決で事件の決定を出す。

合議体は、外国裁判所の民事判決又は決定を承認して、ベトナムで執行し、又は承認しない決定を発する権利を有する。

第356条 承認せずベトナムで執行しない外国裁判所の民事判決又は決定

1. 裁判所が当該判決又は決定を言い渡した国の法令に従って、まだ法的効力を有さない民事判決又は決定
2. 判決債務者又はその適法な代理人が適法に召喚されなかったために、外国裁判所の公判期日を欠席した場合
3. 事件がベトナムの裁判所の専属管轄下にある場合
4. 同一事件に関し、ベトナム裁判所が言い渡した法的効力を有する民事判決若しくは決定又は外国裁判所が言い渡し、ベトナムにおける執行のためにベトナムの裁判所が承認し、許可した法的効力を有する民事判決若しくは決定が存在する場合、又は外国裁判所が事件を受理する前にベトナム裁判所が受理し、その解決中である場合
5. 判決執行の期限が当該民事判決若しくは決定を言い渡した裁判所の国の法令又はベトナム法に従って経過した場合
6. 外国裁判所の判決又は決定の承認及びベトナムにおける執行が、ベトナム法の基本原則に反している場合

第357条 裁判所の決定の送付

この法律第354条、355条に従って決定を発付後、裁判所は直ちに当事者及び同級の検察院に当該決定を送付しなければならない。当事者が海外に居住している場合は、決定は司法省を通じて送付する。

第358条 控訴及び異議申立て

1. 裁判所がこの法律第354条、355条に従って決定を出した日から15日以内に、当事者又はその適法な代理人は、当該決定に対し控訴をする権限を有する。当事者又はその適法な代理人が申立てを検討する期日に出頭しなかった場合は、控訴期限は、彼らが当該決定を受け取った日から起算する。控訴には、その理由及び控訴請求を明記しなければならない。

不可抗力又は客観的な障碍により当事者又はその適法な代理人が上記の期限内に控訴を提出できなかった場合は、不可抗力又は客観的な障碍が存在した期間を控訴期限に含まない。
2. 同級の検察院又は最高人民検察院は、この法律第3

54条、355条に定める裁判所の決定に対し異議を申し立てる権限を有する。

同級の検察院の異議申立て期限は、裁判所が当該決定を出した日から起算して15日であり、最高人民検察院の異議申立て期限は、裁判所が当該決定を出した日から起算して30日である。

第359条 控訴、異議申立ての検討

1. 最高人民裁判所は、事件記録の受領日から1か月以内に控訴され又は異議を申し立てられた省級人民裁判所の決定を再検討する。この法律第353条に定める釈明を求める場合は、この期間を延長することができるが2か月を超えてはならない。
2. 控訴され又は異議を申し立てられた決定を再検討するために設けた合議体は、3名の裁判官で構成し、そのうちの1人は、最高人民裁判所の控訴審裁判所の長官が裁判長に指名する。

控訴され又は異議を申し立てられた決定の再検討期日は、この法律第355条に定める申立てを検討する期日と同様に行う。

3. 合議体は、省級人民裁判所の決定の一部又は全部を支持し又は修正し、当事者がその控訴を取り下げ若しくは検察院がその異議申立てを取り下げた場合又はこの法律第354条第1項a号に定める根拠の一が存在する場合は、控訴又は異議申立ての検討を中止する権限を有する。

最高人民裁判所が言い渡した決定は、最終決定であり執行力を有する。

第28章 ベトナムにおいて執行が要求されていない外国裁判所の民事判決又は決定の不承認を求める申立書の検討手続

第360条 不承認の申立期限

1. ベトナムにおいて執行が要求されていない外国裁判所の民事判決又は決定を受け取った日から30日以内に、当事者、関連する合法的権利、利益を有する者又はその適法な代理人は、当該判決又は決定を承認しないことをベトナムの裁判所に求める申立書を司法省に提出する権限を有する。
2. 申立人が不可抗力又は客観的な障碍のために本条第1項に定める期限内に申立書を提出できなかったことを証明できる場合は、不可抗力又は客観的な障碍が存在した期間は申立書を送付する期限に含まない。

申立書を提出する期限の回復は、申立書を受理した裁判所の長官が検討し、決定する。

第361条 不承認の申立書

1. 外国裁判所の民事判決又は決定の不承認を求める申立書は、次の主要な内容を含まなければならない。
 - a) 申立人の氏名及びその居住地又は就業地。申立人が機関又は組織であるときは、その名称及び本店の所在地を完全に記載する。
 - b) 申立人の請求
2. 申立書には、外国裁判所の民事判決又は決定の有効な謄本及び不承認の申立てに十分根拠があることを証明する必要な文書及び書類を添付しなければならない。
3. 外国語の申立書、添付文書及び書類には、適法に公証し又は認証されたベトナム語版を同封しなければならない。
4. 申立書及び添付書類の管轄裁判所への送付は、この法律第352条の規定に従う。

第362条 不承認の申立書の検討

1. 外国裁判所の民事判決又は決定の不承認を求める申立書の検討準備及びその検討は、この法律第354条及び355条の規定に従う。
2. 申立書を検討する合議体は、次の決定の一を発付する権限を有する。
 - a) 外国裁判所の民事判決又は決定を承認しない。
 - b) 不承認の申立てを棄却する。
3. ベトナムにおいて執行が要求されていない外国裁判所の民事判決又は決定は、この法律第356条に定める場合に承認しない。

第363条 裁判所の決定送付、控訴又は異議申立て

裁判所の決定の送付、控訴又は異議申立ての提出及び控訴又は異議申立ての検討は、この法律第357、358条及び359条の規定に従う。

第29章 外国仲裁判断の承認及びベトナムにおける執行を求める申立書の検討手続

第364条 外国仲裁判断の承認及びベトナムにおける執行を求める申立書

1. 外国仲裁判断の承認及びベトナムにおける執行を求める申立書は、ベトナムの司法省に送付し、次の主要な内容を含んでいなければならない。
 - a) 判決債権者の氏名及びその居住地若しくは就業地、又はベトナムにおける適法な代理人。判決債権者が機関又は組織であるときは、その名称及び本店の所在地を完全に記載しなければならない。
 - b) 判決債務者の氏名及びその居住地又は就業地。判決債務者が機関又は組織である場合は、その名称及び本

店の所在地を記載しなければならない。個人である判決債務者がベトナムに居住地又は就業地を持たない場合又は機関若しくは組織である判決債務者がベトナムに本店を持たない場合は、申立書には、外国仲裁判断のベトナムにおける執行に関連する財産及び各種の資産が存在する所在地を明記しなければならない。

- c) 判決債権者の請求。
2. 外国語の申立書は、適法に公証され又は認証されたベトナム語版を添付しなければならない。

第365条 申立書に添付する文書及び書類

1. 申立書には、ベトナムが署名し又は加盟した国際条約に定める文書及び書類を添付する。当該国際条約に規定がない場合又は該当する国際条約がない場合は、申立書には、外国仲裁判断の有効な謄本及び仲裁手続で発生する又は発生した紛争の解決に関する当事者間の仲裁合意の有効な謄本を添付しなければならない。但し、関連国の法令が、当該紛争がその手続で解決できると定めているときに限る。

契約に定める仲裁条項、又は紛争が発生した後に双方が締結した仲裁に関する各別の合意は、仲裁合意になり得る。

2. 申立書に添付する文書、書類が外国語である場合は、その適法に公証され又は認証されたベトナム語版も送付しなければならない。

第366条 事件記録の裁判所への送付

1. 申立書、添付文書及び書類を受け取った日から7日以内に、司法省は、この法律第34条及び35条に定める管轄権を有する裁判所に事件記録を送付する。
2. 司法省が既に事件記録を管轄権を有する裁判所に送付し、後日に管轄権を有する外国機関から外国仲裁判断の取消を検討しており又は既に取り消し若しくは停止したという旨の通知を受け取った場合は、司法省は裁判所にその旨を直ちに書面で通知する。

第367条 事件記録の受領

1. 司法省から事件記録を受け取った日から3営業日以内に、管轄権を有する裁判所は、記録を受領し、個人、機関又は組織である判決債務者及び同級の検察院にその旨を通知する。
2. 裁判所は、申立書を提出した個人、機関又は組織にその申立書の不明瞭な事項を明らかにすることを求める権限を有する。

第368条 申立書の検討準備

1. 申立書を受領した日から2か月以内に、管轄権を有する裁判所は、事件に応じて次の決定の一を発付する。

- a) 外国の権限を有する機関が外国仲裁判断を再検討しているという旨の書面の通知を司法省から受け取った場合には申立書の検討を停止する。
- b) 個人、機関若しくは組織である判決債権者がその申立書を取下げた場合、個人、機関若しくは組織である判決債務者が任意に判決を執行した場合、機関若しくは組織である判決債務者が解散し若しくは破産し、その権利、義務がベトナム法に従って解決された場合、又は個人である判決債務者が死亡しその権利、義務を相続する者がいない場合には、申立書の検討を中止する。
- c) 外国の権限を有する機関が外国仲裁判断を取り消し、又はその執行を中止したという旨の書面の通知を司法省から受け取った場合には、申立書の検討を中止する。
- d) 申立書の検討が裁判所の管轄下でない場合、機関若しくは組織である判決債務者がベトナムに本店を有さない場合、個人である判決債務者がベトナムに居住せず若しくは就業しない場合、又は仲裁判断のベトナムにおける執行に関連する資産が存在する場所を確認することが不可能な場合には、申立書の検討を中止し、司法省に事件記録を返却する。

- dd) 申立書を検討する審理期日を開く。

裁判所がこの法律第367条第2項の規定に従って説明を求める場合は、申立書の検討準備期間は、更に2か月延長する。

2. 裁判所は、審理期日を開く決定を発した日から20日以内に申立書を検討する審理期日を開かなければならない。裁判所は、審理期日開始前の10日以内に事件記録の検討のため同級の検察院に事件記録を送付しなければならない。この期間が満了したときは、検察院は、裁判所が申立書を検討する審理期日を開くために裁判所に事件記録を返却しなければならない。

第369条 申立書検討の審理期日

1. 申立書の検討は、3名の裁判官で構成する審理合議体が審理期日で行い、3名のうち1名は、裁判所の長官の指名に従い裁判長を務める。
2. 同級の検察院の検察官は、審理期日に参加しなければならない。検察官が欠席した場合は、審理期日は、延期しなければならない。
3. 審理期日は、判決債務者又はその適法な代理人の参加の下で行う。その者が正当な理由で1回欠席した場合は、審理期日は延期しなければならない。

判決債務者又はその適法な代理人がその不在中に申立書を検討することを裁判所に求めた場合又はその者が2回適法に召喚を受けたにもかかわらず欠席した場合は、申立書の検討を進める。

4. 審理合議体は、既に外国仲裁人が解決した紛争を再審理せず、外国仲裁判断及び添付文書又は書類を確認

し、それをこの法律の規定、他のベトナム法の規定及びベトナムが署名し又は加盟した関連する国際条約の規定と照合するのみとする。

5. 申立書及び添付文書又は書類を検討し、召喚した者及び検察官の意見を聴取した後に、審理合議体は、事件を評議し多数決で決定を下す。

審理合議体は、外国仲裁判断を承認し執行する決定又は外国仲裁判断を承認しない決定を発することができる。

第370条 不承認の場合

1. 外国仲裁判断は、次の場合に承認せずベトナムで執行しない。

- a) 仲裁合意の当事者が、各当事者に適用する法律によると当該合意に署名する能力を有さない場合
 - b) 当事者が適用のために選択した国の法令又は当事者が仲裁合意に適用する法律を選択していなかった場合は、仲裁判断が宣言された国の法令によると仲裁合意が法的効力を持たない場合。
 - c) 個人、機関又は組織である判決債務者が仲裁人の指名及び外国仲裁組織による紛争の解決手続について適時、適切に通知を受けず、又は正当な理由により手続上の権利を行使することができなかつた場合。
 - d) 外国仲裁判断が、当事者が解決を求めている紛争について言い渡され、又は仲裁合意の当事者の請求を超えている場合。仲裁判断が外国仲裁組織による解決を求められている事項の部分と解決を求められていない事項の部分とに分けることができる場合は、解決を求められた部分の事項は、承認しベトナムにおける執行を許可することができる。
 - dd) 外国仲裁の人事又は外国仲裁による紛争処理の手続が、仲裁合意に従わない場合、又は、仲裁合意が当該事項を定めていなければ、外国仲裁判断の言い渡された国の法令に従わない場合。
 - e) 外国仲裁判断が当事者に対しまだ法的効力を有さない場合。
 - g) 外国仲裁判断を言い渡した国又は法令を適用する国の権限を有する機関が外国仲裁判断の執行を取り消し又は停止した場合。
2. ベトナムの裁判所が次のように思料する場合は、外国仲裁判断のベトナムにおける執行を承認せず、許可しない。
- a) 紛争がベトナム法によれば仲裁で解決できない。
 - b) 外国仲裁判断の承認とベトナムにおける執行がベトナム法の原則に反する。

第371条 裁判所の決定の送付

この法律第368条及び369条に定める決定を発

した直後に、裁判所は、当事者及び同級の検察院に決定を送付する。当事者が国外にいる場合は、当該決定は、司法省を通じて送付する。

第372条 控訴及び異議申立て

1. 裁判所がこの法律第368条及び369条に定める決定を発した日から15日以内に、当事者又はその適法な代理人は、当該決定に対して控訴することができる。当事者が申立てを検討する審理期日に出席しなかつた場合は、控訴期限は、当事者が当該決定を受け取った日から起算する。控訴には、控訴理由と請求を明記しなければならない。

不可抗力又は客観的な障碍により当事者又はその適法な代理人が上記の期限内に控訴できない場合は、不可抗力又は客観的な障碍が存在する期間は、控訴の期限に含まない。

2. 同級の検察院又は最高人民検察院は、この法律第368条及び369条に定める裁判所の決定に対し異議を申し立てることができる。

同級の検察院が異議申立てをする期限は、裁判所が決定を発した日から起算して15日であり、最高人民検察院の異議申立て期限は30日である。

第373条 控訴又は異議申立ての検討

1. 事件記録を受け取った日から起算して1か月以内に、最高人民裁判所は、控訴され又は異議を申し立てられた省級人民裁判所の決定を審理する。この法律第367条第2項の定めに従って説明が求められた場合は、この期限は延長することができるが2か月を超えてはならない。

2. 控訴され又は異議を申し立てられた決定の審理合議体は、最高人民裁判所の控訴審裁判所の長官が指名した裁判長1名を含め、3名の裁判官で構成する。審理期日は、この法律第369条に定める申立検討期日と同様に行う。

3. 審理合議体は、省級人民裁判所の決定を支持し若しくは一部若しくは全部を修正する権限を有し、又は当事者がその控訴を取り下げ、検察院がその異議申立てを取り下げ、若しくはこの法律第368条第1項 a,b 号及びc号に定める根拠があると考えられる場合には、控訴若しくは異議申立ての審理を停止し若しくは中止する権限を有する。

最高人民裁判所の決定は、最終決定であり執行力を有する。

第374条 承認及び執行決定の破棄

1. 民事判決執行機関の長官は、外国の権限のある機関がベトナムにおける執行が決定された外国仲裁判断

の取消又は中止を検討している旨の書面の通知を司法省から受け取った場合は、外国仲裁判断の執行を停止する決定を発し、当該決定を外国仲裁判断のベトナムにおける執行を承認し許可する決定を発した裁判所に送付する。

民事判決執行機関の長官は、個人、機関又は組織である判決債権者の請求により外国仲裁判断の執行を継続するときは、必要な保証措置を採ることができる。

2. 外国仲裁判断を承認し、ベトナムにおけるその執行を許可する決定を発したベトナムの裁判所は、外国の権限のある機関が外国仲裁判断を取り消し又は中止した旨の書面による通知を司法省から受け取った直後に、当該決定を取り消す決定を発し、それを判決執行機関に送付する。

裁判所の決定を受け取った直後に、民事判決執行機関の長官は、外国仲裁判断の執行を中止する決定を発する。

第7部 裁判所の民事判決又は決定の執行

第30章 裁判所の判決又は決定の執行に関する通則

第375条 執行すべき裁判所の判決又は決定

1. 執行すべき裁判所の民事判決又は決定とは、既に効力を発しているものであり、次に掲げるものを含む。
 - a) 控訴審手続に従って控訴され又は異議を申し立てられていない第一審裁判所の判決若しくは決定又はその一部
 - b) 控訴審裁判所の判決又は決定
 - c) 監督審の決定又は再審の決定
 - d) ベトナムの裁判所の法的効力を有する決定により承認されベトナムにおける執行を許可された外国裁判所の民事判決、決定又は外国仲裁判断
2. 第一審裁判所の次の判決又は決定は、それに対し控訴し又は異議を申し立てることが可能であっても直ちに執行される。
 - a) 扶養、報酬、労働者の再雇用、賃金、退職金、社会保険又は市民が被った生命の損失、身体的若しくは精神的損害に対する賠償に関する判決又は決定
 - b) 緊急保全措置の適用に関する決定

第376条 判決又は決定の執行の根拠

判決又は決定は、次の根拠がある場合に執行する。

1. この法律第375条に定める執行すべき判決又は決定
2. 権限のある判決執行機関の判決執行決定

第377条 判決又は決定の執行を求める権利

1. 当事者が判決又は決定を任意に執行しない場合は、

判決債権者及び判決債務者は、判決又は決定に基づいて権限のある判決執行機関に判決執行の決定の発付を申し立てる。

2. 判決又は決定の執行を申し立てる者は、執行を求める判決又は決定とともに、判決執行機関に判決執行の申立書を提出し又は申立ての内容及び判決執行に関連する情報を直接陳述しなければならない。

第378条 判決又は決定を執行するときの個人、機関、組織の責任

1. 個人、機関、組織は、裁判所の判決又は決定を執行するに当たり、自己の任務及び権限の範囲内で執行官の要求を完全に実施する責任を負う。
2. 全級の人民委員会の委員長は、民事判決執行に関する法令に従ってそれぞれの地域で判決又は決定を執行するに当たり、自己の任務及び権限の範囲内で関係機関間の調整を指揮する責任を負う。

軍区及び相当地域の司令官は、軍区及び相当地域で判決を執行するに当たり、自己の任務及び権限の範囲内で関係機関間の調整を組織する責任を負う。

3. 治安当局は、秩序を維持し、判決若しくは決定の執行を妨げ又はそれに抵抗する行為を直ちに停止する責任を負う。強制執行措置を採った場合は、治安当局及び関係機関は、判決執行機関の長官又は執行官の長の請求により、当該措置の実施に当たり調整をしなければならない。

第379条 判決又は決定の執行の検察

人民検察院は、判決又は決定の適時で完全な、かつ適法な執行を保障するため、当事者、判決執行機関、執行官及び判決又は決定の執行に関連する個人、機関及び組織による法遵守を自己の任務及び権限の範囲内で検察する。

第31章 判決及び決定の執行手続

第380条 判決又は決定の交付

判決又は決定をこの法律第375条の規定に従って執行しなければならない場合は、当該判決又は決定を言い渡した裁判所は、当該判決又は決定を「執行のために」という題を付記して判決債権者及び判決債務者に交付する。

裁判所は、判決債権者及び判決債務者にその請求権、執行期限及び民事判決執行に関する法令の規定に従って判決を執行する義務を説明する。

第381条 判決又は決定の送付期限

1. この法律第375条第2項a号の規定に従って執行する判決又は決定について、判決又は決定を言い渡し

た裁判所は、当該判決又は決定の発効日から10日以内に第一審を実施した裁判所と同級の判決執行機関に判決及び決定を送付しなければならない。

緊急保全処分の適用に関する決定について、当該決定を發した裁判所は、直ちに決定を同級の判決執行機関に送付しなければならない。

2. 本条第1項に定める判決又は決定以外の判決又は決定について、当該判決又は決定を言い渡した裁判所は、判決又は決定が効力を有した日から30日以内に第一審を行った裁判所と同級の判決執行機関に当該判決又は決定を送付しなければならない。ただし、法令に別段の定めがある場合を除く。
3. 判決又は決定を送付するときに、裁判所は、証拠物、財産又はその他の関連する書類の差押え又は一時的押収がある場合は、それに関する記録を同封しなければならない。

第382条 判決及び決定の説明

1. 判決債権者、判決債務者、判決又は決定の執行に関連する権利、義務を有する者及び判決執行機関は、判決又は決定を發した裁判所に執行のため判決又は決定の不明確な点を説明するよう書面で求める権利を有する。

書面の請求を受け取った日から15日以内に、裁判所は、説明書を作成し、それを請求者、同級の検察院及び判決又は決定の執行に関連する権利、義務を有する者に送付しなければならない。
2. 決定を發した裁判官又は公判期日を主宰した裁判官は、判決又は決定を説明する責任を負う。その者が既に裁判所の裁判官でない場合は、当該裁判所の長官が判決又は決定を説明する。
3. 判決又は決定の説明は、公判期日の調書及び評議の調書に基づかなければならない。

第383条 判決又は決定の執行を求める申立時効

1. 判決又は決定が法的効力を有した日から3年以内に、判決債権者及び判決債務者は、権限を有する判決執行機関に判決又は決定の執行決定の発付を求める権限を有する。

義務履行期限が判決又は決定で特定されている場合は、3年の期限は、義務の履行期から起算する。定期的に執行する判決又は決定については、3年の期限は、義務の履行期から起算して各期日に適用する。
2. 判決執行を申し立てる者が客観的障害又は不可抗力により判決執行を規定の期限内に申し立てることができなかつたと証明できる場合は、客観的障害又は不可抗力が存在した期間は、判決執行の申立時効に含まない。この法律第286条及び307条に定めに従って判決又は決定の執行を延期し又は停止する場合は、

延期期間又は停止期間は、判決執行の申立時効に含まない。ただし、判決債権者が判決債務者による判決執行の延期又は停止に同意する場合を除く。

第8部 民事手続の妨害行為の処理;民事手続における不服申立て及び告発

第32章 民事手続の妨害行為の処理

第384条 被告及び関連する権利、義務を有する者に適用する措置の処理

被告又は独立した請求をしなかつた関連する権利、義務を有する者が裁判所に2回召喚を受けたにもかかわらず正当な理由なく裁判所に出頭しなかつた場合又は公判期日に欠席した場合は、場合に応じて裁判所から警告を受け又は罰金を科される。

第385条 手続を行う者の証拠収集及び証拠確認の妨害行為を行った者に適用する措置の処理

1. 次の行為の一を行う者は、その違反の重大性に応じて、裁判所から警告を受け、罰金を科され、若しくは行政制裁として身柄拘束を受け、又は刑事事件として立件される。
 - a) 重要な証拠物を偽造し又は破壊し、裁判所による事件の解決を妨害する。
 - b) 偽証又は書類の偽造
 - c) 証言の拒絶、鑑定結果提出の拒否又は書類提出の拒絶
 - d) 証人の証言を妨害し又は他の者に偽証することを強制するために、証人を欺き、脅迫し、買収し又は強制力を行使する。
 - dd) 鑑定人の任務遂行を妨害し又は客観的眞実に反する結論を提出することを強制するために、鑑定人を欺き、脅迫し、買収し又は強制力を行使する。
 - e) 通訳人の任務遂行を妨害し又は虚偽、非客観的、過誤の通訳を強制するために、通訳人を欺き、脅迫し、買収し又は強制力を行使する。
 - g) 手続を行う者の名誉、威厳又は名声を侵害し、脅迫し、強制力を行使し、又は手続を行う者がこの法律の規定に従い証拠を確認し収集する措置を採ることを妨害するその他の行為を行う。
 - h) 法令が定めるその他の違法行為
2. 治安当局は、違反者に行政制裁としての身柄拘束を科す裁判所の決定を執行する任務を負う。

第386条 裁判所の召喚を受けて意図的に出頭しない証人に適用する措置の処理

1. 証人が正当に裁判所から召喚を受けたにもかかわらず、正当な理由なく裁判所に出頭せず又は公判期日に

出席せず、その欠席が証拠の収集、確認、又は事件の裁判に対し障害となった場合は、裁判所は、証人を公判期日に引致し、又は警告を与え、又は罰金を科す決定を発する権限を有する。

2. 証人を引致する決定には、その発付時間及び場所、決定を發した者の氏名及び地位、証人の氏名、出生日、居住地、証人の出頭時間及び場所を明記しなければならない。
3. 治安当局は、証人を引致する決定を執行する任務を負う。当該決定の執行官は、引致される者に決定を読み上げ、それを説明し、引致に関する記録を作成する。

第387条 公判期日の内部規則に違反する者に適用する措置の処理

1. 公判期日の内部規則を破る行為を行った者に対し、その違反の重大性に応じて裁判長が警告を与え、罰金を科し、法廷から強制退去させ又は行政制裁として身柄を拘束する。
2. 治安当局は、公判期日を維持し、公判期日を妨害する者に対する法廷からの強制退去又は行政制裁としての身柄拘束に関する裁判長の決定を執行する任務を負う。
3. 公判期日の内部規則を著しく侵害しその刑事責任を検討しなければならない場合は、裁判所は、刑事法令に従って刑事事件を立件する権限を有する。

第388条 裁判所が刑事事件を立件する場合の検察院の責任

1. 裁判所がこの法律第385条第1項及び第387条第3項に従って刑事事件を立件する場合は、立件の決定を發した日から10日以内に、裁判所は、立件の決定並びに刑事行為を裏付ける書類及び証拠を管轄する検察院に送付する。
2. 検察院は、事件の立件を検討し、刑事訴訟法に定める期限内に被疑者に対する刑事手続の開始を検討しなければならない。検察院が当該立件及び訴追を却下する場合は、事件を立件する決定を發した裁判所に理由を明記し書面で通知しなければならない。

第389条 証拠提出に関する裁判所の決定に従わない個人、機関又は組織に適用する措置の処理

1. 自己が管理し又は保有する証拠の提出に関する裁判所の決定に従わない個人、機関又は組織に対し、裁判所は、決定により警告し、罰金を科し、又は証拠提出を強制することができる。
2. 本条第1項に定める個人又は機関若しくは組織の長については、法令に従って懲戒し又は刑事責任を追求することができる。

第390条 罰金を科す手続、権限、罰金水準

民事手続の妨害行為に対する罰則を科す手続及び権限並びに罰金額は、国会の常任委員会が定める。

第33章 民事手続における不服申立て及び告発

第391条 不服を申し立てることができる民事手続の決定及び行為

1. 個人、機関又は組織は、民事手続を行う機関若しくは者の手続き上の決定若しくは行為が違法であり、又は自己の権利及び利益を侵害すると考える根拠がある場合は、当該決定又は行為について不服を申し立てる権限を有する。
2. 第一審、控訴審、監督審若しくは再審の判決、決定又は民事手続を行う者が發したその他の手続き上の決定について、それが控訴され、異議を申し立てられ、不服を申し立てられ又は訴えられた場合は、本章の規定ではなくこの法律の相当する章の規定に従って解決する。

第392条 不服申立者の権利、義務

1. 不服申立者は次の権利を有する。
 - a) 自分自身で又はその適法な代理人を通じて不服申立てを提出すること
 - b) 事件の解決のどの段階においても不服申立てを提出すること
 - c) 事件の解決のどの段階においても不服申立てを取り下げること。
 - d) 不服申立ての受理に関する書面の回答を受領すること；不服申立て解決の決定を受領すること
 - dd) 自己の正当な権利又は利益を回復すること；法律に従い損害賠償を受けること
2. 不服申立者は、次の義務を負う。
 - a) 不服申立てを解決する権限を有する者に不服申立てを提出すること
 - b) 真実の陳述を行い、不服申立てを解決する者に情報及び書類を提出すること；陳述の内容並びに当該情報及び書類の提出について法律上の責任を負うこと
 - c) 法的効力を有する不服申立ての解決決定に厳正に従うこと

第393条 不服を申し立てられた者の権利、義務

1. 不服を申し立てられた者は、次の権利を有する。
 - a) 不服を申し立てられた自己の手続き上の決定又は行為の合法性に関する証拠を提出すること
 - b) 自己の手続き上の決定又は行為についての不服申立ての解決に関する決定を受領すること
2. 不服を申し立てられた者は、次の義務を負う。

- a) 不服を申し立てられた手続き上の決定又は行為について説明すること。；権限を有する機関、組織又は個人が請求した場合は、関連する情報又は書類を提供すること
- b) 法的効力を有する不服申立ての解決に関する決定に厳正に従うこと
- c) 法令の規定に従い自己の違法な手続き上の決定又は行為による損害を賠償し、又は決定若しくは行為の結果に対処すること

第394条 不服申立て時効

不服申立て時効は、不服申立人が違法であると思料する手続き上の決定又は行為を受領し又は知った日から15日である。

不服申立人が不可抗力又は客観的な障碍により本条に定める期限内に不服申立ての権利を行使できなかった場合は、不可抗力又は客観的な障碍が存在した期間は、不服申立て期限に含まない。

第395条 検察官、検察院の副長官又は長官に対する不服申立ての解決の管轄及び期限

検察官又は検察院の副長官の手続き上の決定又は行為に対する不服申立ては、不服申立ての受領日から15日以内に当該検察院の長官が解決する。解決の結果に同意しない場合は、不服申立人は、直近上級検察院に不服を申し立てることができる。直近上級検察院は、不服申立てを受領した日から15日以内にそれを検討し解決しなければならない。直近上級検察院は、最終解決をする権限を有する。

検察院の長官の手続き上の決定又は行為に対する不服申立ては、当該不服申立てを受け取った日から15日以内に直近上級検察院が解決する。直近上級検察院は、最終解決をする権限を有する。

第396条 書記官、人民参審員、裁判官、裁判所の副長官又は長官に対する不服申立ての解決の管轄及び期限

書記官、人民参審員、裁判官又は裁判所の副長官の手続き上の決定又は行為に対する不服申立ては、当該不服申立てを受け取った日から15日以内に裁判所の長官が解決する。解決の結果に同意しない場合は、不服申立人は、直近上級裁判所に不服を申し立てることができる。直近上級裁判所は、不服申立てを受け取った日から15日以内にそれを検討し、解決しなければならない。直近上級裁判所は、最終解決をする権限を有する。

裁判所長官の手続き上の決定又は行為に対する不服申立ては、当該不服申立てを受け取った日から15日以内に直近上級裁判所が解決する。直近上級裁判所は、最

終解決を行う権限を有する。

裁判所長官の不服申立て解決決定は、不服申立人及び同級の検察院に送付しなければならない。

第397条 鑑定人に対する不服申立ての解決の管轄及び期限

鑑定人が行った民事手続き上の行為に対する不服申立ては、当該不服申立てを受け取った日から15日以内に鑑定人を直接管理する鑑定組織の長が解決する。その解決結果に同意しない場合は、不服申立人は、鑑定組織を管理する直近上級機関の長に不服を申し立てることができる。直近上級管理機関の長は、当該不服申立てを受け取った日から15日以内にそれを検討し解決しなければならない。その決定は、最終決定である。

第398条 告発する権利を有する者

市民は、権限を有する手続を行う者の違法な行為であって国益又は市民、機関若しくは組織の合法的権利及び利益に損害を与え又は損害を与える虞のあるものについて、権限を有する機関、組織又は個人に告発する権限を有する。

第399条 告発者の権利、義務

1. 告発者は、次の権利を有する。
 - a) 権限を有する機関、組織又は個人に告発書を提出し、又は直接口頭で告発をすること
 - b) 自己の氏名、住所及び署名の守秘を求めること
 - c) 告発解決の結果の通知を求めること
 - d) 権限を有する機関、組織又は個人に脅迫、抑圧又は報復からの保護を求めること
2. 告発者は、次の義務を負う。
 - a) 告発内容を誠実に陳述すること
 - b) 氏名及び住所を明確に提示すること
 - c) 虚偽の告発に対し法律上の責任を負うこと

第400条 告発された者の権利、義務

1. 告発された者は、次の権利を有する。
 - a) 告発の内容の通知を受けること
 - b) 告発内容が虚偽であることを証明する証拠を提出すること
 - c) 侵害された自己の合法的権利及び利益を回復すること；名誉を回復し、虚偽の告発による損害の賠償を受けること
 - d) 権限を有する機関、組織又は個人に、虚偽の告発をした者の処分を求めること
2. 告発された者は、次の義務を負う。
 - a) 告発を受けた行為を説明すること；権限を有する機関、組織又は個人が請求した場合には、関連情報及び

書類を提供すること

- b) 権限を有する機関、組織又は個人の処理決定に厳正に従うこと
- c) 法令に従って違法な民事手続き上の行為の損害賠償を行い、又は当該行為の結果に対処すること

第401条 告発解決の管轄及び期限

1. 管轄権を有する機関の手續を行う権限を有する者の違法行為に関する告発は、当該機関の長官が解決する。
告発を受けた者が裁判所の長官若しくは副長官、又は検察院の長官若しくは副長官である場合は、直近上級裁判所の長官又は直近上級検察院の長官が事件を解決する責任を負う。
告発の解決期限は、告発を受領した日から60日を超えない。；複雑な事件については、告発の解決期限は、延期してもよいが90日を超えない。
2. 犯罪の兆候がある違法行為の告発は、刑事訴訟法の規定に従って解決する。

第402条 不服申立て及び告発解決の手續

不服申立て及び告発の解決手續は、本章の規定並びに本章の規定に反しない不服申立て及び告発に関するその他の法令に従う。

第403条 不服申立て及び告発を解決する権限を有する者の責任

1. 権限を有する機関、組織又は個人は、その任務及び権限の範囲内で不服申立て又は告発を受領し、それを迅速にかつ適切に解決し、違反者を厳正に処分し、起こり得る損害又は損失を防ぐ必要な措置を採り、解決決定の厳正な執行を保障する責任を負い、その決定に対し法律上の責任を負わなければならない。
2. 不服申立て又は告発を解決する権限を有しているがそれを解決しない者、無責任な解決を行う者又は違法に解決する者は、その違反の性質及び重大性に応じて、懲戒処分を受け又は刑事責任を追求される。損害が発生した場合は、法令に従って損害賠償をしなければならない。

第404条 民事手續の不服申立て及び告発の解決における法遵守の檢察

人民檢察院は、法令に従って民事手續の不服申立て及び告発の解決における法遵守を檢察する。檢察院は、同級又は下級の裁判所、義務を有する機関、組織及び個人に、不服申立て及び告発の解決に十分根拠があり、適法であることを保障することを求め又は提訴することができる。

第9部 外国要素を含む民事事件及び非訟事件の解決手續及び民事手續における司法供助

第34章 外国要素を含む民事事件及び非訟事件の解決手續に関する通則

第405条 適用原則

1. 裁判所は、外国要素を含む民事事件及び非訟事件を解決するためにこの法律第34章及び第35章の規定を適用する。これらの章に該当する規定がない場合は、裁判所は、この法律のその他の関連する規定を適用する権限を有する。
2. 外国要素を含む民事事件又は非訟事件とは、少なくとも当事者のうち1名が外国人若しくは在外のベトナム人である民事事件若しくは非訟事件、ベトナム市民、機関若しくは組織である当事者間の民事関係で当該関係の確立、変更若しくは停止根拠が外国法に従い、国外で発生したもの、又は当該関係に関連する財産が国外に所在する民事関係である。

第406条 外国の個人、機関、組織の手續き上の権利、義務

1. 外国の市民、無国籍者、外国の機関、組織及び国際機関（以下まとめて「外国個人、機関及び組織」という。）は、その権利及び利益が侵害され又は紛争が発生した場合には、その合法的権利及び利益の擁護を申し立てるためベトナムの裁判所に訴えを提起する権限を有する。
2. 外国個人、機関及び組織は、民事手續に参加するに当たり、ベトナム市民、機関及び組織と同様の手續上の権利、義務を有する。
3. ベトナム国は、外国の裁判所がベトナム市民、機関又は組織の民事手續き上の権利を制限する場合には、その国の外国人、機関又は組織の相当する手續き上の権利を制限する相互原則を適用することができる。

第407条 外国市民及び無国籍者の民事手續権能力及び民事手續行為能力

1. 外国市民又は無国籍者の民事手續権能力及び民事手續行為能力は、次のように確定する。
 - a) 市民が国籍を有する国の法律、市民がベトナム国籍及び外国の国籍を有するときはベトナム法、市民が複数の外国の国籍を有するときは市民が居住する国の法律に従う。但し、ベトナム法に別段の定めがある場合を除く。
 - b) 市民がベトナムに恒久的に居住し、就業し又は生活する場合は、ベトナム法に従う。
 - c) 無国籍者が恒久的に居住し、就業し又は生活する国

の法律に従う。

- d) 民事手続行為がベトナム領土で遂行される場合はベトナム法に従う。
2. 外国市民又は無国籍者は、外国法に基づいて民事手続行為能力を有しなくともベトナム法に基づいて民事手続行為能力を有する場合は、ベトナム領土で民事手続行為能力を有するものと認めることができる。

第408条 外国機関、組織及び国際組織の民事手続における民事手続権利能力

1. 外国機関及び組織の民事手続権利能力は、当該機関又は組織が設立された国の法律に基づいて定める。ただし、ベトナム法に別段の定めがある場合を除く。
2. 国際組織の民事手続権利能力は、当該組織の設立、運営上の規制の基盤となる国際条約又は権限を有するベトナム機関が署名した国際条約に基づいて確定する。

第409条 外国の個人、機関又は組織である当事者の合法的権利及び利益の擁護

ベトナムの裁判所の手続に参加する外国の個人、機関又は組織である当事者は、ベトナム法の規定に従ってその合法的権利及び利益の擁護を弁護士に求める権限を有する。

第35章 外国要素を含む民事事件及び非訟事件を解決するベトナム裁判所の管轄権

第410条 外国要素を含む民事事件及び非訟事件を解決するベトナムの裁判所の管轄権に関する通則

1. 外国要素を含む民事事件及び非訟事件を解決するベトナムの裁判所の管轄権は、この法律第3章の規定に従って確定する。但し、本章に別段の定めがある場合を除く。
2. ベトナムの裁判所は、次の場合に外国要素を含む民事事件及び非訟事件を解決する。
- a) 被告がベトナムに本店がある外国の組織若しくは機関であり、又は被告がベトナムに経営代理店、支店又は代表事務所を有する場合
- b) 被告がベトナムに恒久的に居住し、就業し若しくは生活し、又はベトナム領土に財産を有する外国国民又は無国籍者である場合
- c) 扶養又は親子の認知を請求する民事事件又は非訟事件については、原告がベトナムに恒久的に居住し、就業し若しくは生活する外国国民又は無国籍者である場合
- d) ベトナム法に定める根拠に基づいて創設し、変更し

若しくは終了し、又はベトナム領土で発生したが、当事者の少なくとも1名が外国の個人、機関又は組織である民事関係に関連する民事事件又は非訟事件

- dd) 外国法に定める根拠に基づいて創設し、変更し若しくは終了し、又は外国で発生したが、関係者全員がベトナム市民、機関又は組織で、原告又は被告のいずれか一方がベトナムに居住する民事関係に関連する民事事件又は非訟事件
- e) 履行の一部又は全部がベトナム領土でなされる契約から紛争が発生した場合
- g) 原告又は被告がベトナム市民である離婚事件

第411条 ベトナムの裁判所の専属管轄権

1. 外国要素を含む次の民事事件は、ベトナムの裁判所が専属管轄権を有する。
- a) ベトナム領土内の不動産財産権を含む民事事件
- b) 運送業者がベトナムに本店又は支店を有する運送契約から生じる紛争
- c) ベトナム市民及び外国市民又は無国籍者間の離婚事件で、両配偶者がベトナムに居住し、就業し又は生活する場合の離婚事件
2. 外国要素を含む次の民事非訟事件は、ベトナムの裁判所が専属管轄権を有する。
- a) 法律事実がベトナム領土で発生した場合にその法律事実を確定すること
- b) 外国国民又は無国籍者がベトナムに居住し、就業し又は生活し、その者の民事行為能力の喪失又は民事行為能力の制限の宣告が当該者のベトナムにおける権利、義務の確立に関連する場合に、当該者の民事行為能力の喪失又は制限を宣告すること
- c) 外国国民又は無国籍者の失踪又は死亡宣告の根拠となる事件が発生した時に、当該者がベトナムに滞在し、その失踪又は死亡宣告が当該者のベトナムにおける権利、義務の確立に関連する場合に当該者の失踪又は死亡宣告をすること
- d) ベトナム市民の失踪又は死亡宣告が外国人のベトナムにおける権利、義務の確立に関連する場合に、当該外国人がベトナムの裁判所にベトナム市民の失踪又は死亡宣告を申し立てること
- dd) ベトナム領土に所在する財産の遺棄を承認し、又はベトナム領土に所在する遺棄不動産の現在の管理者の所有権を承認すること

第412条 裁判所の管轄権の不変更

この法律の管轄権に関する規定に従ってベトナムの裁判所が解決のために受理した民事事件又は非訟事件は、その解決の過程において当事者の国籍、居住地若しくは住所が変更し、又は新しい事実関係により当該民事

事件若しくは非訟事件が別のベトナムの裁判所若しくは外国の裁判所の管轄に属する場合でも、当該裁判所が継続して解決しなければならない。

第413条 外国裁判所が民事事件若しくは非訟事件を解決した場合の訴状若しくは申立書の返却、又は当該事件の解決の中止

1. 外国裁判所が外国要素を含む民事事件又は非訟事件の解決に関する判決又は決定を既に発し、当該外国裁判所の属する国家及びベトナムが民事判決又は決定の承認及び執行に関して規定する国際条約に署名し又は加盟している場合は、ベトナムの裁判所は、当該事件の訴状若しくは申立書を返却し、又は当該事件の解決を中止する。
2. 外国裁判所が外国要素を含む民事事件又は非訟事件を既に受理し、当該事件又は非訟事件に関する外国裁判所の判決又は決定を承認しベトナムで執行する場合は、ベトナムの裁判所は、当該事件の訴状若しくは申立書を返却し、又は当該事件の解決を中止する。

第36章 民事手続における司法共助

第414条 民事手続における司法共助の原則

1. ベトナムの裁判所と外国裁判所間の民事手続における司法共助は、相互の国家の独立、主権及び領土の統合性に対する敬意、相互の内政不干渉、平等かつ相互利益の原則に基づき、ベトナム社会主義共和国が署名し又は加盟した国際条約及びベトナム法に従って実施する。
2. ベトナム社会主義共和国及び外国が民事手続における司法共助を規定する国際条約に署名せず、又は加盟していない場合は、民事手続における司法共助は、相互主義に基づいてベトナム裁判所が受け入れることができるが、ベトナム法、国際法及び国際慣習に反してはならない。

第415条 司法嘱託

1. ベトナムの裁判所は、ベトナムが署名し若しくは加盟した国際条約の規定に基づき又は相互主義に基づき、多くの民事手続の活動の実施を外国裁判所に司法嘱託し、又は司法嘱託を受けることができる。
2. ベトナムの裁判所は、次の場合に外国裁判所の司法嘱託を拒絶する。
 - a) 司法嘱託の執行がベトナムの主権を侵害し又はベトナムの安全保障を損なう場合
 - b) 司法嘱託の執行が、ベトナムの裁判所の管轄下にならない場合

第416条 司法嘱託を行なう手続

1. ベトナムの裁判所から外国裁判所への司法嘱託又は外国裁判所からベトナムの裁判所への司法嘱託は、書面で行わなければならない。その書面は、ベトナムが署名し若しくは加盟した国際条約の規定又はベトナム法の規定に基づいて権限を有するベトナムの機関に送付する。
2. 司法嘱託の書類を受け取った後に、権限を有するベトナムの機関は、直ちに当該書類をベトナムの裁判所又はベトナムの裁判所の嘱託書類を受領する権限を有する外国の機関に送付しなければならない。

第417条 司法嘱託書類

1. 司法嘱託書類は、次の主要な内容を含まなければならない。
 - a) 書類の作成日
 - b) 嘱託裁判所の名称及び所在地
 - c) 嘱託された裁判所の名称及び所在地
 - d) 司法嘱託に関連する個人、機関又は組織の名称及び所在地
 - dd) 嘱託内容
 - e) 嘱託裁判所の請求
2. 司法嘱託書類には、嘱託の実施に必要な文書、書類があればそれを添付しなければならない。

第418条 外国の権限を有する機関が作成し、発行し又は確認した文書又は書類の承認

1. 外国法に従って又はベトナム領土外で外国の権限を有する機関が作成し、発行し又は認証した文書及び書類を領事が適法化した場合には、ベトナムの裁判所は、当該文書及び書類を承認する。但し、ベトナムが署名し又は加盟した国際条約に別段の定めがある場合を除く。
2. 外国語で作成された文書及び書類は、ベトナムの裁判所に送付するときに適法に公証され又は認証されたベトナム語版を添付しなければならない。

この法律は、ベトナム社会主義共和国第11期国会第5会期2004年6月15日に可決した。

国会議長
グエン・ヴァン・アン

国会決議の発布に関する2004年6月24日 No. 17/2004/L-CTN 命令

ベトナム社会主義共和国大統領は、

第10期国会第10会期2001年12月25日 No. 51/2001/QH10 決議により改正、補足されたベトナム社会主義共和国1992年憲法第103条及び106条に従い、

国会組織法第91条に従い、

法律文書発布に関する法律第50条に従い、

ベトナム社会主義共和国第11期国会第5会期2004年6月15日に可決した民事訴訟法の施行に関する決議を発布する。

ベトナム社会主義共和国大統領
チャン・ドゥック・ルオン

民事訴訟法の施行に関する2004年6月15日 No. 32/2004/QH11 決議

ベトナム社会主義共和国国会は、
第10期国会第10会期2001年12月25日 No. 51/2001/QH10 決議により改正、補足されたベトナム社会主義共和国1992年憲法に従い、

次に掲げる事項を決議する。

1. 民事訴訟法は、ベトナム社会主義共和国第11期国会第5会期2004年6月15日に可決し、2005年1月1日から施行する。

1989年11月29日民事事件解決手続に関する法令、1993年4月17日外国裁判所の民事判決及び決定の承認並びにベトナムにおける執行に関する法令、1994年3月16日経済事件の解決手続に関する法令、1995年9月14日外国仲裁人の仲裁判断の承認及びベトナムにおける執行に関する法令及び1996年4月11日労働紛争の解決手続に関する法令の労働事件の解決手続の規定は、この法律が施行される日から効力を失う。但し、この決議第3号及び4号に定める場合を除く。

2. 政府、最高人民裁判所及び最高人民検察院は、それぞれの職務及び任務の範囲内で、民事手続に関する現行法の規定を取り消し、改正し若しくは補足し、新しい公文書を発布し、又は国会若しくは国会の常任委員会に現行法の規定の取消、改正若しくは補正を提案し、又は民事訴訟法の規定に適合する新しい文書を発布し、2005年1月1日この法律の施行を保障するために、民事手続の現行法の規定を自ら調査し、又はその調査を組織するに当たり関係機関と調整する。

3. 民事訴訟法が施行される日から、その執行の完全な権能を与えられている県、区、市若しくは特別市の人民裁判所は、この法律第33条に定める民事事件を解決する権限を委託される。権能をまだ与えられていない県、区、市若しくは特別市の人民裁判所は、民事事件の解決手続に関する法令第11条第1項、経済事件の解決手続に関する法令第13条第1項及び労働紛争の解決手続に関する法令第12条第1項に定める第一審の管轄権を引き続き行使するが、遅くとも2009年7月1日までに、県、区、市若しくは特別市の全人民裁判所は、民事訴訟法第33条に定める民事事件を解決する権限を一律に行使する。

最高人民裁判所は、民事訴訟法第33条に定める民事事件を解決する管轄権を行使する権限を有する県、区、市若しくは特別市の人民裁判所を決定することを国会常任委員会に提案するに当たり、最高人民検察院

及び政府と調整する。

政府、最高人民裁判所及び最高人民検察院は、県、区、市若しくは特別市の全人民裁判所が民事訴訟法第 33 条に定める民事事件を解決する管轄権を一律に行使することを保障するため、まだ執行の職能を与えられていない県、区、市若しくは特別市の裁判所及び検察院の物的基盤及び職員の分担を、それぞれの職務及び任務の範囲内で早急に統合しなければならない。

4. 民事訴訟法が公布された日から施行される日まで
 - a) 民事訴訟法の公布以前に確定した民事、婚姻家族、経済又は労働事件の判決及び決定に対し、監督審又は再審手続に従って異議を申し立てる期限は、民事事件の解決手続に関する法令第 73 条及び第 79 条、経済事件の解決手続に関する法令第 77 条及び第 83 条並びに労働紛争の解決手続に関する法令第 75 条の相当する規定に従う。
 - b) 民事訴訟法の公布以降に確定した民事、婚姻家族、経済又は労働事件の判決及び決定に対し、監督審又は再審手続に従って異議を申し立てる期限は、民事訴訟法第 288 条及び第 308 条の規定に従う。
5. 民事訴訟法が施行される日以前に発生し、従前の法律文書に提訴期限及び請求期限が規定されていない民事、婚姻家族、経済又は労働紛争及びその請求は、全て民事訴訟法第 159 条に定める期限に従う。
6. 政府、最高人民裁判所及び最高人民検察院は、社会主義法制の強化に貢献し、かつ国益、個人、機関及び組織の正当な権利並びに利益を擁護するに当たり民事訴訟法の効果の促進に貢献するため、公務員、国家公務員及び人民の間に民事訴訟法を広め、広範囲にわたって普及させるに当たり、それぞれの職務及び任務の範囲内でベトナム祖国戦線中央委員会及びその構成機関と調整しなければならない。
7. 国会常任委員会、政府、最高人民裁判所及び最高人民検察院は、この決議を実施し、施行を指導しなければならない。

この決議は、ベトナム社会主義共和国第 11 期国会第 5 会期 2004 年 6 月 15 日に可決した。

国会議長

グエン・ヴァン・アン



E~MAIL

To : icdmoj@moj.go.jp

From : Asia

「カルビとご飯のハーモニー」

皆さんは、韓国に行ったら何を食べたいですか？いろいろあると思いますが、やっぱり、焼肉の本場韓国で、思う存分カルビを食べたい！と思っている人は多いでしょう。

韓国で「カルビ」といったら、当然、骨付きカルビのことをいいます。日本では、骨付きカルビといったら、普通のカルビと値段が一桁違って、人のおごりじゃなければ食べられない、というイメージですが、韓国では、いたって気軽に食べられます。焼肉屋で骨付きカルビを頼むと、店員さんが蛇腹状になった骨付きカルビを網の上で焼いてくれて、食べごろになったのを見計らって、豪快にはさみで一口大に切ってくれます。

ところで、韓国の場合、タレに漬け込まない「センカルビ」と、タレに漬け込む「ヤンニョムカルビ」がありますが、前者の方が高級とされているようです。聞けば、前者の方が肉本来の味を味わうことができるからということです。また、韓国では、カルビを食べる時、サンチュにくるんで食べるのが普通ですが、ご飯と一緒に食べないようです。

一方、日本のカルビはタレに漬け込んであるのが普通であり、そのタレの味がしみこんだカルビをご飯と一緒に食べた時の絶妙の味のハーモニーに至福を感じる人が多いのではないのでしょうか。

日本人は、味のないご飯を口の中でおかずの味で味付けし、自分の好きな味を作り出しながら食べますが、このような食べ方を、専門用語で「口中調味」といい、日本人独特の食べ方なのだそうです。日本と韓国、お互い近い国のようですが、味の感性は異なるのですね。

(法務総合研究所国際協力部教官 伊藤 隆)

～ 国際協力の現場から ～

世界を見る目，感じる心

国際協力専門官

石田 岳 史

ICD NEWS 第19号の編集後記において「機会があれば」と申し上げておりましたが，昨年度国際協力機構（JICA）主催の平成16年度第2回技術協力専門家養成研修（以下，「養成研修」という。）に参加いたしましたので報告させていただきたいと思います。

1 研修員としての不安と期待

法務総合研究所国際協力部では，開発途上国等で国際協力活動を行う専門家にとって必要な最新の知識・技術を学び，JICAが行う技術協力支援に関する理解を深めるとともに，更には，当部専門官としての知識・能力の向上を図ることをも目的として，平成13年度から上記養成研修に参加させていただいております。

平成15年度まで，当部職員は，養成研修の中の「法整備支援コース」という研修に参加していましたが，同16年度にはそのコースが開設されず，私は同年度から新設された「ガバナンス（行政支援）コース」へ参加させていただくことになりました。

新設されたガバナンスコースでは，開発途上国のグッド・ガバナンス（良き統治）の促進を目指し，開発途上国における民主化や地方分権化などの政治・行政面での制度改革の動き，その実現のための人材育成など，途上国のガバナンス全般の基礎知識について学ぶとともに，当該分野の専門家として必要とされる知識と手法の理解・習得を目的として，各種プログラムが実施されました。

研修に参加しようとしていたころの私は，今にして思えば，国際協力事務部門の一員として法整備支援事業に専門的に携わっているという意識が強すぎて，逆に法整備支援を含むより大きな視点から開発途上国の開発支援や援助について考えることが少なかったような気がします。

そのため，実際に本研修に参加して他の研修員と研修活動を進めていくにつれて，開発援助に対する自分自身の視野の狭さと考えの浅さに考え込んだり，また，他の研修員に比べてコミュニケーションツールとして重要な語学能力が不十分だと思うことも少なくなく，まだまだ力不足であると感じざるを得ませんでした。

しかし，そのような私の思いを払拭してくれたのは，当部の先輩方の助言であり，一緒に研修に取り組む同期の研修員からの励ましでした。それは，「自分が何も知らないということ意識できているのなら，そこから自分にとっての本当のスタートになるはずだ」ということでした。こうした助言や励ましに勇気づけられながら，この養成研修が，私自身の職務へ臨む姿勢や意識，あるいは今後の目標というものを確実に変化させていきました。



カンボジア現地研修風景（左端が当職）

2 研修員と研修内容について

本研修に参加してみて感じたこととしては、ガバナンスコースの研修員に限らず、参加した各研修員の目的意識の高さと、それを実現する研修内容の充実が挙げられます。

まず研修員の方々についての印象は、皆が本当に個性的かつ魅力的な人々であったということです。参加していた研修員は、JICAの青年海外協力隊やボランティアの経験を有し、この分野で長年活躍されている方々だけではなく、大学院の研究生や公務員の方もいました。中には、初めてこのような研修に参加された方もおられましたが、本当に幅広い年齢層とその経歴に驚かされました。しかし、研修員に共通していることは、皆がそれぞれの専門分野において国際支援に対して目指すべきビジョンをしっかりと持っていること、そして彼らの眼差しは、常に広い世界に向けられているというのが印象的でした。

私が参加したガバナンスコースの研修員の多くは、養成研修修了後、それぞれがすでに新たな一步を踏み出しています。例えば、ラオス、ニジェール、ガーナといった世界各国で専門家や業務調整員として活躍していたり、より高度な知識・技能を身につけるために更に研修に参加したりとその進んだ道は様々です。私もそんな仲間にな大きな影響を受けながら、私の職場である国際協力の現場で皆に負けないよう、努力し続けていきたいと燃えています。

次に、研修内容について報告します。

ガバナンスコースの2ヶ月間の研修内容の内訳は、一般教養が1週間、語学研修が2週間、そしてガバナンスに係る専門研修(海外現地研修を含む)が5週間というプログラムでした。研修全体としては、短期集中型の研修ではあるものの、現在のガバナンス支援に関して、最新かつ重要な情報を共有するとともに、これまでJICAが行ってきた開発支援と今後の潮流について、十分学び理解することのできる内容だったと思います。

特に印象に残っているプログラムとしては、(恥ずかしながら)新婚旅行以来の海外経験となったインドネシア及びカンボジアの現地研修、そして現地専門家あるいは専門家経験者による現場経験を踏まえての講義がありました。

ところで、実は、私達がインドネシアを訪れたのは10月末から11月上旬であったのですが、その約1ヶ月後の12月に、インドネシアをあの「TSUNAMI」が襲い、甚大な被害

を与えたという悲劇は、皆様の記憶にも忘れられない出来事として残っていることと思います。私にとっても、非常にお世話になった現地の方々との大切な思い出の地であったことから、何よりもまず災害に遭われた方々の生活が早く元に戻り再び安定すること、そしてインドネシアの早期回復を心から祈るばかりであります。

さて、そのインドネシア訪問では、地方分権化政策推進の現状を学ぶことが我々にとって大きな関心事の一つでした。訪問した印象としては、理想とする政策を提唱する中央政府とそれを実施しようとする地方政府との連携は未だ十分とは言えない感じを受けたものの、近年の民主化選挙の成功などを契機に、中央と地方の協働により地方分権化を一歩ずつ進めていこうとしている訪問先の方々の熱意や努力を実感することができました。また、それを実践していくためには、現地における継続的な人材育成が急務であることも知りました。

当部の業務である法整備支援に関しても、JICA インドネシア事務所において、辻次長、上田主任、そして現地専門家として赴任しておられる河田専門家から講義をしていただいたり、懇談の場を設けていただき、研修員にとっては、インドネシアの現状と同国が抱える課題についてより深く学ぶ絶好の機会となりました。この場をお借りしまして改めて御礼申し上げたいと思います。

その後訪れたカンボジアでは、法整備を「グッドガバナンス実現のための中核課題」の一つに位置付けているとともに、国際協力部の教官が専門家として派遣されている経緯もあり、とても親近感を覚える国でありました。

カンボジアにおいては、研究心旺盛な各研修員は、それぞれの専門的観点からカンボジア王国支援の根幹である復興支援の実情やドナー間連携の重要性について各省庁や組織との協議を重ね、カンボジア国内の各分野における支援が着実にその自立・復興に向けて着実に成果を上げてきたこと、そして抱える問題を早期に解決する必要があることを認識しました。特に私が関心をもっていた法整備支援の分野においても、民法及び民事訴訟法の起草支援にとどまらず、法律の運用のために必要な各種関係法令を整備するための支援並びに法曹関係者の養成に焦点を当てた支援を実施する段階にきたことから、これからの支援が更に大きな成果に繋がっていくのではないかと感じています。

また、カンボジアにおいては、ドナー間の協調がまだ十分に整っている状況にはなく、ドナー間の支援の重複や混乱も生じているとの話も聞きました。支援対象国のオーナーシップの涵養だけでなく、効果的な支援を実施するためのドナー側の連携と調整も解決すべき課題であるとの問題意識を持つ機会となりました。今回のカンボジア訪問では、JICA カンボジア事務所の力石所長を始めとするスタッフの皆様の御協力もあり、短い滞在日程ではあったものの、非常に有意義な研修でした。本当にありがとうございました。

そして、現地研修を終えてからの専門家による地方分権化支援や実際の支援事例に関する講義は、大変理解しやすく、研究効果の高いものだったと思います。といいますのは、自分達で体験した現地の状況を思い返しながらか講義内容を聞くことができたので、講師と研修員との間で共通のイメージを持ちやすかったこと、そして専門用語や支援手法に関する知識がそれまでの研修で培われていたことも理解を助けることになったと思います。そのため、

研修員からはかなり実務的・専門的な質問や意見が多く出されることとなり、私も大いに興味を持って講義を受けることができました。その一方で、研修の終了が近づくとともに、今後の自分たちの進路について研修員同士いろいろと話す機会が増えていったのもこの時期でありました。



カンボジア王宮遠景

3 終わりに

ここまで2ヶ月に及ぶ私の養成研修の経験や思い出について述べてまいりましたが、改めて研修で得たものは何かと考えてみますと、それは世界を「見る目と感じる心」ではなかったかと思えます。

私が今こうして国際協力事務部門の国際協力専門官としての職務にやりがいを感じているのも、この研修で得た多くの知識と経験の影響が少なくなかったと思えます。国際協力部に異動するまで特別な海外経験も海外支援経験もなかった私が、世界のニュースに関心を持ち、また現在支援対象国として担当させていただいているベトナムについても、今回の研修に参加したことによって更に興味・関心・意識がより強くなっています。私の立場から、「法整備支援」や「国際協力」に対して微力ながら何ができるかを考え、日々探求していることも、研修受講前の私とは大きく変わった点だと感じています。

とはいえ、これから私が国際協力専門官としてどのように成長していくべきか、自分でもまだまだ期待と不安の交錯する所ではあります。しかし、私の立場で支援国へのサポートにどう協力できるか、また、私の主たる業務である海外研修員を日本に迎えて実施する本邦研修をどれくらい有意義なものにできるかは、私がこれからどう自分の「世界を見つめる目と心」を鍛えていけるかにかかっていると思っています。少しでも一人前の国際協力専門官に近づけるようこれまでの経験を大いに生かして努力し続けたいと思えます。

最後に、この専門家養成研修でお世話になりました JICA、国際協力総合研修所の方々、またインドネシア及びカンボジア両国の専門家と現地事務所の方々、そして法務総合研究所の皆様とガバナンスコースの同期研修員の皆様に心から御礼をさせていただきたいと思えます。本当にありがとうございました。

－ 編 集 後 記 －

このところの大阪は暑い日が続き、早くも「夏」の到来を感じさせるような陽気です（本号が発刊される頃はきっと梅雨も明け、私の好きな海に出かけたくなる夏本番を迎えようとしていることでしょう。）。

そうした柔らかな日差しの中で、法務総合研究所国際協力部もいよいよ5年目を迎えました。関係各所の皆様の御理解と惜しめない御協力により、少しずつ歴史を積み重ねてきた当部ではありますが、本年度も春の異動に伴い、当部の法整備支援業務の中核を担って来られた工藤恭裕教官、植田廉太郎、土出一美及び外尾健一の3名の専門官が異動され、新たに、柴田紀子教官、泉野智彦、土屋佳代及び小岩憲一郎の3名の専門官を迎え、法整備支援の一層の充実を図るべく業務に励んでおります。

さて、今回のICD NEWS第21号であります。本号も前号に引き続きベトナムの民事訴訟法を特集いたしました。今回の内容は、ベトナム民事訴訟法共同研究会の中心的役割を果たしておられる吉村徳重座長（九州大学名誉教授・弁護士）、井関正裕委員（関西大学法科大学院特別任用教授・弁護士）、そして酒井一委員（立命館大学大学院法務研究科教授・弁護士）から、ベトナム新民事訴訟法起草支援及び制定された同法について、御紹介していただいております。

また、巻頭言につきましては、当部と関わりの深い財団法人国際民商事法センターにおいて設立当時から御活躍されている金子浩之理事に、御自身がこれまで事務局長として歩まれてきた法整備支援事業との関わりについて御執筆いただきました。

今日本は、アジアにおいて政治経済を問わず、様々な分野でその中心的な役割を果たしています。それに呼応するように、国際社会において果たすべき役割と求められる責任も非常に強くなっています。こうした状況下にあって、創部5年を迎えた我が国際協力部も、インドシナ諸国及び中央アジアの国々に向けて今後どのような国際協力を行っていけるのかを再考しなければならない時期に来ているのではないかと考えています。現在、当部において、職員が一丸となって取り組んでいる「法整備支援理論検討会」という試みも、当部の法整備支援活動のこれまでの経緯及び最新情報を得る絶好の機会として、また既に勤務している職員にとっても、ブレインストーミングあるいは担当国以外の国々の現状を再確認する場として、当部業務の「これから」につながる有意義な一歩であると認識しております。

最後に、今年度も5月下旬のラオス及びウズベキスタンの国別研修を皮切りに当部の研修や研究業務も活発化し、忙しい日々が始まりました。しかし、大変な時期だからこそ「心の余裕」を忘れず、充実した1年となるよう日々最善を尽くしていきたいと考えています。

国際協力専門官 石田岳史